明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十五年七月十五日

○第三十四回国会　衆議院会議録追録（その一）（一）

議案に関する報告書

［第八号参照］

昭和三十四年度一般会計予算補正（第3号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、災害復旧事業費、失業保険費等おおむね法令の規定により必要とする経費の追加計上を行なうものである。

しかして、その財源としては、法人税、酒税及び雑収入等現在までの状況に照らし、その収入見込が予算額を越え、または越えることが確実なもののみとしている。

本補正の結果、昭和三十四年度一般会計予算は次の通りである。

（単位千円）

	歳入	歳出
当初予算額	一、四一九、二四八、一六三	一、四一九、二四八、一六三
補正（第1号）追加額	二五、〇七三、九七九	二五、〇七三、九七九
補正（第2号）追加額	五五、三四二、八〇五	六一、四三一、四三七
修正減少額	△　一、五〇〇、〇〇〇	△　七、五八八、六三二
差引	五三、八四二、八〇五	五三、八四二、八〇五
小計	一、四九八、一六四、九四七	一、四九八、一六四、九四七
補正（第3号）追加額	一三、九二九、六五七	一三、九二九、六五七
合計	一、五一二、〇九四、六〇四	一、五一二、〇九四、六〇四

補正の内容は次の通りである。

歳入

(1)　租税及印紙収入　（単位千円）

当初予算額	一、一二一、二四一、〇〇〇
補正（第2号）追加額	五〇、五〇〇、〇〇〇
修正減少額	△　一、五〇〇、〇〇〇
差引	四九、〇〇〇、〇〇〇
補正（第3号）追加額	八、三〇〇、〇〇〇
合計	一、一七八、五四一、〇〇〇

法人税、酒税及び物品税の収納実績等を勘案して算出したものである。

(2)　雑収入　（単位千円）

当初予算額	四四、二〇八、一一二
補正（第1号）追加額	二五、〇七三、九七九
補正（第2号）追加額	二、〇〇〇、六三〇
補正（第3号）追加額	四、七二六、五〇三
合計	七六、〇〇九、二二四

指定預金利子収入の十二月分までの収納済額二七三、三五五千円、返納金の増加見込額八三六、八一七千円、特別調達資金の事務費の受入見込額七八〇、六五七千円、資金運用部補償金の返還見込額二、三八二、一六三千円、金融機関調整勘定の利益返還金の収納済額四一八、七一二千円及び新株引受権の処分による収納済額三四、七九九千円を計上したものである。

(3)　経済基盤強化資金受入　（単位千円）

当初予算額	二二、一三〇、〇〇〇
補正（第3号）追加額	九〇三、一五四
合計	二三、〇三三、一五四

経済基盤強化資金を資金運用部に預託したことにより生ずる利子の受入見込額である。

歳出

(1)　三十四年発生災害復旧事業費　（単位千円）

当初予算額	一七、八六二、二三七
補正（第2号）追加額	五、一五五、〇〇〇
合計	二三、〇一七、二三七

三十四年中に発生した災害による公共土木施設、農林水産業施設の災害復旧に要する経費で、さきに昭和三十四年度一般会計予算補正（第2号）で、とりあえず推定により一七、八六二、二三七千円の経費の追加のほか、予備費の追加を行なつたが、その後の実地調査の進ちよく等に伴い、所要の復旧を行なうのに不足を生ずる見込となつたので、その不足見込額を追加計上したものである。

(2)　伊勢湾高潮対策事業費　（単位千円）

当初予算額	〇
補正（第2号）追加額	六、一五三、〇四九
補正（第3号）追加額	七〇〇、〇〇〇
合計	六、八五三、〇四九

三十四年の第十五号台風による災害の状況にかんがみ、伊勢湾等に面する地域の高潮等による災害防止のため特別措置法に基づき、災害復旧とあわせて大幅な改良工事を高率の国庫負担により施行するもので、今回の追加計上額は、建設省所管の海岸堤防等の築造工事及び仮締切工事の進ちよく状況にかんがみ、一部工事を繰り上げて事業の促進を図るものである。

(3)　公立文教施設災害復旧費　（単位千円）

当初予算額	一〇六、八一〇
補正（第2号）追加額	一、〇八九、七五二
補正（第3号）追加額	一一五、〇〇〇
合計	一、三二一、五六二

第十五号台風等のため被害を受けた公立文教施設の災害復旧に要する経費で、さきに昭和三十四年度一般会計予算補正（第2号）により、一、〇八九、七五二千円を追加対処したのであるが、その後実地調査の進展に従い既計上の経費に不足を生ずる見込となつたため、その不足見込額を追加計上したものである。

(4)　災害救助費　（単位千円）

当初予算額	七〇、〇〇〇
補正（第2号）追加額	二、四四三、〇〇〇
補正（第3号）追加額	六八五、〇〇〇
合計	三、一九八、〇〇〇

第十五号台風による「災害救助法」に基づく都道府県の応急救助費に対する補助につき、概算交付の追加を行なうため必要な経費を追加計上したものである。

(5)　地方交付税交付金　（単位千円）

当初予算額	二四八、六四九、三五六
補正（第2号）追加額	八、五〇〇、五五二
補正（第3号）追加額	一、九三八、〇〇〇
合計	二五九、〇八七、九〇八

今回の補正における法人税五十億円及び酒税十八億円、計六十八億円の増収計上に伴う地方交付税の増加額であり、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付されるものである。

(6) 失業対策費

	（単位千円）
当初予算額	三九、三七九、〇〇〇
補正（第2号）追加額	五一六、五七七
補正（第3号）追加額	三、四六九、〇〇〇
合計	四三、三六四、五七七

三十三年度分の失業保険費国庫負担金について、一人当り給付月額及び受給実人員の実績が、いずれも予定を上回つたので、当該負担金を追加交付するため追加計上したものである。

(7) 食糧管理特別会計へ繰入

	（単位千円）
当初予算額	一、〇〇〇、〇〇〇
補正（第3号）追加額	一、八〇〇、〇〇〇
合計	二、八〇〇、〇〇〇

「食糧管理特別会計法」第六条の二第二項の規定に基づき農産物等安定勘定に生ずる損失を補てんするため一般会計から同勘定へ繰り入れるため必要な経費で、昭和三十三年度決算及び三十四年度実行見込における同勘定の損益を通算して二十八億円の損失を生じ、一般会計からの既定の繰入額ではなお十八億円不足する見込なので、これを補てんするため同額を一般会計から繰り入れるものである。

(8) 漁船再保険特別会計へ繰入

	（単位千円）
当初予算額	五一六、六六二
補正（第3号）追加額	六七、六五七
合計	五八四、三一九

三十三年度漁船再保険特別会計の決算の結果、同会計の普通保険勘定に属する再保険料収入に見合う国庫負担金に不足額を生ずるにいたつたので、これを一般会計から同会計へ繰り入れるため必要な経費である。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、当面必要とされる最少限度の予算補正措置を講じたもので、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年二月十六日

予算委員長　小川　半次

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十四年度特別会計予算補正（特第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、交付税及び譲与税配付金特別会計、食糧管理特別会計に関するものである。

各特別会計予算補正の内容は次の通りである。

(1) 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入	（単位千円）
当初予算額	二八二、五〇八、九三四
補正（特第1号）追加額	八、五〇〇、五五二
一般会計より受入	一、九三八、〇〇〇
補正（特第2号）追加額	二九二、五五六
一般会計より受入	二九二、九四七、四八六
合計	（単位千円）
歳出	
当初予算額	二八二、〇八四、〇〇四
補正（特第1号）追加額	八、五〇〇、五五二
地方交付税交付金	一、九三八、〇〇〇
合計	二九二、五五六

三十四年度一般会計予算補正（第3号）の歳入に法人税五十億円、酒税十八億円計六十八億円を計上しているので、これに伴う地方交付税の増加額一、九三八、〇〇〇千円を、一般会計からこの会計に受入れ、これを財源として地方交付税交付金を増額するものである。

(2) 食糧管理特別会計

歳入	（単位千円）
当初予算額	六三一、三一六、四六六
補正（特第2号）追加額	二三、八二〇、一〇四
国内米売払代	二、三八八、六〇〇
補正（特第2号）修正減少額	△
他勘定より受入	六五二、七四七、九七〇
合計	（単位千円）
歳出	
当初予算額	六三一、三一六、四六六
補正（特第2号）追加額	二三、八二〇、一〇四
国内米買入費	二一、一四六、八七九
国内米管理費	二、二八四、六二五
予備費	七、〇〇〇、〇〇〇
合計	六五二、七四七、九七〇

食糧管理特別会計の国内米管理勘定において、国内米買入数量を四、八〇一千トンと見込んでいたが、豊作等に伴い買入数量が五、六一五千トンに増加すると見込まれるにいたつたので、国内米買入費及び管理費を補正追加する必要が生じたものである。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、当面必要とされる最少限度の予算補正措置を講じたもので、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年二月十六日

予算委員長　小川　半次

衆議院議長清瀬一郎殿

［第九号参照］首都高速道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十四年六月、首都高速道路公団法により設置された首都高速道路公団の事業資金は出資金等のほか、公団が発行する首都高速道路債券により調達することとなつているが、公団の行なう自動車専用道路等の建設事業促進のためには、首都高速道路債券による資金調達の円滑化を図る必要があり、本案は、首都高速道路債券の元利の支払について政府が保証することができるよう措置しようとするもので、その要旨は次の通りである。

すなわち、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、首都高速道路債券に係る債務について保証することができるようにしたものである。

二　議案の可決理由

首都高速道路公団の行なう事業の促進のため、適切な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行については、昭和三十五年度一般会計予算予算総則第二十一条に、首都高速道路債券の保証限度額五十二億円が規定されている。
右報告する。
昭和三十五年二月十七日
衆議院議長清瀬一郎殿　　建設委員長　羽田武嗣郎

土地区画整理法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現在、土地区画整理法の施行以前から、旧耕地整理法に準拠して土地区画整理を施行している土地区画整理組合は、現行の土地区画整理法に基づく新組合に組織を変更しない限り、本年三月三十一日をもつて解散するものとされているが、去る昭和三十四年台風第十五号による災害をうけた地域内の組合の一部のものは、事業の施行に著しい支障を生じたため、本年三月三十一日までに事業の完了は不可能であり、新組合に組織変更する手続の余裕もないため、これらの旧組合について、特別な救済措置を講じ事業の完遂を図ろうとするもので、その要旨は次の通りである。
すなわち、昭和三十四年台風第十五号による災害のため、土地区画整理の施行に著しい支障を生じたと認めて建設大臣が指定する組合については、その存続期間を一年延長するようにしたものである。
二　議案の可決理由
本案は、災害地における旧土地区画整理組合の事業の完遂を図る上において適切な措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年二月十七日
衆議院議長清瀬一郎殿　　建設委員長　羽田武嗣郎

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
中小企業信用保険公庫は、中小企業信用補完制度の中枢機関として、信用保証協会に対し保証能力増強のための資金を貸し付ける融資業務及び信用保証協会の保証についての保険を中心とする保険業務を行なつて来ている。同公庫に対しては、中小企業の資金需要の増大に伴う保証需要の増加にこたえるため、逐年、国庫から出資が行なわれて来たが、昭和三十五年度においては、融資業務の基金として、更に十八億円が産業投資特別会計から出資されることとなつている。
本案は、この出資に伴い、中小企業信用保険公庫法の資本金及び融資基金に関する規定について、所要の改正を行なおうとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、中小企業信用補完制度の充実を図り、中小企業金融の円滑化に寄与する措置として、有効適切なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十五年度産業投資特別会計予算に、中小企業信用保険公庫に対する出資十八億円が計上されている。
右報告する。
昭和三十五年二月十七日
衆議院議長清瀬一郎殿　　商工委員長　中村　幸八

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
中小企業振興資金助成法は、中小企業者の共同施設及び設備近代化のための資金を無利子で貸し付ける制度を創設するため、昭和三十一年に制定されたものである。
本案は、零細企業対策の一環としての事業協同小組合の制度を更に活発化する必要性及び汚水処理施設のための貸付金について優遇措置を講ずる必要性に基づいて、所要の改正を行なおうとするものでその主な内容は次のとおりである。
1　事業協同小組合を共同施設資金の貸付対象に加える。
2　汚水処理施設のための貸付金の償還期間の限度を二年延長し七年とする。
二　議案の可決理由
本案は、中小企業振興資金助成制度の充実と合理化を図り、中小企業の振興に寄与する措置として、適切妥当なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十五年度一般会計予算に、中小企業振興資金助成費十四億七千五百九十万二千円（うち、共同施設補助一億二千五百万円、汚水処理施設補助五千万円）が計上されている。
右報告する。
昭和三十五年二月十七日
衆議院議長清瀬一郎殿　　商工委員長　中村　幸八

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法は、旧捕獲審検所の検定に対して、連合国より再審査の要請があつた場合に、これを国際法に従つて再審査することを目的とするものであるが、事件の性質上、法律の存続期間は八年と定められ、本年四月二十七日限り失効することとなつている。
しかるに、連合国の再審査の要請状況をみると、今後なお要請があるものと予想されるので、法律の有効期間を更に一箇年延長し、また、現行法第十七条において、連合国財産補償法第十五条第一項の補償請求期限に関する規定の読み替えを行なつているが、同規定はすでに改められているので、その改正に伴い読み替え規定の整備を行なおうとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、日本国との平和条約第十七条の規定による義務を履行するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十五年度一般会計予算中、運輸省所管、捕獲審検再審査委員会に必要な経費として、四百五十四万五千円を計上している。
右報告する。
昭和三十五年二月十七日
衆議院議長清瀬一郎殿　　運輸委員長　平井　義一

昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、昭和三十四年産米穀について昭和三十三年産米穀と同様に、政府に対して事前売渡申込に基づいて米穀を売り渡した場合に、同年分の所得税について、その売渡しの時期の区分に応じ玄米百五十キログラム（一石）当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものである。
なお、この措置により本年度の減収を見積れば約十五億円である。

二　議案の可決理由

米穀供出の促進及び確保を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年二月二十四日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十号（その一）参照〕

昭和三十五年度一般会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、健全財政を堅持し、財政面から景気に刺戟を与えることを避け、通貨価値の維持と国際収支の安定を図り、経済の安定的成長を持続することを基本方針として編成されたものである。

本予算における重要施策は次の通りである。

1　国土保全及び災害復旧対策の推進
2　社会保障関係施策の推進
3　文教及び科学技術の振興
4　農林漁業の振興
5　中小企業の育成強化
6　貿易の振興及び経済協力の推進
7　地方財政の健全合理化

本予算の内容の概略は次の通りである。

歳入歳出予算総額は、ともに一、五六九、六七四、七〇二千円で、前年度当初予算額に比べ一五〇、四二六、五三九千円、また補正後予算額（第1号及び第2号）に比べ七一、五〇九、七五五千円の増加となつている。

歳入

1　租税及印紙収入　一、三三六、六三一、〇〇〇千円

現行税法に基く本年度予算額は、一三、三〇八億円で前年度（補正後予算額、以下同じ。）に比べ一、六〇六億円の増加が見込まれるが、原重油等に対する関税の減免措置の改訂等により、五八億円の増収が見込まれるので、結局前年度に比べ一六六、三九〇百万円の増加となる。

租税及び印紙収入見込額の内訳は次の通りである。

所得税	三三〇、八七四、〇〇〇千円
源泉分	二五七、九六五、〇〇〇千円
申告分	七二、九〇九、〇〇〇千円
法人税	四三八、八五七、〇〇〇千円
相続税	一一、一七四、〇〇〇千円
再評価税	三、一〇八、〇〇〇千円
酒税	二二五、一一八、〇〇〇千円
砂糖消費税	二四、五四六、〇〇〇千円
揮発油税	九五、一九四、〇〇〇千円
物品税	六四、九六四、〇〇〇千円
トランプ類税	二八七、〇〇〇千円
取引所税	五七〇、〇〇〇千円
有価証券取引税	四、九三八、〇〇〇千円
通行税	三、五二四、〇〇〇千円
関税	八九、四九四、〇〇〇千円
とん税	六七五、〇〇〇千円
印紙収入	四三、三〇八、〇〇〇千円
収入印紙	三七、三五六、〇〇〇千円
現金収入	五、九五二、〇〇〇千円
合計	一、三三六、六三一、〇〇〇千円
2　専売納付金	一三六、四一二、一一六千円
(1)　日本専売公社納付金	一三五、九四〇、九二六千円

たばこ事業において、たばこの売上数量及び売上金額の増加により一、三九一億円の益金が見込まれるが、塩事業において、前年度に引き続き、塩田整理合理化のため、整理交付金四五億円の支出を必要とするので、なお三二億円の赤字を生ずるため、前年度に比べ一三、六八九百万円の増加となる。

(2)　アルコール専売事業特別会計納付金	四七一、一九〇千円
3　官業益金及官業収入	一七、一八六、四四五千円
官業益金	四七一、一九〇千円
印刷局特別会計受入金	七二二、三二四千円
官業収入	
病院収入	一六、四六四、一二一千円
政府資産整理収入	一九、二八二、四三三千円
4　国有財産処分収入	一一、三三六、〇五三千円
国有財産処分収入	七、九四六、三八〇千円
回収金等収入	四三、三四一、八一〇千円
雑収入	四、一八二、一〇〇千円
5　国有財産利用収入	一五、〇三九、二六〇千円
納付金	二四、一二〇、四五〇千円
諸収入	一六、八二〇、八九八千円
6　前年度剰余金受入	四六、七三三、四七一千円

歳出

1　生活保護費

前年度に比べ一、三四五百万円の増加である。

生活扶助人員は、前年度の横ばいと見て一、四六七千人を見込み、生活扶助基準については、約三パーセントの引き上げ、出産扶助及び葬祭扶助基準の改訂、医療扶助の件数及び単価の増加等を見込むほか、国民年金支給開始と相まつて老齢加算制度を新設し、身体障害者及び母子加算についても増額を行なつている。

2　児童保護その他社会福祉費　一〇、八七八、九〇四千円

児童保護費における保育所措置児童の間食費の新規計上、原爆障害対策費における医療範囲の拡大、医療手当及び交通手当の新規支給、精神薄弱者援護費の充実、中央児童厚生施設等の設置等、前年度に比べ六〇七百万円の増加である。

3　社会保険費　三六、〇〇五、四九七千円

国民健康保険においては、皆保険達成最終年度として、三十五年度中の被保険者の増加を約六、一八九千人と見込み、受診率の上昇等を織り込み、事務費補助金四、四〇七百万円、療養給付費補助金一八、三二二百万円及び財政調整交付金四、四二〇百万円を計上し、国民健康保険団体連合会に対する診療報酬請求書の審査手数料等の経費一〇〇百万円の新規補助とあわせて前年度に比べ四、五三九百万円を増額している。

4　国民年金費　二八、九一七、七一九千円

福祉年金給付費の第二年度分として十箇月分の計上及び三十六年度から保険料徴収開始予定の拠出制国民年金実施準備に必要な事務費を計上したものである。

5　失業対策費　四一、七三六、〇六五千円

失業者吸収人員については、一般失業対策事業二〇万人、特別失業対策事業及び臨時就労対策事業四万人の予定で、一般失業対策事業における賃金日額は二八円引き上げて三三四円とし、夏季年末手当は一日増の一四日分としている。

失業保険については、受給実人員三六三千人、給付月額七、五九八円としている。

6　結核対策費　一七、四〇八、〇四六千円

7 義務教育費国庫負担金　一一一、六九五、〇〇〇千円
給与費　一〇九、九二八、〇〇〇千円
三十四年五月一日の実数に対し一、一〇一人、学級編成の適正化を図るため四、八二〇人合計五、九二一人の教職員の増加を見込んでいる。
8 教材費　一、七六七、〇〇〇千円
国立学校運営費　四九、六〇一、六三一千円
教官研究費の大幅増加のほか、大学の理工系一学部及び一八学科の増設等により理工系学生一、一二六人の増員を行なうこととしている。
9 文教施設費　一四、二八九、八三三千円
国立文教施設費　四、三三五、七五三千円
公立文教施設費　八、六八六、六九七千円
文教施設災害復旧費　一、二六七、三八三千円
10 育英事業費　四、七二三、四五三千円
11 科学技術振興費　二五、二四〇、二六四千円
原子力関係費二九〇百万円の増額をはじめ各省研究機関経費及び試験研究補助金等大幅な増額を行なつている。
12 国債費　二七、四〇七、二八八千円
国債償還　七、八五四、一五八千円
国債利子　一九、三八〇、一一四千円
国債事務取扱費　一七三、〇一六千円
13 文官等恩給費　一七、二六〇、〇四二千円
14 旧軍人遺族等恩給費　一〇四、〇二七、二五〇千円
15 遺族及び留守家族等援護費　八、七二七、四六九千円
16 地方交付税交付金及び臨時地方特別交付金　地方交付税交付金　二八三、五三一、九六五千円
臨時地方特別交付金　二、九八四、五四七千円
三十四年度に実施の所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の収入額の減少を考慮し、あわせて地方財政の健全化の促進のため、三十五年度以降当分の間、所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三相当額の合算額を地方交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するものである。
17 防衛支出金　六、〇二五、〇〇〇千円
18 防衛庁経費　一四、五五二、〇〇〇千円
施設整備費　一三、五六九、一七二千円
艦船建造費　五、四二一、六三六千円
潜水艦建造費　二、九一五、〇〇一千円
昭和三十三年度甲型警備艦建造費　一、八九九、五四七千円
昭和三十四年度乙型警備艦建造費　一、八一五、四八六千円
昭和三十四度潜水艦建造費　二、〇四四、一七九千円
昭和三十五年度甲型警備艦建造費　一、五二二、六九八千円
昭和三十五年度潜水艦建造費　二六五、三七九千円
施設整備等附帯事務費　六〇四、二〇〇千円
右のほか、新たに国庫債務負担行為九一、八六五百万円、艦艇建造のため継続費総額二〇四、七〇二千円
六、五五四百万円を計上している。人員については、陸、海、空、官房各局附属機関合わせて、制服職員七、四一七人、一般職員九八九人を増員することとしている。
19 賠償等特殊債務処理費　二四、〇二三、二四七千円
20 公共事業関係費　（二八八、九八二、九九四千円）
二七六、八八二、九九四千円
（（　）内の数字は、特に断りのある場合を除き、労働省所管の特別失業対策事業費及び建設省所管の臨時就労対策事業費を含めた金額である。）

(1) 治山治水対策事業費　（六〇、二五〇、一一九千円）
(イ) 治水事業　五九、二七七、一一九千円
（三八、五一九、五七一千円）
三七、五一九、五七一千円
三十五年度を初年度とする総投資規模九、二〇〇億円の治水事業長期計画を強力に推進するため、治水特別会計（仮称）を新設し、すべての治水事業及びこれと密接な関連のある直轄の伊勢湾高潮対策事業を実施することとしている。
治水事業長期計画　九、二〇〇億円
前期五箇年計画（三十五―三十九年度）　四、〇〇〇億円
後期五箇年計画（四十―四十四年度）　五、二〇〇億円
(ロ) 治山事業　（五、七九六、二〇〇千円）
五、六七一、二〇〇千円
治水事業とともに、三十五年度を初年度とし総投資規模一、三〇〇億円の治山事業長期計画を強力に推進することとし、国有林野事業特別会計に治山勘定（仮称）を新設し、すべての民有林治山事業をこの勘定で実施することとしている。
治山事業長期計画　一、三〇〇億円
前期五箇年計画（三十五―三十九年度）　五五〇億円
後期五箇年計画（四十―四十四年度）　七五〇億円
(ハ) 海岸事業　（二、四二一、〇四八千円）
二、三七三、〇四八千円
(ニ) 伊勢湾高潮対策事業　一三、五一三、三〇〇千円
建設省所管の直轄事業は治水特別会計で、運輸省所管の直轄事業は、特定港湾施設工事特別会計で工事等を施行するので、一般会計から特別会計へ繰り入れる額と一般会計の事業として実施される額の合計額の計上である。
(2) 道路整備事業費　（九八、八〇七、〇〇〇千円）
八九、〇一六、〇〇〇千円
（二〇、八七二、九〇〇千円）
二〇、三五八、九〇〇千円
(3) 港湾、漁港、空港整備事業費　（一〇、四一四、二一三千円）
九、六四二、二一三千円
(4) 林道、都市等整備事業費　三八、九一〇、〇七六千円
(5) 農業基盤整備費　従来、「食糧増産対策事業費」と呼ばれてきたものであるが、農業基盤たる農地条件を整備し、営農の合理化により農家経済の安定を導く本事業の性格を明確化するため、「農業基盤整備費」と改めたもので、主たる内容は、耕地の拡張をもたらす開墾、干拓事業及び耕地の改良を目的とするかんがい排水その他の土地改良事業である。
(6) 災害復旧等事業費　（五八、一〇八、六八六千円）
五八、〇五八、六八六千円
(7) 鉱害復旧事業費　八五、〇〇〇千円
(8) 国土総合開発事業調整費　七七〇、〇〇〇千円
21 住宅及び環境衛生対策費　一五、七三八、九三三千円
住宅対策費　一二、九八二、九三三千円
建設予定戸数は、一般住宅について公営住宅四九千戸、不良住宅二千戸で前年度に比べ三千戸増加しているが、増加分は特に第二種公営住宅及び不良住宅に充てることとしている。
環境衛生対策費　（四、七五二、〇〇〇千円）
二、七五六、〇〇〇千円
（（　）内の数字は、失業対策費及び公共事業費計上の下水道管きよ等工事費を含めた金額である。）
22 農業保険費　一一、四九二、八八一千円

23　貿易振興及び経済協力費　四、五一八、四六五千円
経済協力及び技術協力の推進と相まつて、輸出貿易の一層の拡大を期するため、施策の重点的拡充を図ることとし、また、低開発地域に対する経済協力の促進のため、輸出入銀行の東南アジア開発協力基金を振替充当して独立の法人格を有する「海外経済協力基金」（仮称）を設け、さしあたり東南アジアに対する経済協力に関する一定の緊急事業に必要な資金の貸付等を行なうこととしている。

24　中小企業対策費　二、五八一、四四九千円
中小企業の合理化及び組織化等の促進を図り、特に小規模事業対策を積極的に推進するため、新たに経営改善普及員の設置を中心として商工会等の事業に対する特段の助成措置等を講じている。

25　食糧管理特別会計へ繰入　一一、二〇〇、〇〇〇千円
食糧管理特別会計における食糧管理勘定において、三十五年度約一〇八億円の損失見込であるが、三十二年度における一般会計からの繰り入れ一五〇億円の調整資金の大部分が三十四年度末までの損失補てんに充当される見込なので、一〇〇億円を一般会計から調整勘定に繰り入れ、また農産物等安定勘定においても三十五年度に一二億円の損失を生ずる見込なので、これの補てんのため一般会計から同額を繰り入れることとしている。
八、〇〇〇、〇〇〇千円

26　予備費　一、〇〇〇、〇〇〇千円

27　雑件

(1)　移住振興費（外務省所管）　一、二九五、五一〇千円

(2)　医療金融公庫出資（大蔵省所管）　一、〇〇〇、〇〇〇千円
医療機関の適正な整備及び機能の強化を図るため、私的医療機関に対し融資を行なう金融機関として新たに設置する医療金融公庫（仮称）に対する出資である。

(3)　国際開発協会出資金（大蔵省所管）　六〇四、六二〇千円
「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律」（仮称）に基づいて、国際復興開発銀行の開発目的を促進し、その活動を補完し、低開発地域の経済開発を促進するため、新たに設立される国際開発協会（仮称）に加盟し、これに対し出資するため必要な経費である。

(4)　要保護、準要保護児童生徒対策費（文部省所管）　九三〇、九九四千円
学校給食費についてグラント廃止に伴う父兄負担額の増加等を考慮して援護対象を拡大し、またトラホーム治療費の増額を行なうこととしている。

(5)　スポーツ振興費（文部省所管）　二八二、八六五千円

(6)　私立学校振興費（文部省所管）　一、四一七、八一三千円

(7)　畑作振興対策費（農林省所管）　九三三、五八八千円

(8)　畜産振興対策費（農林省所管）　三、六八四、八三三千円

(9)　水産業振興費（農林省所管）　一、二一〇、二三九千円

(10)　海運対策費（運輸省所管）　一、七三三、〇八六千円

(11)　外航船舶建造融資利子補給　九五四、二七〇千円
「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」に基づき、新たに、第十三次以降の計画造船にかかる市中融資について、市中貸出金利と年七分五厘との差程度の利子補給を行なうほか、既に利子補給契約締結済の第十次から第十二次までの分について、原契約の補給率で利子補給を復活するものである。

石炭鉱業対策関係費（通産省、労働省、運輸省等所管）　（六、九二二、三一〇千円）
二、六七一、二一五千円
（（　）内の数字は、重要経費中の失業対策費計上の炭鉱離職者援護対策事業費及び公共事業費計上の鉱害復旧事業費並びに港湾整備事業費のうち石炭港湾関係費を含めた金額である。）

石炭鉱業の現況にかんがみ、その合理化の推進及び離職者の援護等に関する諸施策に必要な経費である。

(12)　青少年対策費（総理府、文部省、農林省、運輸省、労働省、建設省所管）　一、三四八、三九一千円
健全な青年活動の助成及び青少年の不良化防止のため、青少年対策に特に重点を置き、新たに、青少年対策モデル地区設置の経費、青少年関係団体補助金、定時制及び通信教育手当、国立ユースホステル・センター設置費等を計上している。
所管別内訳は次の通りである。

総理府	一一〇、〇一四千円
文部省	八〇〇、一二九千円
農林省	二九九、二八九千円
運輸省	六七、五〇〇千円
労働省	二一、〇六五千円
建設省	五〇、三九四千円
計	一、三四八、三九一千円

(13)　給与費
公務員の給与について、三十五年四月一日から各俸給表の中級職員並びに研究職員及び医師について実情に即した給与改善を行なつて平均四パーセントの俸給の改訂を行なうとともに、夏季手当〇・一月分増額を行なうこととして、所要の経費を計上している。

二　本予算の可決理由
本予算は、重要施策の重点的実施によつて、世界経済における貿易為替自由化の大勢に即応しつつ経済の安定的成長に資せんとするものであり、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ「昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度特別会計予算及び昭和三十五年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和三十五年三月三日

衆議院議長清瀬一郎殿

予算委員長　小川　半次

昭和三十五年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨
本年度は、災害の復旧、国土の保全対策に最も重点をおくとともに、産業発展基盤の整備及び農林漁業振興等の施策の推進を図ることを基本とし、特に、治山治水長期計画を強力に推進するため従来の特定多目的ダム建設特別会計の事業を吸収し、新たに「治水特別会計」を設けた。なお、臨時受託調達特別会計は廃止された。
本特別会計の歳入歳出予算は、次の通りである。

（単位千円）

会計	別	歳入	歳出
交付税及び譲与税配付金		三一八、九一八、六一二	三一八、三一〇、一三七
造幣局		七、九三〇、四九四	七、九三〇、四九四
印刷局		六、九七五、七五三	六、二五三、四二九
資金運用部		一一二、二三四、四〇九	一一二、二三四、四〇九
国債整理基金		四六九、〇八〇、九九四	四六九、〇八〇、九九四
貴金属		二〇三、六七三	二〇三、六七三
外国為替資金		二三、〇〇四、五六五	二三、〇〇四、五六五
産業投資		二六、九三四、一二七	二六、九三四、一二七
経済援助資金		一、二二八、五四三	一、二二八、五四三
余剰農産物資金融通		六、九〇三、四六七	六、九〇三、四六七
賠償等特殊債務処理		二九、八七九、四〇〇	二九、八七九、四〇〇
国有財産特殊整理資金		一〇九、〇〇三	一〇九、〇〇三

厚生保険　九二、七〇四、一一〇
健康勘定　七、四九〇、九四三
日雇健康勘定　一〇一、七七〇、八六一
年金勘定　五、八九五、九六五
業務勘定　八、三五〇、〇五七
船員保険　一〇、四四三、二六五
国立病院　三八六、三五九
あへん
食糧管理　六八二、七四五、三七〇
国内米管理勘定　九三、二一八、五〇三
国内麦管理勘定　一一七、七五二、五七五
輸入食糧管理勘定　六四、四九八、八七四
農産物等安定勘定　一七、八二〇、三六六
業務勘定　七〇四、九八八、八二四
調整勘定
農業共済再保険　三、一〇八、五二九
再保険金支払基金勘定　一一、六一八、九〇六
農業勘定　三、四八八、三〇七
家畜勘定　一一五、四七八
業務勘定　五七三、四六九
森林火災保険
漁船再保険　二、三一一、四七八
普通保険勘定　三八九、二四五
特殊保険勘定　一四五、〇一九
給与保険勘定　三五、三五四
業務勘定　一、三九一、三二三
自作農創設特別措置　四、七二八、三一七
開拓者資金融通
国有林野事業
国有林野事業勘定　五六、一四四、八八〇
治山勘定　六、一一三、二〇〇
糸価安定　一一、五〇〇、九〇五
中小漁業融資保証保険　一、〇三六、九二九
特定土地改良工事　一四、〇四八、六九七
アルコール専売事業　三、五三四、五九五
輸出保険　八、〇七一、一二八
特定物資納付金処理　三、〇七一、二六七
木船再保険　二八二、〇七三
自動車損害賠償責任再保険
保険勘定　三、七八〇、一五一
保障勘定　二〇一、三一八
業務勘定　五三、一二三
特定港湾施設工事　九、五〇九、七〇一
郵政事業　一八九、三三一、五四五
郵便貯金　六八、二三六、一三三
簡易生命保険及郵便年金
保険勘定　一七一、五三五、四三九
年金勘定　二、五四二、〇七二
労働者災害補償保険　三九、二五八、一一一
失業保険　五二、一九六、二三一

道路整備　一〇八、九一三、〇五七
治水　四六、〇三〇、五七九
治水勘定　一四、九二六、八七五
特定多目的ダム建設工事勘定　三、五四九、〇五五、五五八
計　二、七四九、六九二、五四六

次に、主な特別会計の内容は、次の通りである。

(1)　交付税及び譲与税配付金特別会計

（歳入）　（単位千円）
一般会計より受入　二八六、五一六、五一二
入場税　一三、五六二、〇〇〇
地方道路税　一七、三五三、〇〇〇
特別とん税　八四三、〇〇〇
前年度剰余金受入　六〇五、〇〇〇
雑収入　三九、一〇〇
計　三一八、九一八、六一二

（歳出）
地方交付税交付金　二八三、五三一、九九〇
入場譲与税譲与金　一三、五六二、〇〇〇
地方道路譲与税譲与金　一七、三五三、〇〇〇
特別とん譲与税譲与金　八四三、〇〇〇
諸支出金　一〇〇
臨時地方特別交付金　二、九八四、五四七
予備費　三四、五〇〇
計　三一八、三〇九、一三七

特に、臨時地方特別交付金の財源に充てるため、二、九八四、五四七千円を一般会計から受け入れ、これを特別交付税の交付の例により地方公共団体に交付することとした。

(2)　資金運用部特別会計

資金調達及び運用計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）
預託金の増加　二、三九六
郵便貯金　一、三〇〇
簡保年金　〇
厚生保険　七七〇
その他　三二六
既運用の回収等　一、〇二〇
地方債　三五六
その他　六六四
計　三、四一六

（資金運用）
特別会計貸付　七〇
政府関係機関貸付　一、八四〇
その他　一、五〇六
計　三、四一六

(3)　産業投資特別会計

投資計画は、次の通りである。

出資対象別　出資金（単位百万円）
電源開発株式会社　〇
日本輸出入銀行　一、〇〇〇
石油資源開発株式会社　一、九〇〇
東北開発株式会社　五〇〇

北海道地下資源開発株式会社	三〇〇
農林漁業金融公庫	七、〇〇〇
中小企業信用保険公庫	一、八〇〇
商工組合中央金庫	〇
住宅金融公庫	五、〇〇〇
日本住宅公団	七、〇〇〇
公営企業金融公庫	三〇〇
日本航空株式会社	五〇〇
日本海外移住振興株式会社	五〇〇
国内旅客船公団	二〇〇
計	二六、〇〇〇

(4)

賠償等特殊債務処理特別会計	
（歳入）	（単位千円）
一般会計より受入	二四、〇二三、二四七
前年度剰余金受入	五、八五六、〇五三
雑収入	一〇〇
計	二九、八七九、四〇〇
（歳出）	
賠償等特殊債務処理費	二九、三七九、〇〇〇
諸支出金	四〇〇
予備費	五〇〇、〇〇〇
計	二九、八七九、四〇〇

(5)

厚生保険特別会計

(イ) 政府管掌健康保険については、三十五年度は保険料率を一〇〇〇分の六五から一〇〇〇分の六三に引き下げることとしている。なお、一般会計からの繰入は、五億円である。

(ロ) 日雇労働者健康保険については、医療給付費に対する国庫負担割合を二割五分から三割に引き上げることとした。

(6)

食糧管理特別会計

(イ) 三十五年産米の買入れ見込は、五、〇八〇千トン（三三、八六九千石）、政府買入価格は三十四年産米決定価格どおり石当り一〇、三三三円とし、消費者価格は現行価格によることとしている。

(ロ) 国内産麦については、三十五年度麦の買入見込一、三一〇千トン、政府買入価格は現行どおりパリティ方式によることとしている。

(ハ) 輸入米麦については、国内米麦の買入量等を勘案し、米二五七千トン、麦二、三四九千トンの買入れを予定するが、買入価格は、おおむね最近の実績価格を基準として算定することとしている。

(7)

開拓者資金融通特別会計

貸付計画は、次の通りである。

	（単位千円）
新規入植者営農資金	六八五、七九八
振興対策資金	二、五五三、三〇八
機械開墾地区入植者営農資金	二七一、四五一
災害対策資金	一〇〇、〇〇〇
計	三、六一〇、五五七

特に、三十五年度は既入植地区振興対策の一環として振興対策資金の貸付わくを拡大するとともに、制度的にも開拓者の返済能力を考慮して貸付条件を緩和するほか、要振興開拓者で特別の災害により改善計画を達成することができないおそれあるものに災害資金の貸付が行なわれるよう開拓営農振興臨時措置法の改正を行なうこととしている。

(8)

国有林野事業特別会計

三十五年度は、新たに治山事業を強力に推進することとして、従来の国有林野事業と区分して国有林野事業勘定と治山勘定との勘定に区分経理することとした。

（国有林野事業勘定）

三十五年度は、生産力増強計画の第二年目に当り、この計画を遂行するための諸施策を強力に実施することとしている。その内容は、伐採量の増加に伴う立木処分及び素材の伐出及び輸送等製品事業費の増加、三十四年度に引き続き民有林と国有林の開発に相互に関連ある林道の開設事業の推進、造林保育事業及び種苗事業を拡大強化するとともに、林木育種支場二箇所の新設、官行造林事業のうち、水源林造成事業の強化等を図ることとしている。

（治山勘定）

この勘定は、治山事業長期計画（三十五～四十四年度）に即応して、民有林治山事業及び地すべり事業を重点的に推進するためのものである。

事業内容及び財源は、次の通りである。

（事業内容）	（単位百万円）
直轄治山事業費	七四一
直轄地すべり防止事業費	九〇
治山事業費補助	四、八二二
地すべり事業費補助	一〇〇
治山事業調査費	一七
地方財政再建団体補助率差額	三〇三
計	六、〇七三
（財源）	
一般会計より受入	五、七九六
直轄分担金現金収入	二七七
計	六、〇七三

(9)

特定港湾施設工事特別会計

事業計画及び財源は、次の通りである。

（事業計画）	（単位百万円）
輸出港湾整備工事費	二、四一〇
石油港湾整備工事費	三六〇
鉄鋼港湾整備工事費	二、二九八
石炭港湾整備工事費	一、三八八
伊勢湾高潮対策事業費	六二五
港湾事業事務費	七八四
受託工事費	一、三八六
他会計へ繰入	一一九
予備費	一四〇
計	九、五一〇

（財源）	
一般会計より受入	四、二二二
港湾管理者工事費負担金収入	二、二一一
受益者工事費負担金収入	一、四一七
地方債証券償還収入	一二〇
受託工事収入	一、四〇〇
前年度剰余金受入	一
雑収入	四
借入金	一三五
予備収入	九、五一〇
計	

(10) 簡易生命保険及郵便年金特別会計

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

（単位億円）

（資金調達）	
新規積立金	一、〇三三
政令払戻	七七
回収金等	一五〇
計	一、二六〇
（資金運用）	
財政投融資	一、一五〇
契約者貸付	一一〇
計	一、二六〇

(11) 失業保険特別会計

三十五年度においては、一般失業保険については、最近における受給人員の減少の傾向にかんがみ、受給実人員を三十四年度の三八五千人に対し三六三千人を見込むとともに、給付月額については、賃金の上昇を織り込み三十四年度の七、二〇四円に対し七、五九八円に上昇するものとしている。また、炭鉱離職者の職業訓練を実施する等のため、保険施設費及び労働福祉事業団出資金を増額している。

(12) 道路整備特別会計

事業計画及び財源は、次の通りである。

（単位百万円）

（事業計画）	
道路	七七、三二五
一級国道	三八、七二六
二級国道	一三、三六九
主要地方道	一〇、〇四五
その他地方道	一〇、五六八
維持修繕費	四、六一七
街路	一五、一三七
道路機械	二、九三一
雪寒道路	一、六三二
離島道路	五六八
調査費	五二四
計	九八、一一七
災害関連	四九七
日本道路公団	五、五〇〇
首都高速道路公団	五〇〇
再建団体補助率差額	二、五五六
合計	一〇七、一七〇
（財源）	
揮発油税収入	九六、三〇七
一般財源	一、三〇八
地方公共団体負担金	八、三六三
道路工事事務費（北海道開発庁に計上）	一、一九二
計	一〇七、一七〇

特に、三十五年度からは直轄事業地方分担金を地方債証券で納付させる制度を廃止して、当年度に現金で納付させることとしたので、資金運用部からの借入れは行なわないこととした。

(13) 治水特別会計

この会計は、治水事業長期計画（三十五～四十四年度）及び治水事業と密接な関連のある直轄の伊勢湾高潮対策事業の強力な推進を図るため、従来特定多目的ダム建設工事特別会計で実施してきた事業を吸収し、治水事業の経理を明確にするため三十五年度から設置されるものであつて、治水勘定（仮称）と特定多目的ダム建設工事勘定（仮称）との勘定に区分整理することとしている。

事業計画は、次の通りである。

（単位百万円）

治水	四九、八二三
河川	二六、九一四
ダム	一四、五〇一
砂防	八、四〇八
伊勢湾高潮対策	五、八六〇
計	五五、六八三

二

本予算の可決理由

本予算は、重要施策の重点的実施によつて、世界経済における貿易為替自由化の大勢に即応しつつ経済の安定的成長に資せんとするものであり、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ「昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度特別会計予算及び昭和三十五年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和三十五年三月三日

予算委員長　小川　半次

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度政府関係機関予算に関する報告書

一

本予算の要旨

本年度は、産業発展基盤の整備、農林漁業及び中小企業の振興強化、貿易振興等の諸施策の充実に努めることとし、特に、医療機関の適正な整備及び機能の強化を図るため、新たに「医療金融公庫（仮称）」を設けた。

本政府関係機関予算の主なる内容は、次の通りである。

(1) 日本専売公社

（単位百万円）

（収入）	二七六、一二八
たばこ事業収入	二五、六三三
塩事業収入	八四三
しよう脳事業収入	四二四
共通収入	三〇三、〇二八
計	
（支出）	
給与其他諸費	一五、一五二
たばこ事業費	一一九、二八一
塩事業費	二三、八〇八
塩業整理交付金	四、五二四
しよう脳事業費	七六五
共通費	一、四一八
固定資産取得費	一、九四一
予備費	一、三〇〇
計	一六九、一八九
差引収入超過額	一三三、八三九
資産増加額	二、九八四
純益金	一三六、八二三

固定資産増加額控除　八八二
専売納付金　一三五、九四一

(2) 日本国有鉄道

損益勘定　（単位百万円）
（収入）
運輸収入　三六五、一〇〇
雑収入　一四、九六二
政府会計より受入　四五
計　三八〇、一〇七

（支出）
事業費　三一五、二四二
資本勘定へ繰入　五九、八六五
（固定資産の取替資金及び借入金等償還資金）
予備費　五、〇〇〇
計　三八〇、一〇七

資本勘定
（収入）
損益勘定より受入　五九、八六五
借入金　二九、七〇〇
鉄道債券　五二、五〇〇
公募債　三〇、〇〇〇
政府引受債　一二、〇〇〇
利用債　七、〇〇〇
縁故債　三、五〇〇
資産充当　八五〇
計　一四二、九一五

（支出）
借入金等償還　一七、一九〇
工事勘定へ繰入　一二五、二〇〇
出資　五二五
計　一四二、九一五

工事勘定
（収入）
資本勘定より受入　一二五、二〇〇

（支出）
建設費　九、五〇〇
東海道幹線増設費　二〇、七〇〇
電化設備費　一〇、二七五
車両費　三〇、五四六
諸設備費　四七、一一六
総係費　七、〇六三
計　一二五、二〇〇

特に、東海道幹線増設工事等の所要資金の増大に伴い、財政資金並びに公募債のわくを大幅に拡げたほか、国際復興開発銀行からの借入金四七億円を見込んだ。
なお、国際復興開発銀行からの借入金が四七億円をこえて借り入れられることとなる場合には、東海道幹線増設工事費を増額しうることとしている。

(3) 日本電信電話公社

損益勘定　（単位百万円）
（収入）
電信収入　一〇、九一一
電話収入　二〇、三八〇四
受託業務収入　一、三四二
雑収入　四、八四九
計　二二、九〇六

（支出）
業務費　一二、九七八
利子及債務取扱費　一〇、二〇五
減価償却費　三七、三〇〇
資本勘定へ繰入　四、九二三
予備費　一、五〇〇
計　二二、九〇六

資本勘定
（収入）
減価償却引当金　三七、三〇〇
損益勘定より受入　四八、九二三
資産充当　五、〇二〇
設備料　四、七二一
電信電話債券　四四、〇九三
電話設備負担金　〇
借入金　〇
計　一四〇、〇五七

（支出）
債務償還　一一、五〇八
建設勘定へ繰入　一二八、五四九
計　一四〇、〇五七

建設勘定
（収入）
資本勘定より受入　一二八、五四九

（支出）
電信電話施設費　一〇〇、三六二
局舎建設費　一九、三二二
諸施設費　一、四六五
総係費　七、四〇〇
計　一二八、五四九

特に、おう盛な電話需要に応ずるため、一般拡充整備分として三十四年度に比べ四二七億円増の一、二〇二億円を投じこれによって三十四年度より九万加入増の三七万加入（ほかに公衆電話一三千箇）の架設を行なうこととするほか、特別措置として、町村合併に伴う施設整備のため四〇億円、農山漁村の電話普及のため四三億円を計上した。
なお、予算総則において七二億円の外資導入の途を開いている。

(4) 国民金融公庫

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）
（資金調達）
政府資金借入　二九〇
回収金等　七五〇
計　一、〇四〇

（資金運用）
普通貸付　九〇四
特別小口貸付　一

恩給及び遺族国債担保貸付　一一〇
引揚者国債担保貸付　二〇
更生資金貸付　五
計　一、〇四〇

特に、普通貸付及び恩給担保貸付を増大することとしている。

(5)

住宅金融公庫

貸付契約締結予定内訳は、次の通りである。

	戸数（千戸）	金額（単位億円）
住宅融資	一一〇	三九二
宅地造成融資　取得五七万坪 造成四〇万坪		一三
災害融資	一	一〇
計	一一〇	四一五

資金調達は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）

産業投資特別会計出資金	五〇
資金運用部資金借入金	一八七
簡保年金資金借入金	一二三
回収金等	七〇
計	四三〇

(6)

農林漁業金融公庫

資金調達及び貸付契約計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）

一般会計からの造林事業出資金	七
産業投資特別会計出資金	七〇
資金運用部資金借入金	一二八
簡保年金資金借入金	一三〇
回収金等	一五四
計	四八九

（貸付契約計画）

土地改良	一七四
林業	四四
漁業	四二
塩業	一〇
共同利用施設及び新規用途	三一
小団地開発整備	三三
農山漁村建設総合対策	三〇
主務大臣指定施設	八
主務大臣指定災害復旧	二
自作農維持創設	一三〇
奄美群島復興	一一五
開拓	一二
寒冷地農業振興	五
果樹園造成	一〇
予備	一七
計	五一

特に、三十五年度は新たに果樹園造成事業を貸付対象事業に加え、果樹農業の振興を図ることとしている。

(7)

中小企業金融公庫

資金計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）

政府資金借入	三一五
回収金等	四〇〇
計	七一五

（資金運用）

貸付	七一五

(8)

北海道東北開発公庫

資金計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）

資金運用部資金	五〇
公庫債発行	六〇
自己資金	五〇
計	一六〇

（資金運用）

出資	三
貸付	一五七
計	一六〇

(9)

公営企業金融公庫

三十五年度は、公営企業公募債の応募等一四三億円を予定しているが、その原資は、政府保証の公営企業債券一三五億円、産業投資特別会計出資三億円及び回収金等六六八、七五〇千円である。

(10)

中小企業信用保険公庫

三十五年度においては、包括保証保険を中心として保険業務の拡充を図り、また産業投資特別会計からの出資一八億円をもつて信用保証協会に対する貸付財源として信用保証協会を助成強化することとしている。

(11)

医療金融公庫（仮称）

この公庫は、国民皆保険の達成を控えて、医療機関の適正な整備及び機能の強化を図るため、私的医療機関に対して融資を行なうことを目的として、新たに設立されるものである。

三十五年度においては、一般会計からの出資一〇億円及び資金運用部資金借入二〇億円計三〇億円をもつて貸付を予定している。

(12)

日本開発銀行

資金計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）

資金運用部資金借入	四三〇
回収金等	二三〇
計	六六〇

（資金運用）

貸付	六六〇
電力	二〇五
海運	一四五
その他	三一〇

(13)

日本輸出入銀行

資金計画は、次の通りである。

（資金調達）　（単位億円）

政府資金	三六〇
産業投資特別会計出資金	一〇〇
資金運用部資金借入金	三五〇
回収金等	三六〇
計	七二〇

（資金運用）

貸付

特に、三十五年度は、ミナス製鉄所の建設、インドに対する円借款供与等の特殊案件に対する貸出所要額を確保することとしている。

なお、この銀行の「東南アジア開発協力基金」は新たに設けられる「海外経済協力基金」（仮称）に振替充当する予定である。

二　本予算の可決理由

本予算は、重要施策の重点的実施によつて、世界経済における貿易為替自由化の大勢に即応しつつ経済の安定的成長に資せんとするものであり、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党及び民主社会党より、それぞれ「昭和三十五年度一般会計予算、昭和三十五年度特別会計予算及び昭和三十五年度政府関係機関予算の編成替えを求めるの動議」が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和三十五年三月三日

衆議院議長清瀬一郎殿

予算委員長　小川　半次

〔第十一号参照〕

養鶏振興法案（内閣提出、第三十一回国会閣法第一八五号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

優良な資質を具備する鶏を普及して産卵能率の向上をうながし、もつて養鶏の振興に寄与するために本案が提案されたのである。

本案の主な内容は次の通りである。

第一は、数種類の優良品種につき、外形上の特徴をもつて定める標準鶏の制度を設けること。

第二は、標準鶏より生まれた種卵及びこれよりふ化したひなについて、その生産者は一定の表示をすることができること。なお、標準鶏でないものから生まれた種卵やひなにこのような表示を行なうことを禁止したこと。

第三は、種卵の生産者は、その飼養する鶏が標準鶏であることが判定し難い場合に、都道府県知事に申請してその認定を受け一定の標識をつけることとしたこと。

第四は、国及び都道府県は、優良な鶏の普及を図るため、標準鶏のひな及び種卵を経験、能力等が適当と認められる種鶏業者に効率的に配布をすること。

第五は、国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の必要とする設備資金の融通のあつせん等の援助を行なうこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、養鶏経営の現状に即し、きわめて時宜に適するものであるが、さらにその目的、ふ化業者の登録、国及び都道府県の措置、養鶏振興審議会の設置、助成等の事項について本案を補強する必要があると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、約二百九十六万八千円の見込である。

なお、修正の結果、必要とする経費は約五十三万六千円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、大野農林政務次官は、本修正に対して「慎重に検討したい点もあるやに思われるが、養鶏振興そのものには異存はないので、本修正案が国会通過の暁はこれに規定する個々の事項については適切に運営した。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十五年三月一日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

養鶏振興法

（目的）

第一条　この法律は、○養鶏の振興を図るため、○優良な資質を備える鶏の普及を図るための制度○及び養鶏経営の改善のための措置等をもつて農家経済の安定と国民の食生活の改善に資するため、養鶏の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林省令で定めるものを備える鶏をいう。

一　単冠白色レグホーン種

二　横はんプリマスロック種

三　単冠ロードアイランドレッド種

四　ニューハンプシャー種

五　名古屋種

六　三河種

七　その他農林省令で定める品種

2　この法律において「種卵」とは、鶏の雌で農林省令で定めるところにより継続して鶏の雄と交配可能の状態におかれたものから農林省令で定める期間内に生まれた卵をいう。

3　この法律において「種鶏業者」とは、種卵の生産を業とする者をいい、「ふ化業者」とは、鶏のひなの生産を業とする者をいう。

（種卵及び鶏のひなに関する表示等）

第三条　標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵については、その生産者は、農林省令で定めるところにより、その種卵又はその容器包装に、当該交配に係る雄及び雌の品種を示す農林省令で定める様式の表示を附することができる。

2　前項の規定による表示が附されている種卵又は当該表示がその容器包装に附されている種卵からふ化した鶏のひなについては、その生産者（そのふ化を委託した者を含む。）は、農林省令で定めるところにより、そのひな又はその容器包装にそのひなの品種（品種の異なる標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵からふ化した鶏のひなについては、その交配に係る鶏の雄及び雌の品種）を示す農林省令で定める様式の表示を行なうことができる。ふ化業者が飼養する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵で同項の規定による表示が附されていないものから当該ふ化業者がふ化した鶏のひなについても、同様とする。

第四条　前条の規定による場合を除き、何人も、種卵若しくはその容器包装又は鶏のひな若しくはその容器包装に同条に規定する表示又はこれに紛らわしい表示を附してはならない。

2　前条に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、再び種卵又は鶏のひなの容器又は包装材料として使用してはならない。ただし、その表示に係る標準鶏の雄及び雌の品種と同一の品種に属する標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵又はその表示に係る同条第二項に規定するひなの品種と同一の品種に係るひなの容器又は包装材料として使用する場合は、この限りでない。

（標準鶏の認定）

第五条　種卵を生産する者は、その飼養する鶏につき、農林省令で定めるところにより、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による申請に係る鶏について標準鶏である旨の認定をしたときは、当該鶏に農林省令で定める標識をつけるものとする。

（優良な資質を備える鶏を普及するための国及び都道府県の措置）

第六条　国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、種鶏業者のうちその経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状況、その飼養施設における鶏に係る伝染性疾病の発生の状況等を勘案して適当と認めるものに対して配布するように努めなければならない。

（施設の整備）

第七条　種鶏業者は、その飼養する鶏が伝染性疾病にかからないようにするため、鶏舎その他の鶏の飼養施設に消毒そう等の消毒用施設を整備するように努めなければならない。

2　ふ化業者は、その生産するひなが白痢にかからないようにするため、ふ卵舎の床面を清掃の容易なコンクリート敷又は板敷とする等その事業場の施設の整備に努めなければならない。

（ふ化業者の登録）

第七条　ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

一　ふ化場の施設で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。

二　種卵のふ化に関し農林省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。

2　ふ化業者は、前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。ふ化場が当該ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合には、その書類のほか当該ふ化場が前項各号に掲げる要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けたことを証する書面を提出しなければならない。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員の氏名）

二　ふ化場の名称及びその所在地

三　ふ化場の施設で農林省令で定めるもの

四　ふ化場において種卵のふ化に常時従事する者の種卵のふ化に関する経験

五　その他農林省令で定める事項

3　都道府県知事は、登録の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。

一　第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者

二　前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者

三　法人であつてその役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

4　登録は、登録簿に農林省令で定める事項を登載して行ない、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。

5　都道府県知事は、登録をした場合において、登録を受けたふ化業者（以下「登録ふ化業者」という。）が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、登録簿の当該ふ化業者に係る部分の写しを当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。

6　都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第八条　登録ふ化業者が新たにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第一項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受けなければならない。

2　前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第九条　登録ふ化業者は、第七条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その者の住所地を管轄する都道府県知事及び当該変更に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2　登録ふ化業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、当該登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一　登録ふ化業者が種卵をふ化する事業を廃止したときは、その者

二　登録ふ化業者が死亡したときは、その相続人

三　登録ふ化業者が法人である場合において、合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併により成立した法人、合併以外の理由により解散したときはその清算人（破産による解散の場合にあつては破産管財人）

第十条　都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一　ふ化場が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二　新たにふ化場を開設した場合において、第八条第一項の規定による確認を受けないで当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行なつたとき。

三　偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。

四　この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

五　第七条第三項第三号に該当するに至つたとき。

2　登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所地の都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、その所在地を管轄する都道府県知事は、そのふ化場につき、登録ふ化業者が前項第一号から第四号までに掲げる事由に該当すると認めるときは、その旨を登録ふ化業者の住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消しを受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。

4　都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消しを受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県の知事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十一条　登録の有効期間は、三年とする。

2　登録及びその取消しの効力は、全都道府県に及ぶ。

第十二条　この法律に規定するもののほか、確認及び登録の手続その他確認及び登録に関し必要な事項は、農林省令で定める。

（登録ふ化業者の義務）

第十三条　登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化した鶏のひなの販売並びに鶏の伝染性疾病に関する事項を明りように記帳整理し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2　登録ふ化業者は、鶏の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒、ふ化した鶏のひなの販売等につき充分に留意しなければならない。

（登録ふ化業者に対する措置命令）

第十四条　都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該義務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（登録ふ化業者の表示等）

第十五条　登録ふ化業者は、登録ふ化業者である旨の表示をし、及びその者のふ化場でふ化した鶏のひなは又はその容器包装に、当該登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示を附することができる。

2　前項の規定による場合を除き、何人も、登録ふ化業者である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示をし、又は登録ふ化業者のふ化場でふ化したものでない鶏のひな若しくはその容器包装に、登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示を附してはならない。

3　第一項に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、当該登録ふ化業者以外のふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなの販売の用に供してはならない。

（立入検査等）

第十六条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（養鶏振興審議会）

第十七条　農林省に、養鶏振興審議会を置く。

2　養鶏振興審議会は、次に掲げる事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

一　鶏の改良増殖に関する事項

二　養鶏経営の合理化に関する事項

三　養鶏生産物の規格の設定その他流通の改善に関する事項

四　養鶏生産物の価格の安定に関する事項

五　養鶏生産物の輸出に関する事項

六　養鶏生産物の加工業の振興に関する事項

七　養鶏生産物の消費の増進に関する事項

八　その他養鶏振興に関する重要事項

3　養鶏振興審議会は、委員二十人以内で組織する。

4　委員は、養鶏経営、鶏の改良増殖、種卵のふ化及び養鶏生産物の処理、加工、保管、出荷、販売又は消費に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5　養鶏振興審議会に会長を置く。

6　会長は、委員の互選により選任する。

7　会長は、会務を総理し、養鶏振興審議会を代表する。

8　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

9　委員は、非常勤とする。

10　前各項に定めるもののほか、養鶏振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（国及び都道府県の行なう措置）

第十八条　国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の供給を充分に確保するため、その生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

2　国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の効率的な普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状況、飼養施設における鶏の伝染性疾病の発生の状況等を勘案して適当と認める種鶏業者に対して配布するように努めなければならない。

3　国及び都道府県は、養鶏の振興を図るため、積極的にこれに必要な試験研究及び技術の普及を行なうとともにこれらを助長するものとする。

（資金の融通のあつせん等）

第十九条　国及び都道府県は、種鶏業者及びふ化業者の事業場の施設の取得、改良又は復旧に要する資金でこの法律に基く措置を実施するため必要と認められるものの融通をすることができる。のあつせん、養鶏を業とする者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。

2　前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な経費の補助又は資金の融通のあつせんその他養鶏の振興のために必要な助成をすることができる。

（罰則）

第二十条　第四条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　前項に規定するもののほか、国及び都道府県は、養鶏経営の改善、養鶏生産物の出荷、販売、処理、加工及び流通の改善並びに養鶏生産物の消費の増進のために必要な経費の補助又は資金の融通のあつせんその他養鶏の振興のために必要な助成をすることができる。

（罰則）

第二十一条　第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調停審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会	養鶏振興法（昭和三十五年法律第　号）によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国における高層気象観測網は、本邦内においてようやく整備されたが、南方海域における観測網はきわめて粗であり、気象予報精度の向上に大きな支障をきたしている。

よつて、本案は、政府が気象庁と琉球政府工務交通局との協力業務として南大東島における高層気象観測を実施し、その観測資料を入手しうるよう措置するため、政府は、当分の間、南大東島において高層気象観測を行なう気象機関に対して、当該気象観測に必要な運輸省令で定める物品を譲与することができるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国南方海域における高層気象観測網の強化をはかり、気象予報精度の向上に資するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算、運輸省所管上高層気象観測業務に必要な経費のうち南大東島上高層観測業務庁費消耗品費等として五百二十七万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国内旅客船公団は、資金調達困難な海上旅客運送事業者等と協力して、民生の安定に必要な航路における老齢内航客船の代船建造または改造を行なうため、昨年六月資本金二億円全額政府出資の特殊法人として設立されたものであるが、昭和三十五年度においても、更に老齢内航客船の淘汰を促進するため、これが代船建造または改造を行なう必要があるので、政府出資金を更に二億円増額し、もつて公団の業務運営の円滑を期そうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国内旅客船の航行の安全を確保するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度特別会計予算中、大蔵省所管産業投資特別会計投資計画に二億円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

海岸法は昭和三十一年制定されたが、昨年の伊勢湾災害等にかんがみ、災害復旧工事も主務大臣みずから海岸管理者に代わつて施行することができるようにすることが本案の目的である。

その要旨の主なる点は次の通りである。

主務大臣は、国土の保全上特に重要なるものであると認められる海岸保全施設について、規模が著しく大である災害復旧工事、高度の技術を必要とする災害復旧工事、高度の機械力を使用して実施する必要がある災害復旧工事及び都府県の境界に係る災害復旧工事を、海岸管理者に代わつてみずから施行することができることとし、これに伴い、主務大臣が施行する海岸保全施設の災害復旧に要する費用の負担及び負担金の納付方法に関する規定について所要の改正を行なうこと。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、海岸保全施設の災害復旧工事を促進するための措置として妥当なるものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、伊勢湾高潮対策事業費として、十六億余万円が昭和三十五年度治水特別会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

建設業法は昭和二十四年に制定されたのであるが、最近における建設事業の発展の状況にかんがみ、建設工事の一層適正な施工を期する必要があるので、同法の一部を次のように改正するものである。

1　建設業登録申請者の資格のうち、建設工事に関する免許等のなかで登録の要件として適切なものを建設大臣が指定することができるものとする。

2　建設業者に施工技術の確保について努力義務を課すとともに、建設大臣は、建設工事に従事し又はしようとする者について、技術検定を行なうことができるものとし、これに合格した者は、政令で定める称号を称することができるものとする。

二　議案の可決理由

本案は、建設工事の適正なる施工を確保するための措置として妥当なるものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十二号参照〕

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦災により滅失した鉱業原簿等の調製及び関連事務手続が今般完了したので本法律を廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法の目的が達せられたため本法を廃止する措置は妥当なものであると認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月八日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

アジア経済研究所法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における貿易自由化の傾向と、経済ブロック化の動向のもとにあつて、わが国経済の発展を図るためにはアジア地域の経済開発への協力を促進するとともに、経済交流の拡大を図り、また、貿易市場を確保拡張する必要性がきわめて大きいにもかかわらず、アジア経済の方向や将来性について適確な判断を下すべき基礎的資料や現地における実態調査が従来はなはだ不十分であり、この点から、アジア経済に関する基礎的調査のための専門機関の設置が必要となつていたので、昭和三十三年度において、財団法人アジア経済研究所が発足することとなつた。

本案は、現在の財団法人アジア経済研究所を法律による特殊法人とし、政府の強力な援助と監督のもとに、研究所の機構の確立と研究内容の拡充強化を図ろうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

1　アジア経済研究所は、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、その成果を普及し、これらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

2　研究所の資本金は、政府出資一億円と民間出資との合計額とする。必要があれば、通商産業大臣の認可を受けて資本金を増加することができ、この場合に政府は、研究所に出資することができる。

3　研究所は、定款をもつて、目的、名称、資本金、出資及び資産に関する事項、業務及びその執行に関する事項等を定めなければならない。

4　研究所に、会長、所長、監事（以上通商産業大臣任命）及び理事（会長任命）を置く。その他、役員の任期、欠格条項、解任、兼職禁止等の規定を設ける。

5　研究所に、会長の諮問機関として参与会を置き、参与十五人以内をもつて組織する。

6　研究所の業務は、アジア地域内の経済及びこれに関連する諸事情に関し、資料の収集、文献による調査研究、現地調査等を行ない、その成果を普及することとする。なお、この業務を妨げない範囲内で、アジア地域以外についても同様の業務を行なうことができる。

7　研究所は、毎事業年度開始前に、事業計画、資金計画及び収支予算を作成し通商産業大臣の認可を受けなければならない。短期借入金、財産の処分についても認可を要する。また、貸借対照表、損益計算書、決算報告書、役員の給与等については承認を受けなければならない。

8　研究所は、通商産業大臣が監督し、必要があれば、大臣は業務に関し命令をすることができる。

二　議案の可決理由

本案は、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情の調査研究体制を確立し、これらの地域の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するための措置として適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算通商産業省所管にアジア経済研究所に対する出資金一億円及びアジア経済研究所事業費補助金一億五千八十六万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月十五日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本原子力研究所の理事の定数を一名増加しようとするものである。

日本原子力研究所は、わが国原子力研究のセンターとして、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行ない、原子力の研究、開発、利用の促進に寄与するため、昭和三十一年に特殊法人として設立されたものであるが、その後、各種施設の急速なる整備、人員の大幅な増加等拡大してゆく業務を円滑に運営するため、業務管理機能を一層充実する必要があるので、理事長、副理事長を補佐して業務を掌理する任務にある理事の定数を現在の五名から六名に増加しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案の趣旨は、適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十五年度一般会計予算総理府所管日本原子力研究所出資金中に、二百四万六千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十五年三月八日
科学技術振興対策特別委員長　村瀬　宣親
衆議院議長清瀬一郎殿
〔別紙〕
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、日本原子力研究所の運営に関し、研究者の処遇、利用者の利便等について、特殊法人たるの実を発揮しうるよう指導するとともに、万一の場合を考慮してその施設の周辺における放射能障害の防止及び災害の補償等につき、速かに適切なる措置を講ずべきである。
右決議する。

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、総理府の附属機関である訴願制度調査会が、その設置期限となつている昭和三十五年三月末日までに、審議事項の全部について、審議を完了することは困難であるということが明らかとなつたので、本調査会設置の趣旨を全うするため、これが設置期限を昭和三十五年十二月三十一日まで九箇月延長しようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、訴願制度調査会を設置した趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として五十万五千円が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。
昭和三十五年三月八日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の主なる改正点は次の通りである。
1　青果物行政の一元化をはかるため、青果物の流通及び消費の改善等に関する事務を振興局の所掌に移すこと。
2　農作物及び林木の品種改良の飛躍的発展をはかるため、放射線の利用に関する試験研究を行なう放射線育種場を農林省の附属機関として茨城県に設置すること。
3　飼料需要の増大に伴い飼料検査業務を強化するため、農林省の附属機関として飼料検査所を東京都に設置すること。
4　中国農業試験場の移転に伴い、その所在地を広島県に改めること。
5　農林大臣は、繭糸価格安定のための生糸の買入れ及び売渡しに関する事務の一部を生糸検査所に行なわせることができること。
6　伊勢湾における高潮対策を総合的、計画的かつ急速に実施するため、名古屋農地事務局に臨時に高潮対策事業部を置くこと。
7　国有林野事業特別会計に新設された治山勘定の経理に関する事務を林野庁林政部の所掌とすること。
8　臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会が、その目的を達するに至つたのでこれを廃止すること。
二　議案の可決理由
本案は、農林行政の効率化をはかるため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として約六千六百万円が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。
昭和三十五年三月八日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、北海道さけ・ますふ化場におけるひめますの種卵の生産が著しく増加し、全国の移殖用種卵の需要量を確保できるに至つたため、十和田湖ふ化場を国営として存置する必要がなくなつたので、これを本年八月一日に廃止しようとするものである。
なお、同ふ化場の施設については、これを、青森、秋田両県に移管する措置が別途講ぜられることになつている。
二　議案の可決理由
本案は、実情に即した妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年三月八日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、宇宙科学技術に関する行政事務を効率的に処理するため、これに関する次の事務を計画局に所掌させることとし、これに伴い振興局の所掌事務にも一部改正を加えようとするものである。
イ　関係行政機関の宇宙科学技術に関する事務の総合調整に関すること。
ロ　宇宙科学技術に係る試験研究のうち、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
二　議案の可決理由
本案は、行政事務の効率化をはかるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年三月十一日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、在外公館の新設を行なうため、「在外公館の名称及び位置を定める法律」に、所要の改正を加え、これに伴い「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」にも、一部の改正を行なおうとするものでその要旨は次のとおりである。
(一)　「在外公館の名称及び位置を定める法律」の一部改正
在モントリオール日本国総領事館（カナダ国ケベック州）及び在ソールズベリー日本国総領事館（ローデシア・ニアサランド連邦）を新設する。
(二)　「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の一部改正
新設される在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を設定する。
二　議案の可決理由
本案は、諸外国との友交親善及び経済協力に万全を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、四千二百六十二万八千円が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。
昭和三十五年三月十一日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、長野刑務所の舎屋が明治十六年十二月建設以来、今日に至つており、その老朽がはなはだしく又、著しく狭あいなので、収容者の拘禁状況の改善及び作業の拡充等を図るため、同刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分等に伴い、法務局及び地方法務局の管轄区域並びに少年院の位置等について所要の整理を行ない、本年四月一日から施行せんとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、法務行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年三月十一日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、最近における清酒及び合成清酒の消費の状況にかんがみ、これらの級別制度の合理化を図るため、次により、所要の改正を行なおうとするものである。
1　清酒の第一級と第二級との間に準一級を設け、その税率を一キロリットル当たり一八五、五〇〇円とする。

2　合成清酒の級別を廃止し、税率を一キロリットル当たり八七、五〇〇円とする。

3　特別規格酒として、アルコール分十三度の清酒準一級が出荷できるようにするため、清酒の他の級別の例にならい、アルコール度数による軽減税率を租税特別措置法に設けることとする。

4　本改正案は、昭和三十五年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

現在、清酒については、特級、第一級及び第二級という三段階の級別が設けられているが、一級酒の価格と二級酒の価格の間には約七割の開きがあり、級別区分上大きな断層が生じておるため、取引面や消費面からみても弾力性を欠いている情況にあるので、第一級と第二級の間に新たに準一級を設けようとするもので、こうした措置については、本委員会においても従来しばしばその必要が論議されていたところである。

また、合成清酒については、第一級の消費が次第に減少し、最近においては全体のわずか〇・七パーセント程度を占めているに過ぎない情況である。従つて、級別を設けておく実質的な意義が失われているのみならず、かえつて、九十九パーセント以上を占める第二級が、第二級という名称を付して販売せねばならないために、その消費がのびなやんでいるという面があるので、今回実情に合わせてその級別を廃止しようとするもので、いずれも適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、今回の改正により、酒税収入の予算額としては、増減収を生じない見込みである。

右報告する。

昭和三十五年三月八日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島の復興を一層促進するため、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額一億円を一億八千万円に増額し、あわせて同基金の資本金の額を改めることとしている。

二　議案の可決理由

奄美群島の復興事業は逐次推進を見つつあるが、群島経済がはなはだしくぜい弱であるため、産業資金の融通は円滑を欠きこれが同島復興の大きなあい路となつている現状にかんがみ、本案の措置を適当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として八千万円が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月九日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

奄美群島復興特別措置法に基づく同群島の復興事業は、年をおつてその成果を高めつつあるが、なおその後の情勢の推移にかんがみ、政府はとくに左記事項に留意して復興計画が所期の目的を達する上に遺憾なきを期すべきである。

一、復興計画の完全かつ効果的な達成をはかるため、必要な予算措置を講ずること。

一、公共施設復興事業の進捗状況に比し、群島民の生活水準の向上、福祉の増大等直接民生に寄与する施策が著しく立ち遅れている実情にかんがみ、すみやかにその充実強化をはかること。

一、復興信用基金制度をさらに拡充強化するとともに、本制度の趣旨にかんがみ、融資対象の選定、貸付条件等につき群島経済の復興に寄与し得るよう配意すること。

一、群島の基本産業たる甘蔗糖生産の健全なる発展のためとくに原料きびの適正価格保持について特別の措置を講じ、蔗作農民の保護に万全を期すること。

一、大島本島に、空港整備法による第三種空港を設置して航空路を開設し、航空運送の利便をはかること。

一、鹿児島県に対しては、群島復興事業を一層広汎かつ積極的に推進せしめるため、必要な財源賦与の方途を講じ、あわせて群島内市町村についても、財政能力の増強をはかること。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案改正点の第一は、月額三万円以下の報酬を受ける裁判官について、その報酬の月額を若干増額しようとするものである。

第二は、判事、判事補及び簡易裁判所判事については、現在、暫定手当の一定額が報酬の各月額に繰り入れられ、百円未満の端数を生じているので、この端数を切り上げるものである。

二　議案の可決理由

政府は、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、一般政府職員の給与の改定を行なおうとしているので、本案は、その例に準じて裁判官の報酬を改正しようとするもので、適当な処置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計裁判所予算人件費に六百二十二万八千九百六十円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月十日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案改正点の第一は、月額三万円以下の俸給を受ける検察官について、その俸給の月額を若干増額しようとするものである。

第二は、検事及び副検事については、現在、暫定手当の一定額が俸給の各月額に繰り入れられ、百円未満の端数を切り上げる等の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

政府は、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、一般政府職員の給与の改定を行なおうとしているので、本案は、その例に準じて検察官の俸給を改正しようとするもので、適当な処置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計裁判所予算人件費に四百四万八千六百五十円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月十日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

不動産登記法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行制度においては、不動産の権利関係を明確にする登記簿と、権利の客体である不動産自体の現況を明らかにする土地台帳及び家屋台帳が分離しているため、この制度を利用する国民は同じ内容の台帳申告と登記申請をしなければならず、また、台帳と登記簿の両者について閲覧、謄・抄本の交付申請を必要とする等、二重の手数と費用を余儀なくされており、他面、登記所においても、不動産の現況に関する事項については、二重の手続をしなければならない。このような不備、欠陥を是正するため、現行の不動産登記法の一部を改正しようというのが本案提出の目的である。

改正の要旨は

第一に、本案は明治二十二年から行なわれていた土地台帳及び昭和十七年から行なわれていた家屋台帳と登記簿を一本化する画期的措置であり、これがため土地台帳及び家屋台帳を廃止するとともに、不動産登記法に土地、建物の現況を明らかにするために必要な規定を加えること。

第二に、いわゆる地面師の横行している現状をも考慮し、刑事罰を課することとしたこと。

第三に、今回の改正に伴い所要の経過規定を設けるとともに関係法律の整理をすること。

等である。

二　議案の可決理由

現行制度が二元的であるため、利用者が二重の手数及び費用の負担を余儀なくされ、他方、登記所の事務負担が過重になつているので、本案は、現行制度におけるこのような不備、欠陥を合理、簡素化して、国民の不便を除去し、登記事務の能率化を図るとともに、登記簿をして国土利用の基礎資料たらしめる道を開こうとするもので、現行制度の運営の実情にかんがみ、今回の改正はきわめて妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算法

務省所管に一億四千四百五十二万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月十日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、盲学校、聾学校及び養護学校に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するために、これらの学校の小・中学部の児童、生徒について修学旅行費を、専攻科を除いた高等部の生徒については、寄宿舎居住に伴う経費の全部又は一部を国及び都道府県においてそれぞれ支弁すべきことを規定するものである。

二　議案の可決理由

盲学校、聾学校及び養護学校の小・中学部に、就学する者について修学旅行費、専攻科を除く高等部に就学する者については、寄宿舎居住に伴う経費の全部又は一部を国及び地方公共団体が援助することは、時宜に適するものであることを認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に四百八十一万六千百十四円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関しては、その適用範囲を高等部（専攻科を含む）に拡大するとともに、食費、通学用品費、見学旅行費等の費用にもできるだけ配慮するよう要望する。

昭和三十三年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和三十三年度一般会計予備費の予算額は、九十億円であるが、このうち、七十億三千九百余万円は、昭和三十三年四月四日から同年十二月二十六日までの間に、河川等災害復旧事業に必要な経費、都市及び河川等災害復旧事業等に必要な経費、農業施設災害復旧事業並びに農業施設災害関連事業に必要な経費、第二十二号台風等による、文教施設災害復旧等に必要な経費、失業中の退職政府職員等に対する退職手当に必要な経費、命令融資損失補償に必要な経費等に、十九億五千八百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和三十三年度特別会計予備費の予算額は、一千九十六億一千百余万円であるが、このうち、四百四十七億六千九百余万円は、昭和三十三年四月二十二日から同年十二月二十六日までの間に使用され、すでに第三十一回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十四年一月二十日から同年三月三十日までの間に、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、郵政事業特別会計における仲裁裁定実施に伴う職員俸給等の不足に必要な経費、食糧管理特別会計国内麦管理勘定における昭和三十三年産麦の買入増加に伴い必要な経費、外国為替資金特別会計における外国為替資金証券の利子支払に必要な経費等に、八十二億五千二百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

法務委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十三年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、昭和三十四年三月二十七日、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方道路譲与税譲与金に必要な経費、特定物資納付金処理特別会計における産業投資特別会計へ繰入に必要な経費に八億四千二百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十三年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十三年度特別会計予算総則第十五条の規定に基づき、昭和三十四年三月三十一日、郵政事業特別会計における業務量の増加等に必要な経費に、十七億五千六百万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和三十四年度一般会計予備費の予算額は、百六十億円であるが、このうち、昭和三十四年五月一日から同年十二月二十五日までの間に、農業用施設災害復旧事業等に必要な経費、直轄河川災害復旧事業等に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、鉱害復旧事業等に必要な経費、災害救助に必要な経費、在日朝鮮人の帰還援護に必要な経費、東海地区風水害応急対策に必要な経費、航空交通管制業務の引継ぎに伴い必要な経費等に、八十三億四千九百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるために提出されたものである。

昭和三十四年度各特別会計の予備費使用総額は、一千二百五十二万九千円であるが、このうち、四百八十一万六千百十四円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月十一日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

特に昭和二十八年度以降は長期継続計画を策定実行した結果、相当成果を挙げているのであるが、最近における電話に対する需要の増加は特に著しく、既定計画をはるかに上回り、加入申込みの積滞数は逐年増加の一途をたどつているので、公社は電信電話拡充第二次五箇年計画を改訂して、昭和三十五年度以降において計画の規模を拡大修正し、電信電話に対する国民の強い要望にこたえようとしているが、改訂計画の実施に要する資金は相当巨額に達し、これをすべて公社の自己資金、財政投融資、公募社債に求めることは困難な事情にあるので、本案により、加入電話の加入申込者等の電信電話債券引受制度を設けて、加入申込者等に建設資金調達上の協力を求めようとするものであつて、その主たる内容は次のとおりである。

1　現行の電話設備費負担臨時措置法に替えて、昭和三十五年度から電話需要の均衡を得ることができると予測される昭和四十七年度までの期間、加入電話及び加入電信の加入申込者等による電信電話債券引受制度を設けたこと。

2　引受けるべき債券の払込額は、単独電話については、電話取扱局の等級に応じて一級局たる東京、大阪の十五万円以内を最高とし、十二級局の二万円以内を最低として、その範囲内で政令で定め、その他の場合の払込額は、一定の条件に従つて、公社が郵政大臣の認可を受けて定めることとしているが、これを現行制度と比較すると、債券引受の金額及び引受を要する場合の範囲が拡大されている反面、設備負担金の制度を廃止して、電話加入者等の実質的負担の軽減を図つている。

3　債券の種類及び発行条件は郵政大臣が定めることとし、その利回りは、政府保証債との均衡を考慮して定めることとする。

4　国の機関に対しては、この法律の適用を除外し、地方公共団体の警察、消防機関及び郵政省令で定める特別な理由がある者については、債券の引受けを一部免除することができることとする。

5　この法律は、昭和三十五年四月一日から施行し、昭和四十八年三月三十一日までに廃止する。

6　附則において、公衆電気通信法の一部を改正して、従来の四千円の装置料に替えて、電話加入者より電話の直接工事費として一万円の設備料を徴することとしたほか、電話設備費負担臨時措置法及び日本国とアメリカ合衆国との間の安定保障条約第三条に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部にそれぞれ所要の改正を加える。

二　議案の可決理由

電信電話事業の現状に照らし、電信電話設備を急速に拡充するために必要な資金の調達に資するため、暫定的に加入者等による電信電話債券引受制度を設けることはやむを得ない措置と認め、別紙のごとく、附帯決議を附して、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の実施に伴う昭和三十五年度の収入見込額は、加入者債券三百五十八億円、設備料四十七億円、合計四百五億円である。

右報告する。

昭和三十五年三月十五日

逓信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当たり、政府並びに日本電信電話公社当局は、次の各項の励行に努むべきである。

一、この法律による電信電話債券の市場価格の安定を図るため、債券の利率の設定その他の措置につき格段の考慮を払うこと。

二、電信電話債券の引受けを容易ならしめるため、電話加入申込者等が、全国にわたり、簡易に、銀行等から融資を受けることのできる方途を講ずるとともに、その方途の周知徹底に努めること。

三、電信電話事業における労働条件の特異性にかんがみ、労務管理、特に給与、配置転換、労働時間等につき、万般の合理的施策を行ない従業員の電信電話拡充計画完遂への協力をはかること。

四、電話売買取引に関する諸種の弊害を根絶するとともに、業者の善導に努めること。

右決議する。

［第十三号参照］

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づき日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船の受託調達契約の実施に関する事務が終了する段階に至つたので、臨時受託調達特別会計を昭和三十四年度限りで廃止するとともに、同会計の廃止に伴い必要な経過措置を規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

この特別会計は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定いわゆるM・S・A協定に基づき、米国政府の軍事援助計画として、二、三〇〇トン級警備艦二隻を米国政府が日本国内で調達したうえでわが国に無償で譲渡することとなつたので、この受託調達契約の実施に関する経理を明らかにするため、昭和三十二年度に設けられたものであるが、右の二艦船の建造と引渡しが昭和三十四年度中に終了する段階に至つたので、同会計を廃止しようとするもので、適切な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経済及び技術協力のため必要な物品を外国政府又は国際連合等に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができることとしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

経済及び技術協力のため行なう海外技術センターの設置等に必要な物品を外国政府等に譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡しようとする場合、国の所有に属する物品を時価によらずに処分するには、財政法第九条の規定により法律に基づくことを要するのであるが、本則中「外国政府」とあるのは日本政府以外のすべての政府を意味するものと解せられて適当でなく、提出者たる政府の意図も「開発途上にある外国の政府」を意味していたので「外国政府」とあるのを「開発途上にある外国の政府」に改めることは適切妥当な措置であることを認め、本案は別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に一億一千百九十六万九千円、三十四年度一般会計予算に四億五千十五万八千円、三十五年度一般会計予算に二億六百八十万円合計七億六千八百九十二万七千円がそれぞれ計上されているが、三十三年度予算は三十四年度に繰り越された。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］　（小字は修正）

政府は、条約その他の国際約束に基づく経済及び技術協力のため必要な物品を、○外国○政府若しくはその○開発途上にある○の機関又は国際連合若しくはその専門機関に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、補助金等の整理合理化の一環として、昭和二十九年度以降毎年度講ぜられてきた特例措置を、引き続き昭和三十五年度においても講ずることとし、その有効期限を昭和三十六年三月三十一日まで、さらに一年間延長しようとするものである。

なお、漁船損害補償法並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法に基づく補助金については、別途今国会に提出されている漁船損害補償法一部を改正する法律案並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案によつて、それぞれ本特例法の趣旨にのつとつた実体法の改正を行ない、この改正規定の施行と同時に、本法中の当該規定を削除することとなつている。

二　議案の可決理由

わが国の財政状況にかんがみ、適切なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本特例措置による予算節約額は、約四十一億三千百三万円（うち、漁船損害補償関係二千二

百二十二万円、外航船舶建造融資利子補給関係三十九億三千八十八万円）である。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公営企業金融公庫に対する政府の出資金を増額し、これによつて本公庫の基礎を強化してその本来の使命の達成に便ならしめるとともに本公庫を通じて公有林整備のための低利の資金融通のみちを開こうとするもので、その内容は(一)地方公共団体がその住民の福祉を増進するために経営するいわゆる公営企業の整備のため必要とする低利かつ安定した資金を供給することを目的とする公営企業金融公庫に対して今回政府は、産業投資特別会計から三億円出資し、現在の資本金十五億円を十八億円に改めること。(二)昭和三十五年度より当分の間、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫の委託をうけて、地方公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付業務を行なうことができることとする。

二　議案の可決理由

地方公共団体の公営企業を円滑に推進するため、公営企業金融公庫の業務運営の基礎を一層充実することは至当であり、また公有林整備資金の貸付については、地方公共団体に対する資金融通を一括して行なう機関として本公庫が設置されている趣旨からいつても当然その事務は、本公庫において取り扱うべきものであるが、さし当たり昭和三十五年度より当分の間農林漁業金融公庫から委託を受けてその融資業務を行なえるようにしたことは、一歩前進した措置であると認め、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度大蔵省所管産業投資特別会計に公営企業金融公庫出資金として三億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月十五日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の市町村職員共済組合法では、市町村職員共済組合のいわゆる附加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例が昭和三十五年十二月三十一日まで認められているのであるが、本案は、これらの特例が認められる期間をさらに一年延長して、昭和三十六年十二月三十一日までとしようとするものである。

二　議案の可決理由

目下地方公務員を通ずる統一的な共済制度についての検討が行なわれている実情にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十八日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

住宅地区改良法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における不良住宅地区の改良事業の実績等にかんがみ、当該事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他環境の整備改善のため必要な事項に関する規定を整備して、当該事業の円滑な実施を確保するとともに、住宅の集団的建設に資せんとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に関して危険又は有害な状況にある相当規模の一団地で建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行すること。

2　施行者は、事業計画を定めて建設大臣の認可を受けなければならないこと。

3　施行者は、改良地区内にある不良住宅を除却し、耐火性能を有する改良住宅を建設しなければならないこと。

4　国は、改良住宅の建設については、その費用の三分の二以内を、不良住宅の除却に要する費用については、その二分の一以内を補助すること。

二　議案の可決理由

本案は、国民生活の安定と向上をはかるため適切妥当な措置と認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年三月十六日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

住宅地区改良法案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府は左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

一、本法の対象地区居住者は、おおむね低額所得者なることにかんがみ、改良住宅の家賃が入居者の負担を過重ならしむることにより、本法の円滑な運営を阻害しないよう適切なる行政指導等を行なうこと。

一、将来出来得る限りの予算措置を講じて改良住宅の新築戸数を増加し、すみやかに不良住宅の解消を図ること。

右決議する。

公営住宅法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合においても、公営住宅法第八条の規定による国の補助をしようとするものである。

二　議案の可決理由

国民生活の安定と向上をはかるため適切妥当な措置と認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十六日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法律は、昭和三十年に、石炭鉱業合理化臨時措置法が制定された際に、石炭と競合関係にある重油を使用するボイラーの設置を制限することによつて、適正規模の石炭需要を確保して、石炭鉱業の合理化達成に寄与する目的をもつて、五箇年の限時法として制定された。じ来五箇年を経過したが、石炭鉱業の合理化はなお所期の目的を達成するに至らず、従つて、石炭の需要分野は重油に蚕食され、石炭鉱業は今後更に強力な合理化を推進する必要に迫られている現状である。このため政府は、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正して、炭鉱近代化の積極的推進を図るとともに、石炭需要を更に続けて確保するため、本法の期限を更に三年間延長しようとするものである。なお、小型ボイラーについては中小企業対策の観点から、本法の規制対象から除外することとしている。

二　議案の可決理由

石炭鉱業はわが国経済上きわめて重要な位置を占めるものであり、その合理化達成に寄与するため、本法の期限を延長することは国民経済の総合的発展を図る上にきわめて妥当な措置と認め、本案は、別紙のごとき、附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月十六日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつては、その適正な運用を期するとともに、石炭鉱業の合理化の推移を十分考慮しつつ、特に次の諸点に留意すべきである。

一、石炭新需要の拡大について、積極的施策を講ずること。

二、火力発電用重油専焼ボイラーの設置については、石炭需要の確保の観点から、必要やなを得ないもののみにこれを止めるよう措置すること。

三、本法律の失効後も、急激な石炭需要の減少を来たさないよう、適切な対策を講ずることとし、特に電気事業についてこの点十分配慮すること。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来の漁船保険法に代わつて、昭和二十七年現行の漁船損害補償法が制定され、純保険料の国庫負担のみちが開かれて以来保険加入隻数は逐年伸長し、現在では約十万隻に達する状況となつた。

しかしながら、小型船の加入率は低く沿岸漁業者の経営安定のため十分な効果を挙げていないこと、小型船関係と大型船関係との間の保険料率が不均衡である等漁船保険事業の健全な発展を阻害している点が認められるので、政府は、漁船損害補償調制度査会の答申に基づいて本案を提出したものである。

本案の主な内容は次の通りである。

第一は、普通損害保険及び満期保険の損害保険部分について、保険料率及び再保険料率の算定基準を法定したこと。

第二は、義務付保等に伴う純保険料の国庫負担の割合が従来一律に二分の一であつたものを、経営規模による負担能力を考慮して階層差を設け、最高百分の六十から最低百分の四十までの割合を乗じた額を国庫が負担することとし、また、異常危険率に対応する純保険料は、全額国庫が負担することにしたこと。

なお、集団加入制度を新たに設け、義務付保の場合の二分の一に相当する国庫負担を行なう措置をも講じた。

第三は、義務付保の単位となる地区は、都道府県知事が指定することとし、その範囲の明確化を図つたこと。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、小型漁船階層の保険加入率の低い現状等にかんがみて、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に、漁船再保険特別会計へ繰入に必要な経費として、四億六千六百十七万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月十六日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は改正法による漁船損害補償制度の円滑な運営を図るため左記の各項目について遺憾のない措置を講ずべきである。

記

一、漁業経営の実態等にかんがみ、保険料の分納を必要とする漁船に対しては、一定の条件の下に再保険料の分割払制度を実施することができるよう所要の法的措置を講ずることについて、すみやかに調査に着手すること。

二、前項の趣旨に沿い再保険料の分割払制度が実現するまでの間、再保険料の延滞金については、現行の遅延利息の割合と系統金融機関における現行最高預金金利との平均利率を勘案して、適切にこれを定めること。

三、漁船損害の発生を未然に防止し、漁業経営の安定に資するため、漁船保険振興基金のごとき一連の積極対策を確立し、政府が強力な援助を行なうことができるよう所要の法的措置を講ずるよう検討すること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和三十五年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七条の規定により、同協会が作成し、郵政大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたものである。

二　本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本準則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は、計画の基本方針、建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入に関する計画を定めるものであつて、その要点を挙げれば次のとおりである。

（一）　収支予算

受信料

ラジオ　月額　八十五円

テレビジョン　月額　三百円

前期繰越収支剰余金　三百七十二億九千八百九十二万三千円

収入

資本収入　三百九十七億五千五百三十二万三千円

事業収入　二百九十七億九千八百九十二万三千円

支出

資本支出　九十三億六千八百九十九万二千円

事業支出　二百七十五億七千九百九十三万一千円

予備金　三億五千万円

後期繰越収支剰余金

（二）　事業計画

昭和三十三年度を起点とする事業五箇年計画の第三年度を実施することとするが、その主要な項目を挙げれば次のとおりである。

1　ラジオにおいては、難聴地域の解消、混信の防あつ、老朽設備の改善、近代化並びにFM実験放送の拡充強化をはかるとともに、番組内容の充実につとめる。

2　テレビジョンにおいては、総合テレビジョン放送網として北見ほか七局、教育テレビジョン放送網として広島ほか八局を新設するほか、既存設備の改善整備、微電力局の建設、カラーテレビジョン実験放送の拡充強化をはかるとともに、放送時間を延長し、また番組内容の充実につとめる。

3　調査研究関係においては、番組関係については、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行ない、技術関係については、カラーテレビジョン、UHF放送の研究等を重点的に行なうとともに、その成果を広く一般に公開して放送文化、技術両面の発達をはかる。

4　国際放送においては、その送信方向及び送信時間を増加し、また内容の充実につとめる。

5　事業運営においては、ラジオ・テレビジョンの経理区分を廃止する等経理制度の合理化をはかるとともに、節約を一層強化する。

（三）　資金計画

1　年度内の入金額並びに出金額を左のとおり予定する。

入金額　三百四十億千六百三十二万三千円

出金額　三百四十三億四千五百六十万八千円

2　前年度よりの繰越金四億円、翌年度への繰越金七千七十一万五千円を予定する。

三　本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左に掲げる事項の実施に努むべきである。

一、農山漁村等における有線放送によるラジオ受信者の特殊な事情にかんがみ、その受信料につき半減の措置を講ずること。

二、ラジオ受信料金の減収対策並びに受信料について調査研究すること。

三、経営の合理化、経費の節減を図り、協会従業員の待遇の改善に努めること。

右決議する。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（齋藤邦吉君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二三号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、失業保険の保険料率及び国庫負担を調整し、その保険財政の均衡をはかるとともに、最近の雇用失業情勢に対処し、失業対策の効果をあげるため、必要な失業保険の給付内容の改善措置について規定を設けたものである。

その要旨は次の通りである。

1　一般失業保険の保険料率を現

行の千分の十六から千分の十四に引き下げること。

2　保険給付に要する費用の国庫負担を現行の三分の一から四分の一に改めるとともに、毎会計年度保険収支に不足が生じた場合は三分の一相当額に達するまで国庫が補てんすること。

3　日雇失業保険の保険金受給についての待期日数を一日短縮し、通算五日又は継続三日とし、受給要件の緩和をはかること。

4　一定の地域において失業者が多数発生し、その地域において就職させることが著しく困難である場合には、労働大臣が広域職業紹介活動を命ずることができる制度を設けること。

本制度により職業のあつ旋を受けることが適当と認められる受給資格者については労働大臣が指定する期間内に限り、一定日数分の給付延長の特別措置を決定することができること。

5　公共職業安定所の指示により公共職業訓練を受ける受給資格者においては、失業保険金の支給が終了した後もなお訓練終了の日までの間失業保険金を支給することができること。

6　失業保険受給資格者が保険金受給中所定給付日数の二分の一以上を残して就職した場合には就職支度金を支給することができること。

7　保険料率及び国庫負担の割合は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの保険収支の実績に基づいて昭和三十八年三月三十一日までに改正されるべきこと。

二　議案の可決理由

最近の失業保険財政の推移と、失業者多発地域における求職者の状況にかんがみ、時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億二千六百万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、松野労働大臣より「本案の内容には異存はない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（齋藤邦吉君外二十三名提出）に対する附帯決議

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府は一般失業保険の低額保険給付及び日雇労働失業保険の失業保険金日額について、すみやかに検討の上、その引き上げについて成案を得るよう努力すべきである。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二四号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、厚生年金保険の標準報酬の最高限及び保険料率を引き上げるとともに、保険給付の増額を行なうことを目的とするものである。

その要旨は次の通りである。

1　標準報酬の等級区分を現行の十二等級を二十等級に改め、最低三千円、最高三万六千円とすること。

2　給付内容の改善を図るため、基本年金額のうち報酬比例部分を平均標準報酬月額の千分の五から千分の六に改めること。（現在すでに老齢年金等の給付を受けている者についても適用する。）

3　第一種被保険者及び第四種被保険者の保険料率を現行の千分の三十から千分の三十五に、第三種被保険者の保険料率を現行の千分の三十五から千分の四十二に引き上げること。

なお、この保険料率は暫定料率で、昭和三十九年四月三十日までに行なわれる再計算の結果に基づき改訂されるべきものである。

二　議案の可決理由

厚生年金保険事業の健全な発展を図るため、前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

平年度約六千百八十九万六千円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を求めたが、内閣の意見は述べられなかつた。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

厚生年金保険が勤労者のための年金制度の中核たることにかんがみ、政府は、将来これが給付内容の改善に努めるとともに他の年金制度との通算調整を含む総合調整についてなるべくすみやかに結論を得るようにすべきである。

また、政府は、厚生年金保険の運営に関し、特に、次の諸施策の実現に努力すべきことを要望する。

一、適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること。

二、積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるものとするとともに、還元融資のわくを拡大すること。

三、老人ホーム等の福祉施設を増設し、年金受給者が年金により老後の生活を営みうる方途を講ずること。

四、年金受給権を担保とする金融の途を講ずること。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二五号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

収支の不均衡を続けている日雇保険財政の健全化をはかるため、次の措置を講ずるものである。

1　療養給付費及び家族療養費についての国庫負担率を現行の四分の一から十分の三に引き上げること。

2　傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については予算の範囲内において、国庫が三分の一以内を補助することとなつているのを十分の三の国庫負担に改めること。

二　議案の修正議決理由

収支の不均衡を続ける本制度の財政の健全化をはかることは時宜に適するものと認めるが、なお、傷病手当金の待期及び出産手当金の支給期間について修正を加えるのを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案に必要なる経費は、平年度約二億五千二十万四千円の見込みである。

なお、本修正の結果必要とする経費としては、平年度約一千七百万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、渡邊厚生大臣より本修正に対し「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「第五日」を「第四日」に改める。

第十六条の五第一項中「十四日」を「十一日」に改める。

第二十八条第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。

附　則

1　この法律は、○日雇労働者健康保険○公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から並びに附則第三項及び第四項の規定を除き、同法第十六条の二及び第十六条の適用する。

2　この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第二十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

3　この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の二の規定は、昭和三十五年四月一日前から療養の給付を受け、かつ、その療養のため引き続き労務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつていないものについても、適用する。

4　この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六条の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分べんについて適用する。

（小字及び―は修正）

船員保険法の一部を改正する法律案（田中正巳君外二十三名提出、第三十三回国会衆法第二六号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船員保険事業の健全なる発展をはかるため、次の措置を講ずるものである。

1　給付内容の改善をはかるため、老齢年金額のうち報酬比例部分が平均標準報酬月額の百五十分の一となつているのを千分の八に改めること。（現に老齢年金等の給付を受けている者についても適用する。）

2　保険財政の健全化を期するため、保険料率を改訂し、年金部門について千分の七を引き上げ、失業保険部門について千分の三及び疾病給付部門について千分の一を引き下げ総計において失業保険の適用を受けている者は現行の千分の百六十六を千分の百六十九に、失業保険の適用を受けていない者は現行の千分の百五十二を千分の百五十八に改めること。

3　失業保険金の支給に要する費用についての国庫負担率を現行の三分の一から四分の一に改めるとともに、保険収支に不足が生じた場合は従来の国庫負担率すなわち、三分の一相当額に達するまで国庫が補てんすることとすること。

なお、保険料率及び国庫負担率の改正は、いずれも暫定的なものであり長期給付部門の保険料率は次の再計算時、失業保険部門の保険料率及び国庫負担率は昭和三十八年三月三十一日までに再検討すること。

二　議案の可決理由

船員保険事業の健全なる発展をはかることは時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、平年度二千五百三十一万四千円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を求めたが、内閣の意見は述べられなかつた。

右報告する。

昭和三十五年三月十七日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、厚生年金保険及び失業保険の改善の検討にあわせ、船員保険についてもこれに見合う検討を行ない、すみやかに成案を得るように努力すべきである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、

1　京都大学に薬学部を、岡山大学に工学部を新設しようとする。

2　北見工業短期大学を新設するとともに、夜間に授業を行なうものとして、新たに室蘭工業大学に室蘭工業大学短期大学部を、香川大学に香川大学商業短期大学部を併設しようとする。

3　国立大学に包括されて存続していた若干の医科大学の廃止に伴い、これに関する規定を整理しようとする。

4　国立学校における授業料等の免除及び猶予について法定しようとする。

5　改正法は、昭和三十五年四月一日から施行する。

以上を内容としている。

二　議案の可決理由

科学技術教育の振興及び勤労青年に対する高等教育機関の拡充等の社会的要請にこたえるため、本案はまことに時宜に適したものと認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に二千五百六十五万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月十八日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

治山治水緊急措置法案（内閣提出）に関する報告書〔第十五号参照〕

一　議案の要旨及び目的

治山、治水事業は、国土の保全及び開発を行ない、経済基盤を強化し、もつて国民生活の安定と、向上を図る見地からきわめて緊急な施策であり、これを強力かつ計画的に推進するため昭和三十五年度を初年度とする十箇年計画を策定し、これを計画的に実施しようとするものである。

本案の内容のおもな点は次の通りである。

1　治山、治水事業の各十箇年計画の内容となるべき、治山、治水事業の範囲を定めている。

2　治山、治水事業十箇年計画策定の手続きを定め、農林大臣、建設大臣は計画案をそれぞれ作成し、閣議の決定を求める。なお、計画案作成にあたつては、治山、治水事業の総合性を確保するために、相互の調整を図るとともに長期経済計画との関係において、経済企画庁長官と協議しなければならない。

3　政府は治山、治水事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずる。

二　議案の可決理由

本案は、国民生活の安定と向上を図るために、きわめて適切妥当なる措置と認め、別紙のごとき附帯決議を附して、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本社会党の山中日露史君より原案では、治山、治水事業の各十箇年計画案の作成にあたつて、農林大臣又は建設大臣は、あらかじめ経済企画庁長官と協議しなければならないことになつているが、「北海道開発庁長官とも協議しなければならないとの趣旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度農林省所管国有林野事業特別会計に九十二億二千百万円及び建設省所管治水特別会計に三百八十六億一千万円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月十八日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

治山治水緊急措置法案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府は左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

一、各年度の予算につき、十全の措置を講じ、確実な実行を期すること。

二、活水計画においては利水の関係を考慮し、総合的計画の樹立につとむること。

三、海岸保全の計画をすみやかに画定して、国土保全の万全を期するとともに、実施に当たつては、農林、建設、運輸等各省間の調整を積極的に図ること。

四、北海道開発計画については、その特殊性にかんがみ、北海道開発庁長官との連絡に遺憾なきを期すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正は次の三点である。

第一に、特に裁判官の負担が過重となつている地方裁判所における訴訟の適正迅速な処理を図るとともに、この際、地方裁判所と簡易裁判所との間の事件負担の均衡、裁判官の欠員の状況等を勘案して、裁判官の定員構成を実情に即したものとするため、さしあたり人員確保の見とおし等を考慮した上、判事を五十人増員するとともに、簡易裁判所判事を三十人減員しようとするものである。

第二に、家庭裁判所においては、昭和三十一年以来、家事事件の審判又は調停で決定した義務の履行状況を調査し、義務者に対してその履行を勧告し、又は命令する等の制度が実施されることとなつたこと、並びに近年少年の保護事件が急増の傾向にあること等に伴つて、これらの事件の処理に必要な調査等の事務をつかさどる家庭裁判所調査官の事務量が著しく増大したので、家裁調査官を二十人増員しようとするものである。

第三に、地方裁判所及び家庭裁判所における諸設備の拡充整備に伴つて、諸般の労務等に従事する傭人を六十三人増員しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、妥当なものと認め、委員会においては、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計裁判所予算に、判事報酬として二千七百三万五千円、職員給与として二千四百九十八万七千円合計五千二百二万二千円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月二十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案改正の主なる点は次の通りである。

㈠　行政管理庁の地方支分部局は、行政監察局の所掌事務だけを分掌しているが、行政管理庁全体の事務を一層円滑適切に遂行するため、行政管理局の所掌する行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに行政管理局及び統計基準局の所掌事務に関する資料の収集事務

をも必要な場合には地方支分部局をして行なわしめることができるとすること。

(三)　地方支分部局の名称をより適切なものとするため、各管区行政監察局の名称については、都市名に代えて広域の名称をそれぞれ冠することとし、各地方行政監察局の名称については、地方自治行政の監察機関であるかのような誤解を避けるためにも、個別名称にそれぞれ冠している「地方」を除くこと。

(四)　北海道における各支庁の所轄区域内に紋別、士別、名寄及び根室の各市制が施行されたことに伴い、これらの市を旭川及び釧路の両行政監察局の管轄区域にそれぞれ編入するとともに、業務の運営を一層適切ならしめるため、後志支庁を札幌管区行政監察局の管轄から函館行政監察局の管轄に移すこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政事務の適正効率化をはかるもので、おおむね適当と認めるが、従来、地方支分部局で実施している各行政機関等の業務に関する苦情の申出についてのあっせんを行政管理庁の所掌事務として規定することが妥当な措置と認め、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二十二日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　各行政機関の業務及び前号に規定する業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行なうこと。

○第三項から第五項まで中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第三条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項の表中「札幌管区行政監察局」を「北海道管区行政監察局」に、「仙台管区行政監察局」を「東北管区行政監察局」に、「東京管区行政監察局」を「関東管区行政監察局」に、「名古屋管区行政監察局」を「中部管区行政監察局」に、「大阪管区行政監察局」を「近畿管区行政監察局」に、「広島管区行政監察局」を「中国管区行政監察局」に、「高松管区行政監察局」を「四国管区行政監察局」に、「福岡管区行政監察局」を「九州管区行政監察局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　行政管理庁長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政監察の事務を分掌させることができる。

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、総理府の附属機関として、次の二つの審議会を新たに設置するものである。

(1)　対外経済協力審議会

本審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、対外経済協力に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する。

(2)　宇宙開発審議会

本審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、宇宙の利用及び宇宙科学技術に関する重要事項を調査審議する。

二　議案の可決理由

本案は、対外経済協力及び宇宙開発の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、対外経済協力審議会分九十八万円、宇宙開発審議会分百二十一万四千円計二百十九万四千円が、昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二十五日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

総理府設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は宇宙の開発にあたり、国際的には常に世界平和を念願して、国際機構の確立と育成に、最大の努力を期し、政治体制の対立を超えて、国際的協力を推進すべきである。

国内的には、関連する各分野における基礎的研究をもあわせて、均衡ある総合的計画を策定し、かつこの計画の実施にあたっては常に公開の原則を守り、民主的かつ恒久的な開発を期すべきである。

右決議する。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、定時制教育及び通信教育の充実強化を図るために、現行法を改正するもので、その要旨とするところは、

1　国立高等学校で、定時制課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長及び教員に対し、俸給月額の百分の七に相当する定時制通信教育手当を支給すること。ただし、俸給の特別調整額を受ける者については、若干これを制限し、その職務の複雑、困難及び責任の度合に応じて、百分の五をこえない範囲内で支給すること。

2　公立高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当については、国立の場合に準ずるものとし、国はその経費の三分の一を当該地方公共団体に予算の範囲内で補助すること等を規定するものである。

二　議案可決理由

高等学校で定時制の課程を置くもの又は通信教育を行なうものの校長及び教員の職務の複雑、困難性にかんがみ、これらの校長及び教員に対し、定時制通信教育手当を支給することは、時宜に適するものであることを認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算は一億七千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二十二日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

定時制通信教育手当について、実習助手に関する政令を定めるに際しては、その任務の重要性と産業界における待遇との均衡にかんがみ、特段の考慮を払うべきである。

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債の償還資金の繰入れに関する次の特別措置を、昭和三十五年度においても引き続き行なうこととしようとするものである。

1　国債の元金償還に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前々年度剰余金の二分の一相当額のみに止め、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首における国債総額の万分の百十六の三分の一相当額の繰入れは、これを停止することとする。

2　日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対して負う法定債務の償還元利金については、前年度に引き続き、直接国債整理基金特別会計に繰入れることとし、繰入れのあった当該金額については、一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れがあったものとみなすこととする。

なお、昭和三十五年度予算に計上された前々年度剰余金の二分の一相当額は、約七十八億五千四百万円であり、日本国有鉄道及び日本電信電話公社から特別会計へ繰り入れるべき金額は、国鉄において四十三億二千五十四万円、電々公社において四十六億四千二百八万円である。

二　議案の可決理由

国債償還の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるための措置として適切なるものと認め、本案は、別紙のとおり附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二十二日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

昭和二十八年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国債の償還費等に充てるための財源措置として、政府は、昭和二十八

年度以降、毎年度、本特例法により便宜的措置を講じてきているが、歳計剰余金はその額が予測できないので政府においては、すみやかに国債償還に関する適切なる長期計画を樹立し、合理的な減債基金制度を確立すべきである。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものである。

原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図るため、昭和三十一年に設置されたものであるが、その後わが国の原子力開発利用は著しく発展し、かつ、将来における利用をめざしての各種試験研究の範囲も拡大されたため、原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌事務も増大され、その機能を強化する必要があるので、委員の定数を現在の四名から六名にしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、原子力委員会の機能を強化するための措置として、適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計、総理府所管科学技術庁予算中、委員手当等に必要な経費として、五十二万一千円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月二十五日

科学技術振興対策特別委員長　村瀬　宣親

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

わが国における原子力の平和利用は一応の準備期間を経て、いよいよ本格的な研究、開発段階を迎えんとするにあたり、政府は特に左の各項につき適切なる措置を講ずべきである。

一、原子炉の安全審査に対しては、更に一層公正を確保するため、責任ある審査機関を法制化するなど、原子力委員会の強化と充実を図り、ますます原子力行政の中核たらしめるよう努力すべきである。

二、原子力の平和利用においては、ひとり原子力発電のみならず、舶用炉、アイソトープの産業利用等、ひろく関係各分野にわたつて、常に緊密なる協力を図るとともに、基礎的研究及び開発の分野において、燃料の生産、再処理並びに人材の養成等を含めて、それぞれ統一ある総合的計画を策定推進すべきである。

右決議する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道における東海道幹線増設工事の円滑を期するため、その工事を担当する理事をもうけるとともに、工事資金の一部を国際復興開発銀行から借り入れるために借入契約に基づいて発行する鉄道債券に関する事項を立法化する等所要の改正をしようとするもので、その内容のおもな点は次のとおりである。

1　日本国有鉄道に東海道幹線増設工事を主として担当する理事を一名増員するため、理事の定数の増加を行なうこと。

2　日本国有鉄道は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づいて同銀行に鉄道債券を引き渡す必要があるときは、その発行事務を外国の銀行又は信託会社に委託することとすることができることとすること。

3　日本国有鉄道が国際復興開発銀行に引き渡した鉄道債券を外国投資家が譲り受けた場合における外国向けの元利金の支払及びその受領について、外資に関する法律の特例措置を定めることとすること。

4　日本国有鉄道が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づいて発行した鉄道債券について、外国人が支払を受ける利子についての所得税を免除するため、関係法律を改正することとすること。

二　議案の可決理由

本案は、日本国有鉄道における東海道幹線増設工事の円滑なる実施をはかるため有効適切なものと認め、別紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度政府関係機関予算中、役員給のうちに新規増員の理事の給与として二百一万二千円を計上している。

なお、日本国有鉄道が昭和三十五年度において国際復興開発銀行から借り入れる金額としては、昭和三十五年度政府関係機関予算中、借入金等の限度額において四十七億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二十五日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

現下の日本国有鉄道は、五箇年計画実施四年目を迎え、その進捗率に大なる遅れを来たしているのみならず、資金経理の内情は極度に悪化しており、他方、巨額にのぼる東海道幹線増設工事の早期実現の必要にせまられ、国鉄財政は、真に憂慮すべき事態に到来している。

よつて、政府は、五箇年計画の完全実施と東海道幹線増設工事の早期実現をはかるため、国鉄に対する各種公共負担の実情に応じて、政府出資の実施並びに財政資金の貸付条件の緩和をはかる等の措置を講ずるとともに、国鉄の行なう国際復興開発銀行からの外貨資金の借入については、いやしくもその自主性がそこなわれることのないよう万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

〔第十六号参照〕

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民負担の軽減をはかるために昭和三十四年度に行なわれた所得税の減税に対応して、昭和三十五年度以降において住民税の減税を行なうことを主眼とし、その他所得税法及び法人税法の改正に伴い、必要な規定の整備を行なおうとするものである。

その内容は、(一)道府県民税の所得割の課税総額の基礎となる標準率及び市町村民税の所得割のうち、所得税額を課税標準とするいわゆる第一課税方式の標準税率は、これを据え置くこととして所得税における扶養控除の引上げ及び最低税率の適用範囲の最高限度額の引上げによる減税の影響をそのまま受け入れることとするとともに、これと均衡のとれるようその他の課税方式の準拠税率を改めること。(二)所得税法の改正に伴い、いわゆる白色申告書を提出している個人の事業税についても被災たな卸資産の損失の繰越控除を認めること。(三)法人税法の改正に伴い、法人が納付すべき道府県民税及び市町村民税の法人税割について規定の整備を図ること等である。

なお、本案施行の結果、昭和三十五年度において約百二十一億円、平年度において百三十八億円の減税となる見込みであるが、この減税に伴う地方財源の減少に対しては別途提出されている「臨時地方特別交付金に関する法律案」によつて所要の措置を講ずることとしている。

二　議案の可決理由

昨年行なわれた所得税の減税に対応し、昭和三十五年度以降道府県民税及び市町村民税についても減税を行なわんとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二十五日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

議案の要旨及び三十四年産の生糸及び繭の価格の安定対策は、三十三年七月に制定された「繭糸価格の安定に関する臨時措置法」に基づいて行なわれてきたのであるが、繭糸界の不況に対処するため、同法によつて糸価安定特別会計において行なう生糸及び繭の政府買入資金を補強することが必要となり、昨年一般会計から二十億円をこの会計に繰り入れるとともに、同会計の借入限度額を七十億円から一挙に二百七十五億円に引き上げる措置が講ぜられたのであるが、その後、糸価は次第に回復し、三十五年産の繭及びこれを原料とする生糸については、臨時措置法によるような、異常な事態に対処するための措置を継続する必要がなくなつたので、今回、糸価安定特別会計法を改正して、この会計の借入限度額を二百七十五億円から百十五億円に引き下げることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

生糸及び繭の需給状況が好転したことに伴い、糸価安定特別会計の借入限度額を引き下げようとするもので、適切なるものと認め、

本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度糸価安定特別会計予算に、証券及借入金収入として百十五億円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月二十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に提出された「治山治水緊急措置法案」に定めている治山事業十箇年計画の実施に伴い、同法に規定する治山事業に関する経理を一般会計と区分して行なうこととし、もつて事業の収支並びにその成果を明らかにしようとするもので、主なる内容は次の通りである。

1　現行の国有林野事業特別会計を国有林野事業勘定及び治山勘定の二つの勘定に区分して、そのうち国有林野事業勘定においては、従来からこの会計で行なつている国有林野の事業に関する経理を行ない、治山勘定においては治山治水緊急措置法に基づく民有林野にかかる直轄治山事業及び都道府県等が行なう治山事業に対する補助金等の交付等に関する経理を行なうこととしている。

2　治山勘定の歳入としては、国が直轄で行なう治山事業に要する費用にかかる国及び地方公共団体の負担金、都道府県等が行なう治山事業にかかる国の補助金、負担金に相当する金額等を予定し、歳出としては、国が直轄で行なう治山事業に関する費用及び都道府県が行なう治山事業にかかる国の補助金、負担金その他を予定している。

3　国が直轄で行なう治山事業及び災害復旧事業に関する事務取扱費は、国有林野事業勘定において一体的に支弁することとし、これに相当する金額は、治山勘定から国有林野事業勘定に繰り入れることとするほか、この会計を勘定に区分したことに伴い必要な規定の整備を図ることとしている。

二　議案の可決理由

治山治水緊急措置法に基づく治山事業十箇年計画の実施に伴う措置として、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度国有林野事業特別会計予算に、治山勘定として六十一億一千三百二十万円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月二十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、インドとの間に、所得に対する租税に関して、二重課税の回避のための協定を締結するため、昭和三十四年十月インド側代表を東京に迎え交渉を行なつた結果、両国間に意見の一致をみ、本年一月五日ニュー・デリーで、本協定に署名した。

本協定は、両国が相互に二重課税を回避し、もつて両国国民の経済的文化的活動の緊密化を図ろうとするもので、さきに締結されたパキスタンとの間の条約と、大綱において同様の形式及び内容で、課税の対象、課税の免除、所得の源泉、租税の内国民待遇等について規定しており、二重課税回避の方法としては、両国とも外国税額控除方式を採用しているが、特に新しい規定としてインドが経済開発のために執つている特別措置により軽減された税額は日本の納税者がインドで払つたものとみなして日本で税額を控除することとしている。

本協定は、批准書交換の日に効力を生じ、無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、本協定の効力発生の日から三年の期間を経過した後はいつでも、いずれの年においてもその六月三十日以前に他方の締約国に終了の予告を与えることによつてこの協定を終了させることができることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定を締結し、両国間における所得に対する二重課税を回避することは、両国間の経済及び文化関係の緊密化を図るため必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二十九日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

スイスは、かねてよりガットに参加したい意向を表明していたが、国内政策上及び国内法上、一般協定の規定を完全に実施することができず、一般協定の規定に基づき正式加入することが不可能であつたため、暫定的加入の手続を執ることとなつた。この宣言は昭和三十一年の第十一回ガット総会で承認された取極の手続に従い、昭和三十三年五月からジュネーヴで開始されたスイスとの関税交渉を経て、同年十一月二十二日に第十三回ガット総会で作成された。

この宣言は、ガット締約国でこの宣言の当事国となるものとスイスとの間に一般協定に基づく通商関係を設定し、関税交渉の結果作成された譲許表をガット関係に基づいて相互に許与することを規定している。

わが国はスイスとの関税交渉においてスイスからさけ、ます罐詰等五税目の関税譲許を獲得し、同国に薬品等五税目の譲許を行なうことになつた。これらの譲許を掲げた表は、両国間の交渉が宣言作成の日までに間に合わなかつたので、調書の形で別に作成されているが、法律的には宣言の附属譲許表と一体をなすものである。わが国は昨年十一月十三日にこの調書に署名を了した。

なお、この宣言は、その署名期間が昨年六月三十日までとなつているが、この期限までにスイスを含めた相当数の国が署名を行なうことができなかつたので、ガット締約国団の決定により、昨年十一月二十一日まで延長され、さらに東京で開催された第十五回ガット総会において本年四月一日まで延期されたが、現在までに既にスイスを含め二十一箇国が署名を行なつている。

よつて政府は、本宣言の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

この宣言が発効し、譲許が実施されることにより、わが国は、新たな譲許をスイスを含めた全ガット締約国に与えることとなるが、その代りスイスの全譲許品目を含め他国の譲許についてガット関係に基づいて利益を得ることとなり、関税引下げの面からする貿易の増大に寄与するところ大なるものが期待されるので、本宣言を締結することは、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二十九日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正の内容は次の通りである。

（一）　国内旅客船公団の監督事務を能率的に遂行するため、海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くこと。

（二）　自動車輸送に対する需要の膨大に対処して、自動車行政を適正かつ能率的に遂行するため、自動車の保安に関する基本的な問題を調査審議させるため本省の附属機関として、自動車審議会（存続期間一年）を設置すること。

その他所掌事務について所要の改正を加えること。

二　議案の可決理由

本案は運輸行政の円滑な運営を期するため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として十九万四千円が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二十九日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫は、過去七年間にわたり、二千七百億円に上る農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期低利資金を融通

してきたのであるが、昭和三十五年度においても前年度に引き続き、農業の生産基盤の強化と経営安定に必要な資金の拡大融資を行なうとともに公庫業務の円滑化及び土地改良事業資金の融資条件の緩和を図るため、政府は次の三点について公庫法の改正を行なおうとして本案を提出したものである。

1　政府は、昭和三十五年度における貸付計画五百十七億円の原資として四百八十九億円を予定し、その原資の一部として政府から七十七億円を出資すること。

2　公庫の直接貸付資金の返済方法として、郵便振替貯金による送金及び農林中央金庫若しくは指定銀行からの払込方法による返済の道を開くこと。

3　土地改良事業に対する貸付条件のうち据置期間五年を七年にすること。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業の生産基盤を強化し、生産力の維持増進と経営安定を図るとともに公庫及び農林漁業者の業務手続の簡素化を促進する上にきわめて妥当な措置であると認め、本案は原案通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙のとおりの附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度特別会計予算大蔵省所管産業投資特別会計に農林漁業金融公庫出資金七十億円、昭和三十五年度一般会計予算大蔵省所管本省経費に政府出資金、農林漁業金融公庫出資に必要な経費として七億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月二十九日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左のごとく措置すべきである。

一、公庫の原資は借入金に依存する度合を次第に増大し、昭和三十五年度においては最悪の事態に立ち至つていると認められるが、かくては貸付業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるので、長期低利資金に対する農林漁業者の需要の増加に対処し、今後の資金計画を作成するに当たつては、すくなくとも借入金と同額又はそれ以上の政府出資金の確保に努めること。

二、酪農業の生産基盤の整備と乳業の近代化を促進するため、すくなくとも酪農振興法に規定される集約酪農地域および酪農経営改善地区内において生産される牛乳の処理加工施設の新増設または改善に必要な長期低利資金については、これを本公庫から融通し得る道を開くものとし、すみやかに所要の法制上及び財政上の措置を講ずること。

三、都道府県営土地改良事業の経済効果が生じない以前に、公庫貸付金の償還が始まることのないよう、事業の七年以内の完成に必要とする補助予算を確保するものとし、もし事業の完成期が遅延するおそれがあるときには、農業者に過重な負担を強いることとならないよう適切な救済措置を講ずること。

右決議する。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、けい肺又は外傷性せき髄障害にかかつた労働者の実情等にかんがみ、労働者災害補償保険法、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法による保護制度の統合を図るとともに、長期傷病者補償制度その他の適切な保護制度を設けることを目的とするものである。

その要旨は次の通りである。

1　けい肺及び外傷性せき髄障害に限らず、療養開始後三年を経過してもなおらないすべての傷病について、必要の存する期間、従来の打切補償に替えて長期傷病者補償を行なうこと。

2　長期傷病者補償の種類及びその給付の内容は、左のとおりとすること。

(一)　傷病給付

イ　第一種傷病給付（病院又は診療所への収容によらない療養を必要とする場合、当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分）

ロ　第二種傷病給付（病院又は診療所への収容による療養を必要とする場合、当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分ないし一八八日分）

(二)　障害給付

イ　第一種障害給付（傷病給付を受ける労働者の当該負傷又は疾病がなおつた場合において、身体に障害等級第一級ないし第三級に該当する程度の障害が存するとき、当該障害が存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分ないし一八八日分）

ロ　第二種障害給付（傷病給付を受ける労働者の当該負傷又は疾病がなおつた場合において、身体に傷害等級第四級ないし第一四級に該当する程度の障害が存するとき、平均賃金の九二〇日分ないし五〇日分）

(三)　遺族給付（長期傷病者補償を受ける労働者が当該負傷又は疾病により、長期傷病者補償の開始後六年以内に死亡した場合、一年刻みに六段階に区分して、平均賃金の一〇〇〇日分ないし一八〇日分）

(四)　葬祭給付（長期傷病者補償を受ける労働者が当該負傷又は疾病により、長期傷病者補償の開始後六年以内に死亡した場合、平均賃金の六〇日分）

療養開始後三年以内に症状が固定した者であつて、障害等級第三級以上の重度の身体障害を残す場合は、長期給付金であること。

4　長期傷病者補償又は長期給付金である障害補償費は、それぞれ労働基準法に定める打切補償又は障害補償に相当する保険給付であり、かつ、それらの価額に等しいものとみなすこと。

5　長期傷病者補償に要する費用については、労働基準法に基づく打切補償に相当する部分をこえる部分について、じん肺に関してはその四分の三、その他の傷病に関しては二分の一を国庫が負担すること。

長期給付金である障害補償費に要する費用については、労働基準法に基づく障害補償に相当する部分をこえる部分の一部を国庫が負担すること。

6　任意適用事業であつた事業で保険関係の成立しているものの事業主が保険関係の成立前に発生した事故により療養補償を行なつている労働者に対し、長期傷病者補償又は長期給付金である障害補償費の給付を申請したときは、命令で定める率による特別保険料を徴収してその給付を行なうこと。

7　昭和三十五年三月三十一日において現に、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法又はけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法による療養給付を受けるべき者であつて、昭和三十五年四月一日以降引き続き療養を必要とする者については、経過措置として長期傷病者補償（遺族給付及び葬祭給付を除く。）を行なうこと。ただし、傷病給付及び障害等級第三級以上の障害給付の額は、一年につき平均賃金の七十九日分を減ずること。

8　長期傷病者補償又は長期給付金である障害補償費の支給を受ける者が、同時に厚生年金保険法等に定める障害年金又は国家公務員共済組合法に定める廃疾年金を受けることができる場合は、その者に支給する長期給付金等の額に所要の調整を加えること。

9　長期傷病者補償及び長期給付金である障害補償費については、毎月勤労統計による全産業労働者の平均給与額が百分の二十以上変動した場合、その比率を基準として、それらの額を改訂すること。

10　国庫負担、厚生年金保険法に定める障害年金等との調整及び長期傷病者補償等の額の改訂については、社会保障に関する制度全般の調整の機会に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等である。

二　議案の修正議決理由

けい肺及び外傷性せき髄障害に限らず、広く重篤な業務上の傷病にかかつた者及び重度の身体障害を存する者に対し必要な補償を行なうため、その趣旨は適切妥当なるものと認めるが、なお、関係労働者の保護の充実を図るため所要の修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議をすることに決した。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、昭和三十五年度一般会計予算において、

じん肺等長期傷病者補償費負担金として四億八百二十八万九千円が計上されている。なお、本修正の結果必要とする経費は、約五千七百万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して松野労働大臣より、本修正に対して「諸般の情勢上やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年三月二十九日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十二条第二項中「第七十五条乃至第八十一条」を「第七十五条から第八十条まで」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の四条を加える。

第十二条の二　第一種障害補償費を受ける労働者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の障害等級に該当するに至つた場合は、政府は、命令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償費を支給するものとし、その後は、従来の障害補償費は、支給しない。

第十二条の三　政府は、療養補償費若しくは第十二条第三項の療養の給付を受ける労働者又は第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定による療養補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても、当該負傷又は疾病が治らない場合においては、長期傷病者補償を行なうことができる。

前項の長期傷病者補償を行なうこととなつた場合には、その後は、第十二条第一項各号に規定する災害補償は、行なわない。

第十二条の四　長期傷病者補償の種類は、左のとおりとする。

一　傷病給付
　イ　第一種傷病給付
　ロ　第二種傷病給付
二　障害給付
　イ　第一種障害給付
　ロ　第二種障害給付
三　遺族給付
四　葬祭給付

第一種傷病給付は病院又は診療所への収容によらない療養を必要とする場合に、第二種傷病給付は病院又は診療所への収容による療養を必要とする場合に行なう。

障害給付は、傷害給付を受ける労働者の当該負傷又は疾病が治つた場合において、身体に別表第一の障害等級に該当する程度の障害が存するときに行う。

遺族給付及び葬祭給付は、長期傷病者補償を受ける労働者が当該負傷又は疾病により、長期傷病者補償の開始後六年以内に死亡した場合に行なう。

第十二条の五　長期傷病者補償（葬祭給付を除く。）の給付の内容は、別表第一から別表第三までに定めるところによる。

葬祭給付の額は、平均賃金の六十日分とする。

第十二条の二の規定は、第一種障害給付について準用する。

別表を削り、別表第一から別表第三までとして、次のように加える。

別表第一　障害補償費及び障害給付表

種別	障害等級	給付の内容
第一種	第一級	当該障害が存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
	第二級 同	二一三日分
	第三級 同	一八八日分
第二種	第四級	平均賃金の九二〇日分
	第五級 同	七九〇日分
	第六級 同	六七〇日分
	第七級 同	五六〇日分
	第八級 同	四五〇日分
	第九級 同	三五〇日分
	第一〇級 同	二七〇日分
	第一一級 同	二〇〇日分
	第一二級 同	一四〇日分
	第一三級 同	九〇日分
	第一四級 同	五〇日分

備考　この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

別表第二　傷病給付表

種別	給付の内容
第一種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の二四〇日分
第二種	当該事由の存する期間一年につき平均賃金の一八八・二〇〇日分及び必要な療養又は療養の費用

別表第三　遺族給付表

区分	給付の内容
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	
同　一年をこえ二年以内に死亡した場合	同　平均賃金の一〇〇〇日分
同　二年をこえ三年以内に死亡した場合	同　八四九・八五〇日分
同　三年をこえ四年以内に死亡した場合	同　六八九・六九〇日分
同　四年をこえ五年以内に死亡した場合	同　五五二・五三〇日分
同　五年をこえ六年以内に死亡した場合	同　四二四・三六〇日分
同　六年を経過した後に死亡した場合	同　三五五・一八〇日分

附　則

第五条　この法律の施行の日の前日において旧特別保護法又は旧臨時措置法の規定による療養給付を受けるべきであつた者であつて、労働省令で定めるところにより、都道府県労働基準局長がこの法律の施行の日以降引き続き療養を必要とすると認定したものは、同日において、労働者災害補償保険法の適用を受ける者であり、かつ、長期傷病者補償の給付の決定があつたものとみなす。

2　前項の規定により長期傷病者補償を受ける者については、改正後の労働者災害補償保険法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、遺族給付及び葬祭給付は行なわないものとし、その者に支給すべき傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）又は第一種障害給付の年額は、それぞれ、新法の規定による年額から平均賃金の七十九・四十日分を減じた額とする。

3　第一項の規定による都道府県労働基準局長の認定に関する処分に不服がある者は、新法の規定による保険給付に関する決定に対する異議の例により、審査若しくは再審査の請求をし、又は訴訟を提起することができる。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十二条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条本文、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第二十八条第一項本文」を「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十二条（第二項本文）（同法第三十四条の六において準用する場合を含む。）及び失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第三十六条」に改める。

2　改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律は、この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法第二十八条第一項本文の規定により徴収する延滞金については、適用しない。

第十六条　新法の規定による第一種障害補償費又は傷病給付若しくは第一種障害給付を受ける労働者については、政府は、当分の間、命令で定めるところにより、労働省において作成する毎月勤労統計にお

ける全産業の労働者一人当りの平均給与額（以下この項において「平均給与額」という。）が当該負傷し、又は疾病にかかつた日の属する年における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が継続するときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該保険給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）の額を改訂して支給する。改訂後の第一種障害補償費又は傷病給付（第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。）若しくは第一種障害給付の額の改訂についてもこれに準ずる。

2　前項の規定は、附則第五条第二項の規定により新法の規定による傷病給付又は第一種障害給付の年額から減ずべき額について準用する。

〔別紙〕

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、長期傷病者補償を受ける者については、にわかに住居に困難を生ずるごときことのないよう住宅等の福利施設の確保等につき関係機関において配慮せられたいこと。

二、遺族補償及び遺族給付は一時金となつているが、遺族の生活の安定をはかるため、政府はすみやかに遺族年金制を採用するよう検討せられたいこと。

三、けい肺患者、外傷性せき髄障害患者のうち、過去に打切補償のみによつて災害補償を打切られる等（労災保険法の適用を受けないものを含む）今回の長期傷病者補償を受けることができないものについては、療養生活を継続しうるよう政府関係機関において適切な措置を講ずるよう配慮せられたいこと。

四、長期傷病者補償を受ける者のうち、生活困難なものについては、生活資金の融資につき有効適切な方策を考究すること。

五、今後職業病についての総合的立法について検討すること。

じん肺法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、じん肺に関し適正な予防及び健康管理その他必要な措置を定めることにより、粉じん作業に従事する労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

その要旨は次の通りである。

1　適用対象をけい肺に限定せず、広く鉱物性粉じんを吸入することによつて生じたじん肺及びこれと肺結核の合併した病気とすること。

2　じん肺の予防に関し、労働基準法及び鉱山保安法の規定によるほか、粉じん発散の抑制、保護具の使用その他適切な措置について使用者及び労働者の努力義務を定めるとともに、使用者は粉じん作業に従事する労働者に対し、予防及び健康管理のための教育を行なわなければならないこと。

3　使用者は、粉じん作業に常時従事する労働者に対し、その就業時及び三年又は一年以内ごとに定期的に、又は新たに肺結核にかかつたことが明らかとなつた者については、その都度、それぞれじん肺健康診断を行なわなければならないこと。

4　都道府県労働基準局長は、じん肺健康診断の結果の資料に基づくじん肺診査医の診断又は審査により、管理一から管理四までの区分に従い、その健康管理区分を決定すること。

5　都道府県労働基準局長は、健康管理区分が管理三である者について、使用者に対しその者を粉じん作業以外の作業に従事させるべきことを勧告することができること。使用者は、勧告を受けたときは、粉じん作業以外の作業につかせるよう努力する義務を負い、その場合転換する労働者に対し、平均賃金の三十日分に相当する額の転換手当を支給しなければならないこと。

6　健康管理区分が管理四と決定された者は療養を要すること。

7　政府は、じん肺に関する予防及び健康管理に必要な技術的援助、粉じん作業以外の作業に従事することができない労働者のための職業紹介及び職業訓練に関する適切な措置、並びにじん肺にかかつた労働者であつた者の就労施設及び労働能力回復施設に関する適切な措置を講ずることに努めること。

8　じん肺の診断又は審査に関する事務を行なわせるため、労働省及び都道府県労働基準局にじん肺診査医を置くほか、予防に関する技術的援助を行なうため、都道府県労働基準局及び鉱山保安監督部に粉じん対策指導委員を置くことができること。

じん肺に関する重要事項を調査審議するための機関として、労使の代表者及び学識経験者をもつて構成するじん肺審議会を労働省に設置すること等である。

二　議案の可決理由

粉じん作業に従事する労働者の健康の保持その他福祉の増進を図るため、じん肺に関する健康管理制度を確立し、政府の援助等の措置を定めることは、きわめて適切妥当なるものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月二十九日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十七号参照〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十五年三月三十日

これに基づき、開拓者が必要とする肥料、家畜、飼料等の購入に要する中短期営農資金が円滑に融通せられるよう政府は、昭和三十四年度までに三億九千万円を中央開拓融資保証協会に対し出資してきたが、この制度に加入する開拓者の増加、営農の進展に伴う資金需要の増大等により、現在の基金ではその需要を充足し得ないので、昭和三十五年度においても一般会計から更に一億円の追加出資を行ない、その総額を四億九千万円とし、これら資金の融通を円滑ならしめようとするものである。

二　議案の可決理由

開拓者の現況は、立地条件の不利、連続する災害、経営資金の不足等によつて、大部分の者が経営不振に陥つている。

しかして、本案により、これら開拓者の営農振興を図るため、一億円の政府出資金の追加によつて、さらに開拓融資保証制度を拡充し、開拓者の必要とする中短期営農資金の融通を一層円滑ならしめようとする趣旨は妥当なるものと認め、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に、開拓融資保証法施行に必要な経費として、一億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

四国地方開発促進法案（前尾繁三郎君外四十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び和歌山県）における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものであつて、その要旨は次の通りである。

1　内閣総理大臣は、四国地方開発審議会の審議を経て、四国地方開発促進計画を作成するものとすること。

2　総理府に四国地方開発審議会を設置し、その所掌事務、組織その他必要な事項について規定すること。

3　経済企画庁長官は、毎年度、事業計画及び資金計画の円滑な実施を図るため、関係行政機関についての必要な調整を行なう。又政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないものとすること。

4　自治庁長官は、開発促進計画に基づく事業を実施するために必要がある場合には、財政再建団体等の財政再建計画について、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならないものとすること。

なお、開発促進計画が作成された場合において、重要な事業に要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、四国地方における資源の総合的開発を促進しもつて国民経済の発展に寄与せんとする趣旨は妥当なものと認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して岡部経済

企画政務次官から「異存はない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

国土総合開発　寺島隆太郎

特別委員長

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

四国地方開発促進法案に対する附帯決議

四国地方の開発を促進するため直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担又は補助率については地方財政の実情に即するよう、必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである。

外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、昭和二十八年に制定され、昭和三十一年まで利子補給契約及び損失補償契約が締結されてきたが、昭和三十二年度においては、スエズ動乱により、国際海運が著しい好況に恵まれわが国海運企業も逐次改善されたので、既契約による利子補給金の支給を停止するとともに、新たに建造された外航船舶については、利子補給に必要な予算措置を講じないまま現在に至つた。一方海運市況は、スエズ動乱の解決後急速に低落したため、海運企業の業績もとみに悪化しこのまま放置すれば、わが国海運の健全なる発展が阻害されるおそれがあるので、昭和三十五年度より利子補給金の支給を復活することとし、これに伴い現行法の一部を改正しようとするものであつて、その内容の主なる点は次のとおりである。

1　運輸大臣が不当な経理の是正を勧告した場合には、その勧告に従つて再計算した利益の額を、利子補給金相当額の納付の基準とすること。

2　日本開発銀行に対する利子補給に関する規定を廃止するとともに、昭和三十五年度以降当分の間損失を補償する旨の契約を結ぶことができないこととすること。

3　昭和三十二年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに建造された外航船舶についても、利子補給契約を結ぶことができることとしたこと。

二　議案の可決理由

本案は、わが国海運の健全な発展を図るため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本法施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算中、運輸省所管、外航船舶建造融資利子補給に必要な経費として、九億五千四百二十七万円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今般政府において、昭和三十四年度に実施した所得税の減税に伴う道府県民税及び市町村民税の減収が地方公共団体に与える影響を考慮し、あわせてその財政の健全化に資するため、当分の間、毎会計年度、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額を臨時地方特別交付金として地方公共団体に交付することとし、このため、別途今国会に「臨時地方特別交付金に関する法律案」が提出されているが、この措置に伴い、右の臨時地方特別交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、臨時地方特別交付金に関する法律案の成立に伴う措置として適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の〇・三に相当する額の合算額は、二十九億八千四百五十四万七千円である。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

治水特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、別途今国会に提出された「治山治水緊急措置法案」に定めている治水事業十箇年計画の実施に伴い、同法に規定する治水事業に関する経理を、一般会計と区分して明確にするため、新たに治水特別会計を設置することとし、なおこれに伴つて、現行の特定多目的ダム建設工事特別会計法を廃止しようとするもので、主なる内容は、次の通りである。

1　この会計においては、建設大臣が施行する河川、砂防又は地すべり防止工事等にかかる直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に関する経理を行なうことを主たる目的とし、あわせてこれらの事業又は工事に密接な関連のある直轄伊勢湾高潮対策事業又は受託工事の施行並びに都道府県知事が施行する治水事業に対する国の負担金又は補助金の交付に関する経理を行なうこととしている。

2　この会計は建設大臣が管理することとし、会計の経理は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定の二つの勘定に区分して行なうこととしている。

まず、治水勘定の歳入は、直轄治水事業及び直轄伊勢湾等高潮対策事業につき国庫が負担する部分の金額又は都道府県に対する国の負担金若しくは補助金の財源に充てるための一般会計からの繰入金、これらの直轄事業にかかる地方負担金並びに治水関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、これらの直轄事業費、治水関係受託工事費並びに治水事業負担金又は補助金等とする。

次に、特定多目的ダム建設工事勘定の歳入は、多目的ダム建設工事費に充てるための一般会計からの繰入金、地方負担金及びダム使用権設定予定者の負担金並びに多目的ダム関係受託工事納付金等とし、同勘定の歳出は、多目的ダム建設工事費並びに多目的ダム関係受託工事費等とし、これらの歳入及び歳出並びに資産及び負債を工事別等の区分に従つて経理することとしている。

3　以上のほか、この法律案においては、この会計の予算及び決算に関して必要な事項を定めることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、治山治水緊急措置法に基づく治水事業十箇年計画の実施に伴う措置として、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度治水特別会計予算に、治水勘定として四百六十億三千五十七万九千円、特定多目的ダム建設工事勘定として、百四十九億二千六百八十七万五千円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

ラードの輸入税率は、現在原料ラード精製ラードとも十パーセントの従価税率となつているが、ラードの輸入の自由化を実施すると、このままでは国内の精製ラード工業等を保護できないこととなるので、今回、原料ラードについてはその税率を五パーセントに引き下げるとともに、精製ラードについては、その税率を従価十五パーセント相当の従量税率、すなわち一キログラム当たり十五円の税率に引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、ラードの輸入の自由化に伴う関税措置として適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

関税暫定措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、関税定率法及び関税法の特例法として、特定の物品に対する関税の暫定的な軽減又は免除に関する事項を規定しようとするものである。

すなわち、従来これらの暫定減免制度は、昭和二十九年に制定された関税定率法の一部を改正する法律の附則で一年限りの限時法として規定され、毎年減免期間の更新と品目の加除整理が行なわれてきたのであるが、今回減免税品目について相当の改正を行なうのを機会に、これを右の附則から切り離し、新たに単行法で独立に規定しようとするものである。

1　炭化水素油については、最近における石炭産業の情況や石油の輸入価格の推移等にかんがみ、従来の暫定減免措置は延長

しないこととするが、わが国産業の実情を考慮して、昭和三十五年度に限り、製油原料については現行軽減税率二パーセントを六パーセントに改めるとともに、農林漁業用のA重油及び肥料製造用の原油については免税とすることとしている。

2　電子計算機については、従来暫定的に関税を免除しているのであるが、このうち国産の進んでいる中型及び小型の計算機の本体については、国産保護の見地から免税措置を打切ることとしている。

3　ニッケル・コバルト・クロム触媒及びシリカ・アルミナ触媒については、石油化学工業の発展のため、五酸化バナジウムについては特殊鋼産業の発展のため、また小児まひ用ワクチン製造用の猿については国民保健の向上のため、いずれも昭和三十五年度の一箇年限り関税を免除することとしている。

4　右の物品以外の物品で、従来暫定減免制度の適用をうけていたものについては、最近の経済状況等からみて、なおその暫定減免措置を継続することとし、原子力関係物品及び航空機関係物品については三年間、それ以外の物品については一年間、更に減免税の期間を延長することとしている。

5　暫定減免制度の適用をうけた物品のうち特定の用途に供することを条件としているものについては、あらかじめ承認をうけた場合のほか、その用途外使用を禁止し、これに違反した者には罰則を適用することとしている。

なお、本改正案によつて関税を減免される金額は、三十五年度において、三百億四千七百万円を見込まれている。

二　議案の可決理由

本案は、最近におけるわが国産業の実情等にかえりみ、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第十八号参照〕

精神薄弱者福祉法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在ややもすれば福祉に欠けるきらいのある十八歳以上の精神薄弱者に対してその更生を援助するとともに必要な保護を行ない、もつて薄神薄弱者の福祉を図ろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　この法律に定める精神薄弱者の援護の実施は、その居住地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行なうこと。

2　福祉事務所は、精神薄弱者の福祉に関する相談、指導をつかさどること。

3　都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならないこと、また市及び福祉事務所を設置する町村は、精神薄弱者福祉司を置くことができることとし、精神薄弱者福祉司は、精神薄弱者の保護及び更生援助について、直接ケース指導等を行なうこと。

4　都道府県に必置の機関として精神薄弱者更生相談所を置き、精神薄弱者に関する相談、援護の方途を樹立するために必要な医学的、心理学的及び職能的判定を行なうこと。

5　援護の実施機関は、精神薄弱者の福祉を図るため、必要に応じて次の措置をとらなければならないこと。

（一）　精神薄弱者等を精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

（二）　精神薄弱者を地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に入所させ、又は社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託すること。

（三）　精神薄弱者の援護を職親（民間の事業主等で適当なもの）に委託すること。

6　精神薄弱者援護施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、更生のための指導訓練を行なうこと。

（一）　都道府県が設置する場合は、国は設置費の二分の一、運営費の十分の八を負担すること。

（二）　市町村、社会福祉法人その他の者は援護施設を設置することができるものとし、市町村が設置する場合は国が設置費の二分の一、都道府県は四分の一を負担し、運営費の十分の八を国が負担すること。

（三）　援護の実施機関が精神薄弱者の援護を社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託したときは、当該都道府県又は市町村は、その委託に要する費用を支弁し、国はその十分の八を負担すること。

7　精神薄弱者の福祉に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に附属機関として、精神薄弱者福祉審議会を置くこと。

二　議案の可決理由

社会一般の理解関心がきわめて薄く、ややもすれば福祉の措置に欠けるきらいのある精神薄弱者に対しての更生を援助するとともに必要な保護を行なうための諸施策を講ずることは、その家族の重い負担を去り社会悪の原因を除く上にきわめて緊要であり、その趣旨は適切妥当なものと認め、本案は、全会一致原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に精神薄弱者保護更生に必要な経費として四千九百十一万三千円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年三月三十日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

精神薄弱者福祉法案に対する附帯決議

一、精神薄弱者の実体を明らかにするため積極的に調査を進め、その発生予防、援護、更生のための総合的援護措置をとり、国立の施設の増加、公私立の施設に対する国庫負担の増額をはかること。

二、精神薄弱者の援護施設の収容力が入所必要者の数に比し著しく不足な現情にかんがみ、国は思い切つた予算措置をとり、国立の施設に対する国庫負担の増額をはかること。

三、児童福祉法と成人を対象とする本法の施設との関連を明らかにし、経費の負担、責任の分野など移行措置に遺憾なきを期すること。

財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、移住者の渡航費貸付条件を緩和し、移住者の定着を容易ならしめるとともに、今後の移住を振興することを目的としたものである。

従来、渡航費の貸付けは、財団法人日本海外協会連合会を通じて行なわれ、年利五分五厘、元本据置四年、じ後八年の元利均等年賦償還の条件であつた。これを利率年三分六厘五毛、償還期間二十年（十年据置）の元利均等年賦償還の方法に条件を緩和するとともに、既往の貸付分についても今後の利率と償還期限に関しては、新条件に均てんさせるため、その債権の内容を変更しようとするものである。

なお、この法律は昭和三十五年四月一日から施行することになつている。

二　議案の可決理由

本案は、海外移住の振興を図るため、移住者に対する渡航費貸付条件を緩和するものであるから、適切なる措置であると認め、これを可決すべきものと決議した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計外務省主管歳入予算に移住者渡航費貸付金償還金及び同貸付金利子収入として三億九百六十九万五千円計上されているが、本法律施行により約二億七千八百万円の歳入減が見込まれる。

右報告する。

昭和三十五年三月三十一日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十号参照〕

行政書士法の一部を改正する法律案（渡海元三郎君外二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政書士法のその後の運用状況にかんがみ、従来任意設立とされていた行政書士会及びその連合会を義務設立とし、その自主的指導力を強化整備するとともに、業として行政書士の業務を行なうものは、必ずこれに加入すべきものとしてその業務執行の適正化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

行政書士の業務執行の現状よりみて、本改正案は時宜に適したものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月一日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業業種別振興臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国経済は、戦後著しい成長率で伸展しているが、今後、なお一層の発展を図るためには、大企業と中小企業との経済格差を早急に改善し、産業の均衡した発展を図ることが最も緊要である。特に技術革新の急速な進展、貿易及び為替の自由化等に伴う現段階においては、このための適切な対策を促進する必要性がきわめて大きい。

この見地から、今後の中小企業対策の基本的方向として、第一に、中小企業の実態の複雑さにかんがみ、各部門を通じてその業種業態に応じた近代化を推進するための個別対策を樹立すること。第二に、中小企業内部においても見られる格差を是正するため、小規模事業者対策を樹立することがあげられる。

本案は、第一の点、即ち業種業態に応じた対策樹立のため、業種業態ごとに、特有の問題点を適確には握するとともに、これに基づく具体的対策を明示し、なお、関連事業等のこれらに関する自覚と協力を期待し、もつて中小企業の発展を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1　本法は、中小企業の業種別の実態を調査して、その実態に即応した改善事項を策定し、かつ、その実施を円滑ならしめることにより、中小企業の業種別の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2　政令で定める業種（指定業種）に属する中小企業について、主務大臣（当該業種の所管大臣）が次の事項に関し改善事項を定めようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。

イ　経営の合理化

ロ　設備の合理化

ハ　技術及び技能の向上並びに品質の改善

ニ　共同施設の設置その他共同経済事業の促進

ホ　競争の正常化

ヘ　取引関係の改善

ト　販路の開拓

主務大臣は、これらの改善事項を定めたときは、その要旨を公表するとともに、当該指定業種に属する事業を行なう中小企業者又はその団体に対し、必要な指導を行なうものとする。改善事項を変更したときも同様とする。

3　主務大臣は、改善事項に競争の正常化又は取引関係の改善に関するものが含まれている場合において、この円滑な遂行を確保するための特に必要があるときは、中小企業者又はその団体に対し必要な勧告をすることができる。

また、この勧告のみによつては競争の正常化又は、取引関係の改善が著しく困難であり、かつ、その主な理由が関連事業者（競合する大企業等）又はその団体の事業活動にあると認めるときは、これらに対し必要な勧告をすることができる。

なお、勧告をしようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。

4　通商産業省に、中小企業の振興に関する重要事項についての諮問機関として、中小企業振興審議会を置く。

審議会は、関係大臣の諮問に応ずる外、意見を述べることができる。

審議会は、関係行政庁の職員及び学識経験者四十人以内で組織し、専門委員を置くことができる。

5　主務大臣は、改善事項を定め又はその円滑な遂行を期するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、中小企業者に対し、その業務又は経理の状況について報告を求めることができる。

また、この場合、関連事業者の事業活動が中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしていると認めれば、当該関連事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

以上の報告を求めようとするときは、中小企業振興審議会に諮問しなければならない。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

6　本法は、昭和四十年三月三十一日限りその効力を失う。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業の業種別の実態を調査して、これに即した改善事項を策定し、かつ、その実施を円滑ならしめる等により中小企業の育成、発展に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に、業種別実態調査費七百三十二万二千円、中小企業振興審議会費百万七千円及び改善事項実施指導費三百二十八万七千円、合計一千百六十一万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月一日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

中小企業業種別振興臨時措置法案に対する附帯決議

本法の運用に当たつては、特に次の諸点に留意すべきである。

一、第四条第一項により、中小企業者又はその団体に対し勧告をする場合には、消費者の利益を不当に害することのないよう配慮すること。

二、第四条第二項により、関連事業者又はその団体に対し勧告をする場合には、その関連事業者特に中小企業者に不当な犠牲をしいることのないよう配慮すること。

三、業種別振興対策の円滑な遂行を期するため、すみやかに十分な予算措置を講ずること。

農地被買収者問題調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後行なわれた農地改革は、わが国農業生産力の発展に大きく寄与した反面、従来の社会的、経済的基盤を大幅に変革したことはいなめない事実であるけれども、これは、正当な法律に基づき正当に行なわれたものであるから、これを是正する意味における補償は考えられないところであるが、現行農地法の問題とは別に、この農地改革の副次的結果ともいうべき被買収者に関する社会的な問題について、広く、各界の学識経験者の意見を聞き、その実情を明らかにするとともに、これに対して、なんらかの措置を講ずる要があるか否かを調査審議するため、総理府の附属機関として、農地被買収者問題調査会を設置しようとするのが、本案の要旨であつて、その内容の主なる点は次の通りである。

1　調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農地改革により農地を買収された者についての社会的な問題を調査審議することをその任務とする。

2　調査会は、二十人以内の委員で組織し、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以内を置くことができることとし、これらの委員及び専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　調査会に関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する幹事十人以内を置く。委員、専門調査員及び幹事はいずれも非常勤とする。

4　調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5　調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

6　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

7　この法律は、公布の日から施行し、二年を経過した日に、その効力を失う。

二　議案の可決理由

本案は、農地被買収者に関する社会的な問題について、調査審議することを目的とするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十五年度一般会計予算に九百九十九万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月一日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

［第二十一号（その一）参照］

臨時地方特別交付金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十五年度より実施される道府県民税及び市町村民税の減税によつて生ずる地方財源の減少に対し、地方財源を増額することによつて、これを総体として補てんし、地方財政の健全化に資することを目途として、当分の間、毎年度、地方公共団体に対し臨時地方特別交付金を交付しようとするものである。その要旨は次の通りである。

1　臨時地方特別交付金の総額は、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の〇・三相当額とすること。

2　右の国税三税に自然増減があつたことにより、予算計上額との間に増減差額が生じた場合には、翌年度以降の臨時地方特別交付金に加算し、又はこれから減額するものとすること。

3　臨時地方特別交付金の交付については、地方交付税法に規定する特別交付税の交付の例によるものとすること。

二　議案の修正議決理由

地方財政の健全化に資することを目途とする措置としての本案の趣旨は、おおむね妥当と認めるが、ただ施行期日を改める必要が生じたので、その趣旨の修正案が自由民主党より提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決、よつて本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に臨時地方特別交付金に必要な経費として、二十九億八千四百五十四万七千円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年四月五日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行し、昭和三十五年度分の臨時地方特別交付金から適用する。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体の財政運営の合理化を通じて長期にわたる財政の健全性を確保し、もつて地方自治の発達に資することを目的として関係法律の規定を整備しようとするもので、その要旨は次の通りである。

第一　地方財政法の改正に関する事項

（一）　都道府県及び市町村間負担関係を明確にしてその間の財政秩序の適正化をはかること。

（二）　地方公共団体における年度間の財源調整を強化すること。

（三）　住民の税外負担の軽減合理化をはかるため市町村の負担すべき経費を住民に転嫁することについて制限規定を設けたこと。

（四）　固定資産税の制限税率の引下げに伴う減収補てんのための起債の特例措置を延長すること。

第二　地方財政再建促進特別措置法の改正に関する事項

（一）　財政再建計画の承認又はその変更の承認を求められた場合、自治庁長官は、その行政について合理的かつ妥当な水準が維持されるよう配慮すること。

（二）　歳入欠陥団体に対する地方債の制限を昭和三十六年度以降実施するものと法定すること。

（三）　地方公共団体の国に対する寄附金等の制限を公社、公団等にも及ぼすこと。

二　議案の可決理由

長期にわたる健全な地方財政の基盤確立に資するための本案の趣旨は時宜に適したものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十五年四月五日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府はとくに左の諸点に留意すべきである。

一、積立金に関する規制については、そのため地方公共団体の行政運営の自主性をそこない、行政水準向上への意欲を喪失せしめることのないよう運用に慎重を期すること。

一、住民の税外負担解消のためとられた今次の措置については、個々の地方公共団体において、その実効を確保し得るよう万全の方途を講ずるとともに、税外負担の完全解消のため格段の努力を払うこと。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国の直轄事業にかかる交付公債制度の廃止に伴う所要財源の付与及び投資的経費の充実、税外負担の解消等のための財源付与を行なうため、地方交付税の算定方法を改めるとともに、地方道路譲与税についてその算定方法を改めようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

第一　地方交付税法の改正に関する事項

1　単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額すること。

2　測定単位の内容を合理化すること。

3　あらたに軽油引取税及び地方道路譲与税の収入額を基準財政収入額に算入すること。

第二　地方道路譲与税法の改正に関する事項

地方交付税上の不交付団体に対する地方道路譲与税の譲与額の一部を制限し、これを交付団体に再譲与すること。

二　議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみて、本案の趣旨はおおむね妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れとして二千八百三十五億三千百九十六万五千円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年四月五日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

石炭鉱業安定法案（勝間田清一君外二十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、石炭鉱業が今日当面している危機を打開して石炭鉱業の継続的安定を実現するために、石炭の生産の近代化を推進するとともに、流通機構を整備して、その価格の低下を図り、石炭の需要を拡大するための諸施策を実施する目的をもつて提案されたものであつて、その内容は次の通りである。

1　石炭鉱業近代化計画を定め、政府は近代化工事に必要な資金の確保に努めることとする。

2　未開発炭田を急速かつ計画的に開発するため、地域を指定して開発計画を定めるとともに、政府半額出資の石炭鉱業開発株式会社を設立する。

3　採掘権および鉱区の整理統合について政府は適切な措置をとらねばならないこととするとともに、坑口の開設を許可制とする。

4　政府は石炭鉱業安定会議の意見を聞いて毎年、石炭需給計画を定め、生産数量を指示する。

5　資本金五十億円、政府金額出資の石炭販売公団を設立し、政府が決定する買取価格および販売価格をもつて一手買取を行なわせるとともに、価格調整金制度を設ける。

6　炭鉱補償事業団を設置して採掘権の買収、鉱山労働者に対する救済等を行なわせる。

二　議案の否決理由

本案の措置は必要でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

約百億円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、池田通商産業大臣より「本案には賛成しがたい」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年四月六日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

所　東京都新宿区市谷本村町一五
行　大蔵省印刷局
発　電話九段(33)三一一一番・三一九〇番
報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十五年七月十五日

○第三十四回国会　衆議院会議録追録（その一）（二）

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年の著しい技術革新に伴い、流体エネルギーに対する需要が増加する傾向にあるすう勢に対処して、石炭の需要を確保し、石炭鉱業の安定を図るには、抜本的体質改善を行ない、すみやかに石炭の生産費及び販売価格を大幅に引き下げる必要がある。

このため政府は、昭和三十八年度の石炭販売価格を昭和三十三年度に比較して千二百円程度引き下げることを目標として、石炭鉱業の急速な合理化のために必要な助成措置を行なう目的をもつて、本案を提案したものであつてその内容は次の通りである。

1　従来の昭和四十二年度の合理化の目標に止まらず、新しく昭和三十八年度における合理化の目標及び石炭坑の近代化に関する事項を基本計画に定める。

2　石炭鉱業整備事業団を改組して、石炭鉱業合理化事業団とし、これに二十一億四千万円の政府出資を行ない、従来の非能率炭鉱の買収業務に加えて、石炭坑の近代化並びに石炭流通の合理化に必要な設備資金の貸付業務を行なわせる。

3　非能率炭鉱の買収わくの拡大に必要な費用と、炭鉱離職者援護会に対する交付金の交付に必要な財源にあてるため、納付金の納付期限を昭和三十六年八月末日より、昭和四十二年度末まで延長する。なお、加算納付金制度は昭和三十五年度から廃止する。

二　議案の可決理由

石炭鉱業の現状にかんがみ、その急速な合理化を図るための措置を講ずることはきわめて妥当なものと認め、本案は別紙のごとき附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に、石炭鉱業合理化事業団出資金二十一億四千万円、非能率炭鉱整理費補助金四億円、石炭技術振興費補助金五千七百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月六日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

世界的にエネルギー消費構造が変革しつつある最近のすう勢に対処して、石炭鉱業はその合理化を撤底的に推進する必要に迫られている現状にかんがみ、政府は本法の施行を通じて、特に次の諸点について万遺憾なきを期すべきである。

一、昭和三十八年度に至る石炭鉱業合理化計画を確実に達成するため石炭鉱業合理化資金の調達配分、税制の改正、労働問題に関する計画立案、競合エネルギーとの調整、需給の安定等につき、適時適切な措置を講ずることとし、このため現存の石炭鉱業審議会をすみやかに改組して、経営者、労働組合、石炭消費者、学識経験者をもつて構成するよう措置すること。

二、石炭鉱業の合理化並びに非能率炭鉱の整備に伴う炭鉱離職者について、計画的、総合的就労対策を樹立し、成長産業への吸収につとめること。

三、非能率炭鉱整備業務の促進を計るため、機構の整備充実を計るとともに、特に鉱害の処理については万全の措置をとり、その方式の改善について至急検討を行なうこと。

四、臨時石炭鉱害復旧法の有効期限である昭和三十七年七月末日以降の鉱害復旧の円滑化を図るため、鉱害事業量を調査の上、鉱害復旧制度の検討等鉱害復旧に関する立法措置について早急に審議会等を設けて研究すること。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法施行後の経験にかんがみ、その規制の方法を合理化するとともに、不備な点を是正しようとするもので、その主な改正点は次の通りである。

1　機器に装備されている放射性同位元素とは異なる規制を行なつているが、これを一本化し、一般の放射性同位元素と同様の規制を受けさせることとしたこと。

2　特定の放射性同位元素を一定数量以下使用する場合、許可制のもとに厳重な規制をする必要がないと認められるので、新たに届出制を設け、設備面の規制を緩和し、あわせて手続面の簡素化をはかることとしたこと。

3　放射性同位元素又はこれによつて汚染された物を廃棄する業を新たに許可制とし、使用者及び販売業者とほぼ同様の規制を行なうこととしたこと。

4　放射線取扱主任者免状については、現行法の認定制度を廃止することとし、新たに放射線取扱主任者免状を第一種及び第二種に区分して、比較的安全と考えられる特定の放射性同位元素を使用する場合には、第二種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから放射線取扱主任者を選任できることとしたこと。

二　議案の可決理由

本案は、放射性同位元素についての規制の方法を合理化する等その趣旨は適切妥当なるものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月六日

科学技術振興対策特別委員長　村瀬　宣親

衆議院議長清瀬一郎殿

一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和三十五年度において、国有林野事業特別会計から十一億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとし、この繰入金に相当する額は、同会計の積立金を取りくずすことによつて整理しようとするものである。

二　議案の可決理由

国有林野事業特別会計法の規定によると、この会計においては、毎会計年度の損益計算上利益を生じ、かつ、歳入歳出の決算上剰余金があるときは、その剰余金の範囲内で、予算の定めるところにより、翌年度において一般会計に繰り入れをすることができることとなつている。この規定に基づいて、昭和三十四年度においては、一般会計において民有林並びに公有林について、造林、治山及び林道事業の促進のための増額措置がとられたことと関連して、この会計から十億円を一般会計に繰り入れ、林政に協力することとされたのである。ところが、三十四年度決算については、昨年国有林について災害をうけたため、若干損失を生ずる見込みであり、従つて、三十五年度においては、前年度に行なつたと同様の剰余金からの繰入れはできないこととなるのであるが、この繰入れを一年限りで打切つては、林政協力の効果が期待できないので、この会計の積立金を取りくずすことによつて十一億円を一般会計に繰り入れることにしようとするものと認め、本案はこれを適するものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度国有林野事業特別会計予算に、一般会計へ繰入れに必要な経費として十一億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月七日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

漁業協同組合整備促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、沿岸漁振興の担い手である漁業協同組合の健全な発展に資するため、漁業協同組合の整備を促進するための措置を講じ、あ

わせてこれが整備にあたつて利子補給等の助成あるいは指導を行なうことを目的とする法人の設立を図るため提案されたものである。

本案の主な内容は、次の通りである。

第一は、漁業協同組合の整備を促進するための措置であつて、整備の手続、整備計画の樹立及び実施に関する都道府県知事の援助、信用漁業協同組合連合会の貸付事業の特例、法人税法の特例及び弱小組合の合併を促進する措置等を定めたこと。

第二は、漁業協同組合整備基金の設立に関するものであつて、基金の資金は、国からの無利子の貸付金一億円と出資者たる漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会及び農林中央金庫の出資金一億円以上で発足すること、基金の役員及び出資者総会に関すること、あるいは整備組合に対する債権の利息を減免した金融機関に対してその減免した利息の一部を補助する等業務に関すること等を定めたこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、漁業協同組合の整備を図り、沿岸漁民の協同組織の健全な発展を期するため適切なものであるが、さらに、組合の整備について都道府県が助成することを明らかにする必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に、水産業協同組合検査指導費補助金二千四百十一万二千円のうち漁業協同組合整備強化に必要な経費として、事務費二十万三千円及び補助金四百九十四万円並びに漁業協同組合振興基金貸付金一億円が計上されいる。

右報告する。

昭和三十五年四月七日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（都道府県知事の援助）

第八条　漁業協同組合は、都道府県知事に対し、整備計画の樹立及び変更並びにその実施に関する助言を求めることができる。

第2九条　都道府県知事は、漁業協同組合が整備計画をたて、若しくは変更し、又はこれを実施するため、債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該漁業協同組合の申出により、そのあつせんとすることができる。

（都道府県の助成）

第九条　都道府県は、信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫が第五条第二項（第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画（これを変更した場合にあつては、その変更につき第七条において準用する第五条第二項の規定により適当である旨の認定を受けたものに限る。）に従い誠実に整備を行なつている と認められる整備組合に対する債権の利息を当該整備計画に従つて減免した場合に、当該信用漁業協同組合連合会又は農林中央金庫に対して、その減免した利息の額の一部に相当する金額を補助し、及び第十四条第一項の勧告に係る漁業協同組合が合併した場合に、当該合併によつて成立した漁業協同組合又は当該合併後存続する漁業協同組合に対して、合併奨励金を交付することができる。

〔別紙〕

漁業協同組合整備促進法案に対する附帯決議

政府は、沿岸漁業振興の担い手である漁業協同組合の整備を促進し、これが健全な発展を期するためには、まずもつて漁家経済の安定のための沿岸漁業振興対策を強力に実施すべきであるが、当面、本法の施行に当たつては、特に左記事項の実現を図るべきである。

記

一、漁業協同組合整備基金の発足時における資金は、国の貸付金一億円と出資金約一億五千万円との合計額約二億五千万円、その運用益は平年度一千五百万円程度と予定されているが、整備対象組合数は四五八、その欠損金の総額は三十七億円の多きに達しており、右の資金額ではこれらの欠損金に対する利子補給等の援助に必要な運用益を確保するには全く不十分であると認められるので、来年度以降において政府の貸付額をさらに二億円以上追加し、基金の資金の総額を五億円以上とするよう努めること。

二、整備計画の樹立と実施の指導に当たる駐在指導員又は巡回指導員の設置費、活動費等は原則として国の一般会計から補助するものとすること。

三、政府案によれば整備計画の樹立期間は七年とせられているが、できるだけ早期の立直りを実現しめるため、三年を目途に計画の樹立を終わるよう指導に努めること。

四、欠損金の自己資本に対する比率が一五〇パーセント以上に及ぶいわゆる超不振組合をも本法の対象組合に取上げ、この際不振の原因を徹底的に究明し、すみやかに総合的な振興対策を実施し、強力な援助措置を講ずるものとすること。

なお、これらの組合についても固定債務の全部を整理せしめることを目途として整備計画を樹立せしめるものとし、援助内容を特に手厚くするよう考慮すること。

五、漁業信用基金協会の代位弁済にかかる整備組合の固定債務については、利息相当額の全免または大幅軽減の措置を講ずること。

右決議する。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、漁業信用基金協会の求償権の取扱方式を改めるもので、現行法においては、政府は、協会が有する被保証人に対する求償権については、支払つた保険金の限度で協会に代位して求償権を取得することとなり、この権利の管理及び行使をさらに協会に委託することとなつているのを改めて、政府が保険金を支払つた場合においても、協会の被保証人に対する求償権に代位しないこととし、また、過去における約四億円の求償権についても協会に譲り渡す道を開き、協会は求償権の全部について管理及び行使にあたり、これが回収の円滑化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、中小漁業融資保証制度の運営の円滑化を図るため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月七日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十二号参照〕

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

道路整備特別会計において国が直轄で行なう道路整備事業に係る都道府県の負担金については、従来、地方債証券による納付を認め、他方これに対する資金的措置としてこの会計の負担において借入れを行ない、もつて同会計における事業資金の確保を図ることとしていたのであるが、地方財政に与える種々の影響にかんがみ、政府においては、昭和三十五年度以降、地方債証券による納付をとりやめて、現金で納付することとし、これに伴つて、この会計における地方負担金相当額の借入れについても、これを行なわないこととしたのである。

本案は、右の方針に従つて、本会計における借入れ又は償還に関する規定を削除するとともに、同会計の歳入及び歳出、予算又は決算の添附書類等について所要の改正を行なおうとするものである。

二　議案の可決理由

昭和三十五年度以降、地方債証券による納付をとりやめることに伴う措置として時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月十二日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特定港湾施設工事特別会計において国が直轄で行なう特定港湾施設工事に係る港湾管理者の負担金については、従来、地方債証券による納付を認め、他方これに対する資金的措置としてこの会計の負担において借入れを行ない、もつてこの会計における事業資金の確保を図ることとしていたのであるが、地方財政に与える種々の影響にかんがみ、政府においては、昭和三十五年度以降、地方債証券による納付をとりやめて、現金で納付することとし、これに伴つて、この会計における地方負担金相当額の借入れについても、これを行なわないこととしたのである。

本案は、右の方針に従つて、本会計における借入れ又は償還に関する規定を削除するとともに、同会計の歳入及び歳出、予算又は決算の添附書類等について所要の改正を行なおうとするものである。

二　議案の可決理由

昭和三十五年度以降、地方債証券による納付をとりやめることに伴う措置として、時宜に適するも

のと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年四月十二日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本件は、両陛下の御住居を、皇室用財産として、皇居内吹上に新居しようとするもので、鉄筋コンクリート造二階建延四百十坪の御住居を増築しようとするものである。
二　本件の可決理由
現在御住居となつている御文庫は、戦時中防空施設として造られたもので御住居としては適当でないと考えられるので、御文庫に連接して新たに御住居を増築することはきわめて適切妥当な措置であると認め、本件は可決すべきものと議決した次第である。
三　本件施行に要する経費
建物新築に一億五百十三万円、工作物新設に四千四百七十二万三千円、計一億四千九百八十五万三千円の経費を予定している。
右報告する。
昭和三十五年四月十四日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

優生保護法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
1　都道府県優生保護審査会の決定に基づく優生手術に関する費用の国庫負担を現在直接国庫が支出することになつているのを都道府県の支弁とし、国庫がその費用を負担することに改めること。
2　都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行なう者が、受胎調節のための医薬品を販売することができる期間を五年間延長し、昭和四十年七月三十一日までとすること。
二　議案の可決理由
優生手術の実施及びその費用の支払事務等の円滑をはかるため時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年四月十三日
社会労働委員長　永山忠則
衆議院議長清瀬一郎殿

商工会の組織等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
わが国の中小企業の中で、小規模事業者は、企業組織、労働条件、設備技術、経営管理、生産性、金融等の面において、中規模事業者との間に著しい格差を有し、これがわが国中小企業の一つの特色となつているが、これら小規模事業者は、従業員総数や納税額においては大企業に次ぐ地位にあり、産業上においても下請、流通等の面で重要な役割を果たしており、産業の均衡した発展のために、小規模事業者に対する特別の施策が要請されている。
この施策としては、経営改善、金融、税制、社会保障等各方面にわたる従来からの施策を改善強化するとともに、これらの制度を十分に活用する能力に欠ける小規模事業者のために、指導体制を確立する必要性がきわめて大きいが、従来、このような指導事業を行なうべき組織についての制度が不十分であり、特に地方町村においてはなはだ遅れている現状である。
本案は、この実情に基づき、主として町村において、国及び都道府県の助成のもとに小規模事業者のための指導事業を実施するとともに、地区内の商工業の総合的な改善発達を図るための商工会の組織を確立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。
1　法律の目的
本法は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会を設け、あわせて商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業活動を促進するための措置を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
2　商工会の目的及び事業
地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とし、これを達成するため次の事業を行なう。
イ　商工業に関する相談又は指導。
ロ　商工業に関する情報又は資料の収集及び提供。
ハ　講習会又は講演会の開催。
ニ　展示会、共進会等の開催又はそのあつせん。
ホ　その他、商工会の目的を達成するために必要な事業。
3　商工会の地区
一の町村の区域を原則とするが、商工業の状況により必要があれば、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とし、相互に重複してはならない。
商工会の設立後に、その市町村の区域に変更（町村合併等により）があつた場合でも、商工会は従前の区域として存在することができる。しかし、そのまま存置せしめることが著しく不適当であると通商産業大臣が認めるときは、解散すべき旨を勧告することができ、勧告に従わないときは、その設立を取り消すことができる。
4　商工会議所の地区との関係
商工会の地区は、商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。
特別の例外措置として、本法施行の時に存在する事実上の商工会については、その地区たる町村が、施行前四年間又は施行後二年間に行なわれた廃置分合によつて商工会議所の存在する他の市町村に合併された場合であつても、合併前の町村を地区として、本法による商工会を設立することができる。この場合商工会議所の地区から商工会の地区となるべき地区を除外する必要があるが、これは当事者間の協議によつて行ない、協議が整わないときは、通商産業大臣の裁定によつて行なう。
なお、商工会議所法を改正し、商工会議所の地区は商工会の地区と重複してはならないこと及び市町村の合併等によつて当然には拡大しないことを規定する。
5　会員
地区内において引き続き六月以上営業所等を有する商工業者が会員の資格を有し、加入・脱退は自由、選挙権及び議決権は会員おのおの一個とする。また、会員は会費を納入しなければならない。
なお、商工会は、定款の定めにより手数料を徴収することができる。
6　設立
設立には商工業者十五人以上の発起人を要し、発起人は、定款・事業計画等を添附して通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。
申請があつた場合、その商工会が、定款及び事業計画等が法令に違反しないこと、地区内の商工業者（六月以上営業）の二分の一以上が会員となること、地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与すること及び事業実施に必要な経済的基礎を有することの要件を備えないときは認可されない。
7　役員
役員として、会長一人、副会長二人以内、理事十人以内及び監事二人以内を置き、総会において選任し、または解任する。
会長及び役員の定数の少なくとも三分の二は会員でなければならない。
8　議決機関
議決機関として総会を置き、会員百人以上の商工会は、定款により、総会に代わるべき総代会を置くことができる。
9　監督
イ　商工会は、毎事業年度事業報告書及び決算関係書類を通商産業大臣に提出しなければならない。
ロ　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、商工会に対し報告を徴し又は立入検査をすることができる。
ハ　通商産業大臣は、商工会の運営が法令又は定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、警告を発し、なお改善されないときは、業務の一部停止又は、設立認可の取消しをすることができる。
ニ　通商産業大臣は、商工会の会員が地区内の商工業者数の二分の一以下になつたと認めるときは、警告を発し、なお、二分の一以上の確保が困難なときは、設立認可の取消しをすることができる。
10　助成
国は、都道府県が、政令で定めるところにより、商工会又は商工会議所の行なう小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の実施に要する経費について補助する場合には、その都道府県に対し、補助に要する経費の一部を補助することができる。
11　権限の委任
通商産業大臣、政令で定めるところにより、本法に基づく権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

12　税法上の特例
所得税法、法人税法、地方税法（事業税のみ）及び登録税法を改正し、商工会を非課税法人とする。

二　議案の修正議決理由
本案は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織を確立するとともに小規模事業者のための事業活動を促進し、もつて中小企業の育成発展に寄与するための措置として、有効適切なものと認めるが、商工会の事業範囲、設立認可の手続、役員、総代会及び名称使用制限について改善すべき点があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十五年度一般会計予算に小規模事業指導費補助金三億九千二百四十四万三千円及び商工会法施行費等事務費一千百十六万一千円合計四億三百六十万四千円が計上されている。

右報告する。
昭和三十五年四月十四日
商工委員長　中村　幸八
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕
（小字及び――は修正）

（事業範囲）
第十一条　商工会は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。
一　商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行なうこと。
二　商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
三　商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
四　展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。
五　商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
六　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
七　前各号に掲げるもののほか、○商工業者の委託を受けて当該商工業者○商工会の目的を達成するために行なうべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理し、その他に必要な事業を行なうこと。

（設立の認可）
第二十三条　発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに役員の氏名その他通商産業省令で定める事項を記載した書面を添附して、通商産業大臣に設立の認可を申請しなければならない。
2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。
一　設立の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
二　第十三条本文に規定する者の二分の一以上が会員となるものであること。
三　その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。
四　その事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。

（役員）
第三十条　商工会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事○○十人以内及び監事二人以内を置く。
2　会長及び役員（会長を含む。）の定数の少なくとも三分の二は、会員（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、会員（会長を含む。）の定数の少なくとも三分の一は、会員になろうとする商工業者（法人にあつては、その役職員）でなければならない。ただし、理事は、商工会の運営上特に必要がある場合には、その定数の十分の一以内に限り、会員になろうとする商工業者（法人にあつては、その役職員）であることを要しない。

（総代会）
第四十八条　会員の総数が○○百人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
2　総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。
3　総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が五百人をこえる商工会にあつては、百人）を下つてはならない。
4　総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
5　総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散の議決をすることはできない。

附　則
（経過措置等）
第二条　この法律の施行の際現に商工会という名称を用いている者は、この法律の施行後一年以内に、その名称を変更しなければならない。
2　第五条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

〔別紙〕
商工会の組織等に関する法律案に対する附帯決議
一、政府は、商工会議所については、次のごとき指導を十分行なうこと。
（イ）商工会議所は、本法制定の趣旨にかんがみ、小規模事業者に対する事業の有効適切なる実施については、必要な規程を整備する等万全の措置を講ずること。
（ロ）大都市の商工会議所は、支部又は支所の設置等小規模事業者のための事業を実施するに際しては、地区内の既存の商工業者の地域団体等と相互に密接に連けいして中小企業者の要望、意見等を十分に反映させるよう努力すること。これがため実情に即して、経営改善普及員を両者協議の上既存団体に配置する等の措置を講ずることにより、既存団体の組織、施設を活用して実効の挙がるよう配慮する。
二、政府は、小規模事業者のために商工会又は商工会議所が行なう事業については、小規模事業者の実態にかんがみ、技術及び経営の方法に関する相談指導は勿論、金融のあつせん、社会保険及び納税の事務代行等の小規模事業者及びその従業員の向上に資する事業は広くかつ積極的にこれを行なわしめるよう十分の指導を行なうこと。
三、政府は、小規模事業者に対する事業の円滑なる実施を図るため、補助金の交付等にあたつては、経営改善普及員の身分保障について十分考慮し、普及員が安んじてその業務に専念しうるよう十分な配慮を払うこと。
四、政府は、商工会に対する固定資産税については必要に応じ、地方公共団体と密接な連絡の上、地方税法第六条の免税規定の活用が行なわれるよう十分配慮すること。
五、政府は、商工会の連合会組織の法制化をすみやかに実現するよう努力すること。

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的
一　本案は、近時、裁判所に係属する事件の増加に伴い、訴訟が遅延する傾向にあり、その解消が目下の急務となつているので、審理及び裁判の適正迅速を図るための一方策として、書記官をして、従来の職務に附随して、新たに、裁判官の命を受けて裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助させようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、任用資格等の関係から裁判官の大幅な増員が期待できない現状にかんがみ、裁判事務の適正迅速を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十五年四月十四日
法務委員長　瀬戸山三男
衆議院議長清瀬一郎殿

裁判官の災害補償に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的
今国会政府から提出された「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案」において「特別職の職員の給与に関する法律」の一部を改正し、同法に掲げる特別職の職員の公務上の災害に対する補償については、一般職の職員の例によることとしている。これに対応して、裁判官の公務上の災害に対する補償についても、一般職の職員の例によることとして、その災害補償制度を整備しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、国家公務員災害補償法の一部改正及び他の特別職の職員の災害補償制度の整備にかんがみ、妥当な措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十五年度一般会計裁判所予算に九百七十二万円を計上している。

右報告する。
昭和三十五年四月十四日
法務委員長　瀬戸山三男
衆議院議長清瀬一郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における市町村の廃置分合、名称の変更、土地の状況並びに交通の利便等にかんがみ、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域を変更しようとするものである。

改正点の第一は、古市簡易裁判所の名称並びに上下簡易裁判所の名称及び所在地を変更すること。

第二は、京都簡易裁判所ほか六簡易裁判所の管轄区域を変更すること。

第三は、本法の別表について所要の整理を行なうこと等である。

二　議案の可決理由

本案は、国民の利便又は裁判事務上の便宜のため、簡易裁判所の名称等を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月十四日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十三号参照〕

日本道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本道路公団においては、現在においても、名神高速道路の建設にあたつて、理事六名のうち、二名ないし三名を現地に派遣して、業務処理能力の強化を図つているのであるが、最近における名神高速道路の建設工事の本格化等に伴い、更に二名ないし三名の理事を現場に常駐させる必要が生じるに至つたため、理事の定数を現在の六名以内から八名以内に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、日本道路公団の事業の拡大にかんがみ、現地における業務処理能力の強化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月八日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における不動産、特に土地に対する不法侵害の実情にかんがみ、不動産侵奪及び境界毀損の行為をあらたに処罰しようとするもので、その要旨は、

1　刑法第二百三十五条ノ二を設け、他人の不動産を侵奪したる者は十年以下の懲役に処するものとし、

2　右の行為の未遂を罰するため第二百四十三条を改め、

3　第二百六十二条ノ二を設け、境界標を損壊、移動若しくは除去し又はその他の方法をもつて土地の境界を認識することあたわざるに至らしめたる者は五年以下の懲役又は千円以下の罰金に処するものとすること等である。

二　議案の可決理由

本案は、最近における不動産に対する不法侵奪の実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月十五日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正の主なる内容は次の通りである。

1　最近における公共事業等の事務量の増大に伴い、これらの事業の用に供する土地の取得が困難を加え、公共事業等の円滑を施行に支障を及ぼしている現状にかんがみ、建設大臣の諮問に応じ、公共用地取得制度に関する重要事項を調査審議する公共用地取得制度調査会を本省の附属機関として一年間設置するとともに、公共用地取得制度に関する調査を本省の所掌事務とすること。

2　現在、大臣官房において所掌している日本住宅公団の経営一般の監督に関する事務を住宅局の所掌とすること。

3　建設省の附属機関である地理調査所は、地図の調製等の業務を行なうのみならず、測量法に基づく土地の測量に関する各般の行政事務を所掌している実態にかんがみ、これを国土地理院と改めること。

4　建設省が委託を受けて建設工事等を行なうことのできる委託機関のうちに、国民金融公庫及び農林漁業金融公庫を加えること。

5　建設研修所の所掌事務に、委託に基づく建設工事用機械技能者の養成及び訓練並びに産業開発青年隊の幹部の訓練に関する事務を加えること。

6　土木研究所の所掌事務に地すべり防止工事又は海岸保全施設工事に係る特殊な工作物の設計に関する事務を加えること。

二　議案の修正議決理由

本案は建設行政の円滑な運営を期するため妥当な措置と認めるが、施行期日を「公布の日」と修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として八百六十六万七千円が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月十五日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十五年四月一日から施行する。

〔別紙〕

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあたつては、いやしくも、収用地その他の補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化により私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。

右決議する。

〔第二十八号参照〕

弁理士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行弁理士法は、大正十年に制定されたものであるが、最近における工業所有権制度の運用にかんがみ、現状に即応するよう所要の改正を行なおうとするものでその主な点は次の通りである。

1　弁理士の資格の特例について、審査官または審判官として七年以上審査または審判の事務に従事した者は、弁理士となる資格を有することとする。

2　弁理士の登録について、従来特許庁が行なつていた弁理士の登録を弁理士会に移譲することとし、それに必要な規定を整備する。

3　特許、実用新案、意匠または商標に関する訴願または裁定に関し、通商産業大臣に対しなすべき事項について弁理士が代理等の業務を行なうことができるようにするとともに、弁理士でない者が弁理士業務を取扱うことを禁止する規定をこれに伴つて改める。

二　議案の可決理由

弁理士法施行後の状況にかんがみ、弁理士の資格に関する規定を整備するとともに、弁理士の登録事務を弁理士会に行なわせる等の措置は妥当なものと認め、本案は、別紙のごとき附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月十九日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

弁理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

工業所有権四法が、第三十一回国会において、全面的に改正されたのに伴い、工業所有権制度の円滑な運用を図ることを使命とする弁理士法もまた当然根本的に改正されるべきものであつた。

しかるに、今回の法律案は、当面緊要な点の一部改正に限られ、全面的改正は、今後の検討にまつこととしている。

よつて政府は、弁理士の性格、業務、試験制度及び弁護士との業務分野の区分等につき、根本的検討を加え、弁理士法の抜本的改正案を可及的すみやかに提出すべきである。

地方公営企業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体の経営する企業について、合理的かつ能率的な運営を助長するため、必要な規定の整備を行なおうとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　地方公営企業法の適用を受ける事業のうち、水道事業から工業用水道事業を分離して

独立の事業とし、常時雇用される職員の数が三十人以上の工業用水道に、本法を適用すること。

2　地方公共団体の経営する水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業で、これまで本法の規定が適用されなかつた一定規模未満のものについても、常時雇用される職員の数が二十人以上のものは企業会計方式による財務に関する本法の規定が適用されるものとすること。

3　類似した二つ以上の事業をあわせて経営する場合、管理者を一人とする建前をとること。

その他若干規定の整備を行なうことをしている。

二　議案の可決理由

地方公営企業の現状よりみて、本改正は、時宜に適したものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月十九日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第二十九号参照〕

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船主相互保険組合法は、昭和二十五年に制定され、同年この法律に基づく船主責任相互保険組合として、日本船主責任相互保険組合が設立されたのであるが、現行法によると、保険組合が保険に付しうる範囲は、船舶の所有者又は賃借人たる組合員が、その所有又は賃借（裸用船）する船舶の航海に伴つて生ずる事故による費用及び責任に限られている。

従つて、組合員が他から用船（船長、船員ぐるみ借りるもの）して運送に従事する場合又は、新造船、解体船等の回航を請け負う場合の費用及び責任は、保険に付することができないこととなつているので、この際現行法を改正して、外国の例等にもならい、これらの場合においても、それぞれ保険に付しうるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

最近におけるわが国海運界の現状は、自有船のみでは足りず、運航船舶の相当部分を用船に頼つているという実情にあること等にかんがみ、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月二十六日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十一回国会閣法第一六七号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第三十一回国会に提出され、じ来本院において引続き継続審査となつていたもので、厚生保険特別会計法並びに船員保険特別会計法について、それぞれ次の通り改正を行なおうとするものである。

1　厚生保険特別会計法の一部改正

政府は、第二十二回国会において、厚生保険特別会計の健康勘定における保険給付費の支払財源の不足をうめるため、昭和三十年度以降七カ年度間、毎年度一般会計から十億円ずつを限度として、この会計へ繰り入れることができる措置を講じたのである。これに基づいて、三十年度においては一般会計から十億円が繰り入れられたのであるが、その後別途本特別会の計健康勘定に、国庫補助金が繰り入れられることになつた関係もあり、三十一、二、三の各年度においては、それぞれ法律を改正し、この一般会計からの繰入れは三十四年度以降に繰り延べられてきたのである。

しかして本改正案は、同様の理由により、三十四年度においても、この一般会計からの繰入れを、更に、三十五年度以降に繰り延べることにしようとするものである。

2　船員保険特別会計法の一部改正

船員保険についても、政府は第二十二回国会において、療養給付等の部門の支払財源の一部にあてるため、三十年度以降六カ年度間、毎年度一般会計から二千五百万円ずつを限度として、この会計へ繰り入れる措置を講じ、これに基づいて、三十年度においては一般会計から二千五百万円が繰入れられたのであるが、その後三十一、二、三の各年度においては、さきの健康保険の例に準じて、一般会計からの繰入れは、三十四年度以降に繰り延べられてきたのである。

しかして、本改正案は、健康保険と同様、三十四年度においても、この一般会計からの繰入れを、さらに、三十五年度以降に繰り延べることとしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、国の財政状況等にかんがみ、時宜に適するものと認めるが、本案の成立を前提として、さらにこれに対する改正を行なうために、別途今国会に提出された「厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案」の内容をそのまま原案に織込むことが妥当と認められたので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月二十八日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は委員会修正）

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第一条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八条ノ七中「昭和三十四年度」を「昭和三十六年度」に改める。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第二条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「昭和三十四年度」を「昭和三十六年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主なる改正点は、次の通りである。

1　国等と公庫等との間の人事交流の実情にかんがみ、国家公務員等が、任命権者の要請に応じ、引き続いて公庫等の職員となり、更に引き続いて国家公務員等となつた後退職した場合には、前後の公務員等の在職期間を通算することとした場合に受けることとなる退職手当の支給割合から、前の国家公務員等の期間に対する退職手当の支給割合を差引いた支給割合を、当該退職者の最終俸給月額に乗じた額をもつて、退職手当として支給することとしようとするものである。

なお、この特例は、本年四月一日以降の退職者について適用することとしている。

2　現在、国家公務員等が退職後失業している場合において、すでに支給をうけた退職手当の額が、失業保険法に定める給付相当額に達していないときは、その差額を失業者の退職手当として支給することとし、これが支給事務はすべて公共職業安定所の窓口において実施しているのであるが、季節的に多数の退職者が同一地域で発生するような場合においては、安定所本来の業務運営が阻害される傾向があるので、今回この点について特例を設け、一定の職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所等でこれを支給することとしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

現行の国家公務員等退職手当法によると、退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算については、引き続いて公務員等としての身分を保有していた期間をもつて在職期間とすることとしており、また、退職手当の支給割合については、長期勤続者ほど優遇する建前をとつているため、公庫等から復帰した職員が退職する場合においては、退職手当の面で不利益をこうむる結果となつている。従つて、本案は、今回退職手当の計算について特例を設け、以上のような不合理を是正しようとするもので、国等と公庫等との間の人事交流の実情にかんがみ、時宜に適するものと認め、なおその他の改正点についても同様時宜に適するものと認めるが、別途今国会で成立した「失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律」により、失業保険の給付内容が改正されたので、国家公務員等が失業している場合の退職手当の内容についても、右に準じて所要の改正を行なう必要があり、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、また別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、昭和三十五年度において約一、三〇〇万円である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、奥村大蔵政務次官より本修正に対して「やむを得ない」旨の意見が述べられた。

右報告する。
昭和三十五年四月二十八日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

第七条第三項中「次条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条○の次に次の一条を加える。

（小字及び┃は修正）

○第七項

8　第十条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前七項の規定により計算した在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第七条の次に次の一条を加える。

（公庫等から復帰した職員に対する退職手当に係る特例）

第七条の二　職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二条第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するものの政令で定めるものに使用されることを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職（第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く。）をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2　前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一　その者が第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に対する割合

二　その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた俸給月額に対する割合（職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合）

第十条第一項中「〔公共職業安定所〕を次のように改める。

〔政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所。以下同じ。〕

の下に「〔政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所。以下同じ。〕」を加える。

勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算して一年の期間（その者が失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受けるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときはその日までの期間）内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額が、その者を同法の規定による離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間（勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満である場合における離職の日以前一年内の通算した被保険者期間）とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所。以下同じ。）において支給する。

第十条第二項中「退職手当の額を失業保険金の日額（一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額」に改め、同条第三項中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給」に、「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」を「同項に規定する失業保険金の額」に改める。

第十条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で失業保険法第二十六条の二第一項の規定に準じて政令で定めるものが就職するに至つた場合において、必要があると認められるときは、同条の規定に準じて政令で定めるところにより、就職に要する費用を退職手当として、公共職業安定所において支給することができる。

6　前項の規定による退職手当の支給があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附　則

2　改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）○第七条第八項及び第十条（公共職業安定所に関する部分を除く。）の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

4　新法第七条の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者	第三条から第六条まで	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項
一部改正法附則第四項から第六項までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定の適用を受ける者を除く）	第三条から第六条まで	第三条から第六条まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六項まで
昭和三十五年四月一日前に新法第七条の二第一項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この法律の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

5　新法第十条第一項又は第三項の規定の適用については、昭和三十五年四月一日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日に公共職業安定所の指示した職業訓練を受けている者とみなす。

6　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第四条」の下に「（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を加え「第九条」を「第七条の二、第九条」に改める。

7　前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五条第一項ただし書の規定中国家公務員等退職手当法第四条の規定に係る部分は、昭和三十四年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

〔別紙〕

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

外地に在職し、引揚げ後再就職した公務員の退職手当算定の基礎となる在職期間の計算については、外地在職期間通算条件につきさらに検討を加えるべきである。

航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、最近におけるわが国、民間航空の発展に即応して、航空の安全並びに航空輸送の秩序を確保するため、現行法に所要の改正を加えんとするもので、その内容の主なる点は次のとおりである。

1　運輸大臣が行なう航空機及びその装備品の修理または改造の検査に関し、運輸大臣がその能力を認定した事業場において当該修理または改造を行なう場合には、検査を省略することができること。

2　公共の用に供する飛行場について、水平表面の上に出る物件の設置を制限すること。

3　第一種空港及び政令で定める第二種空港について、新たに延長進入表面、円錐表面または外側水平表面を設定して、これらの表面の上に出る物件の設置を制限すること。

4　地表または水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、当該物件に航空障害燈を設置しなければならないこと。

5　煙突、鉄塔その他の建造物で定める物件で地表または水面から六十メートル以上の高さのものの設置者は、当該物件に昼

間障害標識を設置しなければならないこと。

6　運輸大臣が指定する空域では計器飛行方式によらなければ飛行できないこと。

7　運輸大臣は、政令で定める自衛隊の飛行場の航空交通管制業務を防衛庁長官に委任することができること。

8　利用航空運送事業を免許制にすること。

9　爆発物の輸送禁止その他の航空機の運航の安全に関する規定を整備するとともに、航空従事者の業務範囲及び航空機の検査手数料の適正化を図ること。

二　議案の可決理由

本案は、航空の安全を確保し、航空運送の健全な発達を促進するため、有効適切な措置と認め、別紙のとおり附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年四月二十七日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

航空法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

航空交通管制は、航空の安全を確保するため、欠くことのできない重要な業務であるにもかかわらず、その現状を見るに、庁舎及び管制諸施設はきわめて不備であり、また管制官の給与は業務内容に比較し不均衡であつて、業務遂行上万全を期し難い。よつて、政府は本法施行に際し、すみやかに左記の措置を講ずべきである。

記

一、航空交通管制本部を移転するとともに、管制塔の庁舎並びに管制諸施設等の整備拡充を図ること。

一、航空交通管制官の責任体制を確立すること。

一、航空交通管制官の業務に即応し特別な職種の制定等により、その待遇改善に努めること。

右決議する。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、昭和二十八年に、戦後のわが国外航商船隊再建のため一定の船舶の建造を調整する必要上、制定されたものであるが、その存続期間は昭和三十六年三月三十一日までと規定されている。

しかしながら、今後予想される貿易量の増大に伴い、なお、外航船舶の整備拡充を図らなければならないが、その目的達成上補足的な役割を果たす臨時船舶建造調整法に基づく規制を引き続き行なう必要があるので、わが国の国際海運の現状にかんがみ、法律の存続期間を昭和四十年三月三十一日まで延長せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国国際海運の現状に対応し、外航船舶の整備を促進するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月四日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

秘書官の給与は従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められているのであるが、一般職の職員については、昭和三十五年四月一日以降主として中級職員の給与を改定することとしているので、本案は、同様に秘書官の俸給月額の改定を行なおうとするものである。

二　議案の修正議決理由

秘書官の給与は従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められている実情にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十五年四月一日を経過したので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に約十三万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月二十八日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日（昭和三十五年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいてすでに秘書官に支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十四年七月十六日付の人事院勧告に基づき、一般国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行なうほか、給与関係の人事院の権限規定の改正、その他特殊勤務手当に関する規定の整備等を行なおうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して〇・七五月分としていること。

2　各俸給表について、中級職員の受けるべき俸給月額を最高一、一〇〇円引き上げ、研究職員及び医師の受けるべき俸給月額については、さらにおおむね一号俸程度の給与改善を行なうとともに、昇給間差額の調整を行ない、若干の号俸について昇給期間をそれぞれ三月短縮する措置を行なつていること。

3　暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に関し適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等を調査研究することを人事院の権限に加えていること。

4　特殊勤務手当に関する規定の整備を行ない、特殊勤務手当の性格を明確にするとともに、従来その一種として設けられていた隔遠地手当を独立した手当として設定していること。

その他関係法律の改正を行ない、本年四月一日から施行することとしている。

二　議案の修正議決理由

昭和三十四年七月十六日付人事院勧告の趣旨並びに暫定手当の整理が一般職の国家公務員の給与体系全般と密接に関連している事情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十五年四月一日を経過したので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

一般会計所属職員分（但し、特別職の職員の分を含む。）　約八十億円

特別会計所属職員分　約十億円

合計約九十億円が昭和三十五年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月二十八日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日（昭和三十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

2　この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（給与の内払）

3　前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の同日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

4　第二百四条第二項中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

（地方自治法の一部改正）

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

6　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当」の下に「、隔遠地手当、へき地手当」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

7　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）」の下に「、隔遠地手当」を加える。

（へき地教育振興法の一部改正）

8　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「、特殊勤務手当として」を削る。

［別紙］

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、公務員給与と民間給与との格差が相当率に達している現状にかんがみ政府は、すみやかにこれが解消のため公務員給与の改訂措置を講ずべきである。

一、昭和三十二年四月一日以降の法律改正による昇給期間の改正により、不均衡を生じた給与については、人事院において、これを調整する措置を採ることを考慮すべきである。

右決議する。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行ない、あわせて特殊勤務手当に関する規定を整備するため必要な措置を講じようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　参事官等及び自衛官の俸給表については、一般職の例に準じて改定を行なうこととしていること。

2　事務官等の俸給表については、従前通り一般職に適用される俸給表によることとしていること。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額についても改定を行なうこととしていること。

3　特殊勤務手当等に関する現行規定についても、一般職に準じて整備することとしていること。

なお、施行期日は本年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案審議中、施行期日である昭和三十五年四月一日を経過したので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に約二十二億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月二十八日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、第十四条、第十五条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定を除き、昭和三十五年四月一日から適用する。）

（昭和三十五年四月一日以降における差額の支給）

5　昭和三十五年四月一日以降において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百二十号）附則第七項の規定による差額を自衛官に対して支給する場合における同項の規定の適用については、同項前段中「同年四月一日における新法の規定」とあるのは、「昭和三十五年四月一日における防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第　号）による改正後の防衛庁職員給与法の規定」とする。

（給与の内払）

6　この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本電信電話公社の電気通信設備の長期拡充計画の遂行上必要とする建設資金の一部を調達するため、電電公社が外国通貨をもつて表示する電信電話債券を発行し、及び国際復興開発銀行から外貨資金の借入れをすることに関し、日本電信電話公社法等の関係規定を整備しようとするものであつて、その主な内容は次の通りである。

1　国際復興開発銀行（以下「世銀」という。）との外貨資金の借入契約に基づき当該銀行に引き渡すための外貨電信電話債券については、事前にその借入れにつき郵政大臣の認可が行なわれているものであるため、改めてその認可を受けることなく発行できることとしたこと。

2　外貨電信電話債券を失つた者からの請求があつた場合には、郵政大臣の認可を受けることなく代債券を発行できることとし、この場合においても、一般の外貨電信電話債券と同様、代債券に係る債務について政府は保証契約をすることができることとしたこと。

3　「世銀」が公社に対し資金の貸付けを行なつた場合は、電信電話債券の債権者と同様、公社の財産について先取特権を有することとしたこと。

4　公社は、電信電話債券の国内における事務の委託と同様、郵政大臣の認可を受けて、外貨電信電話債券の発行、償還、利子の支払その他外貨電信電話債券に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託できることとしたこと。

5　外貨電信電話債券の利子等に対する免税の規定を設けたこと。

6　公社が「世銀」の要求により引き渡した外貨電信電話債券を外国投資家が譲り受けたとき、当該債券に係る元利金の外貨送金に対する制限をとり除く措置を規定したこと。

7　電信電話債券の消滅時効を、元金については十年、利子については五年と明定したこと。

二　議案の可決理由

電信電話事業設備の拡充資金の調達に資するための措置として適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行については、昭和三十五年度政府関係機関予算予算総則第二十一条第二項に、日本電信電話公社が昭和三十五年度において、外貨電信電話債券又は外貨による長期借入金の借入れをすることができる限度額として七十二億円を規定している。

右報告する。

昭和三十五年四月二十八日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

医療金融公庫法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在私的医療機関に対する整備及び機能の向上に関しては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫による融資が行なわれているが不十分なため、所期の目的達成に最も効果的な融資を行なうための専門の金融機関として医療金融公庫を新設しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　医療金融公庫は、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため私立の病院、診療所等の設置及びその機能向上に必要な長期かつ低利の資金で一般金融機関が融通することを困難とするものに融通することを目的とすること。

2　公庫の業務範囲を定めること、役員の任命、公庫の組織、公庫の会計の方法、公庫の業務等に対する主務大臣の監督等について他の公庫の例にならい規定を設けること。

3　公庫の資本金は十億円とし、全額政府出資とすること。このほか公庫は、主務大臣の認可を受け政府から資金の借入れができること。

（昭和三十五年度は政府資金の借入金二十億円とし、合計額三十億円をもつて発足することとなつている。）

4　公庫と中小企業金融公庫との業務の調整に必要な中小企業金融公庫法の一部改正を行なうこと。

二　議案の可決理由

私的医療機関に対し専門の医療金融公庫を新設することはきわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十五年度一般会計予算として十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年四月二十八日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

［第三十号参照］

自治庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方自治及び公職選挙等並びに消防に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う機構を確立するため、自治庁及び国家消防本部を統合して自治省を新設しようとするもので、その主なる内容は次のとおりである。

1　従来総理府の一外局であつた自治庁に、国家消防本部を統合して、あらたに責任ある一省として、自治省を設置すること。

省の設置により、従来内閣総理大臣の権限に属していた事務を自治大臣に移すため、必要な条文の整理を行なうこと。

2　国家消防本部は自治省の外局として消防庁とすること。
3　総理府の附属機関である奄美群島復興審議会を自治省の附属機関とすること。
4　自治省の設置に伴い関係法律を整理すること。
二　議案の修正議決理由
本案は、地方自治の健全な発達と国政の適切な遂行を図るため、必要な措置と認められるが、本院においてすでに議決せられた四国地方開発促進法及び行政書士法の一部を改正する法律案については自治庁の省昇格に伴う関係規定の整理を行なうことを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年五月十日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字は修正）
（当せん金附証票法等の一部改正）
第二十八条　次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に改める。
一　当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）
二　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
三　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
四　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）
五　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）
六　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
七　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
八　愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）
九　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）
十　森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
十一　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第百四号）
十二　東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）
十三　労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）
十四　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）
十五　首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）
十六　公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）
十七　昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第百八十九号）
十八　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）
十九　昭和三十四年七月及び八月水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百七十五号）
二十　四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）
（政治資金規正法等の一部改正）
第三十五条　次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。
一　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）
二　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
三　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）
四　地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百三号）
五　特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）
六　中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百三十八号）
七　行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第　号）

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行の石炭手当の支給地域は、北海道一円一率であるが、これを寒冷の度合、採暖の情況等により支給地域に区分を設けるとともに、その支給額の限度を改定する等のため、「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」に所要の改正を加えようとするもので、その要旨は次の通りである。
1　石炭手当の支給地域を甲乙丙の三地域に区分し、それぞれの地域の範囲を別表で定めていること。
2　石炭手当の支給額算定の基礎となる石炭の数量の最高限を、世帯主たる職員については現行の三トンから甲地において三・三トン、乙地において三・三トンに、その他の職員については現行の一トンから甲地において一・二トン、乙地において一・一トンに、それぞれ引き上げていること。
なお、世帯主たる職員のうちたとえば独身者などに対する支給額は、採暖の実情を考慮して、その他の世帯主たる職員に対する支給額の最高限の三分の二を限度とすることとし、それに該当する職員の範囲は、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることとしていること。
3　人事院は、この法律に定める給与について調査研究するとともに、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができることとしていること。
なお、本改正は、本年四月一日から施行することとしている。
二　議案の修正議決理由
北海道における冬期採暖に必要な石炭の量が、道内各地域の寒冷度その他気象の諸条件に応じて差異がある実情並びに石炭手当等この法律に定める給与は一般職国家公務員の給与体系全般と密接な関係を有している事情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。
三　本案施行に要する経費
一般会計所属職員分　約一億三百万円
特別会計所属職員分　約五百万円
合計約一億八百万円が昭和三十五年度予算に計上されている。
右報告する。
昭和三十五年五月十日
内閣委員長　福田　一
衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）
この法律は、公布の日昭和三十五年四月一日から施行する。

〔別紙〕

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
現行の寒冷地手当、薪炭手当には種々不合理、不均衡が生じている実情にかんがみ、政府は、すみやかに人事院をして調査研究せしめ、昭和三十六年度より改正するよう措置するものとする。
右決議する。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対応して、国家公務員の身体障害者等に対する保護改善をはかるため、去る三月十一日付の人事院の政府に対する申入れにもとづき、国家公務員災害補償法等に所要の改正を行なおうとするものでその主なる内容は、次のとおりである。
㈠　国家公務員災害補償法の一部改正
1　従来の障害補償のうち、身体障害の程度の重い第一級から第三級までを第一種障害補償とし、一時金にかえて年金を支給することとし、その年金の額は、平均給与額に、第一級は二四〇日、第二級は二一三日、第三級は一八八日をそれぞれ乗じて得た額とすること。
なお、第四級以下の身体障害が存する者に対しては、第二種障害補償として従前と同様の補償を行なうこと。
2　療養補償及び休業補償についてこれまでの療養開始後三年を経過しても負傷または疾病がなおらない場合における打切補償の制度を廃止し、引き続きなおるまで療養補償及び休業補償を行なうこととすること。
㈡　特別職の職員の給与に関する法律の一部改正
特別職の職員（国会職員及び国会議員の秘書を除く）の公務災害補償に関しては一般職の職員の例によることとすること。
㈢　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律の一部改正
1　前記㈠に伴い、特別職の職員の公務災害補償に関しては労働基準法の規定に定する基準によらないこととすること。

2　船員である職員（海上保安庁の海上保安士及び防衛庁の海曹以下の職員）の公務災害補償のうち、障害等級第一級から第三級までの身体障害に対する補償に関しては、国家公務員災害補償法の規定による第一種障害補償の基準によるものとする。

なお、第一種障害補償の年金と国家公務員共済組合法の規定による公務による廃疾年金、恩給法の規定による増加恩給及び厚生年金保険法の規定による障害年金との併給関係について、それぞれの調整措置を行なうとともに、本改正法の施行前に生じた事由による障害補償については従前の例によることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、国家公務員の福祉向上を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十二日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、戦後における外交関係の複雑かつ専門化に対処するため、新たに外務審議官一人を置き、重要な外交政策の企画立案及びその実施に関する事務を総括整理させるものである。

二　議案の可決理由

本案は、外交事務の円滑な運営を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、八十一万四千八百円（俸給年額）が昭和三十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十五年五月十二日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法は、昭和三十二年に制定せられ、引揚者及びその遺族に対して給付金を支給しているが、給付金を受ける権利は三年間行使されないときは時効により消滅することとなつている。（本年五月十六日で時効期間満了）

しかるに給付金を請求するための在外期間の立証等の書類や資料の収集、その他の理由により時効の期間満了までに請求手続をなし得ない者が若干あると認められるので、今回時効消滅の期間を一カ年延長することによつて権利の行使に遺漏なからしめようとするものである。

二　議案の可決理由

引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の請求の実情にかんがみ、消滅時効期間の延長を図ることは適切妥当なものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十一日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船員の職務上の傷病に対する災害補償については、船員法及び船員保険法に基づいて実施しているが、本案は、職務上の事由による長期傷病者の実情にかんがみ、給付内容の改善充実を図ろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　職務上の事由による傷病につき、療養の給付開始後三年を経過してもなおらない者に対しては、その期間経過後も、なおるまで療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうこととすること。

2　三年の期間経過後における療養の給付及び傷病手当金の支給に要する費用並びに職務上の事由による障害年金の支給に要する費用のうち船員法の規定による災害補償に相当する部分をこえる部分については、国庫は、政令で定めるところにより、その一部を負担すること。

3　昭和三十年七月二十九日（けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法施行時）以後職務上の事由による外傷性せき髄障害により障害年金の支給を受け、この法律施行の際現に外傷性せき髄障害がなおつていない者であつて、この法律の施行後三月以内に届出をしたものに対しては、なおるまで、障害年金の支給を停止し、別に療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうこととすること等である。

二　議案の可決理由

職務上の事由による傷病について、それがなおるまで、船員保険法による療養の給付及び傷病手当金の支給を行なうことは長期傷病者の実情にかんがみ、妥当な措置と認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十五年度一般会計予算に五十一万円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年五月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は船員保険について左の事項に努力すべきである。

一、船員保険の被保険者の標準報酬は最高三万六千円に据え置かれているが、賃金の実態に即して引き上げるようすみやかに措置すること。

二、船員勤務の特殊な実態にかんがみ、療養給付における一部負担制度についてすみやかに検討すること。

三、船員の外傷性せき髄障害患者に対する療養給付の内容（食事の熱量、附添看護等）は、陸上労働者の同一症状のものと同一の内容にすみやかに改めること。

なお、船員せき損患者が労災病院に入院できるよう至急に措置すること。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫においては、非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用益をもつて、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対する貸付けの利子を軽減しているが、本案は、酪農振興の見地から、今回国の直接又は間接の補助の対象とならない牧野の改良又は造成に係る事業に対する貸付けについても、右基金の運用益をもつてその利子の軽減に充てることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

農林漁業金融公庫の改良、造成事業に対する貸付金は一般補助事業については年六分五厘、一般非補助事業については年五分の利子であるが、非補助の農地の改良、造成事業については年三分五厘の利子としてきた。今回非補助の牧野の改良、造成事業についても年三分五厘の利子とし、この軽減分について基金の運用益をもつて補てんすることは、酪農振興の見地から適切妥当な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十二日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

臨海地域開発促進法案、第三十一回国会衆法第六七号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経済の発展及び人口増加のすう勢にかんがみ、臨海地域における工業その他の用に供する土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に関する計画を策定し、その実施を促進することにより、産業基盤の育成強化と民生の安定向上に寄与せんとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　内閣総理大臣は、臨海地域開発審議会の審議を経て、臨海開発区域を指定し、指定に当たつては、閣議の決定を経なければならないものとすること。

2　内閣総理大臣は、臨海開発区域の指定があつた場合には、関係各大臣と協議するとともに、建設大臣を通じて関係都道府県知事の意見を聞いて、臨海開発基本計画を立案し、臨海地域開発審議会の審議を経て、閣議の決定を求めることとし、この基本計画には、臨海開発区域における土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に関する総合的な計画の基本事項について定めるものとすること。

3　本法と現行関係法規との所要の調整及び公有水面埋立法等の特例について規定し、また国土総合開発計画、首都圏整備計画その他法律の規定に基づく特定

地域の計画と臨海開発基本計画との調整については、内閣総理大臣が各関係審議会等の意見を聞いて行なうものとすること。

4　本法の実施に当たつて、関係行政機関の長等の協力義務を規定するとともに、政府は基本計画の実施に要する資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において実施を促進することに努めなければならないものとすること。

5　総理府に、臨海地域開発審議会を設置し、その所掌事務、組織その他必要な事項について規定すること。

6　臨海開発基本計画に基づく事業のうち必要かつ適切な事業を実施させるため、別に法律の定めるところにより、特別の機関を設置するものとすること。

二　議案の修正議決理由

わが国の経済の発展及び人口の増加のすう勢にかんがみ、臨海地域における土地の造成その他の開発に関し、基本計画を策定し、その実施を推進せんとする趣旨は、妥当なものと認めるが、さらに本案実施の円滑を図るため、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙の通り附帯決議を附することに決した。

修正の要旨は次の通りである。

1　新たに基礎調査及び漁業補償等に関する条項を設ける。

2　臨海開発区域の指定及び基本計画を審議会の審議に付する場合、関係都道府県知事（港湾管理者の長を含む。）の意見を尊重しなければならないものとする。

3　基本計画の内容を事項別に掲げる。

4　審議会の所掌事務に損失補償の基準及び関係住民の生活の安定を図るための諸施策の基本に関する事項を加える。

5　審議会の委員二十人以内を三十四人以内とする。

6　事業を実施させるための特別の機関の設置に関する項を削る。

7　その他必要な関係法律の一部を改正する。

8　附則に内閣総理大臣が意見を聞く場合の経過措置に関する項を加える。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費としては、約五十万円の見込みである。

なお、本修正の結果必要とする経費は、約十万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、岡部経済企画政務次官は、「原案及び修正案の趣旨については、異存はない。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

臨海地域開発促進法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、経済の発展及び人口の増加のすう勢にかんがみ、臨海地域における工業○、農業○その他の用に供する土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に関する計画を策定し、その実施を促進することにより、産業基盤の育成強化と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条　政府は、第四条に規定する臨海開発区域の指定及び第五条に規定する基本計画の策定の円滑を図るため、臨海地域の開発に関し必要な基礎調査を行わなければならない。

2　経済企画庁長官は、行政機関の長が行う前項の基礎調査について必要な調整を行い、当該行政機関の長に対し、その調査の結果について報告を求めることができる。

（調査に対する協力）

第三条　行政機関の長は、その職員又はその委嘱した者に前条第一項の基礎調査を行わせる場合には、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

（臨海開発区域の指定）

第四条　内閣総理大臣は、臨海地域開発審議会の審議を経て、臨海開発区域を指定することができる。

2　前項の指定をするに当つては、閣議の決定を経なければならない。

3　内閣総理大臣は、第一項の指定をするに当つては、第二条第一項の基礎調査の結果を尊重しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により臨海開発区域の指定を臨海地域開発審議会の審議に付する場合においては、あらかじめ、関係都道府県知事（港湾管理者の長を含む。）の意見を聞かなければならない。この場合においては、その意見を尊重しなければならない。

5　内閣総理大臣は、前四項の規定により臨海開発区域を指定したときは、これを公示しなければならない。

（基本計画の樹立等）

第五条　前条の規定により臨海開発区域の指定があつた場合においては、内閣総理大臣は、関係各大臣と協議して、臨海開発基本計画（以下「基本計画」という。）を立案しなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の基本計画については、臨海地域開発審議会の審議を経て、これを決定し、閣議の決定を求めなければならない。

3　前条第三項の規定は、前二項の規定による基本計画の立案及び決定について準用し、内閣総理大臣は、前項の規定により基本計画を臨海地域開発審議会の審議に付する場合においては、あらかじめ、建設大臣を通じて、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

4　内閣総理大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、基本計画について、関係行政機関の長にこれを通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、関係行政機関の長を通じて、内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

6　前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（基本計画の内容）

第六条　基本計画には、第一条の目的を達成するため、臨海開発区域における次に掲げるもの土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に関する総合的な計画の基本となるべき事項について定めるものとする。ただし、政令で定めるところにより、臨海開発区域における関連諸施設と密接不可分の関係にある諸施設の整備については、当該区域外にわたり定めることができる。

一　土地の利用及びこれに伴う水面の利用に関する事項

二　土地の造成に関する事項

三　土地の造成に関する事項

四　関連諸施設の整備に関する事項

五　事業の実施に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、臨海開発区域における開発に関する事項で政令で定めるもの

2　前項第四号に定める関連諸施設は、おおむね次に掲げる施設とする。

一　工場、下水道等から排出される汚水等の処理施設

二　海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び交通施設

三　用排水施設並びに電気及びガスの供給施設

四　その他関連のある諸施設

（基本計画に関する調整）

第七条　国の関係各行政機関の長は、政令で定めるところにより、河川法（明治二十九年法律第七十一号）、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）○、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）○、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）その他の法令の規定による処分又は事業が基本計画に重大な影響を及ぼし、又はその円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、調整を行うべきことを求めることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により調整を行うべきことを求められたときは、臨海地域開発審議会の審議を経て、必要な調整を行うものとする。

（公有水面埋立法等の特例）

第八条　都道府県知事○又は港湾管理者の長発区域における公有水面埋立法の規定による埋立の免許をしようとするときは、同法及びこれに基く命令の規定にかかわらず、建設大臣（港湾内のものにあつては運輸大臣）の認可を受けなければならない。

2　建設大臣又は運輸大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。臨海開発区域における漁港法第三十九条第四項の規定による農林大臣の埋立の認可についても、また同様とする。

（関係機関等の協力）

第九条　関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

（基本計画の実施に要する経費）

第十条　政府は、基本計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

（損失補償等）

第十一条　基本計画に基く事業の実施により損失を受ける者がある場合においては、当該事業を行う者は、その者に対し、公正な補償をするものとする。

2　基本計画に基く事業の実施により生活の基礎を失う者がある場合においては、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行うことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置を講ずるものとする。

3　基本計画に基く事業の実施により造成された土地に設置された工場その他の事業場から工場排水等を排出する者は、汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質を保全することに努めなければならない。

（臨海地域開発審議会の設置）

第十二九条　総理府に、臨海地域開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の所掌事務）

第十三〇条　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一　臨海開発区域の指定に関する事項

二　基本計画の策定及び実施の推進に関する事項

三　基本計画に伴うべき資金に関する事項

四　第五条第二項の規定による調整に関する事項

五　基本計画に基く事業の実施により生ずる損失の補償の基準及び当該事業の実施に伴い必要とする関係住民の生活の安定を図るための諸施策の基本に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な重要事項

2　審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、必要があると認める場合においては、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織）

第十三一条　審議会は、会長及び委員三十四二十人以内をもつて組織する。

2　会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　大蔵大臣

二　厚生大臣

三　農林大臣

四　通商産業大臣

五　運輸大臣

六　労働大臣

七　建設大臣

八　自治庁長官

九　経済企画庁長官

十　内閣総理大臣が指定する国の行政機関の長　二人以内

十一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　五人

十二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　三人

十三　〇都道府県知事及び〇学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する者　十〇人以内

4　前項第十〇号の委員〇の任期は、〇三事である委員を除く。）三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　第三項第十〇号の委員〇は、〇（都道府県知事である委員を除く。）再任されることができる。

6　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7　会長及び委員は、非常勤とする。

（専門委員）

第十三二条　専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第十三三条　審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（審議会の運営等）

第十三四条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（国土総合開発計画等との調整）

第十三五条　国土総合開発計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

2　首都圏整備計画その他法律の規定に基く特定の地域に関する開発計画と基本計画との調整は内閣総理大臣が、それぞれ、首都圏整備委員会その他関係審議会等の意見を聞いて行うものとする。

（特別の機関）

第十三六条　基本計画に基く事業のうち必要、かつ、適切な事業を実施させるため、別に法律で定めるところにより、特別の機関を設置するものとする。

（政令への委任）

第十三七条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、第四条第四項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が意見を聞く場合においては、その指定する行政機関の長たる大臣を通じて行うものとする。

（総理府設置法の一部改正）

2 3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三五条第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

臨海地域開発審議会	臨海地域開発促進法（昭和三十四年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（経済企画庁設置法の一部改正）

3 4　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の三の次に次の一号を加える。

十五の四　臨海地域の開発の促進に関する基本的な政策及び〇北海道に係るものを除く。）計画を企画立案すること〇。

第四条第二十号のヌの次に次のように加える。

ル　臨海地域開発促進法（昭和三十四年法律第　号）（同法に規定する内閣総理大臣の権限で北海道に係るものを除く。）

第九条に次の一号を加える。

十　臨海地域の開発の促進に関することの。（北海道に係るものを除く。）

5　（北海道開発法の一部改正）

北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号のロの次に次のように加える。

ハ　臨海地域開発促進法（昭和三十五年法律第　号）（同法に規定する内閣総理大臣の権限で北海道に係るものに限る。）

〔別紙〕

臨海地域開発促進法案に対する附帯決議

政府は、全国総合開発計画をすみやかに樹立すること等により国土総合開発法の運営に遺憾なきを期するとともに、同法を再検討しその改正をすみやかに行なうべきである。

一、政府は、本法に基づいて造成された土地が外国軍隊又は自衛隊の基地その他の施設の用に利用されることがないように、本法を運用すべきである。

一、政府は、臨海地域開発審議会の委員の任命については、漁業関係者等本法に基づく事業の実施により影響を受ける者の意見が十分反映されるよう考慮すべきである。

右決議する。

〔第三十三号参照〕

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

現行安全保障条約に現状に即した合理的な改定を加えることは、国民の強い願望であり、政府の懸案であつたが、昭和三十二年の岸内閣総理大臣とアイゼンハウアー大統領との会談の際、これが改定の端緒が開かれ、さらに翌三十三年九月藤山外務大臣とダレス国務長官との間に条約改定交渉の話合いがまとまり、同年十月より交渉を開始し、じ来一年数箇月間交渉を重ねて来たところ、本年一月に至り、ようやく双方の意見が一致し、条約の案文が完成したので一月十九日ワシントンにおいて両国政府代表の間に本条約の署名調印が行なわれた。

本条約は、日米両国間の安全保障体制を維持しつつ、その基礎たる現行条約の不備の点を改めたもので、その要点は、第一に、この安全保障体制と国際連合との関係を明確にしたこと、第二に、米国のわが国に対する防衛援助義務を明定したこと、第三に、条約の実施全般を日米両国間の協議の基礎の上に置き、特に合衆国軍隊のわが国の配置及び装備の重要な変更

並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動のための基地としての使用については附属の交換公文により事前の協議としたこと、第四に、安全保障体制を広範な政治、経済上の協力関係にまで及ぼしたこと、第五に、条約に期限を附したこと、第六に、内乱条項を削除したこと等である。

本条約は批准書交換の日に効力を生じ、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと両国政府が認めるときまで効力を有することになつているが、十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、通告後一年で終了することになつている。

なお、本条約には前記の交換公文のほか、朝鮮動乱に対する国際連合の措置に対する協力に関するもの及び相互防衛援助協定に関する二つの交換公文が附属している。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約は、国際連合の平和維持機能を補完するため国際連合憲章の認める安全保障措置として共通の信条と目的を有する米国と、この条約により、わが国の平和と安全を確保せんとするものであり、かつ、いかなる国をも脅威しない全く防衛的な性格のものであつて、両国の友好関係をさらに強化し、経済関係をも緊密ならしめるものであると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十九日

日米安全保障条約等特別委員長　小澤佐重喜

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

現行安全保障条約第三条に基づく行政協定に、現状に即した合理的な改定を加えることは、国民の強い願望であり、政府の懸案であつたが、昭和三十二年の岸内閣総理大臣とアイゼンハウアー大統領との会談の際に開かれた端緒による安全保障条約の改定交渉と併行して、改定交渉が進められ、本年一月に至りようやく双方の意見が一致し、一月十九日ワシントンにおいて新安全保障条約の署名調印と同時に本協定の署名調印が行なわれた。

本協定は現行行政協定を基礎として、これに従来の運営の経験及び他国の同種規定を参考として取り入れて改善したもので、その要点は、第一に、米軍は従来施設外においても一定の権利を有しておつたのを、施設外においては両国政府間の協議により原則として日本政府が関係法令の範囲内で必要な措置を執ること、第二に、日本政府が米軍人、軍属の送出を要請し、又は旧軍人、旧軍属、家族に退去命令を出したときは米側は日本からの送出に責任を負うこと、第三に、関税及び税関検査の規定は、部隊行動をしていない場合は、税関検査の対象となることとし、また軍事郵便局の取り扱う郵便物の税関検査免除は、公用に限ること、第四に、米軍のための労務者の雇用はすべて日本政府を通ずる間接雇用を原則とし、保安解雇についても解決の方途を講じたこと、第五に、特殊契約者の指名は日本側と協議の後はじめてできることとし、不適格な業者の指名を取り消し得ること、第六に、民事請求権については、国有財産に対する物的損害に関する請求権の相互放棄は、自衛隊用の財産に対するもののみに限りその他の政府財産は補償を受け得られることとし、原因が公務執行中か否かの判定は、日本国民から選定される仲裁人が行なうこと、第七に、防衛分担金条項を削除したこと等である。

本協定は両国それぞれ国内法上の手続に従つて承認され、承認を通知する公文が交換された後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、相互協力及び安全保障条約が有効である間有効となつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は従来の行政協定運営上の不利不便を除き大幅な改善を加えかつ、諸外国類似の協定を勘案して幾多の利点を取り入れたものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十九日

日米安全保障条約等特別委員長　小澤佐重喜

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行の安定保障条約及び行政協定に代わる新安全保障条約及び地位協定の締結に伴い、わが国内の関係法令の整理を行なうもので、法律三十一件及びポツダム政令一件に所要の改正を加えんとするものである。

本案による主要な改正点は、(1)地位協定第十一条の税関検査の規定の改定に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正、(2)地位協定第十二条第四項の規定によりピー・エックス等米国の歳出外諸機関の労務が原則として、間接雇用になることに伴う調達庁設置法及び国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部改正、駐留軍労務者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の特例に関する法律及び特別調達資金設置令の一部改正、(3)地位協定第十四条の特殊契約者に新たに指定要件が加えられたことに伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正、(4)地位協定第十八条の民事請求権の処理に関する規定の改定に伴う調達庁設置法及び民事特別法の一部改正であり、その他は題名の変更又は法令中の用語の定義の統一等の形式的改正であるが、なお、附則において現行行政協定から地位協定に切り代わることに伴つて、旧法下においてなされた行為等につき新法下でも引き続き同様な規則を行なうため、又は罰則を従前どおり適用するための経過措置を定めている。

なお、この法律は、日本国のアメリカ合衆国との間の相互協力及び定全保障条約の効力発生の日から施行することになつている。

二　議案の可決理由

本案は、日米安全保障条約の改定に伴う関係法令の整理を行なうものであり、必要かつ適切なる措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十九日

日米安全保障条約等特別委員長　小澤佐重喜

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第三十八号（その一）参照〕

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年五月のチリ地震津波により特に著しい被害を受けた地域内の被害漁業者に対し貸し付けられる経営資金について、その貸付限度額を、真珠又はかきの養殖に必要な資金については、現行の貸付限度額の十五万円を五十万円までに、その他の漁業経営に必要な資金については二十万円までに引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、本災害により著しい被害を受けた真珠又はかきの養殖業の速やかなる復旧を促進し、生産を確保せしめる上において有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四千万円の見込みである。

右報告する。

昭和三十五年六月十六日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年五月のチリ地震津波により水産業関係の共同利用施設が特にじん大な被害を受けておりこれが復旧を促進し沿岸漁業の生産基盤を確保するため、現行法に所要の改正を加えんとするものでその内容の主なる点は次のとおりである。

1　水産業協同組合の所有する共同利用施設の災害復旧事業については「農林水産業施設災害復

旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用上、その対象となる事業費は現行十万円以上とあるを三万円以上と条件緩和を行ない、また、補助率も被害激じん地域に対するものについては十分の九、その他の地域に対するものについては十分の五とすること。

2　真珠及びかき等の養殖施設の災害復旧事業については個人施設についても十分の九以内の補助を行なうことができること。

二　議案の可決理由

本案は、水産業の共同利用施設の受けた災害の復旧を促進し、水産動植物の養殖事業の再生産を確保するため、有効適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約七億円の見込みである。

右報告する。

昭和三十五年六月十六日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年五月のチリ地震津波により集中的な被害を受けた漁村に対し、その漁村に適した漁業を応急的に実施せしめ、または、必要な共同利用施設を設置させることにより被害漁民の迅速な立上りを図るため、これらの被害漁村を地区内に含む漁業協同組合が共同利用に供する水産養殖施設等を設置し、これに対して、当該都道府県がその費用の二分の一以上を補助した場合には、国は当該都道府県に対し、その全額を補助しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、漁業生産基盤を復旧し、もつて漁業の安定と、漁村の振興を図る上において有効適切なる措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約六千万円の見込みである。

右報告する。

昭和三十五年六月十六日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた小型の漁船の建造に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年五月のチリ地震津波による著しい被害を受けた多数の小型漁船の復旧を促進し、沿岸零細漁業者の生産手段を確保するため、小型漁船の被害が著しい都道府県において、組合員の所有に係る小型漁船の被害の著しい漁業協同組合が、その所有に係る小型漁船について沈没、滅失その他著しい損害を受けた組合員の共同利用に供するため、小型漁船を建造する場合において、その建造に要する経費の三分の二を都道府県が補助する場合、国は、予算の範囲内で、この都道府県の補助額の二分の一を補助しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、被害小型漁船の復旧を促進し、沿岸零細漁業の経営安定を図る上において有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約六千万円の見込みである。

右報告する。

昭和三十五年六月十六日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本年五月チリ沖に発生した地震に伴う大津波が、わが国の太平洋沿岸の各地に来襲し、幾多の尊い人命を失うとともに、巨額の物的損害を惹起したが、過去においても幾度か津波による災害を受けているところであつて、国土保全と民生安定の見地から津波による災害を防止する対策を樹立し、計画的に実施するということが本案の目的で、その要旨は次のとおりである。

1　津波対策事業の内容となるべき事業は、チリ地震津波により災害を受けた地域で、災害を受けた海岸又は海岸附近の河川等の海岸提防、河川提防等の新設又は改良事業である。

2　主務大臣は、関係地方公共団体の意見をきいて、津波対策事業計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2　津波対策事業計画その他津波対策事業に関する重要な事項を審議するために、総理府にチリ地震津波対策審議会を置く。

4　政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講ずることとし、国の財政の許す範囲内でその実施を促進する。

二　議案の可決理由

本案は、津波対策事業を推進し、国土の保全と民生の安定を図るものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年六月十六日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年五月のチリ地震津波による住宅の被害の状況にかんがみ、その災害による被災者を入居させるための公営住宅の建設を促進するため、公営住宅の建設に要する費用についての国の補助率の引上げ等について公営住宅法の特例を設けようとするもので、その要旨は次の通りである。

本年五月のチリ地震津波による災害であつて政令で定める地域に発生したものに関して、事業主体が災害により住宅を失つた者に賃貸するため第二種公営住宅を建設するときは、国は予算の範囲内でその費用の四分の三を補助することができることとし、現行法に定める国の補助率より高額の補助を行なう措置を講ずるとともに、国の補助の対象とする住宅の戸数を増加し、災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数を国の補助の対象とすることとしたものである。

二　議案の可決理由

本年五月のチリ地震津波による災害の実情にかんがみ、適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、本年度分一億四千万円を支出する見込みである。

右報告する。

昭和三十五年六月十四日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十五年五月二十四日のチリ地震津波は、三陸地方を初め太平洋沿岸各地の中小企業者にじん大な被害をもたらしたが、被害中小企業者の急速な立ち直りのためには、再建資金の融通の円滑化を図ることが刻下の急務となつている。

このため、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の資金を重点的に災害融資に向けること、両公庫の災害融資について貸付金利の引下げを行なうこと等の行政措置がとられたが、商工組合中央金庫の災害融資についても、両公庫と同様に引下金利を適用することが必要となつている。

本案は、以上の理由により、商工組合中央金庫の災害融資について、政府が利子補給を行なうこととし、貸出金利の引下げを図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

1　政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者（政令で定める地域内の被害中小企業者及び被害中小企業者団体）に対して再建資金の貸付けを行なうときは、三年間を限り利子補給を行なう旨の契約を同金庫と結ぶことができる。

2　利子補給の対象となる貸付金額は、被害中小企業者一人当たり五十万円以内、団体の場合は百五十万円以内、団体の転貸の場合は転貸先一人当たり五十万円までの額の合計額以内とし、金額の総額は、二億五千万円を限度とする。

3　利子補給の額は、商工組合中央金庫の通常貸付金利と年六分五厘の金利との差額とする。

二　議案の可決理由
本案は、今次災害を受けた中小企業者の再建を促進し、経営の安定を図るための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に伴う利子補給に要する経費として、本年度分は約五百万円の見込みである。
右報告する。
昭和三十五年六月十四日
商工委員長　中村　幸八
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、今次のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体に対して起債の特例を認め、もつてその財政運営に遺憾なからしめようとするものでその内容は、
1　被災地方公共団体で政令で指定されたものは、地方財政法第五条の特例として地方債の発行を認められること。
2　この地方債発行の目的は、地方税等の減免による歳入の不足を補うため、又は災害対策に通常要する経費に充てるためであること。
3　この地方債の資金は、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて充てるものとし、その地方債の利息の定率及び償還方法は政令で定めること。
等である。
二　議案の可決理由
今次のチリ地震津波による被害がじん大である点にかんがみ、被災地方公共団体の財政運営に支障なからしめようとする本案の趣旨もとより妥当と認め、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年六月十四日
地方行政委員長　濱地　文平
衆議院議長清瀬一郎殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
母子世帯に対する福祉資金の貸付けの実情にかんがみ、母子福祉団体に事業開始資金及び事業継続資金の貸付を行なうことができるようにするとともに、住宅補修資金について据置期間を設ける等の措置を講じようとするものである。
本案の要旨は次の通りである。
1　母子世帯の福祉を図ることを主たる目的とする社会福祉法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人が、母子世帯の母を使用して行なう事業について、事業開始資金及び事業継続資金を貸し付けることができるようにすること。この場合その貸付金額の限度はそれぞれ百万円及び三十万円とし、その利率は年五分とすること。
2　住宅補修資金については六カ月間の据置期間を設けること。
3　災害により被害を受けた者に対して事業開始資金、事業継続資金又は住宅補修資金を貸し付ける場合には、その据置期間を貸付けの日から二年間まで延長することができるようにすること。
二　議案の可決理由
母子世帯の経済的自立を目的に、母子世帯の福祉を図ることは時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年六月十四日
社会労働委員長　永山　忠則
衆議院議長清瀬一郎殿

開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
戦後開拓地に入植した十五万戸に及ぶ開拓者の多くは、終戦直後の混乱期に食糧の増産、失業者の就業等の使命を担つて未開の地に入植したものであるが、立地条件の劣悪、投下資本の不足、建設工事の遅延、連続する災害等のため、十余年を経た現在においても、いまだ営農の基礎が確立できず経営不振に悩んでいる。これがため、昭和三十二年に本法が制定され、これら不振開拓者に対し、営農改善計画をたてさせ、これに基づいて、営農資金の追加供給、建設工事の促進、災害資金の借替え等の諸措置が実施せられてきたのである。
しかるに、開拓営農の現状をみるに、これらの措置をもつてしてもいまだに経営の不安定に苦しむものがすくなくなく、その一半の原因は災害対策資金の貸付条件にあると思われるので、現在天災融資法により承統金融機関から融通されているほか、今後は、開拓者資金融通特別会計からも災害資金の融通ができる道をひらくとともに、また、開拓営農振興に関する重要事項を調査審議するため、農林省に開拓営農振興審議会を設置することとし、本案が提出せられたものである。
二　議案の修正議決理由
本案は経営不振の開拓者の現状からして妥当なものと認められるが、政府から貸し付けようとしている資金は施設災害の復旧資金に重点を置こうとしている感がある点は適当でないので、経営資金の貸付けをも円滑に行なわしめるよう、災害の原因のうちに低温を加え及び開拓営農振興審議会の委員の数が十人以内となつているのを十四人以内に増加する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。
三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
開拓営農振興審議会設置の費用としては、昭和三十五年度一般会計予算に農林本省費目のうちに開拓協議会費として二十三万一千円が計上されている。また、災害対策資金の貸付金としては、昭和三十五年度農林省所管開拓者資金融通特別会計予算に、開拓者資金貸付のうち災害対策資金貸付金として一億円、及び営農資金貸付金三十五億一千余万円のうちに一億円のわくを設け計二億円が計上されている。
なお、本修正の結果必要とする経費は、開拓営農振興審議会の委員の定数四名の増加に伴い、年間約八万円程度の増額となる見込みである。
四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、小枝農林政務次官は「本修正案決定のうえにおいては、その趣旨及び精神を十分尊重して善処する。」旨の意見を述べた。
右報告する。
昭和三十五年五月十七日
農林水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（小字は修正）

第五条の次に次の一条を加える。

（国の災害資金の融通措置）

第五条の二　政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、開拓営農振興組合の組合員たる第二条第一項に規定する開拓者で、暴風雨、高潮、こう水○低温その他の異常な天然現象（当該天然現象による開拓地における被害の程度が激甚であると認めて、農林大臣が指定する○四ものに限る。）により著しい被害を受けたため同条第二項の営農改善計画を達成することができなくなると認められるものに対し、その者が当該被害を受けたため必要とすることとなつた資金で当該営農改善計画を達成するために必要と認められるものを貸し付けることができる。

2　前項の規定による貸付金の償還は、償還期間（据置期間を含む。）を十二年（政令で定める場合には、二十年）以内とし、据置期間を三年（当該政令で定める場合には、五年）以内とし、利率を年五分五厘（政令で定める場合には、年三分六厘五毛）とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年に係る利息については、当該年支払の方法）によるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

（開拓営農振興審議会）

第九条　農林省に開拓営農振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、農林大臣の諮問に応じ、第二条第一項に規定する開拓者の営農の改善に関する対策その他開拓営農の振興に関する重要事項について調査審議する。

3　審議会は、委員十○人以内で組織する。

4　委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

5　前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

［別紙］

開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今回の措置に引き続き、基本営農類型に基づく開拓事業の積極的な展開方式を確立すべきであるが、当面、本法の施行に関しては、左記各項の実現に努むべきである。

記

一、災害、過剰入植地の整理等の理由により営農改善計画及び振興計画の変更を必要とするに至つた農家又は組合については事態の変化に即応する修正計画の提出を認めるよう措置すること。

二、災害資金については内地及び北海道を通じておおむね資金の種類別及び災害の程度別に貸付条件を定めるものとすること。

なお、開拓者に対する災害金融制度はその内容を改善しつつ逐次この制度に一元化するよう検討を進めること。

三、昭和二十九年以降の入植者のうち経営不振となつているもの、非振興農家であつてその後に災害その他の原因で経営不振となつているもの、組合が該当基準からもれているため振興農家たるべくして振興農家にならないもの等に対しても営農改善資金、災害資金等と同様条件で所要の資金を貸付けることができるよう措置すること。

四、営農改善資金の償還の全期間を通じ利子補給を行なうことができるよう措置すること。

五、開拓地の営農改善計画及び振興計画等を円滑に実施せしめるため、開拓営農指導員を充実強化し、農業改良普及員と同様の活動ができるよう諸般の待遇を与えること。

右決議する。

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十二年本法が制定せられ、同時に開拓者資金融通特別会計が設置され、これに基づいて新規入植者に対する長期低利の基本営農資金等が貸し付けられてきたが、その後、立地条件の劣悪、投下資本の不足、建設工事の遅延、打ち続く災害等によつて現在まで入植した十五万戸に及ぶ開拓者の多くが経営不振に悩んでいる。これがため、昭和三十二年に開拓営農振興臨時措置法が制定され、この法による既入植者の安定対策の一環として、同法に規定する振興農家に対し、三年据置、九年償還、年利五分五厘の振興対策資金をこの特別会計から新たに貸し付けてきたのであるが、北海道の開拓者は、特に多額の資金を必要とし、また、これが償還は容易ならざるものがあると認められるので、この資金については、その特殊性を考慮し、かつ、北海道寒冷地畑作改善資金との均衡をはかるため、今後における貸付金は、五年据置、十五年償還として、その条件を緩和するとともに、この特別会計からの貸付金は口数が多く、国の債権管理及び開拓者の償還に不便をもたらし、延いては延滞の原因となつているので、今後貸し付けられる新規貸付金については、毎年度の資金ごとに、据置期間を増減して、各資金の償還の始期及び終期を一致させ、一本経理を行なうことができるよう本法を改正しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

経営不振に悩む開拓者の営農基礎を確立するため、特に立地条件等の劣悪な北海道の開拓者に対し、振興対策資金の貸付条件を緩和する措置は適切であると認められるが、内地における経営不振の開拓者についても同一の条件による貸付が行なわれることが望ましいので、本案はこれを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　本修正の結果減額となる経費

農林省所管開拓者資金融通特別会計において、同会計から貸し付けられる振興対策資金の償還期間を内地、北海道とも二十年とした場合と北海道のみ二十年とした場合に比し、昭和三十七年度までは両者の間に差異はないが、三十八年度以降の開拓者からの償還額を算出すれば、年間約三億円程度の収入減となる見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、小枝農林政務次官は「本修正案決定のうえにおいては、その趣旨及び精神を十分尊重して善処する。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（――は修正）

附則第三項中「第二条第二項の規定の適用についても、前項と同様とする。」を「第二条第二項及び第五項の規定の適用については、北海道の区域の一部をその地区とする開拓営農振興組合又はその組合員たる当該開拓者に貸し付ける場合にあつては同条第二項中「九年」とあるのは「十三年」とする。」に改める。

〔別紙〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農林漁業金融公庫が開拓者に貸付ける主務大臣指定施設資金についても振興対策資金との均衡を保つようその貸付条件の緩和措置にいかんなきを期すべきである。

右決議する。

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後、未開の地に入植した開拓者の多くの者が、立地条件の劣悪、資本の不足、建設工事の遅延、打ち続く災害等により、いまだ営農の基礎を確立できず、経営不振にあえいでいるのみならず、負債は増大し、各種償還金の償還に苦慮している。これがため、昭和三十二年開拓営農振興臨時措置法を制定し、同法に基づき、不振開拓者の営農振興対策の一環として、その負債の重圧を緩和するため、天災融資法による災害経営資金について、営農改善資金への借替えを行ない、利子補給をしながら、その償還期間を延長し、また個人の高利負債については、長期低利の自作農維持創設資金を融通して、これが返済に充てさせる等の措置を講じてきたのである。しかしながら、その成果は必ずしも十分とはいえず、一層徹底した対策を必要とするので、今後開拓者に対する国の債権については、

1　昭和三十五年三月三十一日までに貸し付けた政府資金について、三十五年度以降二カ年間にわたり、営農の基礎が不安定な開拓者に対し、既往の未納の元金に利子及び延滞金を分割償還できるよう元加したうえ、特に不安定な者には据置期間を置かないで、十五年間に償還できるよう、償還条件の緩和をはかること。

2　前項の償還条件の緩和を行なわない開拓者に対しては、未納の元金に利子及び延滞金を元加したうえ、償還期間につき同一利率の貸付金ごとに償還期間の残年数を平均したものに条件の変更を行なうこと。

3　従来、個人貸し資金を開拓農業協同組合に貸し付け、その組合員たる開拓者に転貸していた貸付金を、個人の債務引受けを認めることとして個人貸しに切りかえたうえ、それぞれについて条件の緩和及び条件の変更を行ない、かつ、国において直接個人ごとに債権管理を行なうこと等の措置を講じようとして本案が提案せられたのである。

二　議案の修正議決理由

経営不振に悩む多くの開拓者の現状を救済するために本案は適切なものと認めるが、既往の国の債権について利子及び延滞金を元加したうえ、さらにこれについて利子を徴することとしている点は不適当であるので、利子及び延滞金はこれは元加することなく無利子のまま均等年賦償還とするように改める必要があると認め、別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

なお本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　本修正の結果減額となる経費

農林省所管開拓者資金融通特別会計において、未納の利子及び延滞金を元加しないで、開拓者からの償還額を算出すれば、年間約三千万円程度の収入減となる見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、小枝農林政務次官は、「本修正案決定のうえにおいては、その趣旨及び精神を十分尊重して善処する。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（営農の基礎が不安定な開拓者に対する貸付金の償還条件の緩和）

第一条　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号。以下

「法」という。）により昭和三十五年三月三十一日までに締結した貸付契約でその契約に係る貸付金の残高が存するもの（以下「既貸付契約」という。）のうち、営農の基礎が不安定な開拓者で政令で定めるもの（以下「特定開拓者」という。）相手方とし、その特定開拓者に法第一条第一項若しくは第二号の資金を貸し付ける旨を定めるものに係る貸付金債権（これに係る利子及び延滞金についての債権を含む。以下同じ。）又は特定開拓者が第四条の三者間の契約に基づき引き受ける債務（同項第一号又は第二号の資金にあてるために貸し付けられた貸付金に係るものに限る。）に対応する政府の貸付金債権（以下「緩和対象貸付金債権」と総称する。）につき、その特定開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する条件を変更する契約を締結することができる。

一　特定開拓者のうち、営農の基礎が著しく不安定でその農業生産の基礎的条件を整備するためになお相当の期間を必要とし、その期間内には緩和対象貸付金債権に対応する債務を償還することが著しく困難と認められるものであつて、農林省令で定めるものに対する緩和対象貸付金債権にあつては、その変更契約を締結する日の属する会計年度の初日の午前零時（以下第三条まで第六条及び第七条において「起算時」という。）における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、起算時以後、その据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間（据置期間が置かれる場合には、据置期間を含む。以下同じ。）を十九年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、十八年九月）とすること。

ロ　据置期間を四年九月（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属するときは、三年九月）とすること。

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　変更後の据置期間については、利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、起算時以後、その据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号ニの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までにつきこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

三　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

四　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

五　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

六　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

七　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

八　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

九　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

十　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

十一　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

十二　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

十三　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

十四　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

十五　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

十六　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

十七　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

十八　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

十九　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二十　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

二十一　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二十二　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

二十三　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二十四　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

二十五　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該特定開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間から三月を控除した期間を経過する日までについては利子を徴せず、その翌日から当該変更後の残りの据置期間につき利子を徴すること。）

イ　償還期間を、十四年九月に、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、その据置期間の残存期間に相当する期間を加えた期間（当該変更契約を締結する日が昭和三十六会計年度に属し、かつ、当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が同年度の前前年度の末日までにおいて満了している場合には、十三年九月）とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存するときは、その据置期間の残存期間から三月を控除した期間に相当する期間の据置期間を置くこと。）

ハ　利率を当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該緩和対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合には、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二十六　一の特定開拓者（前号に規定する特定開拓者に限る。）に対する二以上の緩和対象貸付金債権のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合において、これらの利率を同じくする緩和対象貸付金債権のいずれかに係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存し、かつ、その据置期間につき利子を徴しない旨が定められているときは、当該開拓者に対するこれらの利率を同じくする各緩和対象貸付金債権に係る貸付金の償還に関する条件については、変更後の据置期間に係る利子は、同号イの条件によらず、起算時以後、これらの緩和対象貸付金債権に係る貸付金の平均残存据置期間から三月を控除した期間を経過する日までについてはこれを徴せず、その翌日から残りの据置期間につきこれを徴すること。

二十七　第一号に規定する特定開拓者以外の特定開拓者に対する緩和対象貸付金債権にあつては、起算時における当

2

存据置期間とは、一の開拓者に対する二以上の既貸付契約に係る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づきその開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。）のうちにその貸付金の利率を同じくするものがある場合に、これらの利率を同じくする貸付金債権（起算時においてなお残存する据置期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高にそれぞれその貸付金に係る据置期間の起算時における残存期間に相当する年数を乗じて得た額の合計額を当該利率を同じくする貸付金債権（起算時においてなお残存する据置期間が存しないものを除く。）のそれぞれに係る起算時における貸付金の残高（その一部に係る納付期限が起算時までに到来しているときは、その到来している部分の額を除く。）の合計額で除して得た年数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生ずるときはこれを切り上げるものとする。）をいうものとする。

（一般の開拓者に対する貸付金の償還条件の変更）

第二条　政府は、開拓者（特定開拓者を除く。以下次条までにおいて同じ。）に対する既貸付契約に係

る貸付金債権（第四条の三者間の契約に基づき開拓者が引き受ける債務に対応する政府の貸付金債権を含む。以下「変更対象貸付金債権」という。）につき、その開拓者からの申出があるときは、その者を相手方として、次により、償還に関する条件を変更する契約を締結することができる。

一　変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が三年以上であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による元利均等年賦支払の方法（据置期間に係る利子については、その各年に係る利子につき当該各年支払の方法）により償還すること。この場合において、当該変更後に据置期間を置かないこととなる変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金の利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その他の年にあつては、その算出される年賦金の額と同額とすること。

イ　償還期間を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の償還期間の起算時における残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とすること。

ロ　当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の据置期間が起算時においてなお残存する場合には、据置期間をその据置期間の残存期間に相当する期間から三月を控除した期間とし、その他の場合には、据置期間を置かないこと。

ハ　利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　据置期間が置かれる場合には、その期間につき利子を徴すること。（当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の変更前の据置期間につき利子を徴しない旨が定められている場合は、利子を徴しないこと。）

ホ　年賦金又は据置期間に係る利子の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

二　変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が二年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による年賦支払の方法により償還すること。

イ　償還期間を一年九月とすること。

ロ　据置期間を置かないこと。

ハ　利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ニ　年賦金の額を、起算時の属する年にあつては、その貸し付けたものとされた額を支払期間を二年とし、利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率として元利均等年賦支払の方法により償還するものとした場合に算出される年賦金の額から、その年賦金のうちの利子に相当する部分の十二分の三に相当する額を控除した額とし、その算出される年賦金の額と同額とすること。

ホ　年賦金の納付期限を当該各年の十二月三十一日とすること。

ヘ　年賦金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

三　変更対象貸付金債権でその貸付金の償還期間の起算時における残存期間が一年であるものにあつては、これに係る起算時における貸付金の残高に、その貸付金に係る未納の利子又は延滞金があるときはこれらの額を加え、その加えて得た額（起算時からその変更契約を締結する時までに納付済みとなつた金額を除く。）を、起算時において、政府から当該開拓者に貸し付けたものとして、これを次に掲げる条件による支払方法により償還すること。

イ　償還期限を起算時の属する年の十二月三十一日とすること。

ロ　利率を当該変更対象貸付金債権に係る貸付金の利率と同率とすること。

ハ　償還金の納付を延滞した場合には、農林大臣の定めるところにより延滞金を政府に納付すること。

第五条　第二条の規定は、法人を相手方とする既貸付契約に係る貸付金債権で対法人貸付契約に係る貸付金債権以外のものについて準用する。

（未納の利子及び延滞金に関する措置）

第六条　第一条第一項、第二条（前条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約に係る貸付金債権について未納の利子又は延滞金があるときは、当該未納の利子及び延滞金については、農林省令で定めるところにより、その総額を当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間に三月を加えた期間（当該貸付金債権に係る貸付金につき、変更後の据置期間が置かれる場合には、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の償還期間から当該据置期間を控除した期間）に相当する年数で除して得た額を、当該貸付金債権に係る貸付金の変更後の年賦金を納付すべき各年に納付することができるものとし、各年に納付すべき金額の納付期限は、当該各年の十二月三十一日とする。

（変更契約を締結する年の年賦金等の納付の特例）

第七条　第一条第一項、第二条（前条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結する場合において、その締結する日が毎年十二月十二日から翌年三月三十一日までの間に属するときは、当該契約により変更された償還に関する条件により納付すべき起算時の属する年の年賦金又は据置期間に係る利子（若しくは○又は当該変更契約を締結した日から二十日を経過する日までに納付すれば足りるものとする。

（変更契約を締結する年に係る延滞金の免除）

第八条　政府は、第一条第一項、第二条（第五条において準用する場合を含む。）又は第三条第一項の規定により変更契約を締結した場合には、当該変更契約に係る貸付金債権について、起算時から当該変更契約を締結する日までの延滞金を徴収しないものとする。

（変更契約を締結することができる期間）

第九条　第一条第一項、第二条（第五条又は第三条第一項の規定による変更契約は、昭和三十七年三月三十一日まででなければ、締結することができない。

（農林省令への委任）

第十条　この法律の施行に関し必要な事項は、農林省令で定める。

［別紙］

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は本法の実施に当たつては左記のごとく措置すべきである。

記

一、据置期間中の利子については、明年度以降減免するよう所要の措置を講ずること。

二、農林中金、農林漁業金融公庫等から貸し付けられている資金についても、政府資金とあわせ償権償務の確認及び整理を行ない、必要に応じて資金の一本化、貸付条件の緩和等の措置を講ずること。

三、開拓者資金の法人貸し制度は今後個人貸し制度に切り替えられることになるが、これに伴う地方行政機関及び開拓農協等の事務態勢はかなり不十分であると認められるので、すみやかにその充実強化を促進するものとし、なかんずく開拓農協に対しては財務内容の健全化、経済事業の刷新等のための施策を講ずるとともに、事務費等の補助を考慮すること。

右決議する。

同和対策審議会設置法案（中井一夫君外百十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

全国に散在している同和地区は約四千に及び、その住民は約二十五万世帯百二十万人に達しているが、これらの地区における生活環境はなはだ劣悪なものが多く、地区住民のほとんど大部分は経済的な基礎を欠いて生活苦にあえいでいるのが実情である。その

ために、旧来の差別問題も必ずしも払しよくされていないというまことに放置することのできない状況にある。

本案は、これらの事情にかんがみ、同和問題の解決に資するため、総理府の附属機関として同和対策審議会を設置しようとするものであつて、その内容の主なる点は次の通りである。

(1) 審議会は、同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査審議し、これらの事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣に建議することができる。

(2) 審議会は、二十人以内の委員で組織し、委員には、関係行政機関の職員十一人以内並びに同和問題に関し経験を有する者及び同和問題に関し識見を有する者九人以内を内閣総理大臣がそれぞれ任命する。

(3) 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

(4) 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、学識経験のある者または関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣の任命する専門委員十人以内を置くことができる。

(5) 審議会に、委員及び専門委員を補佐させるため、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣の任命する幹事二十人以内を置く。

(6) 委員、専門委員及び幹事は、いずれも非常勤とする。

(7) 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置き、事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

(8) この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は政令で定める。

(9) この法律は、公布の日から施行し、二年を経過した日に、その効力を失う。

二　議案の可決理由

約百二十万人に及ぶ同胞の悲惨な生活実態にかんがみ、本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のための昭和三十五年度所要経費として約百十万円が見込まれている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、福田総理府総務長官から、「法案の趣旨精神を全面的に尊重して対処したい」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

内閣委員長　福田　一

衆議院議長清瀬一郎殿

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行繊維工業設備臨時措置法は、繊維工業における著しい設備過剰の事態に対処し、設備の規制を行なうことにより、繊維工業の合理化を図りもつて繊維製品の輸出の正常な発展を期するために、昭和三十一年に制定され、その後化学繊維の設備規制をも行なう必要が生じ、昭和三十四年に一部改正が行なわれて今日に至つている。

一方、為替及び貿易の自由化の進展に伴い、繊維原料の輸入自由化が昭和三十六年四月より実施されることに決定され、繊維工業は、変革期に直面することとなつたが、現在著しい過剰設備をかかえ、常に過当競争の危険を包蔵している繊維工業が無方針、無秩序に自由競争に突入するならば、生産面及び輸出面に相当の混乱が生ずるのは必至であつて、この結果、紡績業者のみならず、織布、加工等の中小企業者、就業労働者、さらに一般消費者にも悪影響を与え輸出の減退により、国民経済の拡大にも大きな支障を来たすおそれがきわめて大きい。

繊維総合対策懇談会の答申においても、この点が強調され、特に、現行繊維工業設備臨時措置法による設備規制措置の続行及び強化によつて、自由化に対処すべきことを指摘している。

本案は、以上の情勢に基づき、現行法の有効期間をさらに延長するとともに、設備規制の機動的かつ効果的な実施を図つて繊維工業の安定的発展を図ろうとするものであつて主な内容は次のとおりである。

1　目標年度の変更及び法律の有効期間の延長

設備の新増設及び過剰設備の処理の場合における目標年度を昭和四十年度（現行三十七年度）とする。また、法律の有効期間を四年延長して公布の日から九年（現行五年）以内に廃止することとする。（公布昭和三十一年六月五日）

2　共同行為の指示の場合における参酌事項の追加

過剰設備の処理に関する共同行為の指示を行なう場合、現行法では「目標年度における繊維製品の需給状況及び現有設備の数に基づき、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌して」行なうこととなつているが、参酌事項として、新たに「当該年度の繊維製品の需給状況及び輸出見込み」を追加する。

3　過剰設備の処理命令

通商産業大臣は、過剰設備の処理に関する共同行為の指示があつた後において、指示を受けた者の三分の二以上がその共同行為を実施しており、かつ、共同行為に参加しない者の事業活動が設備処理を達成するのに著しく障害となつて、このような状態が継続することは、繊維工業の合理化に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業設備審議会の意見をきいて、共同行為の指示を受けたすべての者に対し、指示の内容（廃業に関するものを除く）に従い、設備の一部を格納その他の方法により処理すべきことを通商産業省令をもつて命ずることができる。

また、この命令後、命令の要件となつた事実に変更、消滅があつた場合には、命令の変更又は取消しをしなければならない。

4　設備使用の停止命令等

通商産業大臣は、無登録設備を使用して生産を行なつた者に対し、期間を定めて無登録設備の全部又は一部の封印又は格納を命ずることができる。

通商産業大臣は、過剰設備の処理命令に違反した者に対し、期間を定めて設備の全部又は一部の使用を停止すべきことを命ずることができる。

以上の制裁処分をしたときは、その旨を公表することができる。

二　議案の修正議決理由

本案は繊維原料の輸入自由化に対処し、繊維工業の安定的発展を図るための措置として、有効適切なものと認めるが、さらに、過剰設備の処理のための共同行為の実施に関する苦情の申出の条項を設ける必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

目次　「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。

（使用の停止等）

第三十一条の二　通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第二十七条の二の規定による命令に違反したときは、その者に対し、期間を定めて当該命令に係る登録の区分に属する精紡機、織物幅出機又は紡糸機の全部又は一部を糸の製造、織物の加工又は化学繊維の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2　第二十一条第三項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（苦情の申出）

第三十一条の三　第二十四条第一項の規定による指定に係る共同行為の実施に関し苦情のある者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

〔別紙〕

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左の措置を強力に実施すべきである。

一、繊維原料の輸入自由化に対処し、特に中小企業者の設備近代化、金融の円滑化等体質改善の措置を至急講ずること。

二、法第二十四条の共同行為の指示を受けた事業者が、共同行為の実施に際し、従業員を解雇し、労働条件を著しく低下させ、又は不当なる配置転換を行なうことを防止するため十分なる措置を講ずること。

三、第三十一条の三の規定による苦情の申出を審議するため、繊維工業設備審議会に使用者代表、従業員代表及び学識経験者よりなる部会を設けること。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

エネルギー資源及び化学工業原料としての天然ガスの地位は、近来、世界的にますます重要の度を加えつつあり、わが国においても天然ガス需要は将来飛躍的に増大することが見込まれている。

本案は、かかる事態に即応するため、所要の改正をしようとするものであり、その内容は、補助金交付の対象として、従来の溶解ガスの探鉱の外に構造性ガスの探鉱を追加するとともに、補助事業が成功した場合における納付金の納付義務者として被補助租鉱権者等を追加しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国における天然ガス資源を合理的に開発するための措置としてきわめて妥当なものと認め、別紙のごとき附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算に、天然ガス探鉱費補助金二千七百万円余が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、最近の著しい経済事情の変化に対応する石油（天然ガスを含む）鉱業について、すみやかに総合的且つ合理的な方策を樹立するとともに、特に予算的措置については、万遺憾なきを期すべきである。

道路交通法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行の道路交通取締法及び同施行令施行後における交通事情の激変と、近き将来に予想されるその一層の複雑と困難に対処し、道路における危険の防止と交通の安全及び円滑をはかることを目的として提出されたものであつて、その要旨は大要次のごとくである。

第一は、法の目的につき、単に道路における危険を防止し、その他交通の安全をはかるのみでなく、積極的に交通の円滑をはかることをも目的とするものであることを明らかにしている。

第二は、交通の規制に関する規定を整備したことである。その主なものとしては、交通規制のための道路標示の設置に関する規定、自動車の最低速度に関する調査を行なうための規定の新設等をあげることができる。

第三は、歩行者の通行について、その通行方法の基本を明らかにするとともに、これらの規定には原則として罰則を附すず、違反者に対しては警察官が必要な指示を行なうこととし、また車両等の交通方法に関する規定において、歩行者の通行の保護をはかつたことである。

第四は、最近における道路交通の実情にかんがみ、車両等の通行方法の基本原則、追越しに関する規制、交差点における通行方法、停車及び駐車に関する規制等に関し、新たに規定を設け、その他現行規定に全面的な検討を加え、車両等の交通方法の合理化に必要な規定を整備したことである。

第五は、道路における車両等の通行の停滞のため交通が著しく混雑するおそれがある場合における混雑緩和の措置、違法駐車または違法工作物等が交通の危険を生じさせ、また著しく交通の妨害となるおそれがある場合における移動、除去、移転等の措置について必要な規定を設けるほか、酒気帯び運転、過労運転等無謀運転の禁止、整備不良車両の運転の禁止等、道路における危険防止のために規定の整備をはかつたことである。

第六は、最近における交通事故及び交通法令違反の原因には、単に運転者の責めに帰すべきもののみならず、むしろその雇用者あるいは車両の運行を管理する地位にある者の責任と思われるものが少なくない実情にかんがみ、雇用者等の義務についての規定を設け、これらの者が、運転者とともに、交通秩序の確立に責任のあることを明らかにしたことである。

第七は、運転免許の種別を整理してその簡素化をはかり、各都道府県における運転免許関係事務の斉一化、適正化のため、全国的な基準を命令で定めることとする等、運転免許制度の合理化をはかつたことである。

第八は、罰則について現行法制定以後の社会情勢の変化及び現行各種法令に規定する罰則との均衡を考慮して、全面的にこれを改正するとともに、過失犯の規定及び両罰規定を整備し、また運転者が交通違反を犯した場合において酒気を帯びていたときの刑の加重について規定したこと等である。

第九として、この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、現下の新しい交通事情に適応した道路交通法の基本法として妥当なものと認めるが、その目的達成上、さらにその完ぺきを期する意味において修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

［別紙］

（信号機の設置等）　（小字及び――は修正）

第四条　都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又はその委任を受けた者は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、信号機を設置し、及び管理することができる。

2　道路を通行する歩行者（小児用の車を含む。以下同じ。）又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならない。

3　公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

4　信号機の表示する信号の意味その他信号機について必要な事項は、政令で定める。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第一号、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第百二十二条）

第十四条　目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。）は、道路を通行するときは、白色に塗つたつえを携えていなければならない。

2　目が見えない者以外の者（耳がきこえない者を除く。）は、白色に塗つたつえを携えて道路を通行してはならない。

3　児童（六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。

4　児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官その他の場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。

（道路の交通に関する調査）

第百十一条　公安委員会は、この法律の規定により行なう道路における交通の規制の適正を図るため、道路における交通量、車両等の通行の経路その他道路の交通に関し必要な事項の調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行なわせることができる。

2　前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

3　公安委員会は、第一項の規定による調査を行なつた場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政庁に対し、意見を付してその調査の結果を通知するものとする。

［別紙］

道路交通法案に対する附帯決議

本法の制定に伴い、政府は、次の諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

一、警察庁、運輸省、建設省、文部省、労働省、通商産業省等交通に関係のある行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な道路交通行政の実現を期するとともに、これら関連行政の調整のために内閣に強力な機関を設置すること。

一、交通道徳の確立と交通法令の普及を図るため、とくに次の方策を講じてその徹底を期すること。

1　遵法精神を高揚するための国民運動を展開すること。とくに車両の運転者、道路の使用者等本法に関係の深い者に対しては、法の趣旨及び内容の周知徹底につとめること。

2　学校教育を通じ、学童に対して交通知識の普及を図ること。

一、道路交通の円滑、事故の防止並びに危害の予防を徹底するため、とくに次の事項について積極的な対策を樹立し、その実現を期すること。

1　学童、幼児の登、下校の際における保護の徹底を期するため、所要の行政措置を講ずること。

2　都道府県単位又は地区別に交通事故防止のための組織あるいはモニター制度を採用する等、国民の協力態勢を確立すること。

3　泥はねによる被害を防止するため、道路の補修の促進、徐行運転の励行、泥よけ器の装置等につき積極的に措置すること。

一、信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようにつとめること。

一、安全運転の一般原則に関する基準を設定してその運用に慎重を期すること。

一、乗車定員の規制については、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。

一、自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をとくに考慮して適正な基準を確立し、積極的に自動車教習所の質的向上を図ること。

一、交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置を検討すること。

一、飲酒運転の危険性にかんがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。

一、交通警察の充実及びその運営の合理化を図るため、交通警察官の資質の向上及びその増員ならびに交通警察に関する予算の増額等の措置を講ずること。

一、雇用者及び車両等の運行を管理する者の義務に関する規定については、この規定の趣旨を実現しうるようその運用の適正を期すること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、火災防止の徹底を期するため、必要な規定の整備を行なおうとするものであつて、その要旨は、次の通りである。

1　従来の防火責任者の制度を改め、一定の防火対象物に防火管理者を設けさせ、その資格及び職務内容等について整備を図つたこと。

2　火災の拡大の危険の著しい物品の貯蔵又は取り扱いの技術上の基準を市町村条例で定めるよりにしたこと。

3　消防の用に供する設備等に関する技術上の基準を政令で定めることとし、地方的実情によつて市町村条例で、その基準を変更することができるようにしたこと。

4　以上の改正に伴う罰則及び経過措置について規定したこと。

その他若干規定の整備を図ることとしている。

二　議案の可決理由

消防行政の運営の実情にかんがみ、その規制の改善と徹底を図る本案の趣旨は、もとより妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十八日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国土開発縦貫自動車道中央自動車道のうち、東京都から小牧市附近までの予定路線を定めようとするもので、同法別表の路線を基準として、起点を東京都、主たる経過地を神奈川県津久井郡相模湖町附近、富士吉田市附近、静岡県安倍郡井川村附近、飯田市附近、中津川市附近及び小牧市附近と定めるものである。

二　議案の可決理由

本案は、国土開発縦貫自動車道建設法第三条第一項の規定に基づく適切な措置と認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十五年五月十七日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定路線を定める法律案に対する附帯決議

政府は、近時道路交通輻湊の実情にかんがみ、各種交通機関を総合調整するとともに路線規格等につき、従来の計画（中央自動車道を含む）とあわせて道路整備五カ年計画を再検討しすみやかにこれが抜本的対策を樹立すること。

右決議する。

東海道幹線自動車国道建設法案（遠藤三郎君外五十五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国産業の大動脈たる一級国道第一号線いわゆる東海道国道の自動車交通量は逐年倍増のすう勢にあり、現状のままをもつてしては、今後五カ年間を出でずして、交通は完全に麻痺状態に陥ることとなるためこの際、当該地域内の重要都市を連絡する自動車専用の道路を建設しようとするもので、その要旨は

1　本道路は、高速自動車国道とすること。

2　本道路の予定路線は、起点を東京都、終点を名古屋市附近、主たる経過地を横浜市附近、静岡市附近、浜松市附近及び豊橋市附近とし、これを基準として、政令で具体的路線を指定し、整備計画を定めること。

3　整備計画に基づく本道路の新設又は改築を日本道路公団をして行なわしめ得るものとしたこと。

等である。

二　議案の可決理由

本案は、東海道国道の自動車交通の高速化、輸送効率の強化を図るため、妥当なる措置と認め、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十八日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

身体障害者雇用促進法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、身体障害者の就職に関しては、従来職業紹介、職業訓練等の行政措置の推進をはかつてきたが、その就職は困難な実情にあるため、今回立法措置によりその雇用を促進しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　公共職業安定所は、求人者に対しては求人の条件について指導するとともに、雇用主に対して能力検査、配置、作業設備等の技術的事項について助言を行ない、身体障害者に対しては、就職後においても必要な指導を行なうことができること。

2　都道府県は、必要があると認めるときは、身体障害者について、その能力に適合する作業の環境に適応することを容易にするため、事業主に委託して適応訓練を実施することとし、国は、これに要する経費の一部を補助できること。

3　国及び地方公共団体等に対しては、政令によつて、身体障害者雇用率を定め、任命権者はこの率以上であるようにするため、身体障害者の採用計画を作成しなければならないこと。

4　一般雇用主に対しては、労働省令によつて、身体障害者雇用率を定め、雇用主はこの率以上であるように身体障害者を雇入れることに努めなければならないこと。

公共職業安定所長は、必要があると認める場合には、百人以上の労働者を使用する事業所の雇用主に対し身体障害者の雇入計画の作成を命じ、またその変更を勧告できること。

5　重度の身体障害者に対しては、その能力に適合する特定の職種を定め、一般の身体障害者雇用率とは別に重度障害者雇用率を定め、これらの者の就職の促進が円滑に行なわれるような措置を講ずること。

6　身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を審議させるため、労働省に身体障害者雇用審議会を設置すること。

7　労働大臣は、身体障害者に適当な職業、作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めること。

二　議案の修正議決理由

身体障害者は、その障害のために就職の機会が少なく、一般に比べ失業または不完全就業の状態におかれている者が多い状況にかんがみ、特別の立法措置を講ずることは、きわめて時宜に適するものと認めるが、本案の施行日については、所要の修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、昭和三十五年度一般会計予算において、身体障害者雇用促進費として一千二万八千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十五年五月十七日
社会労働委員長　永山　忠則
衆議院議長清瀬一郎殿

（別紙）　（小字及び――は修正）

附則（施行期日）
1　この法律は、公布の日（昭和三十五年四月一日から施行する。

（別紙）
身体障害者雇用促進法案に対する附帯決議
政府は、次の事項について努力すべきである。
一、身体障害者雇用率については逐年これが拡大改善をはかり可及的すみやかに法定するよう努めること。
二、身体障害者雇用率の達成については三年以内の計画で完成すること。
三、就職が特に困難な重度障害者については、作業設備、作業補助具の整備、職業訓練の強化をはかるとともに、適職の選定の研究を早急に進めて、重度障害者の職業確保に努めること。
四、身体障害者の雇用を容易にし、作業能率の向上をはかるため、事業所が作業設備を改善し、または作業補助具を支給することを促進するため、政府は必要な助成措置を講ずること。
五、公団その他の政府関係機関の身体障害者雇用率については、国等の場合に準じて定めること。
六、本法の実施に当たり、結核回復者等内部障害者、精神薄弱者、原爆被爆者等についても、政府は、すみやかに実情を調査し、就職促進のための施策を樹立実施すること。
七、身体障害者の雇用促進をはかるためには、税制、賃金、雇用その他諸種の方策（国庫の助成を含む）が考えられるが、このため本法に基づいて設置される身体障害者雇用審議会において十分な研究と審議を尽し、急速にその向上改善に努めること。なお、これが施策の円滑適正な実施をはかるため、地方にも身体障害者雇用審議会に準ずる機関を設けること。
八、身体障害者に対する年金その他の社会福祉対策の充実に努めること。
九、本法の円滑な運営をはかるため、政府は、身体障害者職業指導官制度の設置その他公共職業安定所の人員、予算等の事務体制の整備充実に努めること。
なお、遺児、未亡人の優先雇用に関しては、いまだ有効な措置がなされていないことにかんがみ、政府はこの際、すみやかに遺児、未亡人の雇用促進に関する適切なる立法措置につき検討すること。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
近年、自動車、航空機等の発達に伴い、国鉄が従来国内輸送分野において有していた独占性は著しく失われつつある現状であるが、一方、その運賃制度は従来のままであるため多くの不合理を生じている。
本案は、かかる事態に対処するため、現在の運賃制度の不合理な点を是正することを主眼とするとともに、不増収、不減収を建前として大要左の通り改正しようとするものである。
1　旅客運賃、料金の等級は、一等及び二等の二等級制とすること。
2　普通旅客運賃の遠距離逓減制を修正するため、現行の四地帯制の賃率を、次の二地帯制の賃率とすること。
三百キロメートルまで二等一キロメートル当たり　二円四十銭
三百キロメートルをこえる部分同　一円二十銭
一等の賃率は、二等の賃率の二倍とすること。
3　急行料金は現在法定事項であるが、これを運輸大臣の認可事項とすること。
4　貨物等級については、現行の普通等級十二等級を十等級に、特別等級三等級を四等級として、等級間賃率の上下の幅を縮め、現在の大幅な負担力主義を原価主義で幾分修正すること。
5　その他所要の改正をすること。

二　議案の可決理由
本案は、国鉄における運賃制度の合理化に資するため有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十五年五月十八日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和三十一年度政府関係機関決算書に関する報告書

一　決算の内容
㈠　一般会計
昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算は歳入一兆二千三百二十五億千三百余万円（うち会計検査院の未確認額は一億円余）、歳出一兆六百九十二億四百余万円（うち会計検査院の未確認額は百九億六千三百余万円）であり、差引千六百三十三億八百余万円の剰余金を生じたが、右の剰余金は、財政法第四十一条の規定によつて、昭和三十二年度の歳入に繰入れられている。
以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては予算額一兆八百九十六億五千二百余万円に対し、千四百二十八億六千百余万円の増加となり、歳出においては、予算額一兆八百九十六億五千二百余万円に前年度繰越額三百七十八億四千五百余万円を合わせた予算現額は、一兆千二百七十四億九千七百余万円であり、このうち支出済額は一兆六百九十二億四百余万円、翌年度繰越額は四百四十億百余万円、不用額は百四十二億九千百余万円である。
国の債務のうち、財政法第十五条第一項に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、二百三億二千八百余万円で、実際の債務負担額は百二十四億三千七百余万円であり、既往年度からの繰越債務額は五十五億七千四百余万円、本年度支出その他の事由によつて債務の消滅した額は四億九千七百余万円で、八億八千三百余万円が翌年度以降に繰り越された。
公債の本年度負担額は内国債三百四億四千余万円、外国債（円換算以下同じ）三千六百余万円、計三百四億七千七百余万円であり。既往年度からの繰越債務額は、内国債四千七十億千五百余万円、外国債七百六十三億六千六百余万円、計四千八百三十三億六千六百余万円、本年度償還その他の事由により債務の消滅した額は、内国債四百十九億八千四百余万円、外国債三十四億八千四百余万円、計四百五十四億六千九百余万円で、内国債三千九百五十四億七千百余万円、外国債七百二十九億八千三百余万円、計四千六百八十三億八千百余万円で、十八億六千三百余万円が翌年度以降へ繰り越された。
借入金の本年度借入額は、千六百余万円であり、既往年度よりの繰越債務額は四百九十七億五千六百余万円、本年度償還による債務消滅額は一億七千三百余万円で、四百九十五億九千九百余万円が翌年度以降に繰り越された。
大蔵省証券又は一時借入金の本年度最高限度額は二百億円であるが、実際に債務負担したものはない。
㈡　特別会計
昭和三十一年度特別会計の数は三十七であつて、その決算額の合計は歳入二兆二千三百十四億七千八百余万円（うち会計検査院の未確認額は六十七億九千四百余万円）、歳出二兆七十四億七千三百余万円（うち会計検査院の未確認額は二億二千三百余万円）である。
昭和三十一年度特別会計に属する国の債務のうち、財政法第十五条第一項に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、三十六億二千四百余万円で、実際に負担した債務額は十八億千八百余万円であり、既往年度よりの繰越債務額を十九億三千三百余万円、本年度支出によりの債務消滅した額は十八億六千八百余万円で、十八億六千三百余万円が翌年度以降へ繰り越された。
財政法第十五条第二項に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、百九十七億五千余万円で、うち本年度発行取消による減少額九十三余万円、償還その他の事由により債務の消滅

した額は四十七億四千八百余万円で、百五十億余万円が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度借入額は二百三十四億三千五百万円であり、既往年度からの繰越債務額は三百六十七億千三百余万円、本年度償還その他の事由により債務の消滅した額は百三十九億九千余万円で、四百六十一億五千七百余万円が翌年度以降へ繰り越された。

一時借入金の本年度借入額は八億五千万円であり、既往年度からの繰越債務額は九億三千七百万円、本年度償還その他の事由により債務の消滅した額は九億三千七百万円で、八億五千万円が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行総額は二兆三千九百三十九億千百万円であり、既往年度からの繰越債務額は四千五百五十一億四千余万円、本年度償還その他の事由により債務の消滅した額は二兆四千三百九十一億五千八百余万円で、四千九十八億九千三百万円が翌年度以降へ繰り越された。

なお、元臨時軍事費特別会計所属の歳入三十九万余円は、一般会計歳入歳出決算に添付された旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書に掲記されている。

(三)　国税収納金整理資金

本年度国税収納金整理資金の受入は、収納済額九千六百十五億百余万円（うち国税九千五百九十二億四千余万円）であり、支払は一般会計、特別会計への組入額九千四百七十四億六千三百余万円、国税に係る還付金等の支払命令済額等百二十六億八千二百余万円、合計九千六百一億四千五百余万円である。

右に対し、会計検査院において検査完了したのは受入九千六百十四億九百余万円、支払九千六百一億三千八百余万円である。

(四)　政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十で、収入合計額は九千七百七十八億八千余万円、支出合計額は八千三百六十六億二百余万円である。右につき会計検査院は検査を完了した。

二　議決の内容

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書（未確認となつていた既往年度分を含む。）につき左の如く議決すべきものと決した。

備考　（　）内の番号は昭和三十一年度決算検査報告に記載された事項を示す。

(一)　左記はいずれも不当と認める。

(1)　総理府所管

防衛庁関係において

滑走路工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの等三件（一―三）

不急の火器部品を購入しているもの等八件（四―一一）

車両整備の実施にあたり処置当を得ないもの一件（一二）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件（一三）

計十三件

(2)　法務省所管

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件（一四）

(3)　大蔵省所管

租税払もどしに関し処置当を得ないもの三件（一五―一七）

機械器具の交換に関し処置当を得ないもの等十四件（一八―二四、二六―三二）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの三件（三三―三五）

青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの六件（三六―四一）

租税の徴収過不足を是正させたもの百六十一件（四二―二〇二）

租税の徴収上の過誤を是正させたもの七件（二〇三―二〇九）

計百九十四件

(4)　文部省所管

不急の機械のこぎりを購入しているもの等二件（二一〇、二一一）

公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの八件（二一二―二一九）

計十件

(5)　厚生省所管

国庫補助金等の経理当を得ないもの三十二件（二二〇―二五一）

保険給付の適正を欠いたもの二十八件（二五二―二七九）

健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの二十五件（二八〇―三〇四）

計八十五件

(6)　農林省所管

直轄工事の経理がびん乱しているもの一件（三〇五）

直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの等四十五件（三〇六―三五〇）

直轄工事の施行にあたり現地に適合しない機械を導入し不経済となつているもの一件（三五一）

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの等四百九十九件（三五二―七四七、七五四―八五六）

農業共済保険事業の運営が適切でないもの三十九件（八六〇―八九八）

開拓者資金の貸付後の管理当を得ないもの六件（八九九―九〇四）

食糧庁関係において

アメリカ産とうもろこしの購入契約にあたり処置当を得ないもの等二件（八五七、八五八）

食糧の運送賃が過渡となつていたもの一件（八五九）

林野庁関係において

用途を指定して立木を売り渡すにあたり処置当を得ないもの一件（九〇五）

風害木の輸送契約にあたり処置当を得ないもの一件（九〇六）

計五百九十六件

(7)　通商産業省所管

貿易振興に対する国庫補助金の経理当を得ないもの等十一件（九〇七―九一七）

受託調査料が徴収漏れとなつているもの一件（九一八）

中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置当を得ないもの二件（九一九、九二〇）

特別鉱害復旧事業費交付金の交付にあたり処置当を得ないもの一件（九二一）

計十五件

(8)　運輸省所管

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの八件（九二二―九二九）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件（九三一）

計九件

(9)　郵政省所管

事務機械化の計画が適切でないもの一件（九三二）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの十九件（九三三―九五一）

計二十件

(10)　労働省所管

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの十件（九五二―九六一）

保険給付の適正を欠いたもの六十件（九六二―九九一、一〇二二―一〇五二）

保険料等の徴収不足を是正させたもの六十件（九九二―一〇二一、一〇五三―一〇八二）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件（一〇八三）

計百三十一件

(11)　建設省所管

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの二十一件（一〇八四―一一〇三）

(12)　日本国有鉄道

予算総則に規定した職員の給与総額を超過して給与を支給しているもの一件（一一〇五）

予定価格の積算が過大なためひいて工事費が高価となつているもの等九件（一一〇六―一一一四）

予定価格の積算が過大なためひいて購入価額が高価となつているもの等六件（一一一五―一一二〇）

職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの一件（一一二一）

計十七件

(13)　日本電信電話公社

工事の施行にあたり設計が当を得ないため不経済となつているもの等二件（一一二二、一一二四）

職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの三件（一一二五―一一二七）

計五件

(14)　農林漁業金融公庫

農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なもの一件（一一二八）

総計千百十八件

以上、一般会計、特別会計、政府関係機関を通じて不当と認める件数は、総計千百十八件にのぼる。

本院は毎年度決算審査の結果、不当不正と認められる事項について、それぞれ内閣に対し、厳重なる警告を発して善処を促し、政府においてもその改善について努力していることは認められるが、なお、租税、各種補助金をはじめ、工事、物資の調達及び保険事業等にわたつて、多くの不当事項が発生していることははなはだ遺憾である。

租税に関する不当金額の大部分は、租税の徴収不足を来たしたもので、政府は租税の徴収決定に当たつては、課税資料の収集とその活用などに努力し、十分な調査を行ない、その適正を期し、また、租税などの過誤納金については、すみやかに還付その他の処理を行ない、多額の還付加算金を支払うがごときことのないように努めるべきである。

補助金の経理については、逐年改善の跡が認められるが、なお、本年度においても文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省及び建設省において、出来高不足、設計過大、目的外使用、対象外使用、積算ならびに精算過大等多くの不当事例が認められるのははなはだ遺憾である。政府は、補助事業の査定を適確に行なうとともに、地方公共団体等に対し、適切な指導監督を行ない、今後これらの不当事例が起らないよう注意すべきである。

工事について、当を得なかつたものが、総理府（防衛庁）、農林省、日本国有鉄道、日本電信電話公社において多数認められる。政府ならびに日本国有鉄道、日本電信電話公社は、工事の施行に当たり、調査、設計、予定価格の積算、監督、検収を適確にして、工事費の積算過大、粗漏工事、出来高不足等の事例が起らないよう、細心の注意を払うべきである。

物件の調達及び売渡について、総理府（防衛庁）、大蔵省、文部省、農林省及び日本国有鉄道において、不経済な結果をまねいている等の事例が認められる。政府ならびに日本国有鉄道は、これらの処置にあたつて、事前に十分なる調査検討を行ない、損失を来たさないよう注意すべきである。

農業共済保険事業において、共済金の一部を組合員に支払わなかつたもの等この制度の運営を誤り、多額の国費がらん費されている事例が認められる。政府は各農業共済組合等に対し、本事業の趣旨を周知徹底させ、適正なる事業運営が行なわれるよう、指導、監督をなすべきである。

厚生保険、労働者災害補償保険、失業保険の各種保険事業において、受給資格のない者に対して、保険金を支払つたり、また、保険料の徴収が適正でない事例が少なくない。政府は受給資格ならびに保険料算定の基礎となる資料の調査を十分に行ない、かかる事例が起らないよう努むべきである。

以上のほか、総理府（防衛庁）、法務省、大蔵省、運輸省、郵政省、労働省、日本国有鉄道、日本電信電話公社において、職員の綱紀頽廃に基づく悪質の不正行為が発生しているのは、きわめて遺憾である。政府、ならびに日本国有鉄道、日本電信電話公社は今後この種事態の根絶に努力すべきである。

政府は、前記各指摘事項について、それぞれ善後の措置に万遺漏なきを期するとともに、今後、予算が適正に使用されるよう十分に注意し、予算の作成に際しては、本院の決算審議の結果が十分反映されるよう考慮し、また、職員の教育訓練を徹底し、信賞必罰を厳にして、職務に対する責任観念を高揚するとともに、官紀の粛正刷新を図つて、不当不正を絶滅し、もつて国民の負託にこたえるべきである。

(二)　決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

なお、昭和三十一年度決算検査報告に会計検査院が、昭和二十八、二十九、三十、三十一年発生災害復旧事業費の査定額を減額させたもの、農林省六件（七四八―七五三）、運輸省一件（九三〇）、建設省一件（一一〇四）合計八件あり、右は検査の結果、昭和三十二年度以降において補助金の減額となるものであつて、その額は、二億三千六百余万円に達している。これは事業費の二重査定、設計過大等に基づくもので、政府は今後査定にあたり、調査を十分に行ない、このような事態の生じないよう注意すべきである。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十二年度国税収納金整理資金受払計算書及び昭和三十二年度政府関係機関決算書に関する報告書

一

(一)　決算の内容

一般会計

昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算は、歳入一兆三千九百九十八億五千八百余万円（うち会計検査院の未確認額は七千二百余万円）、歳出一兆千八百七十六億七千五百余万円（うち会計検査院の未確認額は百三十二億千二百余万円）であり、差引二千百二十一億八千二百余万円の剰余金を生じたが、右の剰余金は、財政法第四十一条の規定によつて、昭和三十三年度の歳入に繰り入れられている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額一兆千八百四十六億千三百余万円に対し、二千百五十二億四千四百余万円の増加となり、歳出においては、予算額一兆千八百四十六億千三百余万円と前年度繰越額四百四十億百余万円を合わせた予算現額は、一兆二千二百八十六億千四百余万円であり、このうち支出済額は、一兆千八百七十六億七千五百余万円、翌年度繰越額は、三百十五億二千八百余万円、不用額は、九十四億九百余万円である。

国の債務のうち、財政法第十五条第一項に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、三百六億二千八百余万円で、実際の債務負担額は、二百五十六億二千余万円であり、既往年度からの繰越債務額は、百六十二億六千余万円、本年度支出その他の事由によつて債務の消滅した額は、九十九億九千九百余万円で、三百八千九百余万円が翌年度以降に繰り越された。

財政法第十五条第二項に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、三十億円で、実際に負担した債務額は、一億四千七百余万円であり、既往年度からの繰越債務額は、八億八千三百余万円、本年度支出その他の事由によつて債務の消滅した額は、八億九千二百余万円で、一億三千八百余万円が、翌年度以降に繰り越された。

公債の本年度負担額は、内国債四百四十八億七千三百余万円、外国債（円換算以下同じ）七億三千八百余万円、計四百五十六億千百余万円であり、既往年度からの繰越債務額は、内国債三千九百五十四億七千百余万円、外国債七百二十八億四千七百余万円、計四千六百八十三億千八百余万円、本年度償還による債務消滅額は、一億七千四百余万円で、四百九十四億三千二百余万円が、翌年度以降に繰り越された。

大蔵省証券及び一時借入金の本年度最高限度額は、二百億円であるが、実際に債務負担したものはない。

(二)　特別会計

昭和三十二年度特別会計の数は、四十であつて、その決算額の合計は、歳入二兆三千七百六十二億八千九百余万円、歳出二兆三千七百六十三億八千八百余万円

公債の本年度発行額は、七億五百余万円で、既往年度よりの繰越債務額は、百五十億余万円、本年度償還その他の事由により債務の消滅した額は、五十五億三千八百余万円で、百一億六千八百余万円が、翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度借入額は、三百二億四千九百余万円であり、既往年度からの繰越債務額は、四百六十一億五千七百余万円、本年度償還により債務の消滅した額は、六十一億六千七百余万円で、七百二億三千九百余万円が、翌年度以降へ繰り越された。

一時借入金の本年度借入額は、十億五千万円であり、既往年度よりの繰越債務額は、八億五千万円、本年度償還により債務の消滅した額は、八億五千万円で、十億五千万円が、翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、一兆六千六百三十九億五千二百万円であり、既往年度からの繰越債務額は、四千九十八億九千三百万円、本年度償還により債務の消滅した額は、一兆七千百七億七千九百万円で、三千六百三十億六千六百万円が、翌年度以降へ繰り越された。

なお、元臨時軍事費特別会計所属の歳入五百余万円は、一般会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書（未確認となつていた既往年度分を含む。）につき左のごとく議決すべきものと決した。

備考（　）内の番号は昭和三十二年度決算検査報告に記載された事項を示す。

一　議決の内容

昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書（未確認となつていた既往年度分を含む。）につき左のごとく議決すべきものと決した。

(一)　左記いずれも不当と認める。

(1)　裁判所所管

職員の不正行為により国に損害を与えたもの四件（一―四）

(2)　総理府所管

調達庁関係において

過大な土地借料を支出しているもの一件(五)

建物の返還に伴う損失補償金の支払にあたり処置当を得ないもの一件(六)

自治庁関係において

新市町村建設促進費国庫補助金の経理当を得ないもの四件(七―一〇)

防衛庁関係において

物品購入代金の支払にあたり処置当を得ないもの等二件(一一、一二)

飛行場照明施設工事の予定価格の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの一件(一三)

「T―34」練習機体部品の購入にあたり処置当を得ないもの等七件(一四―一九、二一)

普通実包の予定価格の積算が過大であつたもの一件(二〇)

電子機器点検修理の予定価格の積算が過大なため点検修理費が高価と認められるもの一件(二二)

用地の取得にあたり処置当を得ないもの一件(二三)

計十九件

(3)　大蔵省所管

租税払いもどしに関し処置当を得ないもの二件(二四、二五)

機械器具の交換に関し処置当を得ないもの等十件(二六―三五)

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件(三六)

青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの等二百十三件(三七―二四九)

計二百二十六件

(4)　文部省所管

債権者に支払うべき小切手を現金化し貸付金に使用するなど経理がびん乱しているもの一件(二五〇)

公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの二件(二五一、二五二)

計三件

(5)　厚生省所管

国庫補助金の経理当を得ないもの十七件(二五三―二六九)

診療収入の徴収にあたり処置当を得ないもの一件(二七〇)

健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの一件(二七一)

計十九件

(6)　農林省所管

橋りょう工事費を過大に負担しているもの一件(二七二)

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの等百二十二件(二七三―三八四、三八六、三八九―三九七)

補助金の交付にあたり設計指導当を得ないもの一件(三八五)

農山漁村建設総合対策費補助金について、会計検査院の検査の結果に基づき年度内に是正措置を講じたもの一件(三八八)

土地改良事業費負担金の徴収が不足しているもの一件(三九八)

代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの三件(三九九―四〇一)

農業共済保険事業の運営が適切でないもの六件(四〇四―四〇九)

食糧庁関係において

製粉工場附属倉庫を利用しなかつたため外国小麦を低額に売り渡しているもの一件(四〇二)

前年中に不経済な小出横持を実施したため三十二年度の運送単価が高価となつているもの一件(四〇三)

千葉食糧事務所において食糧の管理当を得ないもの一件

林野庁関係において

工事が粗漏または出来高不足となつているもの三件(四一〇―四一二)

立木の売渡にあたり処置当を得ないもの等二件(四一三、四一四)

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件(四一五)

計百四十四件

(7)　通商産業省所管

中小企業輸出振興試作奨励費補助金の経理当を得ないもの等五件(四一六―四二〇)

(8)　運輸省所管

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの四件(四二一―四二四)

(9)　郵政省所管

職員の不正行為により国に損害を与えたもの十一件(四二五―四三六)

(10)　労働省所管

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの等十六件(四三七―四五二)

保険給付の適正を欠いたもの二件(四五三、四五五)

保険料等の徴収不足を是正させたもの二件(四五四、四五六)

計二十件

(11)　建設省所管

公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの等十九件(四五七―四七四、四七六)

土地区画整理事業に対する国庫補助金の返還が著しく遅延しているもの一件(四七七)

計二十件

(12)　日本専売公社

職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの一件(四七八)

(13)　日本国有鉄道

予定価格の積算が過大なためいて工事費が高価となつているもの等八件(四七九―四八六)

鉄製セントルの購入価格が高価と認められるもの等五件(四八七―四九一)

職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの三件(四九二―四九四)

計十六件

(14) 日本電信電話公社
撤去した部品の利用を考慮しなかつたため不経済となつているもの等三件（四九五―四九七）
職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの三件（四九八―五〇〇）
計六件

(15) 農林漁業金融公庫
農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なもの一件（五〇一）

総計四百九十九件

以上、一般会計、特別会計及び政府関係機関を通じて不当と認める件数は総計四百九十九件にのぼる。

本院は毎年度決算審査の結果、不当不正と認められる事項について、それぞれ内閣に対し、警告を発して善処を促し、政府においても改善の努力のあとは近年著しいものがあると認められるが、なお、租税をはじめ、各種補助金、物件の調達、管理及び処分、各種保険事業、工事等にわたつて、多くの不当事項が発生しているのみならず、職員の悪質な不正行為が依然減少していないことははなはだ遺憾である。

即ち、裁判所、大蔵省、農林省、郵政省、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社において、職員により現金等をほしいままに領得されたものが、二十四件、六千五百余万円あり、これら職員の不正行為が、従来に比して、いささかも減少していないことはとくに注意を要する。

とくに、郵政省所管郵便局における犯罪は連年最も多く、なかんづく、半田郵便局における収入印紙額面金額千四百余万円の不正領得は、日本国有鉄道鹿児島鉄道管理局都城出納所における九百八十余万円の不正領得とともに、いずれも幹部職員により、六年の長期間にわたつてなされたもので、これを看過した責任も重大といわざるを得ず、きわめて遺憾である。政府ならびに三公社は職員の綱紀を振粛し、また業務考査体制ならびに相互けん制組織を強化するなど現金等の取扱業務制度を改善して、これら不正事例の絶滅を期すべきである。

租税に関する不当事項の大部分は、租税の徴収過不足を来たしたものであるが、政府は租税の徴収決定に当たつては、納税者の取引関係、経理内容等の調査を行ない、課税資料の活用を十分にするとともに、法令の適用に過誤無きを期すべきである。また租税の徴収にあたり、租税債権確保の処置を講じていなかつたもの等が若干あるが、政府は徴税事務について、一層適確な処理をなすべきである。

補助金に関する不当事項は前年度に比較して、著しく減少し改善のあとが認められる。しかしながら、なお事業主体が補助の対象となる事業費等を過大に積算して査定を受けているもの、事業主体が、正当な自己負担をしていないもの、補助対象外の経費を国庫補助基本額に含めているもの、補助の趣旨にそつた事業を実施していないもの等が総理府（自治庁）、文部省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省において認められる。政府は補助事業費の査定、ならびに補助基本額の算定を適確にし、地方公共団体等に対し、補助事業の実施について、適切な指導監督を行ない、今後これら不当事例の根絶を期して更に努力すべきである。

物件の調達、管理、及び売渡について、総理府（防衛庁）、大蔵省、農林省及び日本国有鉄道において、措置当を得ないで、不経済な結果をまねいた事例等が二十七件認められる。

とくに大蔵省所管における旧軍用財産の管理、処分については、はずさんなものが多く、契約条項に違反した事実が認められるのに、違約金の徴収または契約解除をせず、また、長期にわたり使用料を徴収しないで、使用されていたものなどが、十件あり、また、処分に関して、関係職員に収賄の容疑者を出す等、遺憾な点が多い。

また、食糧庁において、船橋市所在の民間倉庫に寄託保管中の食糧を、ほしいままに処分されたものが、三千三百余万円あり、これは、業者に対する監督、ならびに、数量の確認等に粗漏があつたためで、事後の処理も緩慢、且つ適切を欠いたものと認められる。

政府ならびに日本国有鉄道は物品の調達に当たつては、購入計画の策定、予定価格の積算ならびに検収等に慎重を期し、保管管理には、在庫検査を励行するとともに保管業者に対する適切な指導監督をなし、また処分は適正な対価により、相手方の選定に公正を期すべきである。

農業共済保険事業の運営については、共済掛金の徴収、共済金の支払および保険金の基礎となる被害評価等において、著しく適切を欠いているものがあり、組合のうちには、共済金の大部分を別途に経理して、県農業共済組合連合会に対する保険料、賦課金の支払財源等とし、組合員からは掛金、賦課金を全く徴収していない等本事業の趣旨を没却したきわめて悪質な事例が跡を絶たない。政府は本事業の適正なる運営がなされるよう抜本的対策をたてるとともに、各農業共済組合等に対する指導、監督を強化し、適時これ等に対する監査を励行すべきである。

厚生保険、労働者災害補償保険、失業保険、の各種保険事業において、保険料の徴収、ならびに保険給付に適正を欠いた事例があるが、政府は受給資格ならびに保険料算定の基礎調査を十分に行ない、かかる事例を繰り返さないようにすべきである。

工事について、予定価格の積算過大、粗漏または、出来高不足、その他処置当を得ないで不経済となつているもの等が、総理府（防衛庁）、農林省、日本国有鉄道、日本電信電話公社にあるが、これは前年度に比し件数においては減少を見せ著しい改善と認められる。政府ならびに日本国有鉄道、日本電信電話公社は、工事の施行にあたり、さらに計画、設計、監督、検収を適確にして、今後これら不当事例の根絶を期して努力すべきである。

また、農業水利事業のごとき、綜合事業の計画ならびに実施については末端に至るまで周到な連絡調整を行ない、経費の効率的使用を期すべきである。

政府は、前記各指摘事項について、それぞれ、善後の措置に万遺漏なきを期するとともに、今後予算が適正且効率的に使用されるよう十分に注意し、予算の作成に際しては、本院の決算審議の結果が十分反映されるよう考慮すべきである。また職員の教育訓練を徹底し、信賞必罰を厳にして、職務に対する責任観念を高揚し、指導監督の責にある者についても、ともに官紀の粛正刷新を図つて、不当不正を根絶し、もつて国民の負託にこたえるべきである。

(ロ) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

なお、昭和三十二年度決算検査報告に、会計検査院が、昭和二十八、二十九、三十、三十一、三十二年発生災害復旧事業費の査定額を減額させたもの、農林省一件（二八五）、運輸省一件（四二五）、建設省一件（四七五）合計三件あり、これは事業費の重複査定、災害をうけていなかつたり、被害が軽微であるのに、災害復旧の査定を受けて、新設もしくは改良工事を施行しようとしているもの、設計又は積算過大のもの、当初査定の時と状況が、変化した等に基づくものであるが、政府は、今後査定にあたり、現地調査を十分に行ない、このような事態の生じないよう注意すべきである。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和三十一年度において、増加又は減少した国有財産額及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十一年度中に増加した国有財産の額は、一般会計および特別会計を合わせて、三千三百八十二億八千百余万円、同じく減少した額は二千三百四十四億千四百余万円、差引純増加額は千三十八億六千六百余万円である。これを前年度末現在額一兆九千二百五十三億五百余万円に加算すると、本年度末現在額は二兆二百九十一億七千二百余万円である。

なお、増減のおもなものは、増においては土地七百七十六億四千八百万円、建物七百七十一億九千百余万円、出資および有価証券五百三十億六千九百余万円、工作物四百四十億九百余万円、航空機四百二十九億二千七百余万円（昭和三十一年法律第六十四号による国

有財産法の改正により国有財産となつたもの）等であり、減においては、土地七百七十一億千九百余万円、建物五百九十二億八千六百余万円、機械器具三百二十六億三千二百余万円（この大部分は昭和三十一年法律第百十三号物品管理法の施行に伴い物品に編入されたもの）、工作物三百六億六千六百余万円、出資および有価証券百九十九億四千六百余万円等である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和三十一年度中における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

本年度中の無償貸付の増加額は、一般会計ならびに特別会計を合わせて、九億百余万円、同減少額は八億千六百余万円、差引純増加額は八千五百余万円、これを前年度末現在額五十一億千四百余万円に加算すると、本年度末現在額は五十一億九千九百余万円である。増加したものは、公園の用に供するもの七億九千余万円、生活困窮者の収容施設の用に供するもの九千六百余万円等であり、減少したものは、公園の用に供するもの四億二千二百余万円、生活困窮者の収容施設の用に供するもの三億八千八百余万円等である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和三十二年度において増加又は減少した国有財産額及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十二年度中に増加した国有財産の額は、一般会計及び特別会計を合わせて二千八十二億四千百余万円、同じく減少した額は九百二十三億千四百余万円、差引純増加額は千百五十九億二千六百余万円である。これを前年度末現在額二兆二百九十一億七千二百余万円に加算すると、本年度末現在額は二兆千四百五十億九千九百余万円である。

なお、増減のおもなものは、増においては、建物三百八十二億九百余万円、航空機三百二十一億五千五百余万円、工作物二百七十七億二千八百余万円、土地二百四十二億九千五百余万円、船舶百二十五億五千三百余万円、有価証券その他六百四十億千九百余万円等であり、減においては、建物二百六十二億二千百余万円、土地百六十三億三千九百余万円、立木竹百五十三億九百余万円、工作物百十八億二千三百余万円、船舶八十四億六千二百余万円、航空機二十七億八千四百余万円、有価証券その他九十六億二千百余万円等である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十二年度物品増減及び現在額総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和三十二年度において、増加又は減少した物品の額及び同年度末物品現在額の報告で、物品管理法第三十八条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和三十二年度中に増加した物品の額は、三百四十七億五千二百余万円、同じく減少した額は、二百十一億二百余万円、差引純増加額は、百三十六億五千余万円である。これを前年度末現在額八百四十二億五千九百余万円に加算すると、本年度末現在額は、九百七十九億九百余万円である。

なお、増減のおもなものは、増においては、土木機械六十八億六千七百余万円、車両及び軌条五十一億九千三百余万円、試験及び測定器二十七億八千七百余万円等であり、減においては、土木機械五十億六千二百余万円、車両及び軌条三十億六千九百余万円等である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年五月十三日

決算委員長　鈴木　正吾

衆議院議長清瀬一郎殿

〔第四十一号（その一）参照〕公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公共工事の前払金保証事業の運営の実情にかんがみ、同法を次のように改正しようとするものである。すなわち、公共工事の発注者が保証事業会社の保証を条件として前金払を行なつたにもかかわらず、請負者が債務を履行しない場合、発注者は契約を解除することなく、工事完成保証人に対し工事の完成を請求し得るのであるが、この場合、保証事業会社は、工事を完成した工事完成保証人に対し、保証金相当額を限度として、両者が発注者の意見を聞いて、あらかじめ協議して定めた金額を支払うことができるようにしたものである。

二　議案の可決理由

工事完成保証人の債務履行を容易ならしめ、公共工事の適正な施工を確保し得る妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

九州地方開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

九州地方における資源の総合的開発を一層促進するため、九州地方開発促進計画に基づく重要な事業に要する経費に係る国の負担割合を引き上げんとするものであり、その要旨は次の通りである。

1　財政再建団体である県については国の負担割合を通常の国の負担割合より二割引き上げるものとすること。

2　財政再建団体以外の県のうち、内閣総理大臣が、当該県の財政を勘案して指定する県に対しては、国の負担割合を、通常の国の負担割合の二割以内において、政令で定める割合だけ引き上げるものとすること。

なお、以上の措置により、当該県の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該県の負担割合が百分の十となるように国の負担割合を定めるものとすること。

二　議案の修正議決理由

本案の九州地方開発促進計画に基づく重要な事業に要する経費に係る国の負担割合を引き上げんとする趣旨は妥当と認めるが、自治庁設置法の一部を改正する法律が施行されたので、本案附則中の、自治庁設置法の一部を改正する法律が施行されるまでの経過措置の項を削ることを適切と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（――は修正）

3　自治庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第　号）が施行されるまでの間は、新法第十二条第二項及び第十三条中「自治大臣」とあるのは、「自治庁長官」と読み替えるものとする。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者に対しては現在「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」により、その健康の保持及び向上をはかつているが、原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者が一般疾病について医療を受けた場合においても、その医療費を支給するとともに、現行法による医療の給付を受けている被爆者に対し、医療手当を支給しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　国は、原子爆弾の放射線を多量にあびた被爆者で政令で定めるものが、原爆症、遺伝性疾病及び厚生大臣の定める疾病以外の一般疾病につき医療を受けた場合、その者に対しその医療に要した費用の額を限度として医療費を支給できることとすること。

ただしその者が、当該疾病につき社会保険各法、結核予防法等の規定により医療給付を受け又は受けることができたときは、その限度において支給しないものとすること。

2　前項の場合、被爆者が都道府県知事の指定する一般疾病医療機関において医療を受けたときは現物給付の取り扱いができること。

3　いわゆる原爆症の認定患者のうち一定の所得以下の者に対し月額二千円を限度として、認定医療を受けている期間中、医療手当を支給できることとすること。

二　議案の修正議決理由

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾被爆者の健康の保持及び向上をはかるため、本改正案は時宜に適するものと認めるが、別紙の通り施行期日を公布の日に改めることに全会一致修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度一般会計予算において、五千六百六万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

未帰還者が公務に基因する負傷又は疾病のため、帰還後療養を要する場合には、未帰還者留守家族等援護法により療養の給付を行なつているが、本年八月一日以降においては、療養の給付期間が満了する者が生じるので、期間経過後引き続き療養を要する者について、さらに二年間必要な療養の給付を行なうことができるようにすることである。

二　議案の修正議決理由

帰還患者の実情にかんがみ、療養給付期間の延長を図ることは適切な措置と認めるが、なお、療養の給付に係る費用の一部徴収廃止等の方途を講ずるため所要の修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十五年度一般会計予算に療養費として、二億一千二百八十八万円を計上しているが、そのうち本案施行に要する経費は四千四百万円である。

なお、本修正の結果必要とする経費は、本年度歳出増約一千九百五十万円、歳入減約六百二十八万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

本修正に対して、内閣を代表して渡邊厚生大臣から「内閣の意見の調整は終つていない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。

第十八条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　厚生大臣は、前項の規定による療養の給付を受けている者が、同項の期間を経過する日において、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

第二十四条第二項を削る。

第二十四条第二項中「（療養費の支給を受けるべき者が医療機関に収容されて療養を受けた場合であつて、かつ、その者が同法の規定による増加恩給、傷病年金若しくは傷病賜金又は遺族援護法の規定による障害年金を受ける権利を有するとき（傷病賜金については、その支給を受けた場合を含む。）は、療養に要する費用から第二十条第二項の例により算定した一部負担金に相当する額を控除した額）」を削る。

附則第四十項中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

附則第四十七項を附則第四十八項とし、附則第四十六項中○「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に、「四十四項」を「附則第四十五項」とし、同項を附則第四十七項とし、○附則第四十五項中「遺族援護法」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に改め、同項を附則第四十六項とし、○附則第四十四項及び附則第四十五項を「附則第四十七項」に改め、同項を附則第四十四項とし、三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第四十四項とし、附則第四十二項の次に次の一項を加える。

43　厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお、引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行なうことができる。

附則に次の一項を加える。

（障害一時金に相当する給付を受けたため旧未復員者給与法等の規定による療養を受けることができなかつた者に対する療養の給付）

49　この法律の施行前に復員した者、旧特別未帰還者給与法第一条に規定する特別未帰還者でこの法律の施行前に帰国したもの又は日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれて帰国した者若しくは日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁され、この法律の施行前にその拘禁を解かれた者であつて、同一の事由について、法令の規定により旧未復員者給与法（旧特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による障害一時金に相当する給付を受けたため、この法律の施行の際旧未復員者給与法の規定による療養を受けることができなかつたもの（附則第二十六項ただし書の規定により療養の給付を受けるに至つた者を除く。）のうち厚生大臣が療養の給付を行なう必要があると認める者については、附則第二十二項ただし書の規定にかかわらず、第十八条第一項の規定を適用する。この場合において、第十八条第一項中「自己の責に帰することのできない事由により」とあるのは「復員前、帰国前又は帰国前若しくは拘禁中自己の責に帰することのできない事由により」と、「帰還後療養を要する場合」とあるのは「復員後、帰国後又は拘禁を解かれて帰国後若しくは拘禁を解かれた後療養を要する場合」と、「帰還後三年」とあるのは「未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第　号）の施行後三年」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（一部負担金等に関する経過措置）

2　この法律の施行前に行なわれた療養の給付に係る一部負担金の徴収及びこの法律の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額の算定については、なお従前の例による。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

3　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

4　この法律の施行の日の前日までに施正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十二条第一項の規定により厚生大臣が国立保養所に収容した者の同日までの在所に係る実費の一部の徴収については、なお従前の例による。

（国民年金法の一部改正）

5　国民年金法（昭和三十四年法律第　百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第六号中「附則第四十四項」を「附則第四十五項」に改める。

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昨年十一月国民年金法の実施に伴い審査、再審査の事件数は、今後益々増大の傾向にあり、現在のままでは事件処理に支障をきたすことが予想されるので、この際審査会の委員を増員するとともに事件の処理方法に関する規定をも整備し、審査及び再審査事件の敏速かつ公正なる処理を期そうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　新たに委員三人を増員し、審査会は、委員長及び委員五人をもつて組織すること。

2　審査会の審査及び再審査は、審査会が委員長及び委員のなかから指名する審査員三人の合議体で行なう、特に審査会が定める場合は、委員長及び委員の全員を審査員とする合議体で行なうこと。

3　審査会の再審査及び審査以外の会務は、委員長及び委員全員の会議によること。

4　厚生大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名し、これらの者は、審理期日において請求人のために意見を述べることができること。

二　議案の可決理由

本案は時宜に適するものと認め、全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十五年度一般会計予算に二百七十万円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十一回国会閣法第一八三号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

医療保障の基礎的諸条件の整備の一環として医療機関の適正配置は緊急の要務であるが、わが国の現状においてはなお多くの無医村が存在する反面、近時一部大都市等において、病院が乱設される傾向がある。よつて国民皆保険の円滑なる実施を期するための前提としてかかる傾向を是正し、医療機関の計画的整備を図るために、まず公的性格を有する病院の開設等を規制してその地域的偏在を防止しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　公的医療機関の開設者となるもの、各種共済組合、健康保険組合等が新たに開設し、病床数を増加し、または病床の種別を変更しようとする場合において、これにより、当該地域における病院の病床数が省令の定める必要病床数をこえるときは、都道府県知事は許可を与えないことができること。

2　知事が許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ都道府県の医療機関整備審議会の意見をきくこと。

3　厚生大臣は前記1に定める地域、地域別の必要病床数及び病床数の算定方法等に関する省令を定めるに当つては医療審議会の意見を聞くことを要するものとすること。

4　三公社、労働福祉事業団が病院の開設、病床数の増加、その種別の変更を計画しまたは変更する場合はあらかじめこれについて厚生大臣に対する協議を要すること等である。

二　議案の可決理由

国民皆保険の達成を目睫の間に控え、その基礎的条件の整備の一環として医療機関の適正配置を図ることは緊急の要務であり特に最近一部大都市等において、国家的ないし公的性格を有する病院が当該地域の医療需要と無関係に新増設が行なわれる傾向にかんがみ、本案はきわめて時宜に適するものと認め、全会一致で原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

薬事法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行薬事法は戦後間もなく立法されたもので、今日の実情に沿わない点が多いのでこれが整備改善を図ろうとするものであるが、現行法のうちから薬剤師の身分及び業務に関する分を除き医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項について単独の法律として提出されたものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　医薬部外品の制度を新設し、人体に対する作用の緩和なもの等（例、口中清涼剤、殺虫剤等）を医薬部外品として医薬品の範囲外とし、その取扱いを簡易化すること。

2　都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する都道府県の事務及びこの法律に基づく知事の権限に属する事務のうち政令で定めるものに関する重要事項を調査審議するため、各都道府県に地方薬事審議会を置くことができること。

3　薬局、医薬品等の製造業、販売業等について、現行の登録制を許可制に改め、その許可基準を整備し、またこれらの管理についてその規定を整備すること。

4　医薬品の販売業を次の四種とすること。

イ　一般販売業　すべての品目を取扱う者

ロ　薬種商　指定医薬品以外のすべての品目を取扱う者

ハ　配置販売業　配置による販売を行なう者

ニ　特例販売業　医薬品販売業の普及が十分でない地域等特に必要ある場合、品目を指定して認める者

その他特定の医療用具の販売業については届出制とすること。

5　医薬品の取扱いに関し、その特質性にかんがみ、製造番号、記号及び成分分量等の表示をさせること。

6　医薬品の広告に関し、がん等の特殊疾病用の特定医薬品、承認前の医薬品等の広告について所要の制限を規定すること等である。

二　議案の可決理由

本案は時宜に適するものと認め、全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

薬剤師法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

薬事審議会の答申に基づき、現行薬事法から薬剤師の身分及び業務に関する部分を単独の法律として分離したものである。

その要旨は次の通りである。

1　薬剤師の任務について、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与すべきことを明確にすること。

2　薬剤師免許の相対的欠格事由に、新たに麻薬、大麻又はあへんの中毒者を加えるとともに、免許を取り消された者に対しても再免許を与え得ること。

3　薬剤師は販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に患者の氏名、用法、用量その他所要の事項を記載しなければならないこと。

4　薬局に調剤録を備え、薬剤師が調剤したときは原則として調剤録に所定の事項を記入し、薬局開設者はその調剤録を三年間保存すること等である。

二　議案の可決理由

本案は時宜に適するものと認め、全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、カナダとの間に原子力の平和的利用の基礎的研究及び動力用原子炉開発の分野における活動の推進に協力することを目的として、昭和三十四年四月以来協定締結について交渉を行なつてきた結果、案文について意見の一致をみたので、同年七月二日オタワにおいて日加両国代表の間に本協定及び附属議定書が署名された。

この協定は、日米、日英両原子力協定とほぼ同様の内容をもち、原子力の平和利用に関連し、両国の政府、政府企業、民間人の相互の間で原子力に関する(イ)公開情報の供給、(ロ)設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質及び燃料の供給、(ハ)特許権の移転、(ニ)設備及び施設の使用、(ホ)技術援助及び役務の提供について定め、並びに供給物に対する基本条件、軍事目的防止のための保障措置等について規定している。

また、議定書では、この協定の署名の日の後、発効の日の前に、カナダから日本国の原子燃料公社に供給される原料物質にも適用されることを規定している。

本協定は、各当事国政府により、その国内法上の手続に従つて承認され、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生じ、有効期限は十年である。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

原子力の平和利用の研究開発が切実に要望されている今日、世界有数の良質天然ウランの産出国であるカナダと本協定を締結することは、天然資源に乏しいわが国にとつて原料物質の確保という意味において、原子力計画の円滑な進展のために大きな貢献をなすものであり、妥当かつ適切なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

低開発地域の経済開発のため融資を行なう国際機関として、既に国際復興開発銀行（世界銀行）及び国際金融公社があるが、この世界銀行は、融資の対象、条件等に制約があり、また、国際金融公社は、資本規模も小さく民間との協調融資をねらいとして設立されたものであるため、融資活動に制約があるので、これら両機関の活動を補足し、通常の貸付条件より弾力的で、かつ、国際収支に対する負担の軽い条件で融資を行なう機関として、この国際開発協会の設立が世界銀行理事会によつて検討されていたが、本年一月二十六日その協定が採択された。

この協会は、世界銀行加盟国だけに加盟を限定しており、当初出資総額は十億ドルで、世界銀行への出資額に比例して各加盟国に割当てている。また、本協定は、当初出資額の六十五パーセント以上を構成する額を出資する政府により署名され、かつ、受諾書が同協定の主たる事務所（ワシントン）に寄託された時に効力を生ずるが、昭和三十五年九月十五日前には効力を生じないこととなつている。

従つて、わが国が、この協会に加盟するためには、本協定に署名し、かつ、受諾書を寄託する必要があり、さらに、出資割当額三千三百五十九万合衆国ドル（邦貨換算約百二十一億円）の初年度払込分として、割当額の二十三パーセント、すなわち七百七十二万五千七百合衆国ドル（邦貨換算二十七億八千百二十五万二千円）を金又は自由交換可能通貨等で支払う必要がある。

一方、国内法上の措置として協会への出資額及びその方法等を規定するため、政府は、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案」を別途本国会へ提出している。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国は、本協定により先進工業国として低開発地域に対する経済開発の分野における積極的活動が期待されていることにかんがみ、さらに、これら地域の諸国と経済的友好関係を促進、助長することは、わが国にとつて必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費として、昭和三十五年度一般会計予算大蔵省所管「国際開発協会出資金」の項に六億四百六十二万円を計上している。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

昭和三十二年二月に署名され、同年五月に効力を生じた日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書は、その第五条において、両国が「貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始すること」を規定しているので、これに基づき、両国は昨年十月以降、今後の両国間の通商関係の発展を促進するための条約の締結について交渉を行なつて来た結果、同年十二月十五日、本条約に署名調印が行なわれた。

本条約は、関税及び通関手続に関する最恵国待遇、輸入品に対する内国税等に関する内国民及び最恵国待遇、船舶の出入港その他船舶の取り扱いに関する内国民及び最恵国待遇、為替及び輸出入の制限に関する無差別待遇、特定の一時的輸入品の免税輸入に関する最恵国待遇等を両国が相互に許与することを規定するとともに、一方の国の産品の他方の国における通過の自由、国家貿易企業、貿易取引に伴う紛争の解決のための出訴権、商事契約に関する仲裁判断の執行、ガット規定の優先等についても定めている。

なお、本条約は、批准書交換の日より五年間効力を有し、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、六箇月前に文書による予告を与えることによつて、最初の五年の期間の終りに、又はその後いつでもこの条約を終了させない限り、効力を存続することになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国の通商関係促進のための基礎を固め、今後の両国の貿易の発展に資するものであると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

南極条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、昭和三十二年以来国際地球観測年の一環として行なわれている南極観測の活動に参加しているわが国を初めとする米、英、ソ連等十二箇国が、南極地域の平和的利用及び科学的調査の自由及びそのための国際協力を目的とし、この目的の達成を容易にするため南極の法的現状を凍結し南極における政治的紛争を排除する等の措置をもあわせて規定するために、前記十二箇国代表により、数次にわたる予備会議を経て、昭和三十四年十二月一日ワシントンにおいて、署名されたものである。

従つて、この条約の適用地域を南緯六十度以南の区域として、南極地域が平和的目的のみに利用されること及び科学的調査の自由とそのための国際協力を促進するため、同地域における科学的計画に関する情報、科学要員等の交換を行なうこと、並びに南極地域における領土主権についての各国の態度を現状のままにとどめ、新たな主張を禁止するとともに、この条約の実施を確保するため締約国により任命される監視員による同地域の査察制度の原則、その他について規定している。

さらに、この条約は第九条に定める会合に代表者を参加させる権利を有する締約国の一致した合意によつていつでも修正又は改正することができることになつており、又、効力発生の日から三十年を経過した後、締約国の要請によりこの条約の運用について検討するため会議を開催することになつている。

この条約は、すべての署名国が批准書をアメリカ合衆国政府に寄託することによつて効力を発生する。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国は、サン・フランシスコ平和条約第二条e項により、当時日本が南極地域に有していた権利、権限又は利益に対するすべての請求権を放棄したが、昭和三十二年以来国際地球観測年により計画された南極地域観測のための観測隊を毎年現地に派遣し、科学的分野にその活動を行なつて来た。

従つて、この条約にいう南極が平和的目的にのみ使用されることとなり得られる種々なる利益にかんがみ、本条約はわが国にとつて必要かつ妥当であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

マラヤ連邦は、昭和三十二年八月英連邦の一員として独立して以来、わが国との間に通商関係を律するなんらの協定も締結されていなかつたので、昭和三十四年七月及び昭和三十五年二月に両国間で通商協定締結のための交渉が行なわれ、本年五月十日クアラ・ランプールで本協定及び附属議定書に署名が行なわれた。

本協定は、さきにわが国が締結したインドとの間の通商協定とほぼ同様なもので、関税、輸出入、入国、居住、事業活動等についての最恵国待遇並びに海運については内国民及び最恵国待遇を規定している。

附属議定書では、同一通貨同一待遇の原則を確認し、本協定第四条の財産収用の規定が間接的に利益を有する財産にも適用されること及びわが国が、旧領土及び南西諸島に対して与えている特権が、マラヤ連邦には、均てんしないこと等について規定している。

また、この協定の発効と同時にマラヤ連邦はわが国に対しガット

第三十五条の援用撤回を約定している。

なお、本協定は、有効期間三年であるが、その後も効力を存続する。ただし六箇月の予告により三年の期間の終了の日又はその後に終了することができることとなつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、わが国とマラヤ連邦との通商関係を緊密化するのみならず、同国がガット第三十五条の援用を撤回することとなるので本協定の締結はわが国の通商を発展させる上に必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

火薬類取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は昭和二十五年に制定され、その後軽微な改正のみをもつて今日に至つているのであるが、最近火薬類の爆発事故が相次いで起り、現行法の不備が痛感されるに至つたので、大幅な改正を加えようとして、本案が提案されたものである。

本案の主要な点は次の通りである。

第一は、火薬類の製造、販売の許可の基準を厳にするとともに、運搬、廃棄についての規制を強化し、それと同時に新たに通商産業省に火薬類取締官制度を創設して監督体制の整備を図つた。

第二は、関係行政機関、特に警察との協力関係の緊密化である。従来、火薬類の取締行政は通商産業省及び都道府県が担当し、関係行政機関はこれに協力する建前になつていたが、その間の権限と責任とが明確でなく協力関係が不十分であつたことにかんがみて、消防機関の協力制度の新設、運搬についての警察官の検査等の制度の新設等所要の措置を講じた。

第三は、事業者側における保安教育の強化、保安責任者制度の拡充強化、定期自主検査制度の新設等、自主的保安態勢の強化を図つた。

二　議案の可決理由

本案は、火薬類爆発の絶滅を期し、民生の安定に資するための措置としてきわめて妥当なものと認め、別紙のごとき附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

火薬類取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつて、特に次の諸点に留意の上万遺憾なきを期すべきである。

一、保安距離を始め、火薬類の製造、運搬、貯蔵、その他取扱の全般にわたり、技術上の基準を再検討し、所要の改善を加えること。

二、火薬類の爆発事故による社会的影響の重大性にかんがみ、第三者にあたえる損害の補償について、適切な方策を講ずること。

三、火薬類による事故のひん発にかんがみ火薬類の製造業者、販売業者等の遵法精神の高揚を図るとともに、これらに対する監督を一層強化すること。なお、これがため所要の人員及び予算の確保を図ること。

四、火薬類の製造業者及び販売業者等に対する警察職員の立入検査に際しては、法の施行に必要な限度をこえてその職権を濫用しないよう特に配慮すること。

五、現在都道府県知事の所管する解撤事業について、国が直接監督を行うよう政令の改正を行なうこと。

電気工事士法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における電気による火災等の災害増加の状況にかんがみ、電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、災害防止に資することを目的とするものである。

その要旨は、他の法令で電気保安に関して特別の規制のない一般家庭、商店等の主として屋内線電気工事を行なう者は、電気工事士免状の交付を受けた者でなければならないこととしたこと。

電気工事士免状は、都道府県知事の行なう電気工事士試験の合格者、通商産業大臣の指定する養成施設の修了者及びこれと同等以上の資格があると認定された者に交付することとしたこと。

その他電気工事士の監督上必要な諸規定を設けたこと。

二　議案の可決理由

電気工事の欠陥による災害が年々増加している実状にかんがみ、災害発生を防止するための本案の要旨は、きわめて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

電源開発促進法の一部を改正する法律案（中村幸八君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近、東南アジア、南米等から、電源開発株式会社に対して技術援助の要請がなされており、これに対処し、同社が海外技術援助を行ない得るよう、電源開発株式会社の業務範囲を拡大したものである。本案の要旨は、

1　電源開発株式会社は、国内の電源開発その他の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及び、これに関連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行なうことができることとし、その事業を行なう際は、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととしたこと。

2　電源開発促進法にいう「電源開発」の定義において、原子力による発電は「火力」に含まれていると拡大解釈されていたが、「火力」とは別に「原子力」を加え、法文上明確にしたこと。

二　議案の可決理由

わが国の重要施策の一つである海外経済協力の一環として、電源開発株式会社としても技術援助ができ得るようにしたことは時宜を得たものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

道路運送の現状にかんがみ、運行管理者及び安全を確保するための命令の制度を確立するとともに使用停止に係る自動車の登録に関する規定を整備し道路運送に関する秩序の維持を図ろうとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　自動車運送事業者は、一定規模以上の営業所ごとに運行管理者を選任しなければならぬこととし、運行管理者が道路運送法、又はこれに基づく省令に違反するときは運輸大臣は、その解任を命ずることができることとした。

2　運輸大臣は、自動車運送事業者が輸送の安全の確保のため遵守すべき運輸省令に違反していると認められるときは、その事業者に対し是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

3　陸運局長は、道路運送法違反によつて使用停止処分を受けまつ消登録をしたものについては、使用停止期間中は新規登録用謄本を交付しないこととした。

4　自家用自動車の使用者等の事業場への立入権をも認めることとした。

5　運輸大臣は、自動車運送の動態調査を実施するため必要な措置を行なうことができるようにした。

6　罰則を強化整備した。

二　議案の可決理由

本案は、自動車運送事業による輸送の安全度の向上、道路運送に関する秩序の維持等の確保のために、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（331）三一一一　報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十五年七月十五日

○第三十四回国会　衆議院会議録追録（その二）（一）

請願に関する報告書

［第四十一号（その一）参照］

地方行政委員会

交付公債制度廃止等に関する請願（請願者　滋賀県議会議長古川俊一）（今井耕君紹介）（第六六号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第一二四号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一二五号）、同（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第一九七号）、同（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第一九八号）、同（請願者　長野県議会議長尾崎秀男）（吉川久衛君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一七二号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第二三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

交付公債制度は、昭和二十八年当時窮迫せる地方財政を再建し、その健全化をはかるための措置として、地方公共団体における国の直轄工事分担金の分割支払方法として制定されたものであるが、この公債発行額は年々増加の一途をたどり、このまま推移すれば窮乏している地方財政の真の健全化はとうてい望むことができない。ついては、国の直轄事業分担金の納付制度に根本的な再検討を加え、（一）直轄工事については、全額国庫負担を原則とすること、（二）交付公債制度を廃止し、その地方負担については一般財源付与の措置をすること、（三）既発行の利子は全額免除すること、（四）既発行の交付公債償還については延納措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

交付公債制度については、しばしば国会において論議の対象となり、今国会において、国の直轄事業のうち特別会計所属分の交付公債制度が廃止されたが、なお政府は今後国の直轄事業分担金の納付制度に根本的な再検討を加え、本請願の願意にそうよう適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

駐留軍及び自衛隊所在市町村に対する助成交付金等に関する請願（請願者　岩手県岩手郡滝沢村長沢目岩治郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第六七号）、同（請願者　福岡市長奥村茂敏外一名）（簡牛凡夫君紹介）（第一九六号）、同（請願者　岩手県岩手郡滝沢村長沢目岩治郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第二二二号）、同（請願者　長崎県上県郡上対馬町長比田勝尚外一名）（馬場元治君紹介）（第二〇〇六号）及び同（請願者　埼玉県北足立郡朝霞町長綿谷新之助外二名）（松永東君外一名紹介）（第六九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍ならびに自衛隊所在市町村は、基地が所在することにより特殊財政需要を余儀なくされる反面、産業、文化等の発展が阻害されているので、昭和三十二年度より所在市町村に対し助成交付金を交付する途が開かれたが、なお駐留軍の使用する飛行場、演習場の建物工作物ならびに自衛隊の使用する一部施設を除いては、多くの施設が交付金の交付対象から除外されている実情である。ついては、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）対象資産については、アメリカ合衆国軍隊が使用しているものとの権衡を考慮し、ひろく自衛隊等の使用する土地、建物および工作物および工作物のすべてを、交付金の対象に加えるとともに、米軍が使用しているドル資産についても同様とすること、（二）交付金の総額は、固定資産税相当額（価額の一・四パーセント相当額）のほか、基地所在市町村がこうむつている大きい影響を償うに必要な額とし、当面四十億円に増額すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、かねて本委員会においてもしばしば論議されてきたところであり、政府はその方向にむかつて実現に努力すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

北鮮帰還に伴う警備費の財源措置に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在日朝鮮人の帰還に際して、第一次帰還者輸送列車妨害事件等帰還業務に対する妨害行為や治安上憂慮すべき事態が発生し、その業務の成否は一つに警備活動いかんにかかつているが、新潟県は、地方財政再建促進特別措置法の適用を受けており、財政的にはきわめて余裕に乏しく、必要行政水準の確保に苦慮している状況下にあるため、財源補てん措置が講じられていない警備活動には、その責任を全うすることが困難であり、財政的制約に支障をきたす恐れがあるとすれば、まことに重大な問題である。ついては、政府は、帰還業務における警備活動の重要性にかんがみ、今次帰還警備にかかる警備費については、一次的には警察法施行令第二条の規定の趣旨により、当然国庫において支弁するものとし、同条項の適用されない部面については、二次的に特別交付税において算定補てんする措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける新潟県の財政状況ならびに北鮮帰還に伴う警備活動の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

公共事業に対する地方負担制度改革に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共事業の地方負担制度に関しては、逐年国の直轄事業が積極的かつ大規模に実施されるに至り、それに伴つて地方負担もまた著しく増大するにかかわらず、地方財政は依然として窮迫を続け特に昭和三十五年度においては、最悪の事態に追い込まれ、公共事業の消化はきわめて困難となることが憂慮される実情にかんがみ、次記事項を実現し、もつて公共事業の円滑なる実施と地方財政の確立をはかられたいというのである。（一）河川、砂防、道路その他の直轄事業については、原則としてこれを全額国庫負担とすること、（二）交付公債制度を廃止し、その地方負担については、一般財源を付与し、既発行の交付公債の利子は全額免除すること、等。

二、請願の議決理由

公共事業のうちとくに国土の総合開発を主目的とする事業については、地方財政の現況からはもちろん、国の施策の有効円滑な遂行上からも、本請願の趣旨は、妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

全日制市町村立高等学校教職員の退職手当全国通算に関する請願（請願者　大阪府守口市西郷通り市立京阪高等学校原田正逸）（濱地文平君紹介）（第七五四号）、同（請願者　兵庫県姫路市今宿市立高等学校長田中文脩）（堀川恭平君紹介）（第九一三号）、同（請願者　大阪府池田市上渋谷町二百十番地池田市立上渋谷高等学校長宇尾野元一）（大矢省三君紹介）（第九二四号）、同（請願者　北海道函館市柳町七番地函館東高等学校長盛山兵護）（田中正巳君紹介）（第九四五号）、同（請願者　北海道増毛郡増毛町弁天町増毛高等学校長川島清作）（松浦周太郎君紹介）（第一二三四号）、同（請願者　兵庫県西宮市建石町六十六番地福島敏之助）（堀昌雄君紹介）（第一二三〇号）、同（請願者　高松市桜町八百三十番地高松第一高等学校教諭久保義久）（大平正芳君紹介）（第一二九六号）、同（請願者　大阪府守口市西郷通り守口市立京阪高校原田正逸）（安井吉典君紹介）（第一三七一号）、同（請願者　鹿児島市池之上町四十八番地池畑盛義）（宇田國榮君紹介）（第一四四二号）、同（請願者　鹿児島県川辺郡大浦村千二百七十五番地鹿児島県笠沙高等学校長村山兼昭）（床次徳二君紹介）（第一四四三号）、同（請願者　大阪府池田市上渋谷町二百十番地池田市立渋谷高等学校事務長岡田好二）（淺香忠雄君紹介）（第一八四四号）、同（請願者　兵庫県明石市大蔵谷山崎明石市立明石南高等学校長玉木俊雄）（渡海元三郎君紹介）（第一八四五号）、同（請願者　浦和市元町浦和市立高等学校長秋田達）（松永東君紹介）（第二一一六号）、同（請願者　京都市北区紫野大徳寺町二十二番地京都市立紫野高等学校長林清一）（水谷長三郎君紹介）（第二六一四号）及び同（請願者　東京都台東区浅草七軒町二番地東京都立白鷗高等学校長両角英運）（渡海元三郎君紹介）（第三五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

すべての教育公務員中、ひとり市町村費負担の教育職員のみが、転任に伴う退職手当の勤続年限の全国通算が得られず、はなはだ不合理かつ不利益をこうむっている。ついては、全国市町村立高等学校全日制課程教職員の退職手当は、算定の基準となる勤続年限を全国通算し、その内容は、国家公務員の水準を下回ることがないよう、法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公務員法の制定により地方公務員についても、給与その他勤務条件等人事行政の根本基準が一応確立された今日、本請願の趣旨及び目的は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

遊興飲食税減免に関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会篠原耕一郎外九名）（田中榮一君紹介）（第七八〇号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会会長毛利鋼三外九名）（荒舩清十郎君外一名紹介）（第九一一号）、同（請願者　東京都新宿区若松町四十一番地山根操外九名）（亀山孝一君紹介）（第九一二号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会野川浩伸）（綿繭彌三君紹介）（第九四三号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会山本宗平外九名）（吉田重延君紹介）（第一二九八号）、同（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町四丁目一番地東京料理飲食業組合会理事長高橋利寿外八名）（淺沼稻次郎君紹介）（第一七一七号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会関根高蔵外十名）（飯塚定輔君紹介）（第一七一八号）、同外一件（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会谷才次外十一名）（島上善五郎君紹介）（第一七一九号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会北村哲外十名）（坊秀男君紹介）（第一七二〇号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会神谷信太郎）（濱地文平君紹介）（第一八八二号）及び同外一件（請願者　札幌市南八条西八丁目北野八郎外一名）（高田富與君紹介）（第二八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十四年三月三十一日の参議院地方行政委員会において、当時の青木自治庁長官より「遊興飲食税は昭和三十五年度において政府案として五百円免税点引き上げを提案する」との言明があり、同時に「遊興飲食税免税点は飲食店については五百円とすることとし、昭和三十五年度より実施すること」と附帯決議がなされた。ついては、この院議を尊重されて、今国会において、地方税法中遊興飲食税に関し、遊興の伴わない飲食に対する条項中、現行三百円の免税点を、五百円に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興の伴わないいわゆる大衆飲食について、遊興飲食税の免税点を引き上げるべきことはすでに国会においても附帯決議等によつて要請されており、近き将来に実現すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

豪雪地帯振興特別措置に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豪雪地帯は、長期にわたる積雪と山間辺地という自然的悪条件の累積等のため、生計費、住宅、保健衛生、教育、交通、産業の各般にわたりきわめて劣悪な状況にある。ついては、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、負担の公正をはかるため、すみやかに土地、家屋について固定資産の再評価を行なつて評価額を全面的に引き下げるとともに、所得税の基礎控除額を引き上げ、さらに豪雪地帯における地方公共団体が教育施設、公共施設等に過重な財政支出をしている実情にかんがみ、積雪による特殊条件を考慮した特別交付税を増額し、かつ前記の税制改正措置による減収補てんのため地方交付税を増額する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交付税における積雪寒冷地帯に対する補正はなお十分とは認められないので、とくに豪雪地帯の特殊事情を勘案すべしとする本請願の趣旨は、十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

地方財政法第十八条の完全実施等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡保谷町上保谷千八百十六番地都丸哲也）（山花秀雄君紹介）（第二九九〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会議長浅野春吉）（細田義安君紹介）（第二一七〇号）及び同（請願者　東京都北多摩郡保谷町議会副議長太田皐蔵）（北條秀一君紹介）（第二三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の福祉、教育、産業振興および災害復旧など軍事外交を除く国の行政の一切の仕事は、地方自治体を通じて執行され、そのための財源は、法令で定める一定割合の国の支出金と地元負担金とによつて調達される。ところが、国の支出金は単価がきわめて低く見積られているために地方自治体は超過負担を余儀なくされ、地方税制の改悪によつて貧困な地方財政は著しく圧迫されている。これは地方財政法第十八条の規定に違背するものであるから、同条を完全実施されたい。さらに、現行の義務教育諸学校施設費国庫負担法は、学校用地購入費が対象から除外されているなど、実情にそぐわない

ところが多いから、同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本委員会においてもたえず主張してきたところであるが、未だにその完全な実施をみるにいたっていないことはなはだ遺憾である。政府は速やかに地方財政法に規定しているごとく、国の支出金の額については、必要かつ十分な金額を基礎として算定するよう努めるべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

地方公務員退職年金制度確立に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡坊津町長鹿児島県市町村職員共済組合理事長長井正維）（池田清志君紹介）（第三四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各種公的年金制度の整備拡充、発展の現況にかんがみ、市町村および共済組合員は地方公務員退職年金制度改正の必要性を再確認しているが、同改正法案は今国会に提出されないよしで、はなはだ遺憾である。ついては、地方公務員退職年金制度の早期確立を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家公務員の退職年金制度等各種公的年金制度の現況にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

大規模償却資産に対する固定資産税課税の改正に関する請願（請願者　静岡県磐田郡佐久間町長北井三子夫）（中村幸八君紹介）（第三五一八号）、同（請願者　静岡県磐田郡佐久間町長北井三子夫外百五十一名）（増田甲子七君紹介）（第三九五九号）及び同（請願者　新潟県北魚沼郡湯之谷村長米山重良外百五十一名）（田中角榮君紹介）（第四一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電源開発ならびに工場開発とともに、総合的な町村造りを実行しなければならない関係町村は、当初期待した固定資産税の収入がどうしても不可欠であるから、次記諸点に沿つて地方税法を改正されたいというのである。（一）地方税法第三百九十九条の四第二項中、基準財政需要額の百分の百三十とあるのを百分の百七十にすること、（二）同法第三百四十九条の五第一項中に新たに建設された一つの工場または発電所の用に供するものうち、とあるのを、新たに建設された一つの工場または発電所および変電所の用に供するもののうち、とすること、（三）同法第三百四十九条の五第二項第一、第二、および第三号中第一適用年度百分の百八十、第二適用年度百分の百六十、第三適用年度百分の百四十とあるのを、固定資産税が課税されることとなつた年度から、五箇年間の固定資産税については、基準財政需要額の百分の二百とすること。

二、請願の議決理由

本請願については、すでに幾度か制度改正が行なわれ、関係市町村と当該府県との間に財源配分が適正になされるよう努めたのであるが、新市町村の育成強化の観点から更に再検討を加える必要が認められるので、政府は税制改正の際、あわせて研究すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

国の委任事務に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法律またはこれに基づく政令により、国家事務の一部の委任をうけ、国家行政の一翼を担うことは、県の重要な機能の一つである。近く財政法の改正により、県と市町村の負担区分の明確化が期せられんとするとき、国は、この委任事務により有形無形の幾多の負担を強い、地方自治体の本旨を危ぶませるものがある。ついては、府県に移譲すべき事務は、これを移譲し、組織機構ならびに委任に伴う適切な財政措置等についても検討、改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、本委員会においても絶えず論議されてきたところであり、府県制度全般にわたる再検討の中心問題として、政府はすみやかに結論を得て実現に努めるべき事案であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

警察施設の整備に関する請願（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（高田富與君紹介）（第五一〇六号）及び同（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（安井吉典君紹介）（第七七五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道においては、警察署、巡査派出所等施設の荒廃はなはだしく、その実態は、警察署において新築に迫まられているもの十二箇所、補修を要するもの四箇所等があるが、これら諸施設に対する国庫補助、起債のわく等は、あまりに現実とかけ離れているために、その財源を民間等からの寄付に求めていることは、警察行政の建前からも、早急に是正されるべきものと思料する。ついては、警察の施設整備費を寄付に求めることのないよう、国庫補助の大幅増額と民有、団体有および市町村有等の施設の早期移管を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

警察施設の整備に関する本請願の趣旨ならびに目的は警察行政の本旨にかんがみ妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

消防施設費国庫補助増額に関する請願（請願者　東海市議会議長会長立石健）（足立篤郎君外二名紹介）（第六九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村が設置する消防施設に対しては消防施設強化促進法に基づいて、国庫より三分の一の補助を受けることとなつているが、その対象となる施設は一部のみであり、消防署庁舎、望楼、消防団詰所、機械器具置場、火の見やぐら等は補助の対象とはならず、また補助基準額は時価に比し非常に低い現状である。ついては、補助対象となる施設の範囲を拡大し、補助基準額を時価とするとともに補助率を三分の二とするよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

消防財政の確立、消防施設の強化は、つとに叫ばれているが、政府においても具体的にその推進をはかるよう検討を行なう必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政　委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

新市町村建設促進法の効力期間延長等に関する請願（請願者　東海市議会議長会長立石健）（竹山祐太郎君外二名紹介）（第六九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新市町村建設促進法は昭和三十六年六月に失効することになるが、新市町村建設の使命はまことに重大である。ついては、この目的達成のため同法の効力期間を延長し、合併による新市町村の組織および運営を一そう合理化し、これに必要な施設整備等に要する経費の補助金を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

新市町村建設促進の事業は、未だ十分その目的を達成したとはい

えない。観点を新たにして一段とこれを促進する必要のあることは、論をまたないところであり、本請願の趣旨は妥当なものとみとめられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

地方行政委員長　濱地　文平

衆議院議長清瀬一郎殿

法務委員会

悪質泥酔犯罪者に対する保安処分法制定促進に関する請願（請願者　東京都世田谷区太子堂町三百八十四番地桑野千代子）（賀屋興宣君紹介）（第一二六三号）、同（請願者　神奈川県川崎市生田四千四百十一番地婦人矯風会登戸支部長黒田真子）（床次徳二君紹介）（第一二九九号）、同（請願者　浦和市岸町六丁目九十五番地日本基督教婦人矯風会浦和支部会沢初子）（松永東君紹介）（第一三〇〇号）、同（請願者　東京都大田区田園調布三丁目三百三番地須田三重子）（山口シヅエ君紹介）（第一三七三号）、同（請願者　佐賀県唐津市城内東二ノ門常安方山城ひで）（保利茂君紹介）（第一三九四号）、同（請願者　東京都中野区天神町二十二番地近藤正子）（河上丈太郎君紹介）（第一五五七号）、同（請願者　奈良市芝辻南町一番地松村むめ）（岡本茂君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　盛岡市高崩百三番地の一盛岡市厚生婦人会連合会長矢幅セツ外二名）（山中吾郎君紹介）（第一八四六号）、同（請願者　東京都世田谷区経堂町二十五番地キリスト教婦人矯風会奥羽部会長早川かい）（鈴木一君紹介）（第二〇〇七号）、同（請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地久布白オチミ）（本島百合子君紹介）（第二〇〇八号）、同（請願者　東京都文京区林町九十四番地津田塾大学評議員宗像正子）（加藤勘十君紹介）（第二一一九号）、同（請願者　東京都品川区上大崎二丁目八百十三番地吉岡クワ）（片山哲君紹介）（第二一六三号）、同（請願者　神戸市垂水区塩屋町南谷八百四十五番地矯風会神戸支部赤沢筐）（河上丈太郎君紹介）（第二二〇七号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路百九十二番地矯風会山形支部長片岡静子）（黒金泰美君紹介）（第二二七九号）、同（請願者　松江市北堀町九十二番地日本基督教婦人矯風会松江支部長松山あい）（櫻内義雄君紹介）（第二三七三号）、同（請願者　東京都目黒区下目黒四丁目九百六十六番地阿部とよ子）（武知勇記君紹介）（第二四三五号）、同（請願者　高松市亀井町八番地の十一日本基督教婦人矯風会高松支部原田あい子）（藤本捨助君紹介）（第二七七三号）、同（請願者　鳥取県米子市富士見町一番地田渕玲子）（足鹿覺君紹介）（第二九二六号）、同（請願者　金沢市下石引町六十一番地番匠ゆき）（岡良一君紹介）（第三〇三九号）、同（請願者　群馬県高崎市柳川町百五番地水原ミエ）（栗原俊夫君紹介）（第三〇四〇号）、同（請願者　福島県伊達郡伊達町本町三十一番地本宮イツ子）（小松信太郎君紹介）（第三一七一号）、同（請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地福田勝）（本島百合子君紹介）（第三一七二号）、同（請願者　群馬県安中市安中二千八百九十九番地田島ゐい）（中曾根康弘君紹介）（第四一六一号）、同（請願者　静岡市西草深町二十五番地キリスト教婦人矯風会静岡支部長広瀬よし子）（西村直己君紹介）（第四一六二号）及び同（請願者　長野県上田市新参町基督教会内日本基督教婦人矯風会上田支部長片山せい）（羽田武嗣郎君紹介）（第四一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の飲酒量は年々増加し、泥酔者はふえ、家庭の平和を乱し、飲酒に関連する犯罪は増加の一途をたどつており、飲酒を嗜好する不良少年の激増はまことに憂うべきものがある。ついては、一刻も早く、刑法第三十九条を改正し、悪質な泥酔犯罪者に対する保安処分法を制定され、かれらに反省と自粛を促がし、かつ矯正されて明かるい社会を建設されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国はよつぱらいの天国といわれ、酒の威力をかりて異常な行為にでても、飲酒上の行為については比較的寛大に扱われている。これは社会一般の罪であるとともに、立法上の不備でもある。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

大神丸爆沈による損害補償に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡中種子町納宮五千四百八十六番地平石又吉）（山中貞則君紹介）（第三二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大神丸（六十九トン七三）は、昭和二十年十一月十日鹿児島県熊毛郡種子島西之表港に停泊中、連合軍最高司令官の指令により、兵器弾薬一切の接収処理作業に徴発され、約四十トンの弾薬等を武装米軍の監視船の指揮下に沖合八海里付近に投棄し、同十二月二日荒天のため弾薬積載のまま西之表港に避難、翌三日避難中の同船に対し、連合軍より、同郡南種子町島間港に回航せよとの命令があつたので、同船は西之表港を出航し、島間港に仮泊中、突然出火し爆沈した。しかるに爆沈した船体死亡者ならびに負傷者に対する損害補償もなく、また敗戦下のため徴発による用船料等もなく、わずかに二万六千二百六十五円の見舞金が支給されたのみで回漕店は膨大な損害を受け、窮境に陥つた。ついては、大神丸がこうむつた実害に対して、国家補償されたいというのである。

二、請願の議決理由

平和条約発効前のこの種被害者に対する補償は十分でなく、わずかの見舞金しか支給されていない実情にある。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

町名及び地番の整理に要する経費国庫負担に関する請願（請願者　東海市議会議長会長立石健）（足立篤郎君外二名紹介）（第六九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明治三十一年に採用された地番制度は、その後無秩序な分合筆、または国有地に地番を付さない制度とされていたこと等により、枝番、欠番が非常に多く、急激な人口の増加等による道路、水路等の設置あるいは改良により町の区域が市民の生活環境と異なり、行政上または市民生活上非常な不便をきたしている。このため最近各市において町名及び地番の整理を実施しているところもあるが、元来この事務は登記所の所管する国の事務であるから、これに要する経費は全額国庫負担とするよう早急に法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の地番制度は現在非常に乱れており、町名及び地番の整理の必要に迫られている実情にあるので、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島地方法務局喜入出張所存置に関する請願（請願者　鹿児島県揖宿郡喜入町長白浜重任外二名）（上林山榮吉君紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県揖宿郡喜入町は、従来約十八キロを隔てた川辺郡知覧町の知覧区裁判所の管轄内にあつたので、町民としては非常な不便を感じ、以前から出張所開設方について切なる要望があり、昭和四年六月司法省の認可を得てここによりやく知覧区裁判所喜入出張所が開設せられることになり、町としては当時敷地二百十五坪と建物五十七坪有余を新築提供し、昭和五年一月十五日から開庁したのであるが、いまこれが廃止されるとなれば、同町のように金融機関のない孤立した所では、今後における供託事務はもちろん登記事務等にしても町民のうける打撃はきわめて大なるものがある。ついては喜入出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う法務

局の第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

宇都宮地方法務局間々田町出張所改築促進に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡間々田町乙女栗田政夫）（山口好一君紹介）（第二七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇都宮地方法務局間々田町出張所の庁舎は、間々田駅より、一キロ離れた位置にあり、建築後四十年に及ぶため腐朽はなはだしく、構造も旧式で狭まく、執務上も非能率であるなどの実情から、早急に改築の必要に迫られているが、窮乏せる町財政ではこれが改築は困難である。ついては、新庁舎敷地として、間々田駅から三百メートルの地点に土地を確保してあるから、国費をもつて同出張所を移転改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願と同趣旨の請願が第三十三回国会においても本院で採択されており、国民の権利義務に関する登記事務の能率をはかるため、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

横浜地方法務局寒川出張所存置に関する請願（請願者　神奈川県高座郡寒川町長小林武雄外一名）（岩本信行君紹介）（第六九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伝え聞くところによると、最近神奈川県高座郡寒川町所在の横浜地方法務局寒川出張所の茅ケ崎市内への移転につき具体的考慮がなされているとのことであるが、同出張所は最初から寒川町に設置されたもので、自来なんらの支障を来たした事例はなく、特に最近では首都圏整備の一環として大工場が続々建設され、工業地帯として著しく開発される一方、日本住宅公団をはじめ、県営住宅の増設等住宅地帯としても次第に町運が発展しつつあり、このようなときに公営施設である同出張所が同町より移転することは行政執行に多大の支障を招来するのみならず、住民の失望も想像以上のものがある。ついては、右事情を推察して同町に従前通り横浜地方法務局出張所が存続するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う法務局の第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

鎌倉簡易裁判所庁舎の改築に関する請願（請願者　神奈川県鎌倉市長山本正一外二名）（中村梅吉君外二名紹介）（第一八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鎌倉簡易裁判所は昭和二十四年六月に既存の老朽建物を一時充用して開設されたので全体に狭まいのはいうまでもなく、法廷、調停室、事務室、判事室、待合室等が仮仕切のみで業務上の不便はもちろん、秩序も保持し難く、人権尊重の意味からも憂うべきものがある。しかも同庁舎は今日まで十年余にわたり修理もほとんどされず、物置同然の建物であり、場所がが け下にあるので保安、衛生上からも放置できない状態である。ついては改築用地はすでに昭和二十四年十二月に買収済みでもあるので、この際同庁舎を建築されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の基本的人権を守る裁判所の設備が不完全であることは、裁判の威信にも関し、国民の信頼を失うものである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

滋賀刑務所移転促進に関する請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（今井耕君紹介）（第七八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀刑務所は大津市の中心部を占め、しかも五万九千百三十平方メートルに及ぶ広大な地域を占有しているため、同市は著しく発展を阻害されている。ついては、同刑務所を他所に移転されたいというのである。

二、請願の議決理由

市街地の中心部に本請願のごとき施設が存在することは、都市計画並びに刑事政策の面からみて好ましいことではない。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

法務委員長　瀬戸山三男

衆議院議長清瀬一郎殿

外務委員会

世界連邦実現促進に関する請願（請願者　岡山市上伊福給田宇都宮憲爾外五千五百名）（北村徳太郎君紹介）（第七七五号）、同（請願者　東京都台東区池の端七軒町一番地人類愛善会市川喜一郎外四千九百九十九名）（稲葉修君紹介）（第七七六号）、同（請願者　京都府亀岡市三宅町三村光郎外五千名）（佐々木盛雄君紹介）（第七七七号）、同（請願者　広島市古田町古江高領桑原英昭外六千名）（櫻内義雄君紹介）（第七七八号）、同外一件（請願者　大阪府布施市足代町中岡三郎外八千九百名）（村瀬宣親君紹介）（第七七九号）、同（請願者　金沢市中条町上山南洋外六千名）（山本猛夫君紹介）（第八一五号）、同（請願者　和歌山県田辺市中屋敷町吉田光成外六千名）（佐々木盛雄君紹介）（第八一六号）、同（請願者　青森市大字新町野高坂国男外五千九百九十九名）（北村徳太郎君紹介）（第八一七号）、同（請願者　静岡県浜松市西伊場町官一深見秀雄外一万四千九百九十九名）（北村徳太郎君紹介）（第九八八号）、同（請願者　京都市東山区安井南通西内重男外九千九百九十九名）（佐々木盛雄君紹介）（第九九九号）、同（請願者　島根県大田市大田町本町伊藤新吉外一万一千九百九十九名）（櫻内義雄君紹介）（第九〇号）、同（請願者　岡山県玉野市和田新町二千六百五十番地北村篤太郎外一万四百九十九名）（山本猛夫君紹介）（第九一号）、同（請願者　青森市北片岡町佐藤雄三外七千四百八十五名）（大野幸一君紹介）（第一三七五号）、同外一件（請願者　松江市北堀町安本肇外十五万七千百九十二名）（中崎敏君紹介）（第一三七六号）、同（請願者　神戸市灘区滝山通松本秀造外一万三千名）（水谷長三郎君紹介）（第一三七七号）、同（請願者　山口県下関市小月町浜田米沢ツルヨ外九千九百九十九名）（本島百合子君紹介）（第一三七九号）、同（請願者　名古屋市東区東矢場町二丁目十三番地加藤孝外三千九百九十九名）（西村関一君紹介）（第一五六〇号）、同（請願者　盛岡市岩手医大内重石勝衛外七千名）（帆足計君紹介）（第一五六一号）、同（請願者　岡山県倉敷市岡山県立倉敷商業高校中田茂雄外五千九百九十九名）（穂積七郎君紹介）（第一五六二号）、同（請願者　松江市雑賀町百六十一番地安本肇外一万一千名）（松平忠久君紹介）（第一五六三号）、同外一件（請願者　京都府綾部市世界連邦綾部平和協議会村上佑二外一万一千九百七十九名）（稲葉修君紹介）（第一六〇五号）、同外二件（請願者　長崎市今博多世界連邦長崎支部小島竹田外一万名）（北村徳太郎君紹介）（第一六〇六号）、同外二件（請願者　松江市雑賀町百六十一番地安本肇外二万一千名）（櫻内義雄君紹介）（第一六〇七号）、同外三件（請願者　北海道空知郡富良野町佐藤美弘外三万名）（中山マサ君紹介）（第一六〇八号）、同外一件（請願者　長崎県島原市下折橋市営住宅二号杉野清紀外一万一千五百名）（村瀬宣親君紹介）（第一六〇九号）、同外二件（請願者　静岡県熱海市

田原町百二十一番地世界救世教大草直好外一万四千名）（山本猛夫君紹介）（第一六一〇号）、同外二件（請願者　茨城県竜ケ崎市上町五千二百四十七番地坂吉兵衛外二万七千九百九十九名）（長谷川保君紹介）（第一八四八号）、同（請願者　浦和市元町一丁目四十六番地関谷繁蔵外四千名）（西村関一君紹介）（第二〇九九号）、同外二件（請願者　福岡県小倉市中原東町五番地福岡好末外二万二千五百名）（大野幸一君紹介）（第二〇一六号）、同（請願者　鹿児島市郡元町二千四百七十一番地上村重盛外一万名）（菊川君子君紹介）（第二〇一七号）、同外二件（請願者　群馬県桐生市浜松町一丁目八百七十八番地朝倉一栄外二千名）（稲葉修君紹介）（第二〇一八号）、同（請願者　仙台市木下四十四番地佐々木辰雄外二千名）（松平忠久君紹介）（第二三七九号）、同（請願者　京都市中京区大宮通り六角下ル安井末吉外五千名）（辻原弘市君紹介）（第二二八〇号）、同（請願者　仙台市南小泉西文化百八十九番地木名瀬敏外三千名）（稲葉修君紹介）（第二二四四号）、同（請願者　福岡市東露六十八番地網代正外二千百名）（園田直君紹介）（第二六四八号）、同（請願者　沖縄那覇市七区三組久場守義外九百九十九名）（中山マサ君紹介）（第二六四九号）（穂積七郎君紹介）（第二一七五号）、同（請願者　山口県柳井市中塚三百六番地浜田まつえ外五千名）（中崎敏君紹介）（第二六五〇号）、同（請願者　福島県石城郡小名浜町鳥居下日野小五郎外三千名）（村瀬宣親君紹介）（第二六五一号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町二百八十番地の三白川嘉一外二千名）（門司亮君紹介）（第二六五二号）、同（請願者　静岡県引佐郡気賀町小野古橋荘市外千名）（帆足計君紹介）（第二七七五号）、同（請願者　仙台市宮町東裏丁十番地大槻貞一郎外二千名）（風見章君紹介）（第二七七六号）、同（請願者　高松市天神前町田子武外二千名）（稲葉修君紹介）（第二八四五号）、同（請願者　富山市青葉町二丁目十九番地田中恵三外二千名）（佐々木盛雄君紹介）（第二八四六号）、同（請願者　香川県大川郡大内町三本松町二百六十四番地伊勢芳弘外千名）（櫻内義雄君紹介）（第二八四七号）、同（請願者　和歌山市宇治二筋目土橋政楠外千九百九十九名）（高瀬傳君紹介）（第二八四八号）、同（請願者　和歌山県日高郡美浜町和田東畑実美外千百九名）（村瀬宣親君紹介）（第二八四九号）、同（請願者　京都市上京区寺町通鞍馬口下ル三木善建外四千九百九十九名）（佐々木盛雄君紹介）（第三一一一号）、同（請願者　和歌山県田辺市屋敷町四丁目一番地吉田光成方七里定一外四千九百九十九名）（高瀬傳君紹介）（第三一一二号）、同（請願者　北海道上川郡東鷹栖村正文七線十五号岩戸泰之外四千九百九十九名）（村瀬宣親君紹介）（第三一一三号）、同（請願者　宮崎県日南市殿町田中平七方中島平彼外五千名）（帆足計君紹介）（第三一七四号）、同（請願者　静岡県島田市稲荷町三千二百四十七番地の二坂本三郎外四千九百九十九名）（穂積七郎君紹介）（第三一七五号）、同（請願者　茨城県北相馬郡藤代町宮利田桜井朗智外千二百九十九名）（大野幸一君紹介）（第三三三九号）、同外一件（請願者　東京都台東区池の端七軒町一番地山本栄子外六千九百九十九名）（加藤鐐造君紹介）（第三三四〇号）、同（請願者　東京都目黒区上目黒二丁目二千十一番地山下好一外二千名）（春日一幸君紹介）（第三三四一号）、同（請願者　鳥取県東伯郡関金町関金宿森田和喜男外千九百九十九名）（菊川君子君紹介）（第三三四二号）、同（請願者　東京都江東区深川高橋五丁目一番地舟久保義栄外二千名）（稲葉修君紹介）（第三三四三号）、同（請願者　和歌山県日高郡南部町議会議長浜上正二）（早川崇君紹介）（第四九六〇号）及び同外一件（請願者　兵庫県西宮市呉羽町四十六番地の三吉岡利起方小幡力造外三万二千名）（片山哲君紹介）（第五四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

完全な軍備撤廃も、万民に繁栄をもたらす経済開発も、一つに全世界を包括する法治共同体すなわち世界連邦の建設によってのみはじめて可能であることを確信する。ついては、現国連を発展せしめ、それみずから立法、行政ならびに司法の三権を行使し、有効な警察力を備えたところの世界連邦機構に移行を求める決議案を上程し、採択され、外に向つては、国連憲章再審議総会の開催を促進すると同時に、内にはその開催に備えて、国連憲章改正日本案の作成をはじめ、一切の準備措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

真の世界平和の実現のために、世界連邦の建設を要望している本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

韓国抑留漁船員救出等に関する請願（請願者　山口県下関市伊崎町三百十九番地山口県漁業協同組合連合会内江熊哲翁外十五名）（田口長治郎君紹介）（第九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日韓会談に対する国民のひたすらな期待にもかかわらず、いわゆる李ライン周辺における武力をもつてするだ捕の脅威は依然として跡を断たず、二百余名の漁船員はすでに久しく韓国に抑留せられ、限りない不安と焦そうに閉ざされていることは、人道上の見地からも実に許し難いことであり、しかもわが国が国際社会においてあらたな躍進の地歩を固めようとしている時、一方において七年余にわたり、かかる暗黒の事態を多大な犠牲の下に余儀なくされていることは、真にゆゆしいことである。ついては、次記事項の実現につき、特段の措置を講ぜられたいというのである。（一）積極的に国際道義に訴え、日韓関係の抜本的解決を促進すること、（二）不法だ捕を防止するためにとられている一切の措置を強化持続すること、（三）抑留漁船員の救出については、人権上の見地から第一義的に、即刻その実現をはかること。

二、請願の議決理由

韓国による李ライン周辺のわが国漁船の不法だ捕と漁船員の抑留が今日もなお続けられているが、これは関係漁民のみならず国民にとつて重大な脅威であり、許すべからざるところである。抑留漁船員の救出等について特段の措置を要望している本請願の趣旨はまことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

琉球水難救済会所属救助船建造援助に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社団法人琉球水難救済会が戦火により破滅した救難艇「はやとり号」の代船建造を計画し、その建造費援助について政府その他に陳情しており、一方同海域の海難事故は年々増大の傾向にある。ついては、政府は同代船建造についてすみやかに米国政府に対し善処を要請されるとともに、適切な援助措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

沖縄における救難船建造計画の援助について米国政府に対し善処を要請することを要望している本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

日ソ平和条約締結促進に関する請願（請願者　東京都港区芝公園八号地二番地日本労働組合総評議会議長太田薫）（帆足計君

紹介）（第四六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国が一九五六年十月十九日調印した日ソ共同宣言で、平和条約締結に関する交渉を継続することが約束されているので、国際信義のためにも政府はすみやかに同交渉を開始する義務がある。日ソ平和条約が締結されないために、経済、学術文化等の全分野にわたつて国民は不利益を受けており、これはまた世界平和共存や軍備全廃の動向とも逆行するものであり、わが国の孤立化をもたらす危険がある。ついては、政府をしてすみやかに日ソ平和条約の締結の交渉を開始せしめるよう、適切な措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の経済的文化的利益の確保と、わが国の平和的発展のために、日ソ平和条約を締結するための交渉開始を要望している本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

外務委員長　小泉　純也

衆議院議長清瀬一郎殿

社会労働委員会

国立病院、療養所看護婦の処遇改善に関する請願（請願者　京都市右京区嵐滝音戸山町国立宇多野療養所内古井イ子）（小川半次君紹介）（第七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医学の著しい進歩、治療の普及発展に伴い、看護の分野においても技術の研究、管理の改善、業務の合理化、質の向上等が要求され、これに応じて種々研究を行い疾病の治癒、予防、健康の増進等に努力してきたが、一方看護業務は地味な上にほとんど女性ばかりの職業で一般に軽く評価されがちで、一般公務員の中にあつて最も不遇な地位に置かれていることは遺憾である。ついては、給与の改善および週四十四時間制の確立につき特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

戦傷病者のための単独法制定に関する請願（請願者　島根県浜田市片庭町五十八番地島根県傷痍軍人会上田語咲）（櫻内義雄君紹介）（第七五号）、同（請願者　盛岡市平白小路岩手県傷痍軍人会長滝沢清次郎）（椎名悦三郎君紹介）（第七六号）、同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元）（大久保武雄君紹介）（第一一〇号）、同（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県傷痍軍人会日高安雄）（相川勝六君紹介）（第三五四号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原宮川勝馬外百八名）（金丸信君紹介）（第三五五号）、同（請願者　埼玉県東松山市字古凍五百二十五番地根岸種吉）（山口六郎次君紹介）（第三五六号）、同（請願者　三重県伊勢市傷痍軍人会長真島三平）（木村俊夫君紹介）（第四一三二号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県社会福祉会館内横山昊太）（橋本龍伍君紹介）（第六四八号）、同（請願者　広島市千田町三丁目八百九十番地の十二広島県傷痍軍人会長宮本若松）（永山忠則君紹介）（第八四一号）、同（請願者　千葉市幕張町四丁目八百十番地高橋正次）（福井順一君紹介）（第一四五五号）、同（請願者　栃木県下都賀郡美田村大字渋井鶴見清一郎）（小平久雄君紹介）（第二八七六号）、同（請願者　盛岡市内丸五十八地県庁世話課内岩手傷痍軍人会番佐藤良吉）（志賀健次郎君紹介）（第二八七七号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内二丁目一番地東京都傷痍軍人会長馬場轍）（菊池義郎君紹介）（第二九一二九号）、同（請願者　三重県員弁郡東員村南大社中山勇外九名）（木村俊夫君紹介）（第二九三〇号）、同（請願者　宮崎県都城市鷹尾町千八百五十二番地北原時雄）（瀬戸山三男君紹介）（第二九三一号）、同（請願者　新潟市一番通り県庁世話課内新潟傷痍軍人会国松栄八）（田中角榮君紹介）（第二九三二号）、同（請願者　京都市南区西九条東島町三十二番地の八北村一松）（中村三之丞君紹介）（第二九三三号）、同（請願者　三重県四日市市浜一色町門脇重雄外一名）（山手満男君紹介）（第二九三四号）、同（請願者　鹿児島県大口市里原田政男）（池田清志君紹介）（第二九九一号）、同（請願者　広島市千田町三丁目八百九十番地の十二広島県傷痍軍人会長宮本若松）（高橋禎一君紹介）（第二九九二号）、同（請願者　新潟市一番通り県庁世話課内新潟県傷痍軍人会松本久吾）（高橋清一郎君紹介）（第二九九三号）、同（請願者　大阪市南区田島町二番地二宮秀治）（古川丈吉君紹介）（第二九九四号）、同（請願者　岡山県川上郡川上町吉本孝也）（逢澤寛君紹介）（第三〇四一号）、同（請願者　京都府相楽郡木津町岩木治）（岡本隆一君紹介）（第三〇四二号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十一番地今西利一）（原健三郎君紹介）（第三〇四三号）、同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地武下寿作）（大久保武雄君紹介）（第三一七九号）、同（請願者　千葉県野田市傷痍軍人会副会長松沢辰雄）（井出一太郎君紹介）（第四一六七号）、同（請願者　福島県耶麻郡塩川町姥堂曾谷田高畑喜代志）（八田貞義君紹介）（第四一六八号）、同（請願者　福島県常磐市湯本小沢武夫）（齋藤邦吉君紹介）（第四一九七号）、同（請願者　福島県信夫郡吾妻村亀岡字太郎）（天野光晴君紹介）（第四四〇九号）、同（請願者　福島県勿来市日本傷痍軍人会勿来市部会長蛭田早苗）（木村守江君紹介）（第四七二八号）、同（請願者　水戸市南三の丸百十八番地筑波郡傷痍軍人会長藤倉四郎外二名）（北澤直吉君紹介）（第六五四七号）、同（請願者　千葉市小仲台町八百七十七番地福永憲）（始関伊平君紹介）（第六六八五号）、同（請願者　千葉県佐倉市並木町七番地小出七之助）（木倉和一郎君紹介）（第六九三三号）及び同（請願者　千葉県野田市船形千五十八番地寺田保三）（臼井莊一君紹介）（第六九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

独立以来傷病軍人に対する施策が徐々に行なわれてはきたが、現行法規、援護機関はいずれも幾重にも重なり、指導、援護は適確を欠き、啓発は絶無に等しく、いたずらに混乱を生ぜしめている実情にある。これは傷病軍人の誇りとする身分を、確たる規範を以て律せざるためであるから、この際傷病軍人をしてあくまで更生の意気に燃えさせるため、戦傷病者のための単独法を制定し、次の措置を講ぜられたいというのである。

（一）戦傷病者の範囲は、恩給法、戦

傷病者戦没者遺族等援護法および旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二五六号）に規定する軍人、準軍人、軍属、準軍属とすること、（二）障害年金および障害一時金の支給、（三）医療の給付、（四）補装具の支給等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて妥当なものであり、前掲の措置を講ずることは適切なるものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

動員学徒犠牲者援護に関する請願（請願者　佐賀県伊万里市黒川町黒塩近藤薫）（保利茂君紹介）（第七九号）、同（請願者　鹿児島県国分市四方田東川武信）（池田清志君紹介）（第八七四号）、同外十二件（請願者　三重県四日市市芝田町三百十三番地斎木善七外十二名）（田村元君紹介）（第一四四七号）、同外四件（請願者　和歌山県那賀郡桃山町最上福井文雄外四名）（世耕弘一君紹介）（第一四四八号）、同外五件（請願者　宮崎市下北方町字下郷六千二十八番地の六長田秀太郎外五名）（瀬戸山三男君紹介）（第一四四九号）、同（請願者　広島県賀茂郡志和町西佐々木巌）（谷川和穂君紹介）（第一五六六号）、同外一件（請願者　大分県大野郡犬飼町志藤一外一名）（綾部健太郎君紹介）（第一六一二号）、同外七件（請願者　鹿児島県姶良郡姶良町西餅田二千九百四十三番地田万兼長外七名）（池田清志君紹介）（第一六一三号）、同外三件（請願者　岡山県川上郡成羽町成羽相原新太郎外三名）（亀山孝一君紹介）（第一六一四号）、同（請願者　長崎市立山町百二十二番地松添十郎）（倉成正君紹介）（第一六一五号）、同外五十六件（請願者　静岡県浜名郡雄踏町字布見七千七百八十五番地の一中村美代作外五十六名）（竹山祐太郎君紹介）（第一六一六号）、同（請願者　広島県豊田郡大崎町菅原ヒサヨ）（谷川和穂君紹介）（第一六一七号）、同外十四件（請願者　鹿児島市山下町百二十六番地武田元一郎外十四名）（床次徳二君紹介）（第一六一八号）、同外十件（請願者　京都市上京区五辻通七本松西入上ル老松町木村良将外十名）（中村三之丞君紹介）（第一六一九号）、同外四件（請願者　岐阜県養老郡多良村大字奥三百十六番地福長与十郎外四名）（平野三郎君紹介）（第一六二〇号）、同外五件（請願者　奈良県大和高田市字市場二百番地上島房太郎外五名）（前田正男君紹介）（第一六二一号）、同外四件（請願者　宮城県登米郡迫町佐沼字大東百番地の一高橋運外四名）（大石武一君紹介）（第一七三〇号）、同外二十四件（請願者　山口県防府市大字鈴屋三百二十番地山崎コシヅ外二十四名）（田中龍夫君紹介）（第一七三一号）、同外三件（請願者　島根県益田市高津町佐々木百代外三名）（大橋武夫君紹介）（第一七三二号）、同外二百四十七件（請願者　長崎市大浦川上町上ノ区三十番地大石秀太郎外二百四十七名）（田口長治郎君紹介）（第一八五六号）、同外五件（請願者　福島県白河市天神町五十番地仙浪直一外五名）（八田貞義君紹介）（第一八五七号）、同（請願者　愛知県豊橋市大橋通り一丁目三十六番地伊藤松一）（穂積七郎君紹介）（第一八五八

者　東京都中野区江古田町四丁目千七百二番地浄風園病院岸渕丙馬）（本島百合子君紹介）（第九二九号）、同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目七番地日本結核療養所協会十全病院長柴田正名）（藤枝泉介君紹介）（第九五三号）、同（請願者　千葉県八日市場市飯倉二十一番地九十九里ホーム病院理事長野瀬秀敏）（寺島隆太郎君紹介）（第九九七号）、同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目七番地日本結核療養所協会安井照子）（植木庚子郎君紹介）（第一二四六号）、同（請願者　東京都中野区江古田町四丁目千七百二番地浄風園病院内竹下為治）（星島二郎君紹介）（第一二四七号）、同（請願者　京都市北区上賀茂ケシ山一番地京都博愛会病院長富田精）（田中伊三次君紹介）（第一三〇三号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町大字野塩六百八十番地上宮教会清瀬療園長国定信忠）（細田義安君紹介）（第一三八四号）、同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目七番地日本結核療養所協会中沢宮子）（堂森芳夫君紹介）（第一三八五号）、同（請願者　京都市北区上賀茂ケシ山一番地京都博愛会病院今井義郎）（中村三之丞君紹介）（第一六二二号）、同（請願者　東京都三鷹市下連雀五百五十九番地財団法人慈生会野村病院理事長野村秋守）（小林絹治君紹介）（第一七三四号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡清瀬町中清戸千百九十七番地清心療養園事務長宮本重兵衛外一名）（高石幸三郎君紹介）（第一八六〇号）、同（請願者　兵庫県西宮市今津水波町百七十一番地谷向病院理事長谷向稼峻）（原健三郎君紹介）（第一八六一号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市腰越七百六十一番地聖テレジア七里ケ浜療養所長稲葉金作）（野田武夫君紹介）（第一八六二号）、同（請願者　神奈川県逗子市小坪九百七十六番地湘南サナトリウム武久徳太郎）（野田武夫君紹介）（第一九八二号）、同（請願者　東京都板橋区板橋町六丁目三千五百六十九番地山田潤一）（濱野清吾君紹介）（第二二七二号）、同（請願者　兵庫県川辺郡猪名川町清風園理事長今井米喜）（富田健治君紹介）（第二二八二号）、同（請願者　京都市伏見区深草正覚町二十七番地大羽鹿次郎）（小川半次君紹介）（第二三五二号）、同（請願者　千葉県八日市場市飯倉二十一番地九十九里ホーム病院理事長野瀬秀敏）（小川豊明君紹介）（第二三三号）、同（請願者　京都市伏見区深草正覚町二十七番地大羽鹿次郎）（岡本隆一君紹介）（第二九三七号）、同（請願者　東京都世田谷区経堂町二百二十三番地児玉経堂病院長児玉豊次郎）（賀屋興宣君紹介）（第二六二二号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野町豊田千百八十七番地財団法人仁和会豊田病院関田尚介外一名）（中村高一君紹介）（第四六九二号）、同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目七番地社団法人日本結核療養所協会杉本哲雄）（北條秀一君紹介）（第五六二二六号）及び同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目七番地日本結核療養所協会花岡和夫）（白井荘一君紹介）（第五八八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大正から昭和初期にかけて結核追放のために、国をあげての緊急施策として設立された結核病院、療養所は、いかなる方法によってでも一床でも多くしてこれに当てなければという主旨のもとに、その構造設備等の恒久性および不燃性などは考慮するいとまもなく建設されたバラックに近い木造施設がその大半であり、星霜すでに五十年に近く、木造寿命の二十年などは申すに及ばず、この安普請に年々多大の補修営繕費を加えて、ともに消耗しつつ今日に至つた老朽建築の療養所、病院はまことに多数であり、現在では火災はもちろんのこと、ちよつとした台風、地震等にも耐えられない状態となつており、尊い人命を収容している施設として、一朝有事のときまことに寒心にたえない状況にあるが、現行の診療報酬による病院経済においては平常の運営経費がようやくで、施設整備などはとうてい不可能である。ついては、結核病院、療養所を施行対象として、特例をもつてすみやかに国庫補助または特別長期低利の金融の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨きわめて時宜に適するものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

旧満州国軍日系軍官及び生徒の遺家族援護に関する請願（請願者　東京都世田谷区砧町十一番地石丸志都麿外九十名）（堀内一雄君紹介）（第七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧満州国日系軍官は、当時勅令の定めるところに従い日本軍人としての身分を保有し、関東軍司令官の指揮監督下にあり、つねに国防の先端にあつて、日本軍と同様の立場において任務に服していたのであるから、これが遺族に対し、恩給法または遺族援護法を適用するとともに、同じく関東軍司令官の指揮監督下にあり、ソ連に抑留中死没した陸軍軍官学校予科生徒の遺族に対しても、軍人として遺族援護法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

未帰還者の調査及び帰還促進に関する請願（請願者　兵庫県知事阪本勝）（渡海元三郎君紹介）（第七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南方諸地域にはなお多くの元日本軍人の生存残留者がいることが予想されるので、一刻も早くこれらの人々が帰還できるように、その地域はもちろんのこと、その他諸地域にある未帰還者の消息を調査するため、さらに強力にして適切な措置を講ぜられ、生存確実な見通しの地域には現地調査団の派遣等の施策を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

栄養士法及び栄養改善法の一部改正に関する請願（請願者　京都市北区鳥丸通鞍馬口小山上総町鞍馬口病院内日本栄養士会京都府支部長羽室重実外一名）（田中伊三次君紹介）（第一〇五八号）、同（請願者　東京都世田谷区池尻町三十八番地都アパート百二十一号西尾ッヤ外五百七十二名）（菊池義郎君紹介）（第六九九三号）、同（請願者　福島市大字瀬上字町裏二十八番地高橋美智子外二百七十三名）（八田貞義君紹介）（第六九九四号）、同（請願者　富山県東礪波郡福光町真宗）（齋藤邦吉君紹介）（第九四七号）、及び同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長石田真宗）（八百板正君紹介）（第一一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業は市町村に義務付けられているが、多くの市町村はその財源措置について苦慮し一般会計から年々多額の繰り入れを余儀なくされている現状であり、これがため好転せんとする市町村財政は、窮乏へ逆行しつつある。ついては、政府はこれが事務費に対する全額交付ならびに療養給付費の大幅な増額を実施するとともに、保健婦に対してもその基本給を引き上げ、補助率を最低二分の一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

市町村の財政状態にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険事業に対する国庫負担増額に関する請願（請願者　福島県町村議会議長会長石田

郡井波町九百九十四番地奈良一成外三百二十五名）（鍛冶良作君紹介）（第七〇〇五号）、同（請願者　福岡県筑紫郡春日町春日原車町三丁目四十二番地許斐京子外二百二十五名）（山崎巌君紹介）（第七〇〇六号）、同（請願者　神戸市灘区六甲台町二十九番地の一金沢賢一外百六十七名）（河本敏夫君紹介）（第七〇一五号）、同（請願者　岩手県岩手郡松尾鉱山清和寮内小岩真那子外三百三十九名）（志賀健次郎君紹介）（第七〇一六号）、同（請願者　仙台市堤通四十五番地の十野口丑松外四百八十八名）（大石武一君紹介）（第七〇二七号）、同（請願者　三重県度会郡小俣町三千三十七番地藤原孝子外百五十一名）（川崎秀二君紹介）（第七〇二八号）、同（請願者　広島市南投原町六百五十七番地小松三郎外七十九名）（重政誠之君紹介）（第七〇二九号）、同（請願者　熊本県上益城郡御船町大字高木千二百二十四番地安田蒼生子外百五十三名）（園田直君紹介）（第七〇三〇号）、同（請願者　東京都大田区馬込東三丁目七百四十一番地高橋康晴外四百三十九名）（田中榮一君紹介）（第七〇三一号）、同（請願者　山梨県山梨市万力八百二十八番地代永文子外百九名）（田澄國男君紹介）（第七〇三二号）、同（請願者　大阪市東住吉区矢田住道町三丁目二十四番地上田敦子外百十名）（中山マサ君紹介）（第七〇三三号）、同（請願者　横浜市戸塚区平戸町字三谷千三百八十二番地小宮政佳外三百四十四名）（野田武夫君紹介）（第七〇三四号）、同（請願者　大阪府高槻市芥川東町三百三十六番地の四台越和子外七十八名）（古川丈吉君紹介）（第七〇三五号）、同（請願者　神奈川県相模原市上鶴間五千番地満藤恒夫外二百九十五名）（小泉純也君紹介）（第七〇四〇号）、同（請願者　神奈川県川崎市末長千八十四番地増田隆一外三百二十名）（小金義照君紹介）（第七〇四八号）、同（請願者　島根県邑智郡邑智町吾郷牛尾喜美子外三百九十六名）（大橋武夫君紹介）（第七〇五四号）、同（請願者　福島県平市下川原四番地諸橋倶子外二百八十六名）（齋藤邦吉君紹介）（第七〇六五号）、同（請願者　東京都中野区鷺宮五丁目鷺宮住宅五百二十四号高橋重麿外四百八十七名）（中村梅吉君紹介）（第七八五〇号）及び同（請願者　香川県香川郡香川町東二千四百三十二番地向井瑛子外百八十六名）（藤本捨助君紹介）（第七八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時社会の傾向として、栄養士に対しさらに高度の知識と技術とを要求しており、このときに当り、政府は栄養士の養成期間を三年とし、現在の国家試験を廃して、養成施設卒業者に国家試験を課することとし、さらに、地方市町村や保健所に栄養士を配置し、集団給食施設に栄養士の設置を義務づけるよう栄養士法案および栄養改善法案を今国会に提出しようとしていることは、まことに時宜を得た措置であり、養成施設の一部が反対しているのは、かれらの施設経営の退えい的な維持を図ろうとするものである。ついては、栄養士法改正案および栄養改善法改正案を審議の上可決されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

松丘保養園の施設整備に関する請願（請願者　青森市大字石江平山十九番地松丘保養園内戸井田吉之助）（島口重次郎君外一名紹介）（第一一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森市大字石江平山所在の松丘保養園は、昭和十三年に入所患者五百名を目標とした建築であるが、現在患者定員は九百五十名に増加し、その後医療内容の向上、医療機（器）具の増加に伴い各科とも狭まく、内科と婦人科とを兼用したり、各科共同の室があるなど、診療に不都合不便がはなはだしい状態である。ついては、同保養園の治療棟、重症病棟、隔離病棟、患者浴場等の諸施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

酒害対策費に関する請願（請願者　東京都世田谷区太子堂町三百八十四番地桑野千代）（賀屋興宣君紹介）（第一二六四号）、同（請願者　兵庫県明石市仲の町一丁目矯風会明石支部長湊一女）（山下榮二君紹介）（第一三八〇号）、同（請願者　奈良市小西町二十一番地島田アサヲ）（前田正男君紹介）（第一六二三号）、同（請願者　盛岡市不来方町盛岡市婦人団体連絡協議会長菊池キヨノ外二名）（山中吾郎君紹介）（第一八六三号）、同（請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地久布白オチミ）（菊川君子君紹介）（第二〇一〇号）、同（請願者　東京都世田谷区経堂町二十五番地キリスト教婦人矯風会奥羽部会長早川かい）（鈴木一君紹介）（第二〇一一号）、同（請願者　東京都世田谷区北沢二丁目百五十四番地北沢家庭会長尾上幾久子）（本島百合子君紹介）（第二〇一二号）、同（請願者　東京都文京区林町九十四番地津田塾大学評議員宗像正子）（加藤勘十君紹介）（第二一二六号）、同（請願者　香川県坂出市福江町小山三百三十九番地佐藤ふじの）（大平正芳君紹介）（第二一六七号）、同外一件（請願者　東京都世田谷区玉川等々力町二丁目四十七番地福田その子外一名）（片山哲君紹介）（第二一六八号）、同（請願者　兵庫県西宮市上ケ原関西学院内小宮道子）（河上丈太郎君紹介）（第二二二四号）、同（請願者　松江市雑賀町雑賀十四区婦人会長景崎綾子）（櫻内義雄君紹介）（第二三七四号）、同（請願者　山口県岩国市山手小路丹下まり子）（受田新吉君紹介）（第二四三七号）、同（請願者　鳥取県米子市富士見町四十番地野津寿子）（足鹿覺君紹介）（第二九三八号）、同（請願者　群馬県安中市安中二千四百十三番地上原千代）（中曾根康弘君紹介）（第四一七四号）、同（請願者　静岡市西草深町二十五番地キリスト教婦人矯風会静岡支部長広瀬よし子）（西村直己君紹介）（第四一七五号）及び同（請願者　横浜市南区若宮町二丁目十一番地丹波美佐尾）（藤山愛一郎君紹介）（第四一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酒税をもつて国の財源に充てる政策の反面には、酒乱、アル中等が増加し、家庭は破壊され、犯罪は激増し、不良少年は日に増加している。この悪循環を繰り返しているうちに、国民の体位と道義は低下し、由々しい事態を引き起す事になるので、二千億に及ぶ酒税の一部をもつて、酒害対策費に充て、アルコール禍に悩む人々の更生（例えば酒癖矯正院の設立）を計り、その家庭の救いと社会の福祉のために使用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、時宜に適するものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

酒癖矯正施設設立に関する請願（請願者　東京都世田谷区北沢二丁目百五十四番地尾上幾久子）（賀屋興宣君紹介）（第一二六五号）、同（請願者　東京都中野区天神町二十二番地日本基督教婦人矯風会中野支部長近藤正子）（河上丈太郎君紹介）（第一四五四号）、同（請願者　盛岡市不来方町盛岡市婦人団体連絡協議会長菊池

キヨノ外二名）（山中吾郎君紹介）（第一八六四号）、同（請願者　東京都世田谷区経堂町二十五番地キリスト教婦人矯風会奥羽部会長早川かい）（鈴木一君紹介）（第二〇一三号）、同（請願者　東京都世田谷区太子堂町三百八十四番地日本基督教婦人矯風会世田谷支部長桑野千代）（本島百合子君紹介）（第二〇一四号）、同（請願者　東京都大田区田園調布三丁目三百三番地小畑ため）（加藤勘十君紹介）（第二一二七号）、同外一件（請願者　東京都品川区上大崎一丁目八百十三番地吉岡クワ外一名）（片山哲君紹介）（第二一六九号）、同（請願者　山口県岩国市大字今津七百四十三番地吉田弥之助）（橋本正之君紹介）（第二一七〇号）、同（請願者　神戸市生田区海岸通り三丁目二十六番地海友婦人会中地朝子）（河上丈太郎君紹介）（第二二二五号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路百九十二番地矯風会山形支部長片岡静子）（黒金泰美君紹介）（第二二八〇号）、同（請願者　東京都目黒区下目黒四丁目九百六十六番地阿部友一）（武知勇記君紹介）（第二四三六号）、同（請願者　東京都港区芝葺手町二十二番地角谷範子）（岡崎英城君紹介）（第二五三九号）、同（請願者　高松市亀井町八丁目十一番地日本基督教婦人矯風会高松支部原田あい子）（藤本捨助君紹介）（第二八二〇号）、同（請願者　群馬県高崎市柳川町一丁目五番地水原ミエ）（栗原俊夫君紹介）（第二九二八号）、同（請願者　鳥取県米子市車尾八百二十五番地野々村伊津）（足鹿覺君紹介）（第二九三九号）、同（請願者　福島県伊達郡伊達町本町三十一番地本宮イッ子）（小松信太郎君紹介）（第三一七八号）、同（請願者　北海道帯広市東九条南八丁目新元田鶴子）（本名武君紹介）（第三一九五号）、同（請願者　金沢市下石引町六十一番地番匠ゆき）（坂田英一君紹介）（第四一七七号）、同（請願者　群馬県安中市安中二千九百六番地湯浅とみ）（中曾根康弘君紹介）（第四一七八号）、同（請願者　静岡市西草深町二十五番地キリスト教婦人矯風会静岡支部長広瀬よし子）（西村直己君紹介）（第四一七九号）及び同（請願者　横浜市南区若宮町二丁目十一番地丹波美佐尾）（藤山愛一郎君紹介）（第四一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の飲酒量増加に伴い、酒乱、アルコール中毒患者も激増して、家庭の悲劇、飲酒上の犯罪および不良青少年も年々激増しており、ある精神病院の統計によると、その入院患者中十五才より二十五才までの者が三十二パーセントにも及ぶよしで、日本の将来に暗然たるものを感じる。ついては、社会の安寧と秩序を維持するため、またアルコール中毒患者等の矯正と更生のため、国家としてすみやかに酒癖矯正院を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨時宜に適するものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険事業の財政措置強化に関する請願（請願者　大阪府守口市議会議長石橋繁次）（西尾末廣君紹介）（第一三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年十一月全域実施した大阪府守口市の国民健康保険は、国民皆保険を促がさんとする新国民健康保険法の施行に伴い、医療機関および療養施設の発達整備とも相まつて、普及率、受診率の上昇と医療単価の引き上げ等によつて著しく給付額が増高する半面、被保険者の負担能力はきわめて低く、しかも国庫負担率もまた低く限定されている結果、保険財政は極度に麻ひし、ために該事業の運営は避けることのできない危機に直面している実情である。ついては、現行国保財政制度に全面的な再検討を加え、これに対する抜本的対策を講ずるとともに、次記事項をすみやかに措置されたいというのである。（一）事務費に対して実質十割を国の負担とすること、（二）療養給付費国庫負担を最大限に増額すること、（三）調整交付金の交付方式をすみやかに改定すること、（四）ボーダーライン層の保険料及び一部負担金減免に対して補てんすること。

二、請願の議決理由

現行の国民健康保険財政制度を再検討することは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国立病院看護婦の給与改善に関する請願（請願者　札幌市菊水西町十四番地国立札幌病院総婦長加藤よね外二名）（正木清君紹介）（第一三九〇号）及び同（請願者　札幌市国立白川療養所看護婦長長谷川ユキ）（横路節雄君紹介）（第一四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医学の著しい進歩、治療の普及発展に伴い、看護の分野においても技術の研究、管理の改善、業務の合理化、質の向上等が要求され、これに応じて種々研究を行い疾病の治癒、予防、健康の増進等に努力しているが、一方看護業務は地味な上にほとんど女性ばかりの職業で一般に軽く評価されがちで、一般公務員の中にあつて最も不遇な地位に置かれていることは遺憾である。ついては、国立病院看護婦の給与の改善および週四十四時間制の確立につき特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業退職金共済事業団の組織運営改善に関する請願（請願者　長野県議会議長堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業退職金共済法は、第三十一回国会において可決成立をみたことは、中小企業労働問題に関する画期的施策であると同時に、中小企業従業者のため大いなる光を望み得たのであるが、中小企業の現状からみて、なお幾多重要な問題点が残されているので、次記事項について措置されたいというのである。（一）中小企業退職金共済法については、中央のみにあつて地方に支部組織を持たない事業団では所期の目的を達成することは不可能であるから、この際事業団の業務が円滑に推進できるよう、地方支部機構（都道府県中小企業団体中央会等に対する業務委託）をすみやかに確立すること、（二）事業団が活発に事業が運営されるようになれば巨額の余裕金が見込まれているが、事業団からの余裕金を預ける場合、金融機関によつて利差が生じないように一定の金利措置を講ずるとともに、余裕金はできるだけ多く一部業務委託を受けた地方金融機関に滞留せしめて、中小企業の近代化（体質改善）に役立つよう、中小企業の融資金源として特別措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

中小企業退職金共済制度の実情にかんがみ、本請願は、その趣旨検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険の内容改善及び結核回復者寮設置等に関する請願（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地救世軍杉並寮養所患者互助会委員長日高義晃）（帆足計君紹介）（第二一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核など長い療養生活を余儀なくされている者は、たとえ回復しても、ハンデイキヤップのあるからだでは一人前の生活権を得るのは難しいので、同回復者のために寮を設置されるとともに、就職に対しても現実にろく骨を八本もとつたからだでは雇つてくれる所がなく、また肺機能低下のために見かけは肥えていても労働できない人も多いので、これらの人の社会復帰のためにも法律的な生活保障

をされたい。また昨年の十二月の実施された国民健康保険では、本人が七割、家族が五割負担となっているが、これでは被保険者の負担が重すぎる上に掛金が高すぎるので、本人が十割、家族七割の率で国庫扶助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

結核回復者の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

新薬を健康保険等に適用に関する請願（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地救世軍杉並療養所患者互助会委員長日高義晃）（帆足計君紹介）（第二一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行健康保険等では新薬カナマイシンを使用できないことになつているが、チビオン、パス、ヒドラ、ストマイ等すべての薬を使つてもなお病状が一進一退を続けている重症者に対しては、新薬カナマイシンを使用できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

身体障害者の治療及び救済機関設置に関する請願（請願者　東京都港区赤坂青山北町一丁目無番地都営青山北町一丁目アパート九号館一号浜田虎吉）（池田清志君紹介）（第二二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者の三女末千代は、昭和十六年十一月中旬突然高度の発熱があつて脳性小児麻ひとなり、自来十八年間引き続き療養中であるが、ついに智能低下、歩行困難な身体障害者となつた。右のような不具者にひとしい者の将来の生きる道として、国立牛込身体障害者更生指導所、または都内の国分寺、戸山ケ原、練馬にある都立身体障害者職業補導所に入所を希望したがいずれも謝絶された。このような身体障害者も保護者やある程度の資産のあるものはよいが、そうでないものはまことに悲惨である。ついては、前記の設備機関で救済されない身体障害者の、長期にわたる治療および救済機関をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

恵まれない身体障害者の救済機関の設置を講ずることは、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国民年金制度の運営等に関する請願（請願者　岡山県議会議長大山茂樹）（星島二郎君紹介）（第二五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民年金制度は、憲法第二十五条に規定する理念に基づき、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的として制定されたものであるが、同制度を国民生活の一環として、発展せしめるため、次記事項についてすみやかに措置されたいというのである。

(一)国民年金制度は、社会保障制度上画期的な制度であり、十分な広報活動が必要であるが、国の予算はきわめて貧弱で、県市町村に相当の負担をかけている現状であり、所期の成果を得ることが困難視されるので、これらの予算措置には特別の考慮を払うこと、(二)福祉年金制度について、(1)受給権者死亡の場合、国民年金法第十九条の未支給年金支給請求権者がいない限り年金は遺族に支給されないと解されるが、これでは実情にそわないから、遺族に未支給年金を支給すること、(2)受給権者本人の所得制限による制限は、母子福祉年金については不当と考えられるので、制限を緩和すること、等。

二、請願の議決理由

社会保障の一環として行なわれている国民皆年金制度は逐次その内容の充実を図ることは喫緊の要務である。国家財政の許す範囲において国庫負担の増額等、前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

インドネシア共和国における日本人戦没者の遺骨収集に関する請願（請願者　東京都世田谷区代田一丁目六百二十五番地豊島房太郎）（野原正勝君紹介）（第二七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年夏に実施された豪北方面の日本人戦没者遺骨収集の際、インドネシア共和国内所在のものについては、当時同国政府の了解を得ることができず、そのためにモロタイ、ハルマヘラ、アンボン、セレベス、アル、ケイ、タニンバル、チモールおよびスンバ等の各諸島ならびに南部ボルネオについては、ついに収骨ができなかつた。当時はわが国とインドネシア共和国との間には友好関係が回復されておらず、インドネシア側において幾多の誤解があり上陸ができなかつたのであるが、すでに昭和三十三年に平和条約および賠償協定が成立し、両国は友好関係にあるから、同地域内の日本人戦没者推定三万六千人余および他に戦犯として処刑された者約百二十人の主だつた所の収骨を、外務省出先機関協力のもとに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦争犠牲者の遺族の心情を考察し、前掲の措置を講ずることは適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

未熟児養育指導に関する請願（請願者　東京都品川大井森下町三千九百八十五番地田中志ん外一名）（岡本隆一君紹介）（第三〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年五月法律第百二十号の制定に伴ない、未熟児の養育医療の責任の所在が明らかにされたが、児童福祉における未熟児の取扱いが養育医療にのみ偏重し、養育指導の重要性が忘却された傾向にある。すなわち、養育のため病院または診療所に収容することを必要とする未熟児に対して、養育医療の給付または費用が支給されることになつているが、未熟児に対する介助および指導等、助産婦が行なう養育指導の給付等については、なんら規定されていない。ついては、児童福祉法をこの法の立場から強化拡充し、未熟児に関し養育指導の場合と同じに、養育指導の給付および費用の給付について規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

未熟児対策において前掲の措置を講ずることは適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の一部改正等に関する請願外一件（請願者　福岡県嘉穂郡二瀬町大字伊岐須三番地日鉄二瀬鉱業所生活協同組合小畑留吉外一名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三一七七号）及び同外一件（請願者　兵庫県揖保郡太子町原八百四番地原生活協同組合内開発俊夫外一名）（堀昌雄君紹介）（第七七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年生活協同組合は消費者大衆の要望により漸次発展し、現在全国の活動組合約千二百組合、その組合員数は約百七十万人、年間事業量は約三百七十億円となつており、国庫よりの長期低利融資金の必要はますます増大しているが、現状はかえつて国庫融資わくは

年々減少（昭和三十四年度は八百万円）してゆくことはまことに遺憾である。生協は物価安定という重要な社会的役割を持つのに国庫資金融資については、きわめて冷遇されている。ついては、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を改正し、国および各都道府県において、国庫および各都道府県より生協に対する貸付金をプール化するとともに、国の一般予算よりの生活協同組合に対する貸付金のわくを増大すること、ならびに厚生年金よりの生活協同組合に対する還元融資わくを認めること等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

那智の滝源泉確保に関する請願（請願者　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町那智山区長西正夫外三名）（世耕弘一君紹介）（第三二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

那智の滝は、いわゆる天下の三絶として、観光上高い価値を有し、富士山、瀬戸内海の景とともに古来から広く有名であり、国際的な存在でさえある。しかしてその源泉である那智原始林は、吉野熊野国立公園特別地区、風致保安林であるため一応保全されるが、それ以外の山林の所有が、社、寺ないしは国有公共的なものがきわめて少なく、また保安林指定もないため、戦後の隣接地帯の伐採によつて、那智の滝の落水が漸次減少しはじめ、さらに最近においては、源泉地帯を奥深く伐採しようとする風聞があつて遺憾にたえない。ついては、同滝は吉野熊野国立公園の中枢をなすものであるから、これが源泉確保については万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨は時宜に適するものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

結核療養所、病院の建築費に関する請願（請願者　兵庫県西宮市今津水波町百七十一番地医療法人喜望会谷向病院理事長谷向茂峻）（原健三郎君紹介）（第三四三一号）、同（請願者　甲府市伊勢町千二百四十二番地古守豊甫）（内田常雄君紹介）（第三七四五号）同（請願者　東京都中野区宮園通り四丁目七番地社団法人日本結核療養所協会理事長田沢鐐二外一名）（本島百合子君紹介）（第三七四六号）及び同（請願者　神奈川県逗子市小坪九百七十六番地湘南サナトリウム武久徳太郎）（野田武夫君紹介）（第四一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

永年結核撲滅のため酷使してきて危険にひんしている木造結核療養所（病院）を耐火建築に改築して、まだまだ多い結核病患者を安んじて収容することができるように、今回設立の医療金融公庫貸出しのわくに、「結核療養所（病院）耐火建築費」を規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

遺族給与金の審査裁定促進に関する請願（請願者　栃木県栃木市東町七番地小川清左ヱ門外五名）（山口好一君紹介）（第三四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次戦争において犠牲になつた軍属および徴用者の遺族も、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象となつて給与金を受けられるようになつたことは感謝にたえないが、請願者たちは、同給与金請求に必要な関係書類を作製して昨年末請求したがいまだ裁定になつていない。ついては、右裁定を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

未帰還問題の早期解決に関する請願（請願者　埼玉県大里郡妻沼町小島二千七百八十八番地在外同胞帰還促進関東地区協議会委員長小林勘市）（荒舩清十郎君紹介）（第三四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後十五年を経ている今日においても、未帰還問題の解決は、今なお完全とはいいがたいから、次記要項について適切な措置を講ぜられたいというのである。（一）ソ連（樺太、千島を含む）地域死没者の遺骨収容と現地での追悼、（二）北鮮地域未帰還者の調査および生存残留者、特に国際結婚婦人の里帰りに関する北鮮政府との交渉、（三）現地復員問題の審査等、（四）未帰還者に関する特別措置法の南方地域一般邦人に適用、（五）未帰還者に関する特別措置法による弔慰料の支給範囲の拡張。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて適切妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

理容師法の一部改正に関する請願（請願者　仙台市肴町三十七番地宮城県環境衛生同業組合理事長安達英夫外十二名）（大橋武夫君紹介）（第四一七〇号）、同（請願者　長崎市立山町一番地長崎県理容環境衛生同業組合理事長中山健治外十六名）（綱島正興君紹介）（第四一七一号）、同（請願者　京都市中京区丸太町御前通西入下京都府理容環境衛生同業組合理事長高橋幸嗣）（田中伊三次君紹介）（第四一九八号）、同（請願者　広島市鉄砲屋町三十一番地広島県理容環境衛生同業組合理事長久保田保雄外十六名）（永山忠則君紹介）（第四一九九号）、同（請願者　福島県須賀川市西六丁目二十七番地関原六郎）（八田貞義君紹介）（第四二〇〇号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区代々木一丁目三十六番地全国理容環境衛生同業組合連合会理事長加川荘三郎外九名）（藤本捨助君紹介）（第四二八三号）、同（請願者　千葉市新宿町二丁目五十七番地千葉県理容環境衛生同業組合連合会市原安喜雄外十六名）（臼井荘一君紹介）（第四二八四号）、同（請願者　京都市上京区今出川千本東入ル竹原富三外十一名）（中村三之丞君紹介）（第四二八五号）、同（請願者　千葉市新宿町二丁目五十三番地千葉県理容環境衛生同業組合理事長宇佐美正巳外十六名）（水田三喜男君紹介）（第四二八六号）、同（請願者　大阪市北区山崎町十八番地大阪府理容環境衛生同業組合理事長小島千代多外十五名）（中山マサ君紹介）（第四四一二号）、同（請願者　大阪府河内市加納三十八番地河内理容連盟杉山朝次郎外十三名）（古川丈吉君紹介）（第四四一三号）、同（請願者　名古屋市昭和区阿由知通五丁目十四番地愛知県理容環境衛生同業組合理事長伊藤鉄三郎外十六名）（伊藤よし子君紹介）（第四六九三号）、同（請願者　三重県四日市市南川原町八百二十八番地三重県理容環境衛生同業組合川崎元一外八名）（小林正美君紹介）（第四六九四号）、同（請願者　広島市宇品町御幸通六丁目金藤正行外十五名）（大原亨君紹介）（第四六九五号）、同（請願者　京都府福知山市仲の町道下康治外十三名）（前尾繁三郎君紹介）（第四七二九号）、同（請願者　大阪府泉南郡岬町深日二千二百四十一番地梅田義明外七名）（西村榮一君紹介）（第五四九五号）、同（請願者　横浜市鶴見区鶴見町二百四十番地神奈川県理容環境衛

生同業組合横浜地区協議会長大久保勝次郎外十七名）（門司亮君紹介）（第七〇九四九六号）、同（請願者　秋田市城町五十一番地秋田県理容環境衛生同業組合理事長登利谷六朗外十五名）（柳谷清三郎君紹介）（第五七六七号）、同（請願者　山口県下関市新町四丁目下関高等理容美容学校内山口県理容環境衛生同業組合下関支部松本耕治外十五名）（今澄勇君紹介）（第五八八四号）、同（請願者　鹿児島市加治屋町百七十九番地藤元友一）（池田清志君紹介）（第六〇四一号）、同（請願者　盛岡市新穀町三百五十六番地の一小笠原正外十五名）（志賀健次郎君紹介）（第六〇四二号）、同（請願者　福島県原町市南新町宇南東原一番地天野正助外十二名）（齋藤邦吉君紹介）（第六四二一号）、同（請願者　秋田県湯沢市田町秋田県理容環境衛生同業組合雄勝支部泉隆一外十六名）（飯塚定輔君紹介）（第六五五〇号）、同（請願者　新潟県三条市上町四百七十番地新潟県理容環境衛生同業組合浅間石松外十六名）（亘四郎君紹介）（第六九六五号）、同（請願者　山口市今市六十一番地山口県理容環境衛生同業組合理事長中村武司外十五名）（周東英雄君紹介）（第六九七九号）、同（請願者　横浜市西区西前町四丁目百十四番地神奈川県理容環境衛生同業組合理事長臼井豊次外十六名）（小金義照君紹介）（第六九九五号）、同（請願者　鳥取市末広温泉町三百六番地鳥取県理容業環境衛生同業組合設田梅夫外七名）（古井喜實君紹介）（第六九九六号）、同（請願者　新潟県長岡市新町一丁目新潟県理容環境衛生同業組合長岡支部長反町清外十六名）（田中角榮君紹介）（第七〇〇七号）、同（請願者　仙台市長町北町百十九番地宮城県理容環境衛生同業組合理事長佐々清吉）（愛知揆一君紹介）（第七〇五三号）、同（請願者　静岡市春日町三丁目十七番地静岡県理容環境衛生同業組合理事長海津康治外十六名）（西村直己君紹介）（第七〇七五号）及び同（請願者　東京都港区赤坂表町三丁目二番地東京都理容環境衛生同業組合理事長征田松五郎外十六名）（山口シヅエ君紹介）（第七七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理容業界の構造的欠陥の是正および素質の向上等の体質改善策を確立し、もつて業界の安定と社会衛生に寄与するため、次の事項を実現するよう理容師法の一部を改正されたいというのである。（一）理容師養成施設において、年々一万三千人近い過剰理容師が育成されてる結果、必然的に過度競争をますます激化し、理容業界の不安定の原因となつているから、養成施設の適正配置ならびにその定員の規正等適切な措置を講ずること、（二）現行法による養成課程中、実地習練（一箇年）の実情は、徒弟代用として使われるケースがきわめて多いから、同習練を養成施設学修期間に繰り入れること、（三）理容管理者の資格を制定すること、（四）理容試験を統一すること、等。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

大島青松園の施設整備に関する請願（請願者　香川県木田郡庵治村六千三十四番地国立療養所大島青松園入園者代表中石俊夫）（藤本捨助君紹介）（第六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県木田郡庵治村六千三十四番地所在の青松園は、ハンゼン氏病療養所として明治四十二年に開設されたもので、建物の老朽はなはだしく、戦後若干の整備はされはしたが、水利、建物等の現状は明らかに全国の他の療養所に比し、不完全な状態に放置されている。ついては、せめて青松園の施設を他の療養所と同程度にまで改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

国民健康保険事業療養給付費等に対する国庫負担率引上げに関する請願（請願者　東海市議長会長立石健）（中村幸八君外二名紹介）（第六九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業の円滑な運営と発展とをはかるため、政府は療養給付費および療養費の支給に関する費用について、現行の国庫負担率十分の二を十分の五に引き上げ、かつ国民健康保険の事務費の国庫負担は、市部においては実費用の八割程度であるので、法規どおり実費十割とするため、被保険者一人当りの額を百二十円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

健康保険診療報酬点数表の病理組織検査点数改正に関する請願（請願者　東京都文京区本富士町一番地東京大学病理学教室内日本病院病理医協会会長大橋成一）（八田貞義君紹介）（第七〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険診療点数表の一本化に際しては、病理組織学的検査の診断ならびに治療、予ご等に及ぼす特殊性と重要性を考慮され、甲表に一本化し、さらに現行の甲表における不合理な点を次のように改正されたいというのである。（一）病理組織検査の点数を引上げること、（二）検査内容による区分を改正すること、（三）凍結切片法による手術中の迅速診断につき別に点数を設けること、（四）特殊染色に対する加算の項を設置すること、（五）異つた臓器部位による加算の項を設置すること、（六）診断に対してさらに高く評価すること。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

社会労働委員長　永山　忠則

衆議院議長清瀬一郎殿

農林水産委員会

甘しよ害虫緊急防除に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下における甘しよ害虫「アリモドキゾウムシ」の発生分布地域は、従来奄美大島十島村および上屋久町口永良部島に限られていたが、今般西之表市馬毛島においても発生が確認され、その伝染の兆が見え、鹿児島県畑作農業が甘しよ作に依存している現状から、きわめて憂慮している。ついては、甘しよ害虫発生地域に対して、植物防疫法第十七条の規定に基く、緊急防除措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県畑作農業における甘しよ作の重要性にかんがみ、甘しよ害虫「アリモドキゾウムシ」に対する緊急防除措置を講ずることはきわめて必要であり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

国有林用苗木貿上げに関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合会理事長菅沼良太外二十三名）（第三三号）、同（請願者　岐阜市司町岐阜県山林種苗組合連合会長奥田俊三外六名）（二田村武夫君紹介）（第三〇八号）、同（請願者　徳島市助任本町徳島県林業種苗生産組合長松木千一外十五名）（生田宏一君紹介）（第三六三号）、同（請願者　北海道札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗

協同組合理事長細田文明外十六名）（館俊三君紹介）（第四六七号）、同（請願者　埼玉県飯能市大字双柳五百七十二番地滝田竹三外十八名）（荒舩清十郎君紹介）（第四九一号）、同（請願者　長野市県町長野県山林種苗協同組合長尾崎秀男外三百七十四名）（井出一太郎君外二十七名紹介）（第六四九四号）、同（請願者　岡山市奥田岡山県森林組合連合会内岡山県山林樹苗生産組合理事長友保知外十七名）（橋本龍伍君紹介）（第七三二号）、同（請願者　札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗協同組合専務理事原田力之助外十五名）（田中正巳君紹介）（第九五〇号）、同（請願者　山口市上字野令山口県庁林政課内山口県山林種苗協同組合理事長伊藤辰次郎外二十二名）（石村英雄君紹介）（第一四六〇号）、同（請願者　宇都宮市一の沢町三百十七番地栃木県山林種苗協同組合理事長篠原徳一外二十六名）（小平久雄君紹介）（第一四六一号）、同（請願者　富山市新総曲輪富山県庁治山課分室内富山県山林種苗協会副会長義浦文夫外四名）（三鍋義三君外一名紹介）（第一四六五号）、同（請願者　甲府市橘町十八番地恩賜林記念会館別館内山梨県山林種苗協同組合理事長坂正公外十二名）（金丸信君外三名紹介）（第一四六三号）、同（請願者　富山市新総曲輪富山県庁治山課分室内富山県山林種苗協会副会長後田信隆外四名）（内藤隆君紹介）（第一四六四号）、同（請願者　富山市新総曲輪富山県庁治山課分室内富山県山林種苗協会副会長義浦文夫外四名）（三鍋義三君外一名紹介）（第一四六五号）、同（請願者　水戸市茨城県庁内茨城県林業種苗協同組合理事長塚本明外三十四名）（丹羽喬四郎君紹介）（第四七三一号）、同（請願者　山形市香澄町木の実小路二百九十九番地の一林業会館内山形県山林種苗協同組合理事長篠原徳一外二十六名）（小平久雄君紹介）（第一四六七号）、同（請願者　富山県新総曲輪富山県庁治山課分室内富山県山林種苗協会長藤田一三外四名）（鍛冶良作君紹介）（第一四六八号）、同（請願者　甲府市橘町十八番地恩賜林記念会館内山梨県山林種苗協同組合理事長坂正公外十二名）（金丸信君外三名紹介）（第一四六九号）、同（請願者　岐阜市司町岐阜県山林種苗組合連合会長奥田俊三外六名）（三田村武夫君紹介）（第三〇九号）、同（請願者　徳島市助任本町徳島県林業種苗生産組合長松木千一外十五名）（生田宏一君紹介）（第三六四号）、同（請願者　北海道札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗協同組合理事長細田文明外十五名）（館俊三君紹介）（第一四七〇号）、同（請願者　埼玉県飯能市大字双柳五百七十二番地滝田竹三外十八名）（荒舩清十郎君紹介）（第四九二号）、同（請願者　長野市県町長野県山林種苗協同組合長尾崎秀男外三百七十四名）（井出一太郎君外二十七名紹介）（第六五〇号）、同（請願者　岡山市奥田岡山県森林組合連合会内岡山県山林樹苗生産組合理事長友保知外十七名）（橋本龍伍君紹介）（第七三三号）、同（請願者　札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗協同組合理事長細田文明外十六名）（松浦周太郎君紹介）（第七九二号）、同（請願者　札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗協同組合理事長細田文明外十五名）（田中正巳君紹介）（第九四九号）、同（請願者　北海道札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗協同組合専務理事小高春雄外十四名）（本名武君紹介）（第一二四〇号）、同（請願者　山口市上字野令山口県庁林政課内山口県種苗協同組合岡本美作外二十二名）（石村英雄君紹介）（第一四六六号）、同（請願者　宇都宮市一の沢町三百十七番地栃木県山林種苗協同組合理事長篠原徳一外二十六名）（小平久雄君紹介）（第一四六七号）、同（請願者　富山県新総曲輪富山県庁治山課分室内富山県山林種苗協会長藤田一三外四名）（鍛冶良作君紹介）（第一四六八号）、同（請願者　甲府市橘町十八番地恩賜林記念会館内山梨県山林種苗協同組合理事長坂正公外十二名）（金丸信君外三名紹介）（第一四六九号）、同（請願者　岐阜市司町岐阜県山林種苗組合連合会長奥田俊三外六名）（三田村武夫君紹介）（第三〇九号）、同（請願者　徳島市助任本町徳島県林業種苗生産組合長松木千一外十五名）（生田宏一君紹介）（第三六四号）、同（請願者　北海道札幌市北四条西五丁目一番地北海道山林種苗協同組合理事長細田文明外十五名）（館俊三君紹介）（第四六八

少さえ見られる傾向があり、めん羊事業もその進展がやや鈍つたうらみさへある。ついては、この際事態の収拾と抜本的施策の確立のため、めん羊事業振興特別措置法を制定され、農家収入の増大等をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

農山村におけるめん羊の飼育頭数の増大をはかることは、生産農家の所得を獲保する上にきわめて必要であり本請願の趣旨は妥当適切である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

県外移出米助成金交付に関する法律制定促進に関する請願（請願者　長野県議会議員滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第一四六号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一四七号）、同（請願者　長野県議会議長尾崎秀男）（吉川久衛君紹介）（第三〇六号）及び同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米産農業県はおおむね経済的に後進県で、自主財源に乏しく、一方食糧増産をはかるため、多額の県費を投入しているので、県財政はきわめて苦しく、その結果農業行政は著しく後退する情勢にあることは、まことに憂慮にたえない。ついては、米産農業県の財政収入の増額と農政伸長をはかるため、県外移出米助成金交付に関する法律を、すみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

米産農業県に法的措置を講じて、著しく後退する農業行政の伸長をはかろうとする本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

果樹農業振興法制定等に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、果樹農業の振興と、あわせて国民の食生活の改善向上に寄与するため、果実の生産、流通、加工、消費ならびに輸出など各般にわたる総合的施策の確立をはかり、次記事項を実現されたいというのである。（一）農林省の「果樹農業振興総合対策要項」に基いた果樹農業振興法を制定するとともに、それに要する経費の予算措置を講ずること、（二）過剰生産恐慌と急激な価格変動を防止するため、生産者団体による出荷販売の調整のための予算措置を講ずること、（三）果樹栽培の特殊性を考慮した果樹災害対策を確立すること、（四）国の果樹行政機構の一元化とその拡充を期すること。

二、請願の議決理由

わが国農業の展開方向において果樹農業の果たすべき役割を考えるとき本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

国有旧解放農地の貸付料改定等に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府先買権に基く買取農地で、現在、主として地方公共団体等の公益的用途にあてるため、貸し付けられているものが少くない。この土地の貸付けは、国有財産法上減額貸付けができることになつているが、ほとんどは時価貸付けに近い貸付料を徴収されている実情で、このことは買取の対価に比較し、さらに公益的使用であることを考えた場合、きわめて不合理である。ついては、政府は、かかる土地の貸付けは無償とするか、あるいは譲渡するか、または国の買取対価との均衡を勘案した貸付料に改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府先買権に基づく買取農地で、現在、主として地方公共団体等に貸し付けられている土地の貸付けについては、なお、現地の実情を十分調査の上、国の所有に係る農地等の国有財産法による公共施設の貸付料金の徴収の完ぺきな解決をはかることは、民生安定上きわめて重要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

木炭価格安定対策強化と需要施策の確立等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭の生産環境の悪化はいよいよ深刻となり、生活基盤を製炭に求めている製炭業者は、すでに最低生活すら維持できない窮状に追い込まれて、転業を余儀なくされている状態であり、このまま推移すれば、今後木炭は、消費面において近代燃料に置き換えられるであろう以上に、その数量は減退し、ひいては農山村経済に暗影を投げかけるばかりでなく、燃料需給に混乱を招ねくおそれなしとしないので、国においては木炭生産者の危機打開のため、次記事項につき、適切な措置を講ぜられたいというのである。（一）木炭価格安定対策の強化と需要施策の確立をはかること、（二）原木確保対策の確立、（三）国営による製炭従業者共済制度の実施促進、等。

二、請願の議決理由

製炭業の生産については、燃料需給を安定させるため、今後とも、原木確保の確立及び木炭価格安定対策の強化等万全の方策を講ずる必要があり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

低温貯蔵農業倉庫の設置に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生産の急速な伸長および消費者側の要請等の事態の推移に即応し、軟質米の品質改善の一環として、その長期保存をはかるため、政府は、適地に低温貯蔵農業倉庫を設置するものとし、これに要する設備費、建築費、管理費等についての全額または高率国庫負担制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

軟質米の品質改善と長期保存をはかることは、国民食糧確保の見地からきわめて必要であり本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農道事業の国庫補助率引上げに関する請願（請願者　島根県益田市大字益田九百三十八番地大石三七雄外五千三百五十四名）（櫻内義雄君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良事業における農道は、現在団体営事業として取り扱われ、その国庫補助率はわずかに事業費の二割で、残額は農林漁業金融公庫資金の融資と農民の負担によるか、もしくは非補助土地改良事業として全額農民負担によつて行なわれているが、近時の農道は、その利用度においてもほとんど町村道に匹敵しており、一方都市の道路も逐次改良され、農道にくらべて受益者の負担は極少ではある。ついては、農道の国庫補助率の大幅引き上げと、融資の金利引き下げを措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農道事業の国庫補助率の引き上げと融資の金利引き下げによる農民の負担の軽減を図ることは、農業経営の安定ならびに産業の振興上必要であり、請願の趣旨は妥当

と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

水産実習船操業回数の増加に関する請願（請願者　愛媛県議会議長近藤広仲）（關谷勝利君紹介）（第四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県立宇和島水産高校実習船のまぐろ操業実習としての航海数は、水産庁の操業許可方針に基き年三回に規制せられているが、現状では生徒の学年単位に二航海のものと一航海のものが生じ、学校の教科課程実施上においても支障をきたしている。ことに内海漁業の不振対策として、専攻科の新設が要請されているが、これが実現の場合、本科生、専攻科生の乗船実習一航海では、本当の実習効果はあげられない。ついては、同水産高校の全生徒が二航海乗船、実習できるよう、まぐろ漁業操業を年間四航海に許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業法施行規則第二条による試験研究等の場合の適用除外事項でもあり、行政指導の面において万全の方策を講ずる必要があり、この観点から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農業災害補償制度の改正に関する請願（請願者　愛媛県議会議長近藤広仲）（關谷勝利君紹介）（第四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度は、近年の農業環境の変化と、生産力の飛躍的発展によつて、実態に添わなくなつているから、同制度を次のように改正されたいというのである。

(一)基準反収の大幅引き上げ、(二)掛金率の改正、(三)無事払戻制度の拡大、(四)事務の簡素化、等。

二、請願の議決理由

現行農業共済制度の運用状況にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

開拓道路及び橋りよう補修費等国庫補助増額に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開拓道路および橋りようの補修ならびに改修事業は、開拓事業補助金交付要綱により、道路補修助成事業として実施されるが、岩手県における事業総量は三十三地区五十一路線総延長十七万七千五百九十三メートル二十二、事業費一億五百万九千円であり、昭和三十年度から予算割当を得て施行、年次の古い路線から着工し、昭和三十三年度までに十地区十八路線延長三万九千二百七十メートル三十六、事業費一千四百八十九万八千円を完了し、三十四年度には一地区延長一千四百六十メートル、事業費二百五十二万円を実施中であるが、このように工事施行は国の予算に左右され、事業費の年平均割当額は三百六十万円程度であつて、総額に対しわずか四パーセントにすぎず、従来のような予算割当では早急な補修工事の促進はきわめて困難な状態にある。ついては、国全体の開懇建設関係道路補修事業費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓建設事業の円滑なる実施及び早期完成のため本件の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農地保全事業の関連工事に対する国庫補助等増額に関する請願（請願者　宮崎県都城市議会議長小野万重郎外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地保全事業は、国庫補助金六割五分および県費負担金三割五分をもつて実施されているが、同事業の関連工事は国庫補助四割とされ、県費負担は未定のままである。この関連工事は、受益者の限界も掌握が困難で、地元負担に支障をきたしているから、同関連工事に対する国庫補助金を増額され、かつ県費の最大限負担（四割以上）をすみやかに決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地保全事業の関連工事による地元負担の支障を放置することは、農業経営を合理化する上に重大な支障をもたらすものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

甘しよの価格安定等に関する請願（請願者　宮崎県都城市議会議長小野万重郎外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

甘しよは、米、麦に次ぐ現金収入作物であり、農産物価格安定法により政府の指示価格が定められているが、昭和三十四年はその指示価格が下回つて生産農家の減収となり、その増産意欲を阻害している。よつて、本年は政府の指示価格を維持しうるよう、強力な対策を講ぜられたい。また、農業災害補償法による農家の負担額が逐年増加し、同制度に対する不満をも生じているから、これが負担額軽減のため、国庫負担額を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国農業における甘しよ作の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

国産大豆集荷業者を調整機関に指定の請願（請願者　岩手県二戸郡福岡町五日町三十五番地小保内岩吉外十九名）（山本猛夫君紹介）（第六五六号）、同（請願者　長野県上田市松尾町五千百三十四番地の二東信食糧卸協同組合理事長中沢好富）（松平忠久君紹介）（第一二三八号）、同（請願者　青森市大字安方町七十六番地青森県雑穀集荷販売協同組合理事長大里新吉）（三浦一雄君紹介）（第一二三九号）、同（請願者　長野市南県町六百八九五番地信州雑穀卸商組合長平林要三）（増田甲子七君紹介）（第一二八〇号）、同（請願者　長野県松本市本町五丁目松本農産振興株式会社大久保佐忠）（小澤貞孝君紹介）（第一三九一号）、同（請願者　長野市南石堂町千二百七十五番地長水雑穀集荷商業組合長竹下清雄外一名）（小坂善太郎君紹介）（第二一七一号）、同外一件（請願者　宮崎県都城市川東四千六百三十番地首藤国太郎外六十七名）（床次徳二君紹介）（第二二二六号）及び同（請願者　長野県伊那市大字伊那郡四千八百十九番地伊那米穀株式会社社長橋爪義衛外二名）（吉川久衛君紹介）（第七〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府においては大豆ＡＡ制の実施に際し、国産大豆保護策として生産者団体のみを自主調整機関として、その損失を国庫が補償するよう聞き及んでいるが、これが実現されれば、集荷業者は営々として築き上げた内地出回りの八十パーセントに及ぶ実績は一朝にして崩潰し、その生活権を失い路頭に迷う結果となることは明らかである。ついては、真の農家の繁栄は、生産者団体、商業団体の二元集荷により、それぞれの長所を発揮することによつて達成されるものと思われるので、集荷業者も調整機関に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大豆ＡＡ制の実施に際し、生産

者団体に対する自主調整機関としての補償問題については、集荷業者を安定させるため、今後とも、行政指導の面において万全の方策を講ずる必要があり、この観点から、本請願の趣旨をも考慮して適切な措置を講ずべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿屋市、垂水市及び肝付地区町村に部分林造成に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝付地区は十二万四千ヘクタールの土地を擁し、その六十五パーセントすなわち八万一千百ヘクタールは山林を形成し、林業は同地区産業構造上重要な地位を占めており、これを所有別にみると民有林三万一千四百ヘクタール、国有林四万九千七百ヘクタールで、その包蔵する蓄積量は民有林八百六十九万石、国有林二千百二十八万石すなわち三千万石に達しているが、同地区は地理的条件に恵まれず、火山灰土じようにおおわれた低位生産地帯の上、台風や豪雨等の災害が多く、そのため地区住民の生活水準はきわめて低く、その所得額は全国平均の五十パーセントという状態である。ついては、鹿屋市、垂水市および肝付地区市町村に部分林として国有林を開放し、その経営並びに利用に地方民を積極的に参加せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿屋市等の地区町村について、なお、現地の実情を十分調査の上、鹿屋市等に対する要望解決をはかることは、地区住民の生活安定の上からきわめて重要であり、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿屋市に畜産試験場設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿屋市地域は土じようの大部分はシラス層の上をローム灰砂層でおおわれ、この火山灰土じようの地力培養をはかることが、農家経済の向上をはかる上に最も緊急である。この地力培養は畜産の振興をはかり、堆厩肥を増産する以外にないが、同地域の畜産業は、質においても量においても、はなはだしく低下しており、幾多改善をはかる必要が認められている。ついては、鹿屋市に畜産試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

特殊土じよう地帯における地力培養のため、畜産の振興をはかることは、農家経済の向上をはかる上に最も緊要であり、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島県肝付地区国有林道網の整備拡充に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝付地区は十二万四千ヘクタールの土地を擁し、その六十五パーセントすなわち八万一千百ヘクタールは山林を形成し、林業は地区産業構造上重要な地位を占めており、従つて林業の消長が同地区経済に及ぼす影響はきわめて大であるが、最近全国に木材の高度利用化が計られ、特にパルプ工場ならびに繊維板工場は全国に次々と設立されている現状であるので、同地区の豊富な森林資源がこれら工業の供給源として時代の脚光を浴びることは必至である。ついては、肝付地区の森林資源開発のため、一般県道ならびに民有林道とを結び国有林道網を整備拡充せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林道網を整備拡充することは、森林資源の開発と地方経済の向上の面から重要な意義を持つものであり、この観点から、本請願の趣旨に対しては十分な考慮を払うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿屋市に国立亜熱帯植物試験場設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前掲第七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市を中心とする大隅地区は、本邦最南端に位置し、黒潮の影響を受けて気象すこぶる温暖であり、亜熱帯ないし熱帯植物の生育に適しているので、同植物を試植し、逐次気象的環境に順化させれば、大隅地区の特産物として同地区開発に大きな役割を果すものと思われる。ついては、品質、栽培技術の改善には格段の研究を必要とするので、鹿屋市に国立亜熱帯植物試験場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

亜熱帯植物の試験場設置を図ることは、地方特産物としての開発と地方経済の向上の面から重要な意義を持つものであり、この観点から、本請願の趣旨に対しては十分な考慮を払うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

茶業振興法制定に関する請願（請願者　茨城県猿島郡境町二十一番地本島弥一郎）（赤城宗徳君紹介）（第七五八号）、同（請願者　奈良市登大路町八番地奈良県茶業協会長的場長太郎外一名）（秋山利恭君外三名紹介）（第七五九号）、同（請願者　東京都港区芝汐留七番地の七東京都茶商工業協同組合理事長原田祐次郎）（天野公義君紹介）（第七六〇号）、同（請願者　茨城県古河市大工町五千七百四十五番地関武美）（佐藤洋之助君紹介）（第七六一号）、同（請願者　茨城県猿島郡岩井町岩井四千五百九十八番地荒木哲三）（丹羽喬四郎君紹介）（第七六二号）、同外二十件（請願者　静岡市北番町五十六番地の一静岡茶商工業協同組合理事長若杉平六外二十名）（松岡嘉兵衛君紹介）（第七六三号）、同（請願者　愛知県瀬戸市大字下品野柴田要助）（早稲田柳右エ門君外一名紹介）（第七六四号）、同（請願者　津市広明町三百二十七番地三重県茶業連合会長田中覚）（木村俊夫君紹介）（第七六五号）、同外二件（請願者　静岡県浜松市田町三百番地加藤忠七郎外二名）（足立篤郎君紹介）（第七六六号）、同（請願者　宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦五千百二十五番地児湯郡茶農業協同組合長富岡一）（相川勝六君紹介）（第七六七号）、同外二件（請願者　長崎県東彼杵郡東彼杵町長崎県茶業協会岩永藤樹外二名）（金子岩三君紹介）（第七六八号）及び同外二件（請願者　佐賀市松原町七十三番地佐賀県茶販売組合連合会土井彦市外二名）（保利茂君紹介）（第七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茶は国民日常必需の保健飲料であるとともに、古い歴史に輝くわが国の重要輸出品であり、従つて茶業の盛衰は単に茶業者のみならず、広く国民生活と国家経済とに至大の影響を及ぼすものである。茶業の現在および将来には、国家的大乗的見地から、早急な解決あるいは根本的な対策を必要とする幾多の問題を内蔵し今にして適当な措置を講じなければ、悔いを千歳に残すおそれがある。ついては、次記諸項を内容とする茶業振興立法を実現するよう措置されたいというのである。（一）農林大臣は、茶業振興上必要な都道府県を、茶業都道府県として指定すること、（二）茶の生産、輸出、消費を計画的ならしめるため、農林大臣および茶業都道府県知事は、

茶業振興基本計画を樹立し、これを農林大臣は知事に通知し、知事は農林大臣の承認を受けることとすること、等。

二、請願の議決理由

わが国茶業の根本的対策樹立とその振興をはかる上において本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

砂糖の貿易自由化反対に関する請願（請願者　鹿児島県大島郡町村会長吉岡為良外一名）（保岡武久君紹介）（第七七三号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近政府は、砂糖の貿易自由化を促進することを発表し、その中に原糖輸入の自由化をも考慮しているようであるが、さきに政府は国内総合甘味資源需要対策を樹立し、その生産向上を強く推進し、関税引き上げその他の国内糖の保護処置を打出してからまだ一年そこそこであるのに、このような原糖輸入の自由化実現は、全国的に波乱を生ずるものと予想され遺憾である。ついては、国内糖業の保護のため、砂糖の貿易自由化の計画は、これを取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

貿易自由化に伴う原糖輸入の自由化については、国内糖業の立場をも考慮して生産指導等の面において万全の方策を講ずる必要があり、この観点から、本請願の趣旨をも考慮して適切な砂糖行政を行なうべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

津市高茶屋旧軍用地処分の実情調査に関する請願（請願者　津市高茶屋小森千百二十六番地の二服部米次郎）（角屋堅次郎君紹介）（第七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県津市高茶屋における元海軍工廠跡地ならびに軍用道路余剰地の処分については、高茶屋農地委員会および高茶屋農業委員会の処置はその当を得ておらず、委員はひたすら私利私欲のみを追つて妥当な処分をなさず、県当局もまた適当な指導を行なわなかつたのみでなく、下級官僚はむしろかれらと結託して、その非行を助長した形跡のあるのは、まことに遺憾である。ついては、同津市高茶屋の元軍用地の不正処分につき、現地にて十分実情を調査され、これが根本的解決をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

元軍用地の不正処分については、現地の実情を十分調査の上、旧軍用地処分の完ぺきな解決をはかることは、民生安定上きわめて重要であり、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

軽臼漁港の整備計画指定に関する請願（請願者　北海道鳥牧郡島牧村長浜谷徳四郎外二名）（椎熊三郎君紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道島牧郡島牧村軽臼漁港は、昭和二十五年に設計され、昭和二十七年十月農告第四百九十二号をもつて第一種漁港として指定されているが、漁港の整備計画の指定がないため、着工の運びとならないことはまことに遺憾である。ついては、低位漁家の安定と水難防災はもとより、地方産業開発の見地から、昭和三十五年度において整備計画を指定し、早期着工となるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

軽臼漁港を整備計画に採り入れて整備することは、該地方における低位漁家の安定と漁業の発展を図る上に、きわめて必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

国立水産利用研究所設置に関する請願（請願者　大日本水産会長高碕達之助）（小林絹治君紹介）（第一三〇四号）及び同（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂ビル内全国漁業協同組合連合会長片柳真吉外一名）（赤路友蔵君紹介）（第二五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国水産業は漁撈、製造加工、流通面が一体の形において、その振興を期せなければならぬ段階にあり、水産庁海区水産研究所では製造利用については基礎研究が行なわれているが、応用面の研究に至つては、その設備が皆無のため全然実施されていないので、応用研究を最も必要とする製造利用面の進歩は著しく阻害されている実情である。ついては、わが国水産業は国際関係から漁場が制約されつつあるので、漁獲物の完全利用を図るため、応用研究を主とする国立水産利用研究所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁獲物の完全利用を図ることは、わが国水産業の現況から重要な課題となつている。応用研究の水産業における重要性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

老朽ため池の補強促進に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通二丁目二十七番地全国土地改良事業団体連合会長竹山祐太郎）（竹山祐太郎君紹介）（第一三〇五号）及び同（請願者　鳥取市東町沢住辰蔵）（足鹿覺君紹介）（第二七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国かんがい用ため池の大部分は築造が相当古く、従つて老朽化が年々激しく、しばしば災害の主原因をなしていることは国土保全上憂慮すべきことであり、農林省調査によれば、補強を要するもの七万九千余箇所にも達している。しかるにこれが補強事業に対する国庫予算は昭和二十八年度以降毎年度一億乃至三億円の少額をもつてわずかな地区に対し、補強が行なわれているに過ぎない実情である。ついては、右の補強を要するものに対し昭和三十五年度以降五箇年間に補強を完了するよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土保全の上から、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

十五号台風による鍋田干拓地の犠牲者援護に関する請願（請願者　愛知県海部郡弥富町鍋田下里嘉兵衛外十三名）（江崎真澄君紹介）（第一八五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

台風十五号により、愛知県弥富町の鍋田干拓地は完全といわれていた堤防が決壊し、一瞬にして家族七十名、同居人五名を含めた百三十三名に及ぶ犠牲者を出し、多くの経費と労力を費して営々として築き上げた農耕地も泥海化し、入植者達は再起もきわめて困難な事情にあつて、とほうにくれている。ついては、国の施策として建設途上にこの災害を受けた同干拓地入植者に対し、早急に援護施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

台風十五号による鍋田干拓地の開拓者について、農業経営の再起の完ぺきを期し、生活の安定を図ることはきわめて必要であり、本

請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産　委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農業災害補償制度改正に関する請願（請願者　大分県玖珠郡九重町大字引治千二百九十三番地の三日熊定夫外十九名）（廣瀬正雄君紹介）（第二三五四号）、同外一件（請願者　長野県上田市踏入六百五十二番地山崎茂外三十五名）（松平忠久君紹介）（第二三五五号）、同外二十件（請願者　鳥取県東伯郡伯山町野坂一外九百六十七名）（足鹿覺君紹介）（第二七三五号）、同（請願者　新潟県新津市一丁目中東浦原郡農業共済組合職員労働組合神山亀一外四十三名）（石田宥全君紹介）（第二七三六号）、同（請願者　愛知県岡崎市明大寺町字天白前五十三番地柴田金次郎外十五名）（中垣國男君紹介）（第二七三七号）、同（請願者　愛知県岡崎市池金町青山常吉外九名）（中垣國男君紹介）（第二七六四号）、同外四件（請願者　茨城県東茨城郡常澄村大場大和田要外七十九名）（久保三郎君紹介）（第二八二二号）、同外九件（請願者　水戸市棚町浅野富保外百六十五名）（久保三郎君紹介）（第二九四〇号）、同（請願者　新潟県長岡市喜多町五百四番地木村忠悟外十四名）（小林進君紹介）（第二九四一号）、同（請願者　北海道上川郡比布村第十三区妻鳥又助外十八名）（芳賀貢君紹介）（第二九四二号）、同外一件（請願者　北海道紋別郡雄武町熊野茂行外二十七名）（永井勝次郎君紹介）（第二九四三号）、同外一件（請願者　新潟県糸魚川市大字寺町三百七十六番地糸魚川市農業共同組合松田保治外三十一名）（田中彰治君紹介）（第三〇四六号）、同（請願者　新潟県東頸城郡松代町農業共済組合理事柳貞輔外十五名）（塚田十一郎君紹介）（第三〇四七号）、同外二件（請願者　新潟県新津市本町通り一番町飯田義雄外五十七名）（石田宥全君紹介）（第三一一五号）、同外一件（請願者　大分県玖珠郡九重町大字町田小田勲外三十五名）（木下哲君紹介）（第三一三二号）、同外四件（請願者　茨城県結城郡石下町大字古間木片岡稔外六十九名）（久保三郎君紹介）（第三一八二号）、同（請願者　新潟県三島郡二和村農業共済組合広川浩次郎外十五名）（三宅正一君紹介）（第三一八三号）、同外三件（請願者　新潟県刈羽郡西山町大字礼拝西山町農業共済組合長仲野稔外五十九名）（田中角榮君紹介）（第三一九六号）、同外三件（請願者　徳島県麻植郡鴨島町小倉半平外百五十一名）（阿部五郎君紹介）（第三二四六号）、同（請願者　愛知県岡崎市井田町岡崎職員協議会委員長柴田金次郎外十八名）（伊藤よし子君紹介）（第三二四七号）、同外一件（請願者　新潟県西蒲原郡吉田町粟生津農業共済組合近藤子外三十一名）（櫻井奎夫君紹介）（第三二五一号）、同外四件（請願者　群馬県太田市大字竜舞小林唯作外百二十一名）（東海林稔君紹介）（第三二五二号）、同外一件（請願者　新潟県十日町市卯六十二番地十日町市農業共済組合福崎善衛門外三十一名）（田中彰治君紹介）（第三二五三号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡大和村農業共済組合長関竜三外十五名）（亘四郎君紹介）（第三二五四号）、同（請願者　新潟県中頸城郡牧村大字柳島七百八十番地松枝慶治外五十名）（田中彰治君紹介）（第三二六〇四号）、同（請願者　新潟県佐渡郡小木町大字小木町九十番地の一小木町農業共済組合長小林武雄外十五名）（高橋清一郎君紹介）（第三二九二号）、同（請願者　新潟県三島郡和島村農業共済組合長理事久住喜助外十五名）（亘四郎君紹介）（第三四三八号）、同（請願者　新潟県北浦原郡築地村農業共済組合長水沢太左栄門外十四名）（渡邊良夫君紹介）（第三五二三号）、同（請願者　新潟県高田市大字大貫高田市西部農業共済組合小山元一外十五名）（塚田十一郎君紹介）（第三七四七号）、同（請願者　北海道夕張市高松三区新妻端則外十七名）（足鹿覺君紹介）（第三八八〇号）、同外五件（請願者　新潟県北浦原郡笹神村大字山崎笹岡農業組合長五十嵐信男外百五十三名）（石田宥全君紹介）（第三八八一号）、同外九件（請願者　新潟県高田市大字飯小山数一外百六十二名）（猪俣浩三君紹介）（第三八八二号）、同外二件（請願者　大分県東国東郡国見町大字岐部中野長谷生外二十九名）（小松幹君紹介）（第三八八三号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金井村大字千種五十九番地の一斎藤吾一外十四名）（櫻井奎夫君紹介）（第三八八四号）、同外一件（請願者　群馬県山田郡矢場川村矢場野村丈太郎外三百六十八名）（東海林稔君紹介）（第三八八五号）、同外二件（請願者　愛知県豊橋市佐藤町字東谷三十四番地の三横井義人外四十三名）（穂積七郎君紹介）（第三八八六号）、同外二件（請願者　新潟県北魚沼郡湯之谷村大字井口新田星正則外四十九名）（三宅正一君紹介）（第三八八七号）、同（請願者　北海道夕張市高松三区新妻端則外十八名）（足鹿覺君紹介）（第三九二三号）、同外四件（請願者　新潟県西蒲原郡味方村農業共済組合長堤五作外七十九名）（大島秀一君紹介）（第三九六七号）、同（請願者　大分県東国東郡国見町大字小熊毛熊毛農業協同組合長岐部光久外八十七名）（西村英一君紹介）（第三九八八号）、同（請願者　愛知県東加茂郡旭村大字浅谷五百二十一番地横幕悟外三十名）（小林錡君紹介）（第四〇一四号）、同（請願者　徳島県海部郡海南町四方原坂東荘次外十八名）（阿部五郎君紹介）（第四七〇四号）、同外一件（請願者　埼玉県越谷市大字大通鈴木紋右ヱ門外四十五名）（板川正吾君紹介）（第四七〇五号）、同外六件（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町鳥栖鉾木昇外百三十七名）（久保三郎君紹介）（第四七〇六号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡堀之内町農業共済組合長理事森山善治郎外十四名）（小林進君紹介）（第四七〇七号）、同外一件（請願者　北海道夕張市長沼町九区清水与作外二十四名）（芳賀貢君紹介）（第四七〇八号）、同（請願者　愛知県東加茂郡旭村大字浅谷五百二十一番地横幕悟外二十九名）（中垣國男君紹介）（第四七三三号）、同（請願者　新潟県中頸城郡頸城村大字百間町新田三百十番地頸城村農業共済組合長土田三男外六名）（田中彰治君紹介）（第六九二五号）、同外四件（請願者　大阪府枚方市字長尾二千九百八十四番地重村新一外三千八百九名）（足鹿覺君紹介）（第七八〇四号）、同外二十五件（請願者　新潟県新発田市大字則清八百三十一番地佐々木農業共済組合長進藤東一郎外六百十八名）（石田宥全君紹介）（第七八〇五号）、同（請願者　愛知県東加茂郡旭村大字浅谷五百二十一番地横幕悟外三十二名）（太田一夫君紹介）（第七八〇七号）、同外三件（請願者　大分県佐伯市大字青山疋田吉三郎外百名）（上林與市郎君紹介）（第七八〇八号）、同外十二件（請願者　群馬県安中市原市千八百四十七番地中村福蔵外三百八十七名）（栗原俊夫君紹介）（第七八〇九号）、同外二十八件（請願者　新潟県長岡市雨池町藤原熊吉外六百七十五名）（小林進君紹介）（第七八一〇号）、同（請願者　北海道旭川市東町二丁目旭川農業委員会川口重市外十八名）（芳賀貢君紹介）（第七八一一号）、同外三件（請願者　山梨県中巨摩郡昭和村阿原野中武外五十七名）（日野吉夫君紹介）（第七八一二号）、同（請願者　新潟県加茂市農業共済組合長大塚良一外十五名）（三宅正一君紹介）（第七八一四号）、同外一件（請願者　北海道旭川市東町二丁目川口重市外一名）（安井吉典君紹介）（第七八一五号）及び同外四件（請願者　埼玉県東松山市大谷四千八百七番地神庭武平外四名）（山中吾郎君紹介）（第七八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の農業災害補償制度に対して、農民の不平不満の声が全国的に高まつている実情にかんがみ、最近政府もようやく制度改正に踏み切りつつあるが、それは農民の要求とはほど遠いもので遺憾にたえない。ついては、真に農家の生活の安定と再生産を確保するため、次記諸点を骨子として根本的改正を行なわれたいというのであ

る。（一）天災による災害は全額国庫で完全補償すること、（二）組織と機構を簡素化し、職員の身分を保障し、農民の自主性を尊重して運営を民主化すること、（三）事務人件費は全額国庫負担とし、無事戻制度を確立すること、等。

二、請願の議決理由

現行農業共済制度の運用状況にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

開拓予算増額等に関する請願（請願者　岩手県議会議長　山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第二五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県は、七万ヘクタールの開拓地、一万人の入植者を擁し、北海道に次ぐ開拓県であるが、開拓事業開始以来すでに十五箇年を経ているにもかかわらず、開拓地に対する道路、水利施設ならびに電気導入その他の施設は遅々として進行せず、開拓建設工事は昭和三十四年度までに、わずか十八パーセントを完成したのみで、無電灯開拓農家は過半数の約五千戸を残している状態であり、また開拓営農振興資金は昭和三十七年度において完了を見る予定であるのに、今日まで二十パーセントしか貸付を受けておらず、このままでは、せつかくの振興計画も画餅に帰するおそれがあり遺憾にたえない。ついては、開拓予算増額等により、遅滞しているこれらの諸問題を解決し、辺地にあつて悪戦苦闘している開拓者に十分活動できる基礎を作り、開拓事業の成功を見るよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

経営不振になやむ開拓者を安定させるため、この際、遅滞している開拓事業の促進を図るよう開拓予算増額等の措置を講ずる必要があり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県西会津町飯根の国有林所属替えに関する請願（請願者　福島県耶麻郡西会津町長渡部晴松外三名）（八田貞義君紹介）（第二五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県耶麻郡西会津町奥川大字飯根字正法小屋は、昭和二十八年県当局において、三十町歩の所属替地をして計画された開拓地であり、面積が少ないので経済効果が挙がらないとして一時その実施を中止したのであるが、所伐事業所閉鎖によつて約二十名が失業状態にあるので、これらの人々を入植させるため、正法小屋に近接する三林班内から国有林五十町歩を所属替えし、農地造成事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

経済効果の挙がらない開拓地における農業の振興を図るため、国有林五十町歩を所属替えし、農地造成事業を実施されたいという請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農業災害補償制度の改正に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（天野光晴君紹介）（第二六九一号）、同（請願者　鳥取県西伯郡大山町平池田広義外四十四名）（足鹿覺君紹介）（第三一一六号）、同外一件（請願者　鳥取県西伯郡大山町坊領大森文逸外八十五名）（足鹿覺君紹介）（第三一八一号）、同外三件（請願者　鳥取県西伯郡大山町豊房川口幸次郎外九十七名）（足鹿覺君紹介）（第三二五五号）、同外二十件（請願者　鳥取県米子市兼久五十二番地遠藤清外五百六十三名）（足鹿覺君紹介）（第三八八八号）、同（請願者　鳥取県西伯郡西伯町大字東上松原利夫外九名）（足鹿覺君紹介）（第四七〇九号）、同（請願者　愛知県岡崎市明大寺町夫日前五十三番地小野梅雄外三名）（中垣國男君紹介）（第四七三四号）、同外六十一件（請願者　鳥取県西伯郡西伯町東上後藤馬蔵外二千九百十八名）（足鹿覺君紹介）（第四九六一号）、同外四十九件（請願者　愛知県岡崎市十王町二丁目九番地岡崎中部農業共済組合高木博明外四十九名）（小林錡君紹介）（第五一一三号）及び同（請願者　茨城県下妻市尻手幸田藤高蔵君紹介）（第五五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

累年災害に悩む農業の生産環境においては、農業災害補償制度の完全を期することは喫緊の要務である。最近各所において、現行制度の欠陥から、農業共済組合の解散の動向が発生しつつあることはまことに遺憾である。よつて、政府ならびに国会は、農民が期待を持ち、かつ農業生産力の確保と、農業経営の安定をはかりうるよう、抜本的に農業災害補償制度を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行農業共済制度の運用状況にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区一番町十九番地農業共済基金理事長　松浦東介）（坂田英一君紹介）（第三三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業共済基金は、農業共済基金法に基づいて昭和二十七年九月三日に設立され、農業共済組合連合会の保険金支払いに必要な資金を融資している特殊法人で、同基金の会員である農業共済連合会や基金類似の団体である開拓融資保証協会職員の加入を認めているが、同基金職員（二十名内外）は、同共済組合に加入を認められていない。これは不合理であるから、同法を一部改正して、農業共済基金職員の農林漁業団体職員共済組合加入を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

農業共済基金職員の身分保障の措置を講ぜられたいという本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

果樹農業振興特別措置法案の成立促進に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四三五号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第三九二四号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九二五号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三九二六号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三九七〇号）及び同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第七七九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国産業における果樹農業の重要性にかんがみ、今国会に上程中の「果樹農業振興特別措置法案」ならびに関係法律の改正案のすみやかな成立を期するとともに、次記要項の実現を措置されたいというのである。（一）果樹農業振興総合対策要綱に基づく予算措置の確立、（二）農林省の果樹農業行政機構の改革強化。

二、請願の議決理由

わが国農業の展開方向において果樹農業の果すべき役割をかんがえるとき本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
農業水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

農産物加工のための試験研究機関強化に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四三六号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第三九二七号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九二八号）、同（請願者　長野県議会議員米沢喜久太）（松平忠久君紹介）（第三九二九号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三九六九号）、同（請願者　長野県議会議員武川鋭）（井出一太郎君紹介）（第四一八四号）及び同（請願者　長野県議会議員高橋泰雄）（下平正一君紹介）（第七七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

野菜ならびに果実等の農産物生産が急激に増加したが、今後の増産に対処し、積極的に消費の伸展をはかり、需給の均衡を保持して健全な発展を期するためには、農産物加工による販路を拡充する必要がある。ついては、この際大規模な農産物加工のための試験研究機関の施設を積極的に計画し、推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国農業の展開方向における果実等の健全な発展を期するため、この際、本請願の趣旨を十分考慮して適切な農産物加工行政を行なうべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の趣旨を十分考慮して適切な農産物加工行政を行なうべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
農林水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

農業災害補償制度の改正促進等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度を次記要項のように改正促進されたいというのである。（一）農業災害補償制度に即応した制度とするため根本的に改正すること、（二）農業共済組合および農業共済事業を実施する市町村に対する事務費交付金を増額し、早期かつ適正に配分交付すること、（三）農業共済職員の身分安定をはかり、市町村恩給組合または市町村職員共済組合等との年金通算措置を実現すること。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度は農民の実態に即応すべく万全を期すべきであり、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
農林水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

農業災害補償制度改正に関する請願（請願者　三重県桑名市寿町千二百三十五番地中村力夫外二千四百七十七名）（木村俊夫君紹介）（第五五一一号）、同外二名紹介）（第五五一一号）、同外五件（請願者　愛知県碧南市字築山五十九番地磯貝豊子外十三名）（小林錡君紹介）（第五五一二号）、同（請願者　佐賀県西松浦郡西有田村農業共済組合山中りつ外八百九十四名）（保利茂君紹介）（第五五一三号）、同外四十一件（請願者　愛知県西春日井郡北里村大字小針巳新田六百六十二番地中島清子外百五十二名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五五一四号）同外二十五件、（請願者　愛知県幡豆郡吉良町大字上横須加字金子十二番地鈴木留男外八十名）（小林錡君紹介）（第五六三九号）、同（請願者　兵庫県三原郡緑町畠田薫外七十三名）（堀昌雄君紹介）（第七八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度の根本的改正のため、種々検討が続けられているが、この改正に際し、不安の中で同事業推進に直接当つている農業共済職員の身分保障等につき、次記要項を措置されたいというのである。（一）農業共済職員に離職等の犠牲者を出さないよう完全雇用の措置をとること、（二）農業共済職員の身分安定措置を確立し、全国的に体系ある改善方途を実現すること。

二、請願の議決理由

現行農業災害補償制度の運用状況にかんがみ、改正の際、農業共済職員の身分保障等につき措置されたいという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
農林水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

政府買入米包装容器の麻袋採用に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（小澤貞孝君紹介）（第五六三八号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第六五五三号）、同（請願者　長野県議会議員中村環）（増田甲子七君紹介）（第七〇〇〇号）、同（請願者　長野県東筑摩郡本郷村吉田末男）（下平正一君紹介）（第七八二一〇号）、同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第七八二一

号）及び同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第七八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧庁においては、昭和三十年産米について各包装容器ごとの長期貯蔵試験（三年間）を実施し、引き続き三十三年産米の委任精米包装については紙袋を、また余剰米の供出については麻袋の使用を考案されたことは、包装の近代化をはかる上に、きわめて適切な措置として、農民のひとしく渇仰し、かつ歓迎していたところである。しかるに、いまなお政府買入米のすべてについて麻袋包装が認められないことは判断に苦しむ次第である。麻袋は俵あるいはかますより包装作業に労力を多く必要とせず、しかも収容力、輸送力にすぐれた利点をもっている。ついては、今後政府買入米の包装容器は、俵、かますのみに固執することなく、麻袋の使用をも積極的に認め、農民が自由に選択しうる制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

現状におけるかます等との実情を十分考慮の上、麻袋使用による包装の近代化をはかる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

大豆ＡＡ制実施に伴う大豆の取扱いに関する請願（請願者　北海道帯広市東五条南十一丁目石田清治）（本名武君紹介）（第五八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国産大豆及び同加工品の生産、流通ならびに消費の安定をはかるため、不断の努力によつて確立された大豆取扱業者の商権が、大豆のＡＡ制実施によつて阻害されることのないよう、次記要項を実施されたいというのである。（一）国産大豆の価格安定をはかるために、輸入大豆、国産大豆との価格を調整する機関を設置すること、（二）国産大豆の集買は生産者団体と取扱業者団体との二本建とし、調整機関の指定集買者とすること、（三）大豆の需要者、卸売業者は、調整機関より国産大豆および輸入大豆を買受けること。

二、請願の議決理由

国産大豆の需給安定を期するため、請願の趣旨を十分考慮の上適切な措置を講ずべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

農産物価格安定法の拡大強化に関する請願（請願者　福岡市天神町福岡県農業会議会長政時鹿義外六名）（藏内修治君紹介）（第六二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業経済の正常な維持安定をはかるため現行の農産物価格安定法の拡大強化に関し、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）甘しよ、馬鈴しよ、なたね、大豆については、現行の支持価格を、再生産を補償し得る価格に改めること、（二）右品目の政府買入数量は、生産者が販売せんとする全量とし、買入期間も年間を通じた期間とすること、（三）同法の対象品目に甘しよを加えること。

二、請願の議決理由

農産物価格安定法の拡大強化による農家経済の向上をはかるため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

てん菜生産振興臨時措置法の一部改正に関する請願（請願者　福岡市天神町福岡県農政部内福岡県農業会議会長政時鹿義外六名）（藏内修治君紹介）（第六二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内産糖の確保に寄与するのみならず、農家経済の安定上昇のため、九州地方においてもてん菜の栽培を始め、特に大分県においては試作の段階を終り、普及の段階にあるが、寒地における栽培に比較すると、技術的にも経営的にも著しく相違する点が多く、画期的な生産拡大を期するためには、強力な保護助長政策を必要とする。ついては現行のてん菜生産振興臨時措置法を暖地てん菜生産の振興に見合うよう、次記事項を含む法改正の措置を講ぜられたいというのである。（一）暖地てん菜は、原料さい根の品質が良好であり、さらに、競合作物の価格との関係からしても、農家の販売価格は寒地のものよりも高額であるように決定すること、（二）製糖業者により製造されたてん菜糖は、全量を政府買上げとすること、（三）種子輸入、採種圃設置、病虫害防除、試験研究等につき高額の国庫助成の措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

てん菜生産振興の重要性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

米産農家の保護育成に関する請願（請願者　福岡市天神町福岡県農政部内福岡県農業会議会長政時鹿義外六名）（藏内修治君紹介）（第六二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る四月四日食糧庁長官談話で、もち米加算額の減廃、時期別格差の単価、期限等の調整、陸稲および西南暖地の早期栽培米に格差を付する等の検討を行なうことが明らかにされたが、現状においては米の生産政策の方向について論ずることが重大な先決問題であると思われる。従来九州地方は国策に基づき早期栽培が普及奨励され、ようやくその実績を収めつつあるにもかかわらず需給情勢が変つたことを理由にして急な手直しをすることは納得できないところである。ついては政府、国会および関係当局においては、米価については現行食管制度の根幹を維持することはもちろん、米の生産政策について、さらに方針を明確化するとともに、早期水陸稲の品種改善策と対応する施策を講ずる等、生産農家の保護育成に万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

米作農家の所得獲保のため本請願の趣旨はきわめて妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

早期栽培米に関する請願（請願者　大阪市西区阿波座南通二丁目十四番地大阪府米穀者協議会長岡弥蔵外四名）（菅野和太郎君紹介）（第六九二四号）、同（請願者　京都市中京区蛸薬師通東洞院西入一蓮社町三百六番地京都府米穀商業協同組合連合会長伊藤栄二外十一名）（田中伊三次君紹介）（第六九三六号）、同（請願者　宮崎市宮田町二丁目八十番地宮崎県米穀商業協同組合連合会長森山篤一）（川野芳満君紹介）（第七〇二四号）、同（請願者　福岡市極楽寺町三十五番地福岡県食糧販売協同組合連合会長大塚政次郎外三千八百十六名）（山崎巌君紹介）（第七〇六九号）、同（請願者　名古屋市中村区納屋町三丁目六番地愛知県食糧販売協同組合連合会長高見惣平外五名）（辻寛一君紹介）（第七〇七七号）、同（請願者　大分市大字大分五十五番地の二大分県米穀卸協同組合代表理事矢野種樹外二名）（廣瀬正雄君紹介）（第七〇七八号）及び同（請願者　徳島市中佐古町九丁目横山周次外八名）（阿部五郎君紹介）（第七八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年わが国西南暖地において生産される早期栽培米は、台風禍をさけ得ることと、多収穫および政府買入価格に加算金が付加される有利性と相待つて驚異的に普及したが、一方配給面においては、大きい障害をもたらしている。すなわち、この早期栽培米は、慣行栽培米に比べ、搗精歩留において約

一・五パーセント（約六十円）低く、また食味は劣り陸稲ないしは五等米に類する程度（一キロにつき約八円値下げ）のものである。ついては、このまま放置すると、配給辞退が累積するから、早期栽培米の生産に関する指導奨励の方針につき再検討され、早期栽培米の消費者価格ならびに配給方法は、徳用米(1)の取扱い同様にされたいというのである。

二、請願の議決理由

台風禍対策等としての早期栽培米地帯の米作農家の所得擁保のため、本請願の趣旨はきわめて妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

岩手県営胆沢川第一号幹線排水路事業を国営事業に復活の請願（請願者　岩手県水沢市字中上野九十九番地の二千葉良治外一名）（椎名悦三郎君紹介）（第七〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県営胆沢川かんがい排水事業のうち第一号幹線排水路は、三百数十年前に掘削され、そのまま放任された原始的水路で、僅少の降雨でもはん濫する現状である。同水路は当初国営事業として事業費一億三千四百万円で計画承認されたのであつたが、予算調整の都合により、地元負担の多い県営事業に格下げされて今日まで未施行のまま放置されている。ついては、同工事はその及ぼす経済効果からみて当然国営事業としてとりあげる価値のある工事であることは明らかであるから、同事業を国営事業としてすみやかに完成されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

胆沢川第一号幹線排水路事業の重要性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年産生産者米価及び予約売渡諸条件確保に関する請願（請願者　福井県吉田郡藤岡村堂島川端才市外四万二千六百名）（植木庚子郎君紹介）（第七〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年産生産者米価決定に当つては、次の事項を実現されたい。（一）政府買入米価は農業団体の主張する「生産費所得補償方式による八十パーセントバルクライン米価正味百五十キログラム当り一万一千四百円」を下回らないよう早急に決定すること、（二）生産者の庭先から政府指定の受渡場所までの運搬に要する経費百五十キログラム三十五円を加算すること。また現行食管制度化における格差、加算金は米価補償の一部であり、農民が永年食糧需給に貢献した既得権であるから、これを存続し、次の事項を実現されたいというのである。（一）時期別格差の時期別区分、金額は前年通りとすること、（二）予約申込加算金は百五十キログラム当り百円以上とすること、（三）予約売渡米に対する減税措置は前年通りとすること、（四）もち米加算は前年通りとすること、（五）概算金は百五十キログラム二千円とすること。

二、請願の議決理由

米価の決定に際しては、農家の再生産と農家所得の安定を図るため、本請願の趣旨を十分勘案して措置すべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

林業振興に関する請願（請願者　鹿児島市山下町二十三番地鹿児島県林業振興大会長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第七〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さる五月三十一日開催された鹿児島県林業振興大会において、決議された次の事項等を実現されたいというのである。（一）不振森林組合に対する援助、ことに利子補給をはかること、（二）農業委員会構成員に森林組合長を加えること、（三）不経済林分の改良肥培管理の推進等の積極的行政指導を行なうこと、（四）造林補助単価を引き上げ、補助造林面積を拡大すること、（五）国有林当局の民苗買上げと種子種苗の国家管理をはかること、（六）森林病虫害駆除の補助額を引き上げること、（七）国有林材の薪炭原木は早期に薪炭生産者の組織する団体に特売若しくは随意契約によつて払い下げること、（八）造林融資のわくを大幅に拡大すること。

二、請願の議決理由

林業振興の重要性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

農林水産委員長　吉川　久衛

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年度産米麦価に関する請願外一件（請願者　茨城県鹿島郡大洋村吸山飯島久外三千二百八名）（第七五八四号）、同外一件（請願者　茨城県猿島郡総和村大字前林九百二十一番地知久旭外二百七十八名）（第七五八五号）、同外一件（請願者　茨城県猿島郡総和村大字上辺見千二十八番地青木亮一外九百三十七名）（佐藤洋之助君紹介）（第七五八六号）、同外二件（請願者　茨城県結城市大木岡田俊夫外一万一千四百八十三名）（赤城宗徳君紹介）（第七六九八号）、同（請願者　茨城県常陸太田市山下町山崎篤外二千九百八十二名）（塚原俊郎君紹介）（第七六九九号）、同（請願者　茨城県鹿島郡旭村遠谷川澄健夫外六百二十五名）（大久保留次郎君紹介）（第七八一八号）、同（請願者　茨城県水海道市大生郷新田町宅間栄次郎外九千六百七十五名）（赤城宗徳君紹介）（第七八四七号）、同外二件（請願者　茨城県鹿島郡大洋村飯島久外二千六百五十七名）（加藤高蔵君紹介）（第七八四八号）、同外一件（請願者　茨城県土浦市二千七百三十二番地の四土浦市農業協同組合長細田武外二千四百三十八名）（北澤直吉君紹介）（第七八四九号）、同（請願者　茨城県猿島郡岩井町岩井荒木正平外二百七十八名）（赤城宗徳君紹介）（第七八八二号）、同外三件（請願者　茨城県那珂郡大宮町佐藤義雄外二千八百八十一名）（石野久男君紹介）（第七八八三号）、同（請願者　茨城県稲敷郡東村上之島根本倭夫外二千四十二名）（大久保留次郎君紹介）（第七八八四号）、同外一件（請願者　茨城県水海道市渕頭町二千九百十番地山野井吉雄外二千九百九十八名）（風見章君紹介）（第七八八五号）、同（請願者　茨城県猿島郡猿島町菅谷金久保喜市外三百八十二名）（北澤直吉君紹介）（第七八九四号）、同（請願者　茨城県猿島郡総和村大字前林九百二十一番地知久旭外二百七十八名）（佐藤洋之助君紹介）（第七八九五号）及び同外一件（請願者　茨城県稲敷郡牛久町久野乙二百五十一番地本橋正外二千六百七十一名）（橋本登美三郎君紹介）（第七八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年産の米および麦の価格については、その生産費を補償し農家所得の安定向上を実現するため、次記事項のように決定されたいというのである。一、米価について、（イ）基本米価は百五十キロ当り、一万千四百円を下回らないこと、（ロ）予約申込加算は百五十キロ当り、百円とすること、（ハ）時期別価格の期別区分は前年通りとし、価格差はそれぞれ百五十キロ当り、八百円、六百円、四百円、二百円以上とすること、（ニ）歩留加算は基本米価に加算することとし、その額は百五十キロ当り百円以上とすること等、二、麦価について、（イ）政府買入価格は現行食糧管理法による算定方式を基礎として決定すること、（ロ）対小麦価比加算等を行なうこと、（ハ）等外上の規格を早期に決定して、その買入れを行なうこと。

二、請願の議決理由

米価の決定に際しては、農家の再生産と農家所得の安定向上を図るため、本請願の趣旨を十分勘案して措置すべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
農林水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十五年産麦の等外麦買上げに関する請願（請願者　宮崎県議会議長税所篤行）（相川勝六君紹介）（第七八八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県においては昭和三十五年産の麦は順調な生育を遂げていたが、その後の凍霜害とさらに引き続く長雨のため著しく質の低下をきたしており、買入れ見込数量二十四万八千俵のうち等外上が約十二万三千六百俵が見込まれ、その割合は四十九・七パーセントであり、特に裸麦は七十八パーセントを占める状態である。ついては、これが農家経済に及ぼす重大な影響を考慮し、昨年と同様等外麦買上げにつき特別な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
麦作地帯における農家の所得獲保のため、昨年同様、等外麦の買上げにつき特別な措置を講ぜられたいという請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
農林水産委員長　吉川　久衛
衆議院議長清瀬一郎殿

商工委員会

物価値上げ抑制に関する請願（請願者　京都市左京区北白川追分町八十番地河野健二外百二名）（加賀田進君紹介）（第七一一号）、同（請願者　群馬県高崎市飯塚町東金井千二百二十番地石倉光子）（栗原俊夫君紹介）（第七一二号）、同（請願者　京都市左京区吉田本町京都大学生活協同組合理事長河野健二）（穂積七郎君紹介）（第八四三号）、同（請願者　東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地都庁内東京都職員労働組合主婦協議会佐藤勝子）（浅沼稲次郎君紹介）（第一四七四号）及び同（請願者　長崎県北松浦郡世知原町飯野炭鉱生活協同組合理事長本村政人）（石橋政嗣君紹介）（第一四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
独占禁止法は色々の名目で漸次緩和され、カルテル行為が公然と行なわれ、また財政投融資の増大によるインフレ予算のなかで、民間大会社や公益事業においては、長期の過剰設備投資がなされ、それから生じる利子や赤字、または生産過剰を克服する方法として独占物価のつり上げとなり、最終的には小売価格の値上りを招来している。私鉄、バス、新聞購読料の値上げ、学生乗車割引率の引き下げ等に、さらにはガス代が引き上げられるともいわれ、各地でこれに対する反対運動が高まつている。ついては、このような国民の下層部の生活に大きい影響を及ぼす諸物価の値上りは、これを抑制されたいというのである。

二、請願の議決理由
生活必需諸物価の値上りを抑制し、もつて国民生活の安定を図るため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
商工委員長　中村　幸八
衆議院議長清瀬一郎殿

韓国ひじき輸入に関する請願（請願者　三重県多気郡明和町三重県ひじき工業組合長間宮昇外二十八名）（角屋堅次郎君紹介）（第七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ひじきは古来より食料海草として大衆に親しまれており、その栄養価と美味が認識され、しかも他の海草と比べて安いので、年々需要が増加される傾向にあり、毎年韓国より輸入して需要をみたしているが、韓国の対日経済断交の処置により本年輸入がないとすれば、需要の半分にもたりないので、値段が高くなり、安価な大衆食料としてのひじきの本来の特性を失うこととなると思われる。ついては、本年も二千トン程度の輸入ができるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民食生活上の需要の現状と貿易伸長の必要性からみて、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
商工委員長　中村　幸八
衆議院議長清瀬一郎殿

不況炭鉱地帯の中小商工業者救済に関する請願（請願者　福島県石城郡好間村好間納税貯蓄組合長飛田清吉外八名）（木村守江君紹介）（第八四四号）及び同（請願者　福島県石城郡好間村好間商業協同組合理事長森永太郎）（正木清君紹介）（第八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
炭鉱不況により休、閉山または経営の合理化による人員整理等で失職した炭鉱従業員には、これを救済するため炭鉱離職者緊急措置法が制定されたが、しかるにこれら炭鉱地帯にあつて、従業員を顧客とし生活必需物資の供給販売を業としている零細商工業者は、炭鉱不況により経営の危機に直面しているから、次記要項によりこれが援助施策を講ぜられたいというのである。(一)休廃山または企業の合理化による人員の整理等に遭遇して他地区に移転して営業を開始する場合に、必要なる長期特別低利資金貸付の道を開くこと、(二)営業用の固定資産の早期償却（償却期間の短縮）をすること、(三)転廃業または移転等の場合、家屋等固定資産の政府資金による買い上げをすること、(四)転廃業または移転等の場合、家屋等の固定資産は政府資金により買い上げること、等。

二、請願の議決理由
炭鉱不況対策は、政府の経済政策の最も重要な柱として推進されているところであるが、これらの政策は、石炭業界並びに労働者にのみ指向せられるべきでなく、炭坑地区の商工業者一般住民等を含め、石炭関係者に対し総合的な観点に立つて樹立される必要がある。以上の考え方にたつて、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
商工委員長　中村　幸八
衆議院議長清瀬一郎殿

花火工場等の爆発事故防止に関する請願（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時花火工場等の爆発事故は累増の一途をたどり、これらの事故による被害の惨状は目を覆わしめるものがあるが、これら事故の原因の多くは工場等施設の設置場所および事業運営の不適正に加え、法律の不備による関係行政執行の不徹底にあるので、これが改善はまさに焦眉の急を要するものがある。ついては、これらの事故を未然に防止し、人命財産の保護等公共の安全を確保するため、該当施設の設置許可条件および事業運営の取締りを強化するとともに、関係行政執行の統一徹底についてすみやかに法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
最近火薬類の爆発事故が頻発して、社会不安を惹起していることはきわめて遺憾であるが、今後これらの事故を未然に防止するためには法令上の所要の改正が必要であることは勿論、火薬類製造並びに販売業者の遵法精神の高揚とともに、火薬類取締関係行政機関の監督の強化が必要である。以上の観点より、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
商工委員長　中村　幸八
衆議院議長清瀬一郎殿

貿易及び為替の自由化に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝）（村瀬宣親君紹介）（第二五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
貿易為替の自由化が、わが国産業界、とくに中小企業に与える影響の重大性にかんがみ、次記要望事項につき配慮されたいというのである。(一)貿易、為替の自由化の実施は極力後回しとし、急速に中小企業の体質改善方策を講ずること、さらにいよいよ自由化の実施に際しては、大幅の予告期間を設けて自由化の内容、対策を

あらかじめ関係業者に周知徹底せしめること、（二）わが国中小企業の国際競争力を強化するため、市中金利を引き下げ、とくに歩積、両建の粛正によつて市中の実質金利を引き下げること、（三）貿易、為替の自由化に伴う標準決済方式の緩和、撤廃は中小貿易金融に至大の衝撃を与えるので、これが対策については慎重考慮すること、等。

二、請願の議決理由

貿易、為替の自由化がわが国産業経済に及ぼす影響はきわめて重大であり、特に中小企業に対して悪影響がしわ寄せされるおそれが多いので、自由化の実施については極力慎重を期するとともに、過渡的対策の徹底を図る必要がある。この観点から本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

常磐地区の臨時石炭鉱害復旧法適用地域指定に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（第二六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県常磐地区においては、鉱山の採掘による鉱毒汚水あるいは地盤低下等各種鉱害が発生して農業用各種施設に大きい被害を与えている。すなわち、その被害は平、内郷、常磐、勿来、磐城の五市ならびに小川町、遠野町、好間村、田人村の二町二村に及び、被災施設等の復旧所要経費は膨大な額に達し、今後においても鉱害の発生が憂慮され、ひとり農民のみならず地域住民の不安を高めている。ついては、福島県常磐地区に対し、臨時石炭鉱害復旧法の適用地域指定を行ない、すみやかに復旧措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭鉱業の健全な発達上、石炭採掘に伴う鉱害の処理を完全に行ない、石炭地区住民の民生の安定を図ることは不可欠の要件というべきである。臨時石炭鉱害復旧法の立法趣旨も以上の点にあることにかんがみて、常磐地区を同法律の適用地区として指定することは、同地区民生の安定並びに同地区石炭鉱業の発展のため、きわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

炭鉱地区中小商工業者の救済に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（木村守江君紹介）（第二六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱地域における中小商工業者については、炭鉱の企業整備ならびに生産合理化方策の進行により、住民の購買力低下が顕著となり、一部には転廃業を余儀なくされた業者も出る等、窮地に立ち至つていることは遺憾にたえない。ついては、これら中小商工業者に対しては、炭鉱離職者に対すると同様、特別の考慮を払い、長期低利による立ち上り資金および転廃業資金の融資の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭産業の消長は、関連産業、石炭地区住民並びに地方公共団体等に対しきわめてじん大なる影響を与える実情にかんがみ、今日の深刻な石炭不況に対しては、総合的石炭産業政策が樹立される必要がある。以上の観点より、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通二丁目二十七番地宮益坂ビル三階全国土地改良事業団体連合会内重政庸徳）（竹山祐太郎君紹介）（第三四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

機械排水地帯の恵まれない立地条件にある関係農民にとつて、かんがい排水用電気料金の値上げは、農家経済に重大な影響があるから、かんがい排水用電気料金については、その特殊性にかんがみ、値上げは絶対行なわないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における農業経営の電化、機械化に伴い、電気料金の値上げが農民に及ぼす影響はきわめて大きく、なかんずく、かんがい排水用電気料金の値上げは農家経済に悪影響がある。かかる実状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

炭鉱保安に関する請願（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（横路節雄君紹介）（第三八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における石炭産業は、わが国の重要なる基礎産業の一つとしてその発展がますます期待されているが、最近炭鉱における災害が相ついで発生し、その罹災者数は、昭和三十四年において一万六千四百人に及んでいる。ついては今後におけるこれらの災害の発生を防止するため、すみやかにその原因を究明するとともに、抜本的対策を樹立し、鉱山保安行政上の徹底的な指導監督を期せられるよう万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭鉱業の健全な発展は、炭坑災害を絶滅して鉱山の保全と鉱山労働者の安全を確保して初めて達成し得られることにかんがみて、鉱山保安について抜本的対策を樹立せよとの本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

中小企業に対する特別融資に関する請願（請願者　東京都品川区大井北浜川町千百四十七番地岩田昭良）（長谷川保君紹介）（第三八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業は、独自に大企業に対抗しうる設備を備えることは不可能であり、一方大企業においては、自己の経営合理化により、中小企業とは比較にならない低コストにて市場に食いこみ自己の利潤拡大につとめているため、中小企業はまれにみる苦境に立たされている。ついては、この苦境を打開し、中小企業の安定と成長をはかるため、政府資金により長期無利子の特別設備資金の貸付制度を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大企業の進出、貿易自由化のしわ寄せ等による圧迫のもとにあつて、中小企業が健全な発展をとげるためには、政府の格段の施策を必要とする。この観点から本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

当面の中小企業対策に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地社団法人日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝）（村瀬宣親君紹介）（第六四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

好況に伴う経済活動の活発化は、大企業の過当進出を招来し、一部における下請取引の不公正な傾向とならんで中小企業に大きい圧迫を加え、さらに下からは最低賃金法の実施に伴う雇用関係負担の増大と、これを契機とする労働攻勢の突き上げ等により、わが国中小企業の大半は、依然として苦難の局面を脱し得ない状況におかれている。このような上下階層よりの挟撃に加うるに、中小企業は今回さらに貿易、為替の自由化により外国商品の圧迫、国内における産業合理化のしわ寄せと大企業との間における企業格差の増大等、重大な試練にさらされようとしている。ついては、これらの中小企業の悪条件を打開し、もつて

わが国経済の健全な発展を期するため、政府は当面の中小企業諸対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

貿易自由化を初めとする経済情勢の変化、大企業からの圧迫等に対処して中小企業の安定と成長を図るためには、政府において総合的な中小企業対策を樹立し、これを推進することが必要であり、この観点から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

商工委員長　中村　幸八

衆議院議長清瀬一郎殿

運輸委員会

宇野、高松間鉄道敷設に関する請願（請願者　高松市議会議長磯渕良男）（福家俊一君紹介）（第四〇号）及び同（請願者　岡山県玉野市長太田尚衛外一名）（星島二郎君紹介）（第八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本州と四国を結ぶ宇野、高松間国鉄連絡船は、きわめて不便かつ非能率であるが、宇野、高松間をトンネルあるいは架橋で鉄道路線が直結されるならば、この間の鉄道連絡船利用のための所要時間二時間余が、わずか二十分程度に短縮され、また年間相当額の赤字を出している連絡船関係経費約八億円が節減されることが予想される。ついては、国鉄宇高連絡航路を廃し、これにかわる宇野、高松間鉄道路線を鉄道敷設法予定線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

本四間における交通の円滑をはかるため、実情を慎重に調査の上、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄稲荷山線早期復活に関する請願外一件（請願者　岡山県議会議長大山茂樹外二十二名）（星島二郎君紹介）（第八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡高松町地内に所在する最上稲荷は、京都の伏見、三河の豊川とともに日本三大稲荷と称せられて、その信徒ならびに参詣者は全国各府県に及び、およそ年間三百万余と数えられており、これら旅客輸送のため、岡山から総社に至る鉄道吉備線に備中高松駅より稲荷山まで二・四キロメートルの支線を設けて輸送の万全が期せられていたが、戦時中、戦力資源としてレールその他付属施設が回収撤去されたままの状態で、今日に及んでいる。ついては、旅客は逐年増加している状況にあり、現在運行されているバス輸送もすでに限界に達しているから、この際既往の施設を活用し、稲荷山線をすみやかに復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便をはかるため、実情を調査の上、請願の趣旨につき検討せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

信越線改良及び電化による輸送力強化に関する請願（請願者　長野県議会議長田辺輝男外一名）（中澤茂一君紹介）（第一五〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一五一号）、同（請願者　長野県議会議長尾崎秀男）（吉川久衛君紹介）（第三一四号）、同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六二八号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第二四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに信越本線の碓氷線改良実施計画が決定されたことは、まことに感謝にたえないところであるが、国鉄当局におかれては、この計画に基づく工事を明年度（昭和三十五年度）から着工し、予定工期までに落成され、さらにまた軽井沢以西の電化についても、早急に計画が決定されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該線区の輸送力増強をはかる等のため、請願の趣旨にそうよう善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

飯田線設備改良及び急行運転に関する請願（請願者　長野県議会議員長田輝男外一名）（中澤茂一君紹介）（第一五二号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一五三号）、同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六三〇号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第二四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線沿線住民の多年にわたる宿願の解決と、あわせて同線中豊橋と辰野間の設備改良と、豊橋、辰野間に急行二往復運転を導入されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線住民の利便をはかるため、予算等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄貨物取扱駅の集約化に関する請願（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（芳賀貢君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄当局は、その近代化構想の一つとして、貨物輸送の合理化をはかるため、全国的に貨物取扱駅の集約を取り進め中とのことであるが、この推移いかんによつては、北海道の農林畜水鉱工の主要産業に及ぼす影響がきわめて大きいから、これが実施に当つては、(一)被集約地域住民の納得を実施の前提とすること、(二)物質の流通形態ならびに輸送方法を十分考慮し、地域の実情に即応した駅の選定を行なうこと、(三)関係業界の持つ運輸施設ならびに倉庫等の活用を十分に考慮すること等を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物駅の集約化の地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して、請願の趣旨にそうより善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

中央東、西線のデイーゼルカー運転に関する請願（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第二一九号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二二〇号）、同（請願者　長野県議会議長尾崎秀男）（吉川久衛君紹介）（第三一三号）、同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六三一号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第二四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線西線（名古屋、長野間）に、急行および大阪準急の実現を見たことは喜びにたえないが、中央線の東線および西線を結ぶ接続状況はきわめて不便であり、沿線住民をはじめ、旅行者等は、常に時間と諸経費の浪費とを余儀なくされている現状であるから、(一)東線の小渕沢、上諏訪、辰野、塩尻、松本、明科、長野の区間にデイーゼルカーの運転導入、(二)西線の中津川、塩尻、長野の区間にデイーゼルカーの運転導入を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、車両事情等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

農林畜水産関係物資国鉄貨物運賃公共政策割引存続に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第二五一号）及び同（請願者　鹿児島市山下町二十三番地鹿児島県木材協会長中馬徹）（池田清志君紹介）（第二四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本国有鉄道においては、十二月末日をもつて貨物運賃公共政策割引廃止の方針であるが、鹿児島県は地理的条件から、その産物の大部分を県外に移出し、また同県各産業界の大部分は零細業者で、大量積載する海上輸送より小口の貨車輸送がその実体であるため、公共政策割引の廃止は、農林、畜、水産行政に大きな暗影をもたらすことはもちもん、また県民経済に打撃を与えることは必然である。ついては、農林畜水産関係物資の公共政策割引を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該物資に対する暫定割引の廃止による影響の大なる点にかんがみ、実情を慎重に検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

神足駅の大口貨物取扱い存続に関する請願（請願者　京都府乙訓郡長岡町　長中小路忠一外二名）（川崎末五郎君紹介）（第二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般東海道線神足駅の大口貨物取扱い廃止の議があるやに聞くが、京都府乙訓郡長岡町は京都、大阪両市の中間に位し、神足駅の大口貨物取扱いを前提として、大工場誘致を目指し、建設工事に着手しつつあるので、もし神足駅の大口貨物の取扱が廃止されると同町の発展は、致命的打撃を受けることになる。ついては神足駅の大口貨物取扱いを存続されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地区住民の利便を勘案し、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

北信鉄道敷設に関する請願外一件（請願者　長野県上高井郡東村長山岸嘉七外二名）（小坂善太郎君紹介）（第二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十五年度の国鉄新線のうち、嬬恋線は、上越線渋川から分岐する長野原線を延長して、群馬県吾妻郡嬬恋村大前付近に至る十四・五キロメートルの新建設路線であるが、この嬬恋線は嬬恋村大前で行き止りの形になつているが本来は終極となるべき性質のものではなく、信越本線の副次的輸送系路として、事実上の複線を構成すべきものであり、さらに西もしくは西北方へ延伸建設して、信越本線の適当な要駅に接続する使命を持つた重要路線である。ついては、嬬恋線を嬬恋村大前付近より西方北方へ延長して、嬬恋―田代―新鹿沢―浦倉（浦倉山）―須坂―豊野を経由する北信鉄道を建設予定線に加えられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄貨物取扱駅の集約化等反対に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
運輸省および国鉄においては、国鉄事業経営の健全化と合理化を促進するために、貨物駅の集約化、通運料金の引き上げ、暫定割引の廃止および貨物等級運賃制度の改定を検討し、すでにその一部を実施しているが、貨物駅の集約化は、集配料金の増加と、運搬上の混乱を引き起し、肥料の農家渡し価格に影響するところが大きく、農業経営に重大な支障をもたらすものである。また暫定割引の廃止および貨物等級運賃制度の改定は、価格構成上大きな比重を占めている農林水産物資の運賃を引き上げることになつて、国民の消費生活への影響は避け得られない。ついては、運輸省および国鉄は、これら国鉄貨物取扱駅の集約化等の実施を中止されたいというのである。

二、請願の議決理由
国鉄貨物駅集約化等の実施の利用者に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

信越、小海、中央東三線を結ぶディーゼルカー運転に関する請願（請願者　長野県議会議長尾沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第二五九号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二六〇号）、同（請願者　長野県議会議長尾崎秀男）（吉川久衛君紹介）（第三一五号）、同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六二九号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年長野県と新潟および山梨県との経済的交流は、日を追つてひんぱんとなり、諸物資の輸送も増加の一途をたどつているが、これら地区を結ぶ鉄道交通はきわめて不便であるから、信越線直江津、長野、上田、小諸、小海線小淵沢経由中央東線甲府までの間にディーゼルカーの導入を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかるため、車両事情等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

東北本線古河、間々田両駅間に野木駅設置に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡野木村友沼平岡重一郎外一名）（山口好一君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県下都賀郡野木村は、南部は茨城県古河市と接し、南北の距離は約十キロ余で、列車を利用するには自転車あるいは自動車によつて古河駅または間々田駅に行かねばならず、古くからその不便をかこつており、また間々田、古河両駅の区間距離は八・五キロという長い区間で、他に類例を見ないと聞いている。ついては、村民多年の念願である、東北本線古河、間々田両駅間に野木駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

新得、足寄間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　北海道上川郡新得町長平野栄次外十三名）（正木清君紹介）（第七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡新得町、河東郡鹿追村、士幌村、上士幌町足寄郡足寄町を結ぶ鉄道の新設は、北海道の総合開発上きわめて緊急かつ重要な施策であり、これが実現の暁には、沿線一帯に連らなる各種豊

富な資源の開発によつて、諸産業発展は必然的であり、北海道総合開発の源泉をなすものであり、加えて釧路、網走、北見、旭川方面への途も開らかれる結果、この距離は著しく短縮され、きん少時間で輸送力はますます増強されるほか、北辺防衛部隊駐とん地にも連結し、重要かつ唯一の鉄道として使命を有することはもとより、国の施策にひ益するところ絶大なるものがあると思われる。ついては、新得、足寄間鉄道をぜひ建設線として採択されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

隼人、古江間国鉄自動車路線の延長に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前田郁君紹介）（第七三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市を中心とする肝付地区は、昭和二十六年南九州総合開発特定地域に指定され、自来同地区開発が強力に推進され、農林、水産資源の開発をはじめ、生産基盤の確立が着々実施されつつあつて、交通量は日々増加している現状であるが、同地区の乗合自動車は三州バスのみで不便が多い。ついては、隼人、古江間国鉄自動車路線を、古江、鹿屋間また古江、根占町川北間まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国分、古江両駅間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前田郁君紹介）（第七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南九州特定地域の総合開発の鍵を握るものは、防災施設と交通施設の整備である。ついては、大正時代から、国分川北線として鉄道省の新設計画予定線になつていたものの一部である、日豊線国分駅から古江線古江駅を接続する鉄道敷設工事の早期完成を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

鹿屋市に国際及び国内の民間航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前田郁君紹介）（第七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅地方は、観光上自然的条件に恵まれている関係から、同地方開発の進行と相まつて、航空機利用の観光客が最近とみに増加している状況にある。ついては、同地方の観光開発ならびに交易を推進し、地域住民の福祉を増進するため、海上自衛隊鹿屋航空隊施設を利用する国際、国内民間航空路線を開設するよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における民間航空の発達にかんがみ、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

波見港修築に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前田郁君紹介）（第七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島東岸肝付川の河口港である波見港は、背後に蓄積量三千万石の森林資源と広範たる肝付平野の農産資源を有し、物資の集散港として昔時より重要であつたが、累次にわたる風水害により港内は荒廃し、また河口であるため流下土砂により港内は埋没し、満潮時以外は船舶の出入は不可能な状態である。ついては、同波見港を、河口上流より一部河川を変更して、一万トン級の船の係船ができる港湾として修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該港湾の実情にかんがみ、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

古江線高須駅、根占町川北間鉄道敷設予定線を調査線に編入の請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前田郁君紹介）（第七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄古江線高須駅から根占町川北までに至る間に鉄道を敷設することは、過去数十年の間地元市町村民の熱望してきたところであつて、同地方の豊富な資源の躍進的な開発上重要であるばかりでなく、南方地域との交通上にも絶対不可欠の要件である。ついては、国鉄古江線高須駅を起点とし、根占町川北に至る鉄道をすみやかに調査線に編入の上、敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

常磐線電化工事の契約予定期限内完工に関する請願（請願者　茨城県知事岩上二郎外三名）（塚原俊郎君紹介）（第七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄常磐線の電化工事は、昭和三十三年十二月四日に着工し、契約予定期間は昭和三十五年十月に水戸まで、同三十六年十月に平まで完成となつているが、現在までの工事執行の状態を見ると、地上施設予算額五十億三千万円に対し、わずかに十一億五千万円で、この状況では今後二箇年間に完工をみることはきわめて至難と思われる。なかんずく水戸―平間における工事施工は一段と憂慮されるところである。ついては、常磐線電化工事はぜひ延期することなく、契約予定期限内に完工せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに国鉄経営の合理化に資する等のため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

出雲崎漁港口に航路標識設置の請願（請願者　新潟県三島郡出雲崎町長南波益夫外二名）（小林進君紹介）（第八四六号）及び同（請願者　新潟県三島郡出雲崎町議会議長沢田耕治外二名）（三宅正一君紹介）（第九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県出雲崎漁港の修築工事は、昭和二十四年着工以来十年を経て、ようやく第一期工事を完成しようとしており、その経済利用がすみやかにはかられつつある時、同港口に航路標識（灯台）のないことは、船舶の出入を不安定なものとしている。ついては、同第一期工事の完成年度である昭和三十五年には、港口突端の防波堤上に、航路標識（灯台）を設置し、同港の高度利用と船舶の安全とをはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこ

れを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

凍氷の鉄道貨物運賃等級の特別等級適用に関する請願（請願者　東京都中央区明石町十二番地　日本冷凍事業協会外口茂三郎）（永山忠則君紹介）（第八八〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

凍氷の鉄道貨物運賃については、目下審議中の改訂案によれば現行等級九級は八級となり、かつ遠距離逓送割引（四百一キロ以上一割引）も昭和三十四年十二月末日をもつて廃止される公算が大であると聞くが、凍氷はその重量に比し価格は非常に低廉であり、溶解する等の性質を有するので、現行においても氷価に対する運賃は相当過重負担となつており、約二百キロ鉄道輸送すると発地氷価に対し着地氷価は倍額以上となり、このためこれが運賃の軽減は、数年来業界のひとしく熱望していたところであるにもかかわらず、今次改訂により逆に値上げが行なわれるとすれば、その輸送は極度に制限されざるを得なくなり、国民生活に悪影響を及ぼすことは必然である。ついては、凍氷の運賃等級は、特別等級二四級を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該商品の運賃負担力の実情にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

常磐線平以北の輸送力強化促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長石田真宗）（齋藤邦吉君紹介）（第九五一号）及び同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長石田真宗）（八百板正君紹介）（第一一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線上野・平間は複線でしかも電化の見通しもつき、輸送の改善にみるべきものがあるが、これに比し平以北においては、旧態依然として改善のあとがみられず、その不便はまことに大なるものがある。ついては、地域の産業と文化発展のため、常磐線平駅以北における輸送力増強の促進を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便をはかり、国鉄経営の合理化に資する等のため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

野岩羽線建設促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地　福島県町村議会議長会長石田真宗）（八百板正君紹介）（第一一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道野岩羽線の敷設が福島県会津開発の上に無二の重要性を有することは、これが促進を期してすでに十数年の今日においても多言を要しないところであるが、いまだ建設への段階に達しない現状にあるのはなはだ遺憾とするところである。ついては、野岩羽線の建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

特急はやぶさ号等の川内駅停車に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外二名）（中馬辰緒君紹介）（第一一七二号）及び同（請願者　鹿児島県川内市議会議長原田健二郎）（池田清志君紹介）（第二二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は、川内川流域に位する鹿児島県第二の雄都で、川内川河口港ならびに上流鶴田ダムの建設を目前に控え、さらに飛躍的発展をとげると予想され、その表玄関川内駅は、およそ二十五万人の交通の要衝として逐年乗降客の激増をみつつあるが、同駅には特急「はやぶさ」は停車しないため、同地方の遠距離旅行利用者（大部分が東京、阪神地方）は、やむなく鹿児島あるいは出水駅に一たん出向き、多大の不便を忍びつつ利用している実情で、その停車実現の要請は筆舌に尽し得ないほど切実なものがある。ついては、中央に最も遠い同県の特殊性と地元民の熱望にかんがみ、川内駅に特急「はやぶさ」を停車せしめるとともに、近く行なわれるダイヤ改正で新設されるやに聞く「第二かいもん号」も停車するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

東海道新幹線変更に関する請願外一件（請願者　横浜市保土ケ谷区川島町二千七百七十一番地　綿貫貞次郎外三百七十五名）（飛鳥田一雄君紹介）（第一四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道新幹線のうち横浜市保土ケ谷区川島町上星川町における測量箇所をみると移転の対象となる家屋が相当数に達しており、これが決定となれば永年住み馴れた土地を離れなければならず、物心両面にわたる損失は計り知れないものがあるばかりでなく、近時同地区は逐年都会化され、農地は年々狭少になりつつあるので、これ以上減少すれば生活にも支障をきたすことになる。ついては、今回の測量線は川島町上星川町の中心を曲線で貫通することになつているが、これを直線に訂正し、東南方に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該工事の重大性にかんがみ、実情を慎重に検討して、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

下呂線敷設促進に関する請願（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県飯田市から西筑摩郡読書村三留野に至る鉄道開設については、鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）別表により、予定鉄道路線として決定されているところでありこの鉄道が敷設されれば、飯田市、伊那市を含む伊那地方一帯と中央西線とを直結して、現在行き詰まり的状態にある輸送問題を打開し、さらに資源の開発と産業経済の伸長発展を促進するなど、その寄与するところまことに大きく、これの実現は地元住民多年の熱願とするところである。ついては、すみやかに建設線に編入し該鉄道を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

個人タクシー大幅免許に関する請願（請願者　東京都渋谷区美竹町二十八番地個人タクシー同盟婦人部池脇みつ子外四十六名）（山口好一君紹介）（第一六三四号）、同外二件（請願者　東京都江東区深川扇橋一丁目十番地滝下竜一外四十九名）（中村三之丞君紹介）（第一七三六号）、同（請願者　東京都足立区西

新井町千四百四十五番地幸田美能富外九十九名）（島上善五郎君紹介）（第一八六六号）、同外六件（請願者　東京都品川区二葉町六丁目三百六十五番地池脇寅吉外百六名）（菊池義郎君紹介）（第一八六七号）、同外三件（請願者　東京都杉並区天沼一丁目三十番地辻村稔外四十九名）（柏正男君紹介）（第一九八五号）、同外三件（請願者　東京都中野区本郷通り二丁目三十番地岡本冨玉外五十五名）（菊池義郎君紹介）（第二〇一五号）、同（請願者　東京都世田谷区世田谷五丁目三千二百四十三番地工藤由祐外四十五名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二〇三六号）、同（請願者　東京都杉並区天沼一丁目十四番地白川英作外五十名）（松前重義君紹介）（第二一三四号）、同外十一件（請願者　東京都練馬区南町一丁目三千五百六十六番地山崎米蔵外五十名）（新井京太君紹介）（第二一三五号）、同外一件（請願者　東京都世田谷区烏山町千六百四十番地堤満外五十二名）（本島百合子君紹介）（第二一三六号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区若木町三十一番地佐藤武美外百三名）（岡崎英城君紹介）（第二一五四三号）及び同外三件（請願者　東京都新宿区下落合三丁目千三百九十九番地清藤恒文外二百四名）（帆足計君紹介）（第二一六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

個人タクシー大幅免許については昭和三十四年四月十五日より同年九月十日までの間に一般乗用旅客自動車運送事業経営免許申請書を東京陸運局へ提出しており、今回の増車分二千八百台の配分に当つては、法人営業車に比べ、走行キロ数二分の一である個人営業車を一対二の割合で大幅に免許されるよう、当局をはじめ関係方面へ訴えてきたが、運輸大臣はさきには個人営業へ一千台配分を言明し、また去る三月四日にはできるだけ多く個人営業車を免許する旨の回答があつたにかかわらず、陸運局ではいまだに配分台数の発表もない。ついては、今回の増車分の配分に当つては、個人営業車を大量に免許するとともに、個人タクシー同盟会員である申請者のうち適格者については優先的に免許されたいというのである。

二、請願の議決理由

タクシー事業の円滑なる発達をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

名古屋空港の国際商業空港化に関する請願（請願者　名古屋市中区大池町名古屋商工会議所会頭佐々部晩穂）（江﨑真澄君紹介）（第二〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においても名古屋空港の重要性から、二月六日に同空港の告示を行ない、さらに昭和三十五年度より本格的に大型機エプロン、誘導路照明灯等の改良整備計画を実施することになつたことはまことに喜びにたえない。ついては、すでに同空港の活用について、有力外国航空会社でも深い関心を示し、相次いで実情調査のためにきているほどでもあるから、今回の空港告示を機会として、ぜひ同空港を国際商業空港として活用されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国における国際航空の発達にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

磐越東線磐城常葉駅を起点とし、常葉町大字常葉、同大字山根、船引町大字横道および上移より葛尾村を経て浪江に通ずる県道（一部船引町道）に、国営バス乗り入れについては、昭和三十一年十一月ごろ現地調査が実施されたまま、その後の経緯が不明で取り残されているのはまことに遺憾である。ついては、右区間の国営バス乗り入れの実施を促進されたいというのである。

磐城常葉駅、浪江間に国営バス運行の請願（請願者　福島県田村郡常葉町大字常葉字本坊百八番地遠藤熊吉外四百三十三名）（山下春江君紹介）（第二一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二、請願の議決理由

地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

東海道新幹線の横浜市日吉地区通過反対に関する請願（請願者　横浜市港区日吉本町千七百七十七番地関本源吉外四千二百十二名）（飛鳥田一雄君紹介）（第二三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道新幹線は、いわゆる聞するに横浜市港北区人口の六割が居住する東横電鉄沿線を通過し、同日吉地区内でS字型となり東横線を三箇所も交差する計画のよしであるが、同地区は風致区であり、また学園都市として慶応義塾大学がある等、優雅な高級住宅街であるから同新幹線の通過には反対である。同新幹線は経費の点においても、新横浜駅を横浜線の中山寄りにすれば、東京方面からも直線コースとなつて時間は短縮され、田畑丘陵地帯で買収費も安い。ついては、東海道新幹線の建設計画においては、横浜市日吉地区を通過しないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該工事の地元住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情を慎重に検討して、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

林産物資国鉄貨物運賃公共政策割引の存続に関する請願（請願者　鹿児島市山下町二十三番地鹿児島県木材協会長中馬徹）（池田清志君紹介）（第二四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄貨物運賃公共政策割引の存続については、かねてより配慮を賜つていることは喜びにたえないが、世間に伝えられる経済企画庁試案が四月以降実施されれば、農林畜水産物資、とくに林産物資関係者の打撃はまことに大であり、このような林産物資の本質と国民経済への影響を無視する方策がとられることは、将来の農山村経済を破たんに導くものである。ついては、現行公共政策割引制度を恒久化し、林産物資の交流基盤を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該物資に対する暫定割引の廃止による影響の大なる点にかんがみ、実情を慎重に検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

航空輸送安全確保に関する請願（請願者　名古屋市中区大池町名古屋空港協議会長佐々部晩穂）（江﨑真澄君紹介）（第二四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る三月十六日夜名古屋空港において引き起こされた航空機事故は、未曾有の不祥事件というに留まらず、発展途上にある同空港ならびに民間航空輸送の将来に重大な衝撃と暗影を投じたものであり、関係者の憂慮にたえないところである。ついては、民間航空輸送の安全を確保するため、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）民間航空優先の原則ならびに管制基準を確立すること、（二）管制管理機構を拡充強化すること、（三）将来における共同使用の廃止。

二、請願の議決理由
当該空港の現状にかんがみ、実情に即して請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄自動車営業係臨時雇用員の定員化に関する請願外三件（請願者　愛知県豊川市金屋町七十二番地中尾襄一外三名）（伊藤よし子君紹介）（第二五〇五号）、同外六件（請願者　静岡県引佐郡三ケ日町字志十七番地片山和代外六名）（井岡大治君紹介）（第二六二五号）、同（請願者　三重県熊野市木本町川本雅子）（内海清君紹介）（第二六二六号）、同（請願者　三重県熊野市有馬町岡野紀子）（木下哲君紹介）（第二六二七号）、同（請願者　福井県小浜市竹長岡本喜代子）（久保三郎君紹介）（第二六二八号）、同（請願者　三重県熊野市木本町津本福代）（小平忠君紹介）（第二六二九号）、同外六件（請願者　三重県南牟婁郡鵜殿村栄本勲子）（田中幾三郎君紹介）（第二六三一号）、同（請願者　三重県熊野市木本町松井三好）（竹谷源太郎君紹介）（第二六三二号）、同外六件（請願者　岐阜県中津川市駒場水野毅外六名）（楯兼次郎君紹介）（第二六三三号）、同（請願者　三重県熊野市木本町南きぬ子）（堤ツルヨ君紹介）（第二六三四号）、同外五件（請願者　栃木県那須郡黒磯町大字前弥六百七十一番地室井ミツエ外五名）（戸叶里子君紹介）（第二六三五号）、同（請願者　三重県熊野市木本町正崎須子）（中崎敏君紹介）（第二六三六号）、同外一件（請願者　長野県小諸市与良深町武外十一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二六三七号）、同外九件（請願者　愛知県豊橋市大橋通り二丁目松川悦子外九名）（長谷川保君紹介）（第二六三八号）、同外七件（請願者　長野県上伊那郡長谷村市野瀬二百六十五番地北原和子外七名）（原茂君紹介）（第二六三九号）、同外一件（請願者　札幌市厚別町旭町山崎悦子外一名）（正木清君紹介）（第二六四〇号）、同（請願者　三重県熊野市木本町谷さと子）（門司亮君紹介）（第二六四一号）、同外二件（請願者　滋賀県伊香郡西浅井村字岩熊山崎やすえ外二名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二六四二号）、同外二十五件（請願者　愛知県瀬戸市西茨町二番地中根志津世外二十五名）（横山利秋君紹介）（第二六四三号）、同外四件（請願者　札幌市北八条東十五丁目平間安子外四名）（正木清君紹介）（第二七四四号）、同外八件（請願者　京都府加佐郡大江町蓼原百九十二番地新治美幸外八名）（柳田秀一君紹介）（第二七四五号）、同外三件（請願者　福井県勝山市芳野百十六番地の三炭谷豊外三名）（堂森芳夫君紹介）（第二八二号）、同外六件（請願者　茨城県土浦市小松町四百八十番地久保田幸子外六名）（久保三郎君紹介）（第二八二九号）、同外十四件（請願者　札幌市北四条東二丁目竹中巌外十四名）（岡良一君紹介）（第四七一五号）、同外十五件（請願者　福岡県田川郡香春町升田隆子外十五名）（井岡大治君紹介）（第七八二七号）及び同外十五件（請願者　三重県阿山郡島ケ原村北恵美子外十五名）（矢尾喜三郎君紹介）（第七八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在国鉄自動車には、地方自動車事務所において施行する正規の国鉄職員採用試験を受け、自動車の車掌「営業係」として、日本国有鉄道就業規則および国鉄自動車運転取扱心得に基づき、一般職員となんら異なることのない乗務を行つておりながら、身分上は臨時雇用員のまま他の職員と区分され、低い労働条件にある者が、約千名を越えていることは、余りにも変則的な取り扱いである。ついては、その事業の公共性ならびに職務の重要さからみて、国鉄自動車営業係臨時雇用員をすみやかに定員化されて本採用とされたいというのである。

二、請願の議決理由
当該職務の重要性にかんがみ、定員問題とも勘案の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

新玉川線の全線地下鉄化に関する請願（請願者　東京都世田谷区野沢町一丁目二百七十番地唐牛健三）（関谷勝利君紹介）（第二五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京急行電鉄株式会社は、新玉川線の名のもとに、密集せる住宅街および重要排水路である蛇崩川の上を走る高速鉄道を、東京都渋谷を起点として世田谷区を縦貫する高架線をもつて計画しているが、次記理由により新玉川線を渋谷から全世田谷区を地下鉄によつて施工されたいというのである。
（一）沿線の商店街ならびに住宅街は、この大部分の高架線によつて交通の混乱を来たし、町の発展を阻害する、（二）学校、公園等は高架線の鉄粉の飛散、騒音ならびに公園の切断等によりその機能に障害を来たす、（三）三十三年度の狩野川台風の際に、蛇崩川ははんらんをし付近住宅は被害をうけており、その蛇崩川上を高架線が通ることは問題である、（四）住宅街は、騒音、のぞき見等によつて住宅としての価値を失う、（五）文化国家の首都東京都内の高速鉄道は、地上でなく地下鉄とすべきが当然である、等。

二、請願の議決理由
当該沿線都民の利便をはかり、もつて都市交通の円滑化に資するため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一一一番
秘課

官報　号外　昭和三十五年七月十五日

第三種郵便物認可　昭和三十五年三月三十一日

○第三十四回国会　衆議院会議録追録（その二）（二）

都道府県陸運事務所の運輸省直轄化に関する請願（請願者　横浜市磯子区西根岸馬場町百二十二番地八木秀雄）（門司亮君紹介）（第二六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の都道府県陸運事務所は、昭和二十四年八月一日閣議了解された「出先機関の地方委譲のための措置に関する件」による行政機関簡素化の名のもとに当時運輸省の直轄出先機関であつた道路運送監理事務所の機構を改変して、同年十一月に生まれた変態的機構であり、多分に政治的妥協の産物であつて、実質的には国の仕事を国の人間が国の経費で行なつている。現実の行政運営の面でも、知事の関心は車検登録における印紙収入（手数料）財源と、行政処分を行なう際の責任の所在との二点にあるだけで、知事権限に属する行政分野全般に対する関心はきわめて薄く、その権限をほとんど陸運事務所長に代行させている実情であり、形式的にのみ知事の下部機構となつているという中途半端な機関であるため、事務手続を繁雑にし、行政責任の所在を不明確にして、かえつて行政を複雑ならしめ、加えて身分上の不安定から職員の士気を低下させている実情である。ついては、都道府県陸運事務所を運輸省の直接の出先機関とされたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における自動車行政の激増せる実情にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

鉄道貨物集約輸送実施に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤峨）（八田貞義君外一名紹介）（第二六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道輸送の近代化計画に基づき国鉄当局においては、貨物の集約輸送を実施し、今日まで、すでに百駅余りの貨物取扱いを廃止したが、中心駅における貨物取扱施設の整備が伴わないため、貨物輸送の円滑を欠き、常に滞貨をかかえている実情であり、ために緊急を要する物資、特に生鮮食品等にあつてはトラック輸送等によらなければならず、加えて小運輸区間の延長に伴う荷主負担の増加をきたす不合理が発生している。ついては、今後新らたに集約輸送を実施する地域に対しては、まず中心駅の施設を整備充実し、少くとも荷主負担の増加をきたさないよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物駅の集約化の地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して、請願の趣旨にそうよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

わら工品の国鉄貨物運賃公共政策割引存続に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一番地森八三一）（足鹿覺君紹介）（第二七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄当局においては、運賃公共政策割引の削減または廃止の案を準備し、関係方面に働きかけており、経済企画庁においても同様の意向を持つているようであるが、次の理由から北海道向けのわら工品の無蓋貨車積運賃公共割引制度を要存続されたいというのである。

(一)北海道向けのわら工品は道内産業全般の資材として、産業開発上重要な商品であり、従つて同制度の廃止は道内産業の発展を阻害し、国民生活に多大の影響を与える。(二)わら工品は運賃の比重がきわめて高く、同制度の廃止は需要の大幅減退を招き、業界は重大な危機に見舞われる、等。

二、請願の議決理由

当該物資に対する暫定割引の廃止による影響の大なる点にかんがみ、実情を慎重に検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄貨物運賃公共政策割引存続に関する請願（請願者　鳥取市東町八沢輝）（足鹿覺君紹介）（第二七四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄貨物運賃が改訂されたが、辺地における生産木炭の過半は国鉄の長距離輸送に依存しており、また容積重量に比べて運賃負担力の弱い薪炭は、公共政策割引の廃止による高額の運賃値上げに耐え得ず、山村民の生活が著しく圧迫され、関係者もその対策に苦慮している。ついては、国鉄貨物運賃公共政策割引を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該物資に対する暫定割引の廃止による影響の大なる点にかんがみ、実情を慎重に検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

南千住駅北口改札口設置に関する請願（請願者　東京都荒川区南千住町十丁目荒川区議会議員岩渕仙八）（天野公義君紹介）（第二七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都荒川区の南千住駅は南の一方だけに改札口があるため、同南千住町十丁目地区は同駅の北側背面に近く、地区住民は同駅外辺を遠回りし、不便をしのびつつ南側改札口を利用しているが、同地には日紡、鐘紡ならびに日石の三大会社があり、また同地より都心部や他地区への通勤、通学者も多く、すべてが同駅周辺をぐるぐる遠回りしている現況である。ついては、南千住駅の中ガード付近に北口改札口を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便をはかるため実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

平市外四市連名による公営乗合自動車営業申請許可反対に関する請願（請願者　福島県平市常磐交通自動車株式会社代表取締役野崎満蔵）（菅家喜六君紹介）（第二七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県平市および近隣の磐城、内郷、常磐、勿来の各市が連名で公営乗合自動車営業許可の申請をしたが、もしこれを許可されれば、現在営業中の常磐交通自動車株式会社の路線と競合することになるので、わずかな黒字である同会社の営業は、過当競争の結果、根本的に損傷を受けるのはあきらかである。ついては、右の申請はこれを許可しないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方におけるバス事業の円滑なる発達を期するため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

越後線に快速列車運行等に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
上越地方と新潟市の間を最短距離で結ぶ越後線およびこれと連絡する弥彦線、信越本線は、最近の同地方の飛躍的伸長と交通系統上に即応し得ないから、越後線を整備して快速列車を運行し、また下越経済圏の確立とその発展の基礎要件となる越後線、弥彦線、信越本線の一体的な運用による環状運転を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
関係線区の旅客の利用系統を十分調査の上実情に即して請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

栃木県野木村丸林地先の無人踏切りに警報器設置の請願（請願者　栃木県下都賀郡野木村友沼　平岡重一郎）（山口好一君紹介）（第二七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県下都賀郡野木村字丸林地先は、東北本線古河駅、間々田駅間約八・五キロメートルのほぼ中間に位し、線路の両側は雑木林におおわれており見通しがきわめて悪いために同所で不慮の災厄をこうむつて失命した人は枚挙にいとまのないほどである。ついては、同野木村字丸林地先の無人踏切りに警報器を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

東北本線古舘、日詰両駅間紫波高等学校前に簡易停車場設置等に関する請願（請願者　岩手県紫波郡紫波町長村谷永一郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第二七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線日詰駅は同線開通当時は地元民が無智であつたため、岩手県紫波郡紫波町日詰町南方四キロの地点に設けられているが、その後交通の重要性が地元民に理解されるに及び、大正の初年より日詰町の実態に即した停車場を設置するよう陳情し続けており、さらに昭和三十四年四月一日同町を中心とする周辺九箇町村が合併して紫波町として発足するにあたつても、合併町村の基本的重要事項として、紫波町発展の不可欠の要件である停車場設置を決定している。ついては、五キロないし六キロをう回利用して不便をかこつている二千名以上の通勤、通学者の利便等のためにも、東北本線古舘、日詰両駅間の紫波高等学校前に簡易停車場を設置し、東北本線の複線工事完工と同時に開設され、さらに東北本線盛岡、花巻間の複線工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

桜島一周観光バス路線免許及び高免、黒神間の定期バス路線延長に関する請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村長武定利外一名）（宇田國榮君紹介）（第二七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県桜島は行政区域が鹿児島市と鹿児島郡西桜島村に分れており、鹿児島市内の地区にはいまだにバス路線が認可されない区間があつて、同地域の住民はもちろん同島を訪れる観光客においても同島一周バスがないために非常な不便を感じており、去る昭和三十二年九月十八日に申請した鹿児島県鹿児島郡西桜島村営バス路線延長は、この不便を解消するためになされたものである。しかし、当時は路面が不備で免許基準に適合しない点もあつたのであるが、路面も完全に整備された今日においても、当局へのたびたびの要請にもかかわらず、なおそのまま放置されていることはまことに遺憾である。ついては、すみやかに同村営バスによる鹿児島市高免―園山―浦之前―黒神間の一般乗合バス路線の延長および桜島一周の観光バスの営業を認可されるよう措置せられたいというのである。
二、請願の議決理由
地方住民の利便をはかるため、実情に即して、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島駅舎改築に関する請願（請願者　鹿児島市和泉屋町宮崎清蔵）（二林山榮吉君紹介）（第二八七九号）、同（請願者　鹿児島市和泉屋町鹿児島駅駅舎改築促進連盟副会長坂田勝）（宇田國榮君紹介）（第二九四九号）及び同（請願者　鹿児島市和泉屋町児玉勝）（赤路友藏君紹介）（第三〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
多数の旅客の出入りする鹿児島駅施設の現状は、戦後復興した戦災復興駅であるため、本屋、待合室等は簡易建物で、待合室などはわずか六十平方メートルで漸次狭あいを告げるに至つており、最近のラッシュ時における混乱振りは実に名状すべからざるものがある。同駅は、日本の最南端に位し、沖縄奄美大島離島との海運関係はもちろん、将来同市の復興計画による南方貿易基地化の推進等大都市完成を考慮するとき、同駅舎の改築拡張化は切実な問題である。ついては、すみやかに鹿児島駅舎改築を措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方産業の振興をはかる等のため、請願区間の鉄道敷設につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

本吉田尻線鉄道敷設促進に関する請願（請願者　宮城県遠田郡田尻町長佐々木敬一外十七名）（愛知揆一君紹介）（第三三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本国有鉄道の敷設予定線のうち、鉄道敷設法第一条別表十七に規定されている「津谷（本吉）ヨリ分岐シ、佐沼ヲ經テ田尻ニ至ル鉄道」予定線は、建設も経営も経済線であつて東北開発に大きな役割を果たすものであり、三陸水産物資輸送スピード化にも効果があるから、早急に調査線に編入し建設を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

長野県の観光施設に対する融資順位の引上げに関する請願（請願者　長野県長野市議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四三三号）、同（請願者　長野県議会議長北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第三九一四号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三

九一五号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三九一六号）、同（請願者　長野県議会議員武川鋭）（井出一太郎君紹介）（第四一六五号）及び同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第七七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の旅行は、レクリエーションとして国民生活に取り入れられ、社会的意義をもつようになつてきたが、旅行者の受入れ機関としての旅客施設を整備改良して旅行者に満足を与えなければならないにもかかわらず、金融面においてその融資順位が最下位にあり、資金調達に著しく障害をきたしている実情である。ついては、長野県観光地における観光施設に対し積極的な融資をはかるよう融資準則に特例を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近におけるわが国観光の顕著なる発達にかんがみ、実情に即して請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

観光事業に対する財政措置に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四三四号）、同（請願者　長野県議会議員中沢周三）（中澤茂一君紹介）（第三九一七号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九一八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三九一九号）、同（請願者　長野県議会議員佐藤武久）（井出一太郎君紹介）（第四一六六号）及び同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（下平正一君紹介）（第七七九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の観光事業は第三次産業として特に国際観光の面では外貨獲得に目ざましい躍進をとげている。外人誘致は国際収支の面からも必要と思われるが、既存の国際観光地だけでは消化困難であると思われる。ついては、長野県は三国立公園を有し、国際級の観光地が数多いので、施設整備によつて、外人客の観光地となることは必至であるから、次記要項を実施されたいというのである。（一）観光事業を公営企業として発展させるために起債のわくを大幅に増加すること、（二）地方交付税における基準財政需要額の算定の基礎には、現在宣伝費だけがわずかに算入されているが、さらに施設費を加えるとともに増額すること、（三）日本開発銀行の融資先を拡大し、その取扱いは長期かつ低利としさらに増額すること。

二、請願の議決理由

最近におけるわが国観光の顕著なる発達にかんがみ、実情に即して、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

大糸線の輸送改善に関する請願（請願者　長野県　議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四〇号）、同（請願者　長野県議会議員中沢周三）（中澤茂一君紹介）（第三九三一号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九三二号）、同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第三九三三号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三九七四号）、同（請願者　長野県議会議員耳塚充邦）（井出一太郎君紹介）（第四一八五号）及び同（請願者　長野県議会議員高橋泰雄）（下平正一君紹介）（第七七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大糸線の輸送改善については、県内各線にさきがけ松本―信濃四ツ谷間が電化され、沿線住民の利便はもとより、日本有数の観光地日本アルプスの開発に寄与した面は大きく、観光客も年々増加するなど感謝にたえないが、信濃四ツ谷以北の同線沿線にも多くの観光地があり、特に栂池一帯は国際観光地として開発が進められている現状から、近い将来内外観光客が飛躍的に増大することが予想される。ついては、このような情勢を理解されて左記事項について配慮されたいというのである。（一）大糸線全線のスピードアップと列車の増発をはかるとともに、特に信濃四ツ谷以北の電化を実現すること、（二）全線電化の早期実施が困難な場合は、信濃森上までを第一期とし、以北は応急措置としてディーゼルカーの運転により旅客の便をはかること、（三）北陸線との連絡を考慮したダイヤの改正を行なうこと、（四）中央、北陸線からの直通列車を乗り入れること。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに国鉄経営の合理化に資する等のため請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄長野、新潟間の各駅停車ディーゼルカー導入に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四三五号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九三八号）、同（請願者　長野県議会議員北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第三九三九号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第四一八七号）及び同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（下平正一君紹介）（第七七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年総合開発の進展に伴い、小梅線中込駅を中心とした地区と諸方面との経済的交流は年々増加の一途をたどりつつある。このときにあたり本年三月より小諸、小渕沢駅間に強力ディーゼルカーの運行が開始されたことは、沿線住民はもとより県民こぞつて感謝するところであるが、しかし、現在小海線を通じて甲府方面あるいは長野方面への交通はきわめて不便であり、時間、諸経費の浪費を余儀なくされている。ついては、左記事項のすみやかな実現をはかられたいというのである。（一）小海線に強力ディーゼルカーを増強すること、（二）小海線の強力ディーゼルカー運行区間を中央線小渕沢―甲府間、信越線小諸―長野間まで延長すること。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、車両等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

船舶航行安全のための強制施設に関する請願（請願者　神奈川県茅ケ崎市小和田五千六百六十四番地富永英三郎）（池田禎治君紹介）（第三七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
航行の安全と生命財産の保全のために、総トン数五十トン以上の漁船、または総トン数百トン以上の貨物船で、陸岸より百キロ以上を離れ、かつ四十八時間以上継続して航海する貨客船に対し、「ロラーン」および「フアックシミリ」を強制施設せしめ、前記の船主でこれらの機器を購入し得ず、または保守し得る通信士を雇い得ない船主に対しては、これらの機器を貸付けおよび保守するための国策会社を設立し、かつこの施設の強制法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
船舶航行の安全を保持するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

名古屋、豊田及び稲武間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　愛知県豊田市長坂貞一外二十二名）（小林錡君紹介）（第三八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時名古屋市を中心とする経済圏の伸張とこれに伴う内陸工業地帯としての豊田市周辺の発展は驚異的なものがあり、特に名古屋市と豊田市を結ぶ一帯は中部経済圏における大動脈として躍進途上にある。また豊田市猿投町を経由して稲武町に至る間は愛知県下の未開発地であり、その状況は岐阜県にも及んでいるので、その広ほうたる森林資源、地下資源の活用は鉄道敷設によつて経済界に寄与するところ大なるものがあると思われる。ついては、名古屋市千種より、日進、東郷、三好、豊田（旧挙母）および猿投、藤岡、小原の各市町村を経て、稲武町（旧武節）に至る鉄道（鉄道敷設法別表第六十九号）をすみやかに敷設するよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興をはかる等のため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

三鷹市新川公団住宅地内にバス乗入れ反対に関する請願（請願者　東京都三鷹市新川三百七十二番地の三公団住宅一号棟二百六号大塚剛一外五百八十二名）（山花秀雄君紹介）（第三九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
このたび小田急バス会社より三鷹市新川公団住宅地内道路にバス乗入れの申請がなされたが、同団地内には幼児が非常に多く殊に道路に最も接近している一号棟から八号棟までの二百八十二世帯は、小世帯住宅で、その入居資格は夫婦と学令前の子供一人に限られて居り、従つて零才から五才までの乳幼児が多く、建物のすぐ近くの道路を大型バスが往来しては、それら子供の交通事故発生は必至である。ついては、同団地内バス乗入れ計画は、これを取止められたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

北海道の国鉄路線廃止反対に関する請願（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（樽路節雄君紹介）（第三九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
目下国鉄当局においては、経営合理化の一環として、辺地路線の廃止を検討中と聞いているが、これがもし実施されるとすれば、北海道の総合開発に重大な障害となるので、北海道の特殊事情を十分再検討され、これが廃止、撤去を行なうことのないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方の特殊性並びに国鉄営業線の廃止問題の地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

新玉川線東急案の早期実現に関する請願（請願者　東京都世田谷区三軒茶屋町四十七番地新玉川線促進連合会大場信続外十名）（床次徳二君紹介）（第三九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都世田谷区の人口は、日を追つて激増の一途をたどり、これに伴つて同区の中心部を縦貫する唯一の交通機関である玉川電車の混雑はその極に達しており、玉川電車の改善およびその高速度化は同区民のひとしく絶叫するところである。ついては、今回東急の発表せる高速度新玉川線の計画は、次記理由によりまことに時宜に適しているから、その早期実現を期せられたいというのである。（一）新玉川線は三軒茶屋以西において二子玉川線と下高井戸線の中間に位し、両線の混雑解消のため最も有効適切であること、（二）蛇崩川上を利用することは、いたずらに住宅の立退きによる犠牲を避け、公共有閑地を活用する名案であること、（三）河川上の高架線は適当な防音遮蔽装置を施こせば沿線の学校及び住民は便利でこそあれ、なんら支障は認められないこと、等。

二、請願の議決理由
当該沿線都民の利便をはかり、もつて都市交通の円滑化に資するため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

鹿児島に管区海上保安本部設置に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九七五号）、同（請願者　鹿児島県議会議長羽田義知）（小澤貞孝君紹介）（第五六四〇号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第六五五四号）、同（請願者　長野県議会議員中村環）（増田甲子七君紹介）（第七〇〇一号）、同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（第七八二三号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第七八二四号）及び同（請願者　鹿児島市築町五番地上野喜左衛門）（池田清志君紹介）（第七〇八六号）及び同（請願者　鹿児島県市長会長平瀬実武）（池田清志君紹介）（第七八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
第七管区海上保安本部は、山口県の一部を含み、九州全域を管轄する全国最大の管区本部であり、また北九州朝鮮海域と南九州、南方国際海域は、この地理的条件から一は沿岸性、一は海洋性と南北二つの海洋圏に区分され、さらに経済圏もその性質を異にしている。ついては、この際南九州、熊本、宮崎、鹿児島三県周辺海域および南方海域を担当の三角油津、鹿児島、名瀬を管轄する管区海上保安本部を新たに鹿児島に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
合理的な海上保安行政機構の確立を期するため、請願の趣旨に沿い善処するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

中央西線旅客輸送力増強に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（小澤貞孝君紹介）（第五六四〇号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第六五五四号）、同（請願者　長野県議会議員中村環）（増田甲子七君紹介）（第七〇〇一号）、同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（第七八二三号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第七八二四号）及び同（請

願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第七八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線および篠ノ井線の旅客の輸送事情はきわめて悪く、さきに運転開始された長野、名古屋間の急行デイーゼルカーは利用度が特に高く、中間駅ではほとんど乗車できない実情であり、沿線住民を始め旅行者等は常に時間と諸経費の浪費を余儀なくされているから、次記要項を実現されたいというのである。（一）名古屋発午前七時ごろ、長野着午前十時三十分ごろ、長野発午後五時ごろ、名古屋着午後九時三十分ごろの急行デイーゼルカー一往復の増加運転をすること、（二）現在の長野、大阪間準急直通列車は、利用度が少ないので、これをスピード化し、普通急行に変更すること。

二、請願の議決理由

旅客交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

福島県に鉄道管理局設置に関する請願（請願者　福島市本町福島商工会議所内福島県輸送対策協議会長佐藤善一郎）（天野光晴君紹介）（第六九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県における国鉄輸送の状況は昭和三十三年度の統計においても明らかな通り、客貨ともに東北六県中首位を占めているのであるが、各路線は仙台、水戸、高崎、新潟の各鉄道管理局に分断されているため、県内各地相互間の連絡上の不利はもちろん、円滑な輸送の実現の上に大きな障害となりその損失は多大なものがある。しかも東北六県中既存の仙台、盛岡、秋田に加え、青森、山形にも近く設置されるという噂があるのに、広大な地域と高度の利用率を有する福島県のみが除外されることはまことに不自然である。ついては、全国唯一の四管理局の管理下にある同県の実情を推察され、同県に鉄道管理局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄地方組織の地元住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

東北本線の輸送力増強に関する請願（請願者　福島市本町福島商工会議所内福島県輸送対策協議会長佐藤善一郎）（天野光晴君紹介）（第六九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県下を貫通する東北本線は国内の縦貫幹線として重要なものである。ついては、その輸送力増強に関し、次記事項を実現されたいというのである。（一）福島・仙台間の電化促進（二）白河・福島間の複線化促進（三）福島・岩沼間の複線化。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

東北本線の輸送力増強に関する請願（請願者　福島市本町福島商工会議所内福島県輸送対策協議会長佐藤善一郎）（天野光晴君紹介）（第六九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県を東西に横断する磐越東線ならびに西線は太平洋岸と日本海岸を結び陸海輸送に重要な役割を果しており、さらに近時電源開発をはじめ奥会津、大滝根方面などの豊富な林産、鉱産の開発および裏磐梯方面への観光客の増加と相待つて、その輸送力の増加は緊急性を増しつつある。ついては、次記事項の実現につき特段の措置を講ぜられたいというのである。（一）磐越東、西線の全面的デイーゼル化（二）磐越西線経由上野、秋田間急行列車の実現（三）磐越西線経由上野、新潟間直通列車の運行（四）野岩羽線の実現促進（五）日中線の廃止反対（六）只見線の国鉄買上げ。

二、請願の議決理由

地方産業の振興をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

常磐線の輸送力増強に関する請願（請願者　福島市本町福島商工会議所内福島県輸送対策協議会長佐藤善一郎）（天野光晴君紹介）（第六九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京方面と仙台以北を結ぶ重要幹線としての常磐線の強化は、着々実施されつつあり喜びにたえないが、さらに次記の事項の実現につき配慮されたいというのである。（一）常磐線全線の電化促進（二）平―平沼間の複線化促進（三）平―小名浜間の新線建設。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに地方産業の振興をはかる等のため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

陸羽東線岩出山、池月両駅間に停留場設置に関する請願（請願者　宮城県玉造郡岩出山町長千葉啓一外二百二十五名）（長谷川峻君紹介）（第六九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県玉造郡岩出山町の旧一栗村、旧真山村の部落は、陸羽東線岩出山駅と池月駅の中間に位し、各駅までそれぞれ徒歩五十分ないし二時間を要する辺地にあり、冬期には積雪のため唯一の交通機関であるバスもしばしば運休し、同地域の約四千六百余の住民は非常な時間的、経済的な浪費を余儀なくされている。ついては、同地域に新駅を設置することは地域住民の利便はもちろん、行政、教育振興等の面に寄与するところ大きく、また駅設置に伴う土地および経費は、岩出山町が負担するから同町字下一栗地内にデイーゼルカーの停留場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

運輸委員長　平井　義一

衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄廃止予定線の存続に関する請願（請願者　新潟県知事北村一男外三名）（高橋清一郎君紹介）（第六九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般国鉄当局は経営の合理化をはかるため、全国赤字二百十線区のうち、特に赤字の多い五十線区を廃止し自動車による代行輸送に切り換える経営改革の構想を実施するやに聞いているが、新潟県の場合、対象とみなされている赤谷線、魚沼線、只見線、飯山線はともに積雪が十一月から四月に及ぶ豪雪地帯であり、道路交通は一切途絶し、鉄道以外に依存するものがない現状である。ついては、このような地域的特殊事情を考慮の上、経営的立場のみにとらわれず、豪雪地帯住民の福祉を護る立場に立つて、これら線区の存続につき格別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方線区の存廃のいかんが地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

真岡線存続に関する請願（請願者　栃木県真岡市長菊地幸作外十七名）（小平久雄君紹介）（第七〇〇八号）、及び同（請願者　栃木県真岡市議会議長飯野博一外十七名）（山口好一君紹介）（第七〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さる昭和三十五年五月三十日の国鉄関東支社評議員会の管内各線経営合理化の支社への答申で真岡線を廃止するとの意向が発表され、その理由にはバス路線の発達があげられているが、真岡―茂木間は幅員狭まく、急坂、曲折が多く、とうてい、列車に代替できぬ現状である。さらに同線が廃止されると企業誘致の途が断たれ、新市町村建設計画も放棄のやむなきに至るおそれが多分にある。ついては、国鉄の公益性、さらに同地域の産業、文化に及ぼす影響を考慮されて、真岡線の営業停止はもちろん経営内容の縮小等をすることなく、ますます内容を充実し、同地方の発展に協力されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該線区の存廃のいかんが、地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

車扱貨物の集約反対に関する請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（今井耕君紹介）（第七八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滋賀県は有利な立地条件により近時急速に工場誘致が進められ、特に鉄道沿線は工場適地として今後ますます工業化されて行くことは必至であり、また同県は近郊農業地帯として生鮮食糧品を多量に京阪神地域に輸送している現状であるが、最近国鉄当局においては貨物輸送のスピード化と経営の合理化等の観点から二万トン以下の車扱貨物駅を集約する方針を決定し、その案によると滋賀県では主要駅を除き大半が被集約されるとのことであり、これに呼応してさる三月十日より稲枝、安土、篠原駅の荷、貨物の配達を廃止したことは、県下諸産業の発展を阻害するものでまことに遺憾である。ついては、同県の現況を考慮し、サービス改悪と考えられる措置を利用関係者との了解なく断行せぬようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
貨物駅の集約実施の地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即応して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

国鉄信楽線及び柳ケ瀬線存続に関する請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（今井耕君紹介）（第七八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄当局においては、経営合理化の一環として、特に赤字の多い五十線区を廃止し、バス路線に切り替える方針で、信楽線および柳ケ瀬線がその予定廃止線に含まれているよしであるが、信楽線は滋賀県の重要物産である信楽陶器の輸送に資し、地方産業の振興開発のため敷設されたもので、沿線住民は目下同線利用倍加運動を推進して存続を要望している。また柳ケ瀬線は林産物輸送に重大な役割を演じており、万一バス路線に切り替えられると冬期積雪のため、これが輸送等に重大な支障をきたすことになる。ついては、信楽線および柳ケ瀬線を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該線区の存廃のいかんが地方住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

新東海道線の路線変更反対に関する請願（請願者　神奈川県川崎市北加瀬二丁目六十番地新東海道線路線変更反対期成同盟会長藤崎春夫）（野田武夫君紹介）（第七九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新東海道線敷設に関し、さきに川崎市議会が発表した通称S字型路線が最近国鉄当局により極秘のうちに東京都内より国鉄品鶴線に沿つて川崎市内を中丸子―市の坪―刈宿―北加瀬西部―木月四丁目を経由して斜めに横断する路線に変更する計画が急速に進められているとの話を聞き地元住民は非常な衝撃を受けている。すなわち地元は反対のための反対をしているのでなく、新幹線敷設の目的に対しては、十分に理解をしているのではあるが、その変更理由を検討するに自己の技術的未熟に基づく責任を地元の犠牲において転嫁せんとする卑劣な行為であり、一部関係者の思惑によつて血税が浪費されることは、許し難い。ついては、世界に技術優秀を誇る国鉄が、前代未聞の弾丸列車を実現するという見地からも汚点を残すような措置をせずに、遠大な目標を達成するため努力されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該工事の地元住民に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、実情を慎重に検討して、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
運輸委員長　平井　義一
衆議院議長清瀬一郎殿

建設委員会

国土開発縦貫自動車道建設に伴う土地提供者の生活再建措置等に関する請願（請願者　大津市東浦一番町県議会事務局内国土開発縦貫自動車道滋賀県対策審議会長丹波重蔵外一名）（今井耕君紹介）（第四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国土開発縦貫自動車道建設法に基づく高速自動車道の建設については、すでに第一期工事として小牧、吹田間の整備計画が決定され、着々具体化の運びとなつているが、名神間二百キロメートルの路線延長中約八十キロメートルにわたつて、琵琶湖東部の農耕地帯を縦貫する同計画は、農民の犠牲がじん大であり、今後の同自動車道の促進も決して楽観できない状態である。ついては、次記措置を講ぜられたいというのである（一）土地提供者の生活再建はもちろん、道路建設に伴つて派生する沿道整備のための関連公共事業費は、一般公共事業わくによることなく、別わく財政措置をすること、（二）諸環境整備のため、その実施に必要のある関連公共事業の補助は、現行一般公共事業の補助率でなく、相当の引き上げ措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より慎重に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
建設委員長　羽田武嗣郎
衆議院議長清瀬一郎殿

建設業法施行令の一部改正に関する請願（請願者　岡山市山科町六十一番地岡山県建設労働組合執行委員長森安光雄）（和田博雄君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近建設業者というにはあまりにも零細な施工者や、いわゆる棟領、一人親方といわれる職人層に、五十万円以上の請負をやつているとか、建築士の資格を持つているなどの理由で、業法登録を強いている事例が多いが、これは建築職人の生活実態や施工実態を無視した職人いじめの措置で、登録指導としてははなはだ行き過ぎであり、特にこれを助長しているのは、建設業法施行令第三条に「登録を必要としない工事の一件当り請負金額を五十万円」と規定していることである。ついては、右金

額を百万円に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

健全なる建設業育成の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備五箇年計画事業費増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建設省においては、道路の整備を国の重点施策として新道路整備五箇年計画のもとに強力に推進しつつあるが、鹿児島県は、気象、地勢上の悪条件から道路の整備が他県に比較して相当立ちおくれている。ついては、鹿児島県の後進性を打破するため、産業経済の基盤たる道路が全国なみに整備されるよう、道路整備五箇年計画の事業費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道新潟、平線の整備促進に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟市を起点として、福島県平市に至る二級国道新潟、平線は、一級国道七号、四号、六号各線と連絡する産業経済、観光上の重要路線であるが、その現況は、全延長二百四十三キロメートルのうち、改良済みは八十二キロメートル、約三十三パーセント、舗装に至つてはわずか六パーセントに過ぎない。ついては、同路線を一級国道に編入し、小名浜港までに延長されたい等というのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道中津、日田間の昇格に関する請願（請願者　大分県中津市長深尾新吉外五名）（西村英一君紹介）（第二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道中津耶馬渓日田路線は、路状きわめて悪く、幅員五・五メートル以上の延長はわずかに総路線の四分の一程度で、曲折も多くかつ昔のままの砂利道であるため交通事故も多い。ついては、同路線中には耶馬渓があり、観光シーズンには観光客で混雑するので、同路線をすみやかに一級国道に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

雄君紹介）（第四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県内の姫路、豊岡間、大阪豊岡間、姫路、松江間、神戸、明石間、および大阪、舞鶴間の五区間の道路は、いずれも重要県道として、今日までそれぞれの特殊性を有し、産業経済ならびに文化の発展向上に貢献した路線であるが、近時交通量は各種大型車両の増産と相待つてますます激増の度を加えており、これに伴い道路交通の安全確保およびその円滑化は、一日もゆるがせにできない問題である。ついては、右県道姫路、豊岡間および四路線を、国道として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

雌氷川右岸の地すべり対策に関する請願（請願者　群馬県高崎市藤塚町四十八番地沼賀弘介）（第三二〇号）及び同（請願者　群馬県高崎市上豊岡町二百十一番地萩原五三郎外七百十八名）（栗原俊夫君紹介）（第二四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

雌氷川右岸少林山地帯の地すべりは、古来幾多の惨害を起こし、多数住民はつねに苦しめられてきたが、ことに近年同地帯の地盤に変動を生じ、大規模の地すべりを引き起こしており、き裂、崩壊、断層、陥没、起伏、傾斜等を多発し、巨大な土石が全部雌氷川にすべり込み、雌氷川を閉鎖したことも一再ではなく、山林、畑、渓谷、住宅等にじん大な被害を与えつつあることは、まことに憂慮にたえない。ついては、雌氷川右岸の地すべり対策に抜本的な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道姫路、豊岡間等の国道編入に関する請願（請願者　兵庫県議会議員尾崎治外一名）（五島虎雄君紹介）（第四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年九月のジェーン台風により重大な被害のあつた大阪湾沿岸尼崎市および西宮市の恒久的復興をはかるため、防潮堤の建設が実施されたが、これらの沿岸一帯にわたり地盤沈下はなはだしく、防潮堤もすでに最大一・五メートルの沈下を生じたところもあり、寸時も放置できない実情であるから、右大阪湾沿岸の高潮防止事業を、全額国費をもつて、国の直轄事業として施行され、特別立法による指定地域として地盤沈下対策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪湾沿岸の地盤沈下の現状にかんがみ抜本的対策の必要であることと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道小山足尾線栃木市、粟野町間改修に関する請願（請願者　栃木市長大島定吉外六名）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県道小山足尾線（栃木市より上都賀郡粟野町永野地区に至る）は、同県の各種産業、地方開発の発展を左右する重要路線であるが、その大半は未改良の砂利道である上、幅員も狭まく、屈曲も多いため、その機能は著しく阻害されている。ついては、同路線の改修ならびに改良工事を国庫補助公共事業として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

東北自動車道の早期建設に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡岩泉町長工藤市助）（山本猛夫

君紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土開発縦貫自動車道建設法に定められた予定路線のうち、東北自動車道（東京、青森間）は、東北地方における後進性を打破し、適地産業の立地振興と、新都市および新農村の建設をはかり、国民生活領域の拡大を期するために必要な根源的条件となるものであるから、東北開発十箇年計画のバックボーン的施策として、同東北自動車道をすみやかに建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

綾瀬川等水防対策強化に関する請願（請願者　東京都足立区議会議員大神田貞英外一名）（天野公義君紹介）（第六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都足立区は低地帯であつて、綾瀬川を中央に、南に荒川放水路をかかえ、中川を東に抱く同地域は、過去において枚挙にいとまないほどの水害を受けている。たとえば、昭和二十四年のキティ台風による中川堤防の決壊は、葛飾区の大部分と足立区の綾瀬川以東を泥水の湖とし、昭和三十三年の二十二号台風は、川口市の芝川の出水により、荒川放水路沿岸を一週間にわたり床上浸水せしめた。ついては、このような惨禍をふたたび繰り返さぬよう、次記緊急水防対策を実施されたいというのである。（一）綾瀬川の加平橋下流の堤防を嵩上げし、新たに適切な防潮壁を建設し、伊藤谷橋下流の川幅を拡張すること、（二）荒川放水路の堤防を嵩上げし、補強工事を促進するとともに、綾瀬川の合流点に水門を増設すること、（三）中川堤防の軟弱箇所を補強すること。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

特殊土じょう対策事業の推進に関する請願（請願者　宮崎県都城市議会議長小野万重郎外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第六五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特殊土じょう対策事業の実績を、全体計画から見ると、今日までその三十パーセント程度といわれ、この進行率をもつてすれば、現時限法の最終年度である昭和三十六年度末において、なお五十パーセントを越える事業量が残されることになるが、同事業の完遂は、特殊土じょう地帯の国土保全と農業生産力の向上を目的として、国土総合開発の根幹をなすものであり、かつ自然的、経済的条件に恵まれぬ地帯の経済基盤の確立をはかる上にきわめて有効である。ついては、特殊土じょう対策事業の促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

後進地域を開発し民生の安定を図る見地から促進する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

五反田駅前の明治道路横断用歩行地下道建設に関する請願（請願者　東京都品川区五反田一丁目二百五十九番地佐藤士郎外二十二名）（宇都宮徳馬君紹介）（第六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国鉄五反田駅前の明治道路横断歩行者は、車両の洪水に加うるに三差路信号の不便さもあり、横断がきわめて不自由かつ危険である。ついては、歩行者の安全かつ速かな通行をはかるため、五反田三丁目十五番地より五反田一丁目二百七十二番地に通ずる区間に、人道地下道を至急設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通安全の見地より慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

肝付川の改修工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島にある肝付川の改修工事は、昭和十二年度より十四箇年計画、総工事費三百七十八万円で着工されたが、昭和十三年十月同地区未曾有の災害により、工事費五百二十三万円に増額され、改修計画は進められた。また、同地区に南九州特定地域総合開発計画が決定され、昭和二十八年度以降十箇年計画七億八千四百四十万円で、同河川の改修が実施されたが、しかし工事の現状を見ると、着工以来本年度までの工程は、全工事量の五十七・二パーセントに過ぎず、同河川の改修の遅速は同地区経済に重大な影響を与えるものである。ついては、右改修工事が計画年度以内に完成するよう特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防止し、民生の安定を図る見地から大いに促進する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

都城市、指宿市間県道の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県都城市より鹿児島県大隅町岩川を経由して笠野原台地を南に縦断し、鹿屋市大根占町、根占町、佐多町伊座敷を経由して指宿市に至る府県道は、同地区総合開発推進上最も重要な幹線道路であり、一級国道鹿児島、宮崎線と二級国道枕崎、指宿、鹿児島線を結ぶ道路で、各種輸送は錯そうしている実情である。ついては、該道路を二級国道に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道唐津呼子線等の国道編入及び改修に関する請願（請願者　佐賀県唐津市長金子道雄外十七名）（保利茂君紹介）（第六八二号）及び同（請願者　佐賀県東松浦郡呼子町長落合勝郎外九名）（綱島正興君紹介）（第一四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県々道唐津、呼子線は、唐津市を起点とし、同東松浦郡鎮西町を縦断して呼子町を終点とする延長一万六千メートル、幅八メートルの地方重要道路であるが、近時交通量の激増と整備不十分のため、暴風雨等による災害と相まつて荒廃その極に達している。また同県道勝本、郷の浦、印通寺線は、同壱岐郡石田村印通寺より郷の浦町を経て勝本町にまで北走する延長二万三千メートル、幅五・五メートルの壱岐全島の幹線道路であるが、荒廃しておりこれが整備改修は、壱岐開発の根本条件である。右二路線が海上輸送を媒介として直結すると、壱岐、本土間の連繋が時間的に非常に短縮されるから、県道唐津、呼子線および勝本、郷の浦、印通寺線を国道に編入し、整備改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において

採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道八戸軽米線市野沢、盛岡間の二級国道編入に関する請願（請願者　青森県八戸市長岩岡徳兵衛外六名）（三浦一雄君紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県八戸市と岩手県盛岡市間の県道八戸、軽米線の内、市野沢から（旧上り街道）岩手県の観音林、江刺家、伊保内、葛巻、岩手、好摩、盛岡に至る道路は、経済文化の交流はいうまでもなく、産業に地下資源開発のため重要な道路であるから、二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

名神高速道路建設の鉄筋コンクリート高架式採用に関する請願（請願者　愛知県一宮市議会議長生田千代春）（江崎真澄君紹介）（第六九一号）及び同（請願者　愛知県尾西市議会議長田中定雄）（江崎真澄君紹介）（第九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般名神高速道路の建設が計画され着々施工されつつあることはまことに慶賀にたえないが、しかし今後とも伊勢湾台風のような異状災害がふたたび発生すると、木曽川がはんらんし、道路が土盛式であると、たん水して巨額な損失をこうむることが想定される。ついては、名神高速道路の建設に際しては、同道路の構造を全面鉄筋コンクリート高架式で施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、慎重に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

津山姫路線の国道編入等に関する請願（請願者　岡山県津山市長額田雄治郎）（堀川恭平君紹介）（第七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫路市、米子市間を結ぶ道路は、近畿と中国の山陽、山陰を貫き、かつ陰陽の直結最短路線として、同地域の経済の発展、文化の向上の一大動脈であるが、この間には地方主要道津山姫路線があり、近時バス、貨物自動車がひん繁に往来し、道路の損傷はなはだしく、これが道路の整備は中国、近畿交流の最要点である。ついては、同津山、姫路間は国道としての価値、資格を十分具備しているから、同路線を二級国道に編入され、これが管理、改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道本宮線舗装に関する請願（請願者　盛岡市仙北町西浦地十五番地の二岩手県本宮農業協同組合長小泉武外六十三名）（山本猛夫君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の県道本宮線の利用者は、戦前あるいは終戦後においてはきん少であつたが、昭和二十一年頃に比し、仙北町から飯岡十文字に通ずる沿道に東北電力盛岡変電所、病院その他工場等が新設され、また市民の集団住宅として分譲住宅をはじめ、会社工場等の社宅その他一般住宅建築がとみに激増し、同路線を基幹として一万人近い住民となり、さらに岩手県立繭検定所等各種会社工場の整備、拡充によつて生産力も増大し、農地の開発ならびに家畜の導入増殖によつて生産量も倍加して急速な経済的進展をみるに至り、これらの諸情勢から同路線の利用度も増加し、旧市内への唯一の交通路線として近郷よりの車馬の往来もひん繁となり、文化経済の発展にますます重要性を加えてきたが、交通量の増加と各種車両の重量化によつて路線の損傷も著しく、好天時には、ほこりをとばし、また雨天には雨泥がはなはだしく、保健衛生上から、交通保安の上からも憂慮されるものであり、補修を重ねる程度ではとうてい重要路線として使命を果すことのできない現状である。ついては、この際一級国道四号線より分岐した県道通称本宮路線をすみやかに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

入間川改修に関する請願（請願者　埼玉県狭山市議会議員浜中代平外二十三名）（山口六郎次君紹介）（第九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡の中央部を貫流する入間川は、延長三十キロメートルに及ぶ河川であるが、狭山市地内はその屈曲が特にはなはだしい流域であり、戦後の山林の乱伐によりわずかの雨量でもすぐ増水し、激流は右岸を襲い、さらに左岸を決壊する状態で、沿川住民の不安は筆舌に尽し難いほどのものがある。ついては、すみやかに同河川を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除するため早急に実施する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

母畑ダム建設促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長石田真宗）（山下春江君紹介）（第一〇五七号）及び同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会副会長砂原栄一）（八百板正君紹介）（第一一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県石川郡石川町母畑地内の北須川せき止めによる母畑ダムの建設は、福島県総合農地開発の一つとしての取り上げられ、多目的ダムとしての効果は、既設田に対してかんがい約二千ヘクタール、新規開田一千九百ヘクタール、発電量三千KWHが可能となり、農業振興、住民福祉の向上をはかる画期的事業である。ついては、同母畑ダムの早期建設をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除し、あわせて国土を開発し、住民福祉の向上を図る見地から早急に建設する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

伊南川上流にダム建設促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会副会長砂原栄一）（八百板正君紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見川水系伊南川は、地域一帯の山林が戦時中および戦後における過伐、乱伐により著しく荒廃し、昭和二十二年来襲のアイオン台風以来連年にわたる災害のため多大の被害を受け、昭和二十六年までの累計四十億円に及び、これが復旧に要した国費は十二億四千万円の巨額に達したので、再度の災害防止のため多年にわたり上流檜枝岐川に多目的ダムの建設を要望し、すでに国、県費によるダム建設地点の調査を進められてきたのであるが、一昨年の二十一号、二十二号台風により死者四名、住家流出三十六戸をはじめ道路、

橋、護岸の耕地等に十八億余円にのぼる災害を受け、さらにその復旧が緒につくとき、またまた五号、七号、十五号と連続的に台風来襲し、復旧工事はすべて烏有に帰し十億円の災害となり、流域住民は多少の降雨に対しても、およそえている状態である。ついては、前述の実情により、上流に多目的ダムの建設は伊南川防災の根本的施策であり、流域の開発を増進するものであるから、すみやかにこれが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除する抜本的対策であるとともに、民生の向上を図る見地から早急に建設する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

一級国道三号線川内市内の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（中馬辰猪君紹介）（第一一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級三号国道の改良整備については、国道整備五箇年計画により逐次実施に移つされつつあることは喜びにたえない。ついては、今日まで日本の最南端という距離的悪条件のため、原始的道路さながらに、十分な改良もなされなかつた同国道を早急に改良整備し、特に次記二点について、特段の措置を講ぜられたいというのである。

（一）川内市内の国道の改良整備を促進すること。（二）同市内御陵下町地区（眷橋、上川内駅前間）の改良拡幅をすみやかに実施すること。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

乱川下流旧堤防の改修促進に関する請願（請願者　山形県東根市長工藤恒太郎外三十八名）（松澤雄藏君紹介）（第一二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東根市荷口部落南側に設けられている旧堤防は、大正十二年に改築堤されてからすでに三十五年も経ており、最上川、乱川、押切川ならびに倉津川の四河川合流地帯に築堤されているが、同四河川上流部の改修工事の完成により、少しの雨での急激に増水し、六十ミリメートル以上の降雨が数時間も続けば決壊の恐れのある弱帯地域と化している状況である。ことに乱川の河床は十数センチメートルも上昇し、付近部落は河床より低位置となつているから、乱川下流部の旧堤防のかさ盛り工事および増、改築堤を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に実施する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

道路投資規模を拡大強化するための新規道路五箇年計画樹立に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館内全国道路利用者会議会長南条徳男）（久野忠治君紹介）（第一二八一号）、同（請願者　岩手県議会議長山崎權三）（鈴木善幸君紹介）（第二五四四号）及び同（請願者　滋賀県議会議長古川俊一）（今井耕君紹介）（第二六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和三十五年度予算案において、道路費に対する一般財源の投入額を二十四億円と計上したが、これはガソリン税収見込額九百六十三億円に対してわずかに二・五パーセントにしか当らないものであり、政府が道路費に対する一般財源の投入を極力少額に抑えようとしていることは遺憾である。ついては、一般財源の投入額については、道路費負担の公正を求める見地から、国庫道路費の三十パーセントを以つてその最小投入額とし、既定道路五箇年計画を打ち切り、新たに昭和三十六年度を初年度とする拡大道路五箇年計画を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

道路費の一般財源増額に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館内全国道路利用者会議会長南条徳男）（第一二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和三十五年予算の編成に当り、道路費の財源を、ガソリン税収九百六十三億円と計上しているが、道路費の一般財源投入額はわずかに二十四億円であつて、ガソリン税収に対する比率は実に二・五パーセントに過ぎず、これでは道路整備の緊急性ならびに負担の公正から考えても、余りにも過少で、衆参両院においても、道路財源には自動車負担以外に大幅な一般財源を投入するよう決議されている。ついては、ガソリン税増収額と同等額の一般財源を道路費に投入し、かつ道路公団に無利子の援助出資を行う限り、一般財源の繰り入れ額は、いかなる事情があろうとも、同出資金額を下回らぬようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

道路網整備の見地より、早急に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

土地収用法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館内全国道路利用者会議会長南条徳男）（久野忠治君紹介）（第一二八三号）、同（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四四三号）、同（請願者　長野県議会議員田辺輝男）（中澤茂一君紹介）（第三九二〇号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九二一号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三九二二号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三九八〇号）、同（請願者　長野県議会議員武川銳）（井出一太郎君紹介）（第四一八九号）及び同（請願者　長野県議会議員高橋泰雄）（下平正一君紹介）（第七七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路整備事業の施行実情をみると、地主の反対のために用地取得の事務がはかどらず、工事の完了が著しく遅延するという事例が多いが、一部少数地主のために、公共の利便が阻害されることは遺憾にたえない。ついては、新年度において発足する公共用地取得制度調査会に諮問の上措置されるよしであるが、道路整備促進のため用地補償額の最終的決定を待たず道路工事の施工を可能たらしめるよう、現行土地収用法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路整備促進の見地より慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道秩父万場線改修に関する請願（請願者　埼玉県議会議員茂木豊一外十八名）（荒舩清十郎君紹介）（第一六三六号）及び同（請願者　埼玉県議会議員中石松一外十八名）（荒舩清十郎君紹介）（第二三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡吉田町と群馬県多野郡万場町とを結ぶ県道は、秩父多摩国立公園につらなる重要観光路線であり、また農林産物をはじめ、多野郡一円にわたる地下資源の輸送および開発道路として、き

わめて重要な路線である。ついては、下久保ダムの建設計画が推進され、これが工事施行には重要なる役割を果すことと思われる同路線の開削の早期完成を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

川内市内の一級三号国道改修に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第二二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級三号国道の改良整備については、国道整備五箇年計画のもとに逐次実施に移されつつあることは喜びにたえないが、今日まで日本の最南端という距離的悪条件のため原始的道路さながらに、十分な改良もなされなかつた国道をすみやかに改良整備し、国土の開発に寄与させるとともに、辺地にある国民に一日も早く恩恵を与えるため、次記二点につき措置を講ぜられたいというのである。（一）川内市内の国道の改良整備を促進すること、（二）川内市内御陵下町地区（暮橋―上川内駅前）の改良拡幅をすみやかに実施すること。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

墨田区寺島町地先の立体交差に関する請願（請願者　東京都墨田区議会議長松野緑之助）（島村一郎君紹介）（第二四七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都墨田区寺島町所在の一級国道六号線（終着宮城県）および環状四号線道路は、昭和二十七年八月の新四ツ木橋開通以来自動車交通量が急増し、加うるに東武鉄道の踏切二箇所に近接して両街路の交差点があるため、踏切しや断の時は、交差点を中心として十字形に数百メートルにわたり自動車は停止し、交通事故、運行阻止はもちろん、消防車、救急車の使命遂行にも差しつかえる実情である。ついては、国道六号線ならびに環状四号線と平面交差する東武鉄道踏切個所の立体交差について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の確保並びに安全をはかるため、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第二五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法による路線指定地域が、県境あるいは郡境、峠等にて中断されているため、除雪事業の一貫性に欠くところがあり、交通上はもちろん経済効果の発揮にも重大な支障を与えている現状である。ついては、同指定路線の増加ならびに区域の延長をなし、これが交通経済の面で有効適切なものに合理化するとともに、これに伴う除雪機械整備についても、一台当りの受持延長が五十二キロメートルに及びはなはだ不十分であり、かつ吹きだまり等による往復運転により開通時期の延引を生じるので、これが短縮をはかり、急速な除雪作業がなし得るよう増車の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

冬期間における輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

宇都宮米沢線の一級国道編入及び整備促進に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（菅家喜六君外一名紹介）（第二六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道宇都宮、米沢線は、宇都宮市を起点とし、鬼怒川、阿賀川の渓谷に沿い、福島県の会津盆地を貫き、山形県小樽川の渓谷を北上して米沢市に至り、一級国道十三号線と連絡し、その間、栃木県今市市、藤原町、福島県田島市、会津若松市及び喜多方市等重要な地方都市を経由する延長百九十五キロ余りに及ぶ産業経済および観光上の重要道路であつて、これが改良整備は急務であるが、現在では、約六十二キロの区間が改良されたにすぎず、その大部分が未改良の状態におかれていることはまことに遺憾にたえない。ついては、該路線を一級国道に編入するとともに、これが改良整備の早期実現を達成するため、大幅な国費計上の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

隅田川駅構内横断通路新設に関する請願（請願者　東京都荒川区議会議員岩渕仙入外入十名）（天野公義君紹介）（第二七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都荒川区南千住十丁目地区には、日紡、鐘紡、日石の三大会社のほか、都立航空工業高校があるが、同地区と南千住駅との間に広大な隅田川駅構内があり、同地区と外部との交通は、常に構内の広大な面積をう回しなければならないため、これら諸会社、学校の通勤、通学者および住民一万有余は多大の不便を感じており、さらに地下鉄倉庫と高架道が建設されると二百メートルも遠まわりすることになる。ついては、隅田川駅構内に横断通路を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域住民の利便をはかるため、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

酒田市海岸地区の飛砂被害防除対策に関する請願（請願者　山形県酒田市長小山孫次郎外一名）（上林與市郎君紹介）（第二七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県酒田市海岸地区は、わずか五メートル以上の風が吹けば飛砂の状態となり、強風の場合は一夜にして一メートル以上も砂が堆積する現状であるにかかわらず、この自然の脅威に対して全く無策にひとしい状態にあることは遺憾である。ついては、民生安定の立場から国策として万全を期するよう、すみやかに飛砂の被害防除に対し恒久政策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生の安定の立場から恒久対策を速やかに講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道栃木鹿沼線都賀地区の舗装促進に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡都賀村大塚五郎外四十七名）（山口好一君紹介）（第二七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道栃木鹿沼線は、栃木市、都賀村、西方村、鹿沼市を結び、日光に通ずる重要道路で、都賀村内が最も長く、この舗装は急を要する問題であるが、同都賀村では合戦場地区のほんの一部が舗装完成したのみで、まだ同村内竹塚、中新田、橋本、上新田の各部落は着手されていない。ついては、県道

栃木鹿沼線の全線舗装を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備促進に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（木村守江君紹介）（第二七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路整備五箇年計画に基づく計画路線の事業量が逐年増大しつつあることは、関係住民として喜びにたえないが、これが円滑な進行のため、次記要項を実施されたいというのである。（一）道路費に対して、ガソリン税率の値上げによる増収分相当額程度の一般財源を投入されたい、（二）道路投資規模を拡大強化するため、昭和三十六年度を第一年度とする新規五箇年計画を策定されたい、（三）道路用地の早期取得を可能ならしめるよう、現行土地収用法をすみやかに改正されたい。

二、請願の議決理由

道路整備の見地より、早急に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備促進に関する請願（請願者　静岡県議会副議長小野利貞）（中村幸八君紹介）（第二八八〇号）、同（請願者　静岡市新鷹匠町静岡鉄道株式会社長川井健太郎）（西村直己君紹介）（第二八八一号）、同（請願者　静岡県浜松市山下町九十六番地利久田好造）（長谷川保君紹介）（第二九五〇号）、同（請願者　静岡県田方郡伊豆長岡町山口盛枝）（遠藤三郎君紹介）（第二九五一号）、同（請願者　静岡県掛川市千百三十八番地馬場幸吉）（竹山祐太郎君紹介）（第二九五二号）、同（請願者　静岡県御殿場市静岡県道路利用者会議副会長江藤栄）（久保田豊君紹介）（第三〇五〇号）、同（請願者　静岡県駿東郡裾野町岩崎亀）（勝間田清一君紹介）（第三一八八号）、同（請願者　静岡市静岡県道路利用者会議副会長友田清三）（勝澤芳雄君紹介）（第三二八九号）、同（請願者　静岡県志太郡大井川町相川千五百五十七番地川村卯作）（佐藤虎次郎君紹介）（第三一九七号）、同（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（高田富與君紹介）（第三二六三号）、同（請願者　北海道議会議長徳中祐満）（本名武君紹介）（第三三九九号）、同（請願者　静岡県議会第四委員長江藤栄）（久保田豊君紹介）（第三九〇四号）、同外七件（請願者　愛知県西春日井郡師勝村長瀬要七外七名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五五一六号）、同外一件（請願者　愛知県岡崎市長太田光二外一名）（小林錡君紹介）（第五六四一号）、同外一件（請願者　愛知県安城市長石原一郎外一名）（中垣國男君紹介）（第五六四二号）、同（請願者　愛知県豊橋市長大野佐長）（八木一郎君紹介）（第五六四三号）、同外十五件（請願者　愛知県南設楽郡鳳来町長加藤淳外十六名）（鈴木正吾君紹介）（第五七七〇号）、同（請願者　愛知県西春日井郡新川町長石田鎭治郎）（丹羽兵助君紹介）（第二八九〇号）、同（請願者　愛知県愛知郡東郷村長野々山佃）（丹羽兵助君紹介）（第六九二号）、同（請願者　愛知県半田市長深津玉一郎）（久野忠治君紹介）（第五九〇〇号）、同（請願者　愛知県豊田市長長坂貞一）（小林錡君紹介）（第五九〇一号）、同（請願者　愛知県碧南市長中村圧太郎）（中垣國男君紹介）（第五九〇二号）、同（請願者　愛知県西春日井郡豊山村長井上重敬）（丹羽兵助君紹介）（第六〇四三号）、同（請願者　愛知県愛知郡長久手村長伊藤浜一）（丹羽兵助君紹介）（第五九〇三号）、同（請願者　愛知県碧南市長中村圧太郎）（中垣國男君紹介）（第五九〇四号）、同（請願者　愛知県知多郡東浦町長日高岩吉）（久野忠治君紹介）（第六二八〇号）、同（請願者　愛知県幡豆郡一色町長徳倉六兵衛）（中垣國男君紹介）（第六二八一号）、同（請願者　愛知県知多郡大高町長荒木岩太郎）（久野忠治君紹介）（第六四二六号）、同（請願者　愛知県西加茂郡猿投町長大岩安五郎）（小林錡君紹介）（第六四二七号）、同外一件（請願者　愛知県幡豆郡吉良町長中嶋定治郎外一名）（中垣國男君紹介）（第六四二八号）、同（請願者　愛知県渥美郡赤羽根町長中村万蔵外一名）（八木一郎君紹介）（第六四二九号）、同（請願者　愛知県知多郡豊浜町長山下峯吉）（久野忠治君紹介）（第六五五五号）、同（請願者　愛知県西加茂郡藤岡村長青木弥曾一）（小林錡君紹介）（第六五五六号）、同（請願者　愛知県碧海郡桜井町長杉山喜英）（中垣國男君紹介）（第六五五七号）、同（請願者　愛知県東春日井郡旭町長谷口晴次）（丹羽兵助君紹介）（第六五五八号）、同（請願者　愛知県碧海郡高浜町長森弥太郎）（小林錡君紹介）（第六九一号）、同（請願者　愛知県愛知郡東郷村長野々山佃）（丹羽兵助君紹介）（第六九二号）、同（請願者　愛知県渥美郡渥美町長鈴木権六）（八木一郎君紹介）（第五七七

五年度においては、予定額九百六十三億円を上まわる増収が見込まれ、この状況から推定すれば、昭和三十六年度以降五箇年間の税収は約六千八百億円となり、現在の五箇年計画に見込んであるガソリン税収四千五百八十五億円からみると二千二百十五億円の増が見込まれ、また現行の道路整備五箇年計画に見込まれた重要路線九千三百七十キロの改良、八千七百キロの舗装では、県道以上の総延長十四万六千キロに対して七パーセント程度、全国道路延長九十五万三千キロに対しては、約一パーセント程度の整備しかできず、とうてい現在の交通量の増加に対応する整備は望めない現状である。ついては、現行の五箇年計画を昭和三十五年度で打ち切り、新たに昭和三十六年度を初年度とする道路整備新五箇年計画を策定されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路整備の見地より、早急に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

道路整備費に対する一般財源増額に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四四五号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三九四三号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第三九四四号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九四五号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三九八一号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第四一九一号）及び同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（下平正一君紹介）（第七八〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年度予算によると千七十一億円の道路費の財源は、ガソリン税収九百六十三億円、一般財源二十四億円、直轄事業地方負担金八十四億であるが、これによると一般財源投入額がわずか二・五パーセントであるのに対し、地方公共団体が一級国道直轄事業に要する負担額は一般財源の約四倍の一〇・二パーセントとなつている。元来道路整備の一般財源の不足を補うために、ガソリン税は道路整備の目的税として定められたものであるから、当然道路整備計画の財源には大幅な一般財源の投入が見込まれるところである。しかし、道路整備五箇年計画が実施されて三年目の今日、一般財源が地方負担額を下回り、地方負担と自動車負担が過重となつていることは見過ごせぬことである。ついては、道路整備に対してはガソリン税に見合う大幅な一般財源を投入されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路整備の見地より、早急に検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

松原下筌ダム工事促進に関する請願（請願者　福岡県久留米市長杉本勝次外二十三名）（三池信君紹介）（第三四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国直轄筑後川改修工事の一環として同川上流の松原下筌地先に洪水調節ダムを築造するにあたり、水没の大部分を占める大分県側四箇村については協力の態勢を得られたのにかかわらず、その一部分である熊本県側一部の強硬な反対のために、昭和三十二年以来今日に至るまで調査すらできない状態で、完成予定の昭和三十八年にはとうてい間に合わないと思われ、かくては、もし出水があつた場合中下流沿岸八十七万余人の生命財産の保障が得られない状況で憂慮にたえない。ついては、同工事促進について適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

再三にわたる大水害を防除するため、本工事促進について万全の措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

二級国道甲府熊谷線川本村地内改修に関する請願（請願者　埼玉県大里郡川本村長笠原正三外一名）（荒船清十郎君紹介）（第三九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道甲府熊谷線の完全舗装計画は、早期完成に留意、施行されていることは喜びにたえないが、これら改修線路改修箇所の選択順位は、他に追随することなく、その要衝の軽重によつて定められるべきであつて、同路線中埼玉県大里郡川本地内の延長四・二三九メートルは、曲折部多くかつ狭まく水たまり等が多くて、これが改修ならびに完全舗装は最も急を要する問題である。ついては、同路線中川本村地内の改修等を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道一ノ関横手線改修に関する請願（請願者　秋田県横手市長小味渕肇外五名）（笹山茂太郎君紹介）（第三九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道一ノ関、横手間の路線は、随所に狭まいところと荷運制限を要する木橋があるのみでなく、県道とはいえ、人間一人の通行も不可能な個所があり、秋田県と岩手県の産業振興と諸種交流を阻害することじん大である。ついては、地下、山林両資源開発のため、すみやかに同線の改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

青森県八戸、野辺地間道路の二級国道指定及び改修に関する請願（請願者　青森県八戸市長岩岡徳兵衛外五名）（三浦一雄君紹介）（第三九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県の太平洋沿岸および下北半島一帯は、産業資源未開発の宝庫であるとともに、天然の風光に富む観光地帯であり、さらに北奥羽地域は国土総合開発法による特定地域に指定されており、同地帯開発の根幹である沿岸道路網の整備充実は急を要する問題である。ついては、青森県八戸市を起点とし、百石町、三沢市、六ケ所村、東通村、大畑町、大間町、佐井村、川内町、大湊田名部市を経て野辺地町に至る路線を二級国道に指定し、全額国庫負担によつてすみやかにその整備改良を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。

請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

北海道道神恵内、入舸、古平線を二級国道に指定の請願（請願者　北海道積丹郡積丹町長浅野目浦吉（椎熊三郎君紹介）（第四〇一九号）及び同（請願者　北海道積丹郡積丹町大字神岬町吉田仁太郎外一名）（高田富與君紹介）（第四二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道道神恵内、入舸、古平線は、北海道古平郡古平町を起点として、積丹郡積丹町、神恵内村の三箇町村を結ぶ産業的に最も重要な路線であつて、沿線には豊富な農、林、水、鉱産資源および観光資源を有しているが、同路線は明治二十年頃徒歩または荷車の通行を目的に開設されたもので、幅員はわずか二メートルに過ぎず、ために輸送に多大の支障をきたし、いたずらにこれら資源を死蔵している実情である。ついては、同路線は関係町村の産業開発はもちろん、北海道総合開発促進上からも利用度の非常に大きい路線であるから、実地調査の上、すみやかに二級国道に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

都市計画街路放射線第百三十号線建設促進に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町七百三十三番地杉並同志会理事長橘富士松外百二十六名）（中村梅吉君紹介）（第四二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都においては、戦後都内バスによる交通が急速に発達したが、道路はいまだに狭まい所が多く、特に高円寺三丁目百九十七番地の青梅街道より五日市街道に入り、松ノ木町―東田町二丁目を経て、成宗三丁目―吉祥寺に至る間のバス路線は、幅員狭まく、大型自動車の交換に困難をきたしているので、防火対策の一環としても都市計画街路放射線補助第百三十号線の改修を着工して、交通の緩和と文化都市建設に資すべきであると思われる。ついては、すみやかに同線の建設工事に着工するとともに諸車の交換が最も困難をきたしている杉並区成宗三丁目四百番地より、高円寺三丁目百九十七番地を第一期工事として、緊急に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通確保の見地より早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

都市計画街路放射線第百三十四号線建設促進に関する請願（請願者　大阪市長中井光次外三十四名）（服部安司君紹介）（第五二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

商工業都市名古屋、大阪、神戸を直結する道路、すなわち名古屋市より三重県四日市市を経て同県関町において一級国道一号線より分岐し、三重県上野市、奈良県山添、都祁の各村を経て、天理市福住町より奈良市南部を通過し、再び天理市櫟本町に出て大和郡山市横田町において一級国道二十五号線に連結し、法隆寺および大阪府下粉原、八尾市を経由、大阪市南部に出て、第二阪神国道に接続し神戸方面に通ずる道路の沿道には、工業都市であり、かつ港湾を有する四日市市をはじめ世界的観光、宗教で名高い奈良市、天理市および商工業都市八尾市等九都市を有し、その勢力圏内には堺市の外十八都市を抱擁する重要幹線であり、国土を縦貫する全国的な重要幹線道路網の枢要部分を構成するものである。同路線の国道実現のいかんは、沿道はいうまでもなく、わが国産業経済の進展を左右するものと思われる。ついては、該道路を一級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

関町、天理市及び大阪市間道路の一級国道編入に関する請願（請願者　大阪市長中井光次外三十四名）（服部安司君紹介）（第五二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

商工業都市名古屋、大阪、神戸を直結する道路、すなわち名古屋市より三重県四日市市を経て同県関町において一級国道一号線より分岐し、三重県上野市、奈良県山添、都祁の各村を経て、天理市福住町より奈良市南部を通過し、再び天理市櫟本町に出て大和郡山市横田町において一級国道二十五号線に連結し、法隆寺および大阪府下粉原、八尾市を経由、大阪市南部に出て、第二阪神国道に接続し神戸方面に通ずる道路の沿道には、工業都市であり、かつ港湾を有する四日市市をはじめ世界的観光、宗教で名高い奈良市、天理市および商工業都市八尾市等九都市を有し、その勢力圏内には堺市の外十八都市を抱擁する重要幹線であり、国土を縦貫する全国的な重要幹線道路網の枢要部分を構成するものである。同路線の国道実現のいかんは、沿道はいうまでもなく、わが国産業経済の進展を左右するものと思われる。ついては、該道路を一級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

都市計画街路放射線第六十三号線建設促進に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉七百三十三番地杉並同志会理事長橘富士松外百二十七名）（中村梅吉君紹介）（第五五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都杉並区南部地区の住民は、中央線にある区役所をはじめ各種官公庁との交通上の連絡ははなはだ悪く、とくに中間に居住する区民にとつては、その不便は想像に余りあるものがあり、かつ道幅が狭まいため難渋しており、火災発生の場合に消防自動車の活動にも支障をきたしている。ついては、都市計画街路放射線補助第六十三号線すなわち杉並区和田本町十八番地より堀ノ内二丁目九百四十四番地先の環状第七号線に至る千百五十メートル間の着工を促進されるとともに、堀ノ内二丁目六百二十七番地先より同二丁目四百四十番地先の九百三十メートル間、現在工事中の第六十二号線にこの第六十三号線を延長連結して、交通対策に資されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通確保の見地より、早急に検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

雄平橋を永久橋に架替え促進の請願（請願者　秋田県湯沢市長菅圭一郎外三名）（飯塚定輔君紹介）（第五八九九号）及び同（請願者　秋田県平鹿郡十文字町長伊藤悌輔外四名）（笹山茂太郎君紹介）（第五八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道湯沢、沼館、大曲線（起点秋田県湯沢市、終点秋田県大曲市）中、皆瀬川の架けられた雄平橋は、秋田県南部地方の交通、文化、経済の発展のために重要な役割を果している橋であるが、木橋であるため橋脚部も上部もともに極度に腐朽しており、重量物の運行は不可能であり、人間の往来すら危険な状態である。ついては、近時の車両大型化、スピード化、輸送量の増大に添うよう、すみやかに同雄平橋を永久橋に架けかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

積寒指定路線城端八幡線の冬季交通確保に関する請願（請願者

富山県東砺波郡平村長池田清一外一名）（松村謙三君紹介）（第六〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄城端駅を起点として、富山県西南部山岳地帯を縫つて岐阜県に伸びる城端八幡線は、飛越特定地域における産業、経済、文化の進展を決定的に支配する大動脈であるが、冬季間交通が不能となるので、総合開発上に宿命的な欠陥をもたらしている。ついては、同路線の積雪時における交通を確保するため、既設県道にたよつて城端町大鋸地内人喰谷（標高五百五十メートル付近）から、平村梨谷地内梨谷川まで約二千三百メートルにトンネルを掘削して第一トンネルとし、さらに梨谷川から同村小来栖部落まで約一千メートルにトンネルを掘削して、第二トンネルとして結ばれたいというのである。

二、請願の議決理由

冬期間における輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道栃木部屋線等の国道編入及び改修に関する請願（請願者栃木県栃木市長大島定吉外十七名）（山口好一君紹介）（第七〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡野木村松原より間々田町、藤岡町大平村を経て、二級国道水戸、前橋線を結び栃木市、鹿沼市を通り、今市市に至つて国道宇都宮、米沢線、同宇都宮、日光線を結ぶ県道【栃木部屋線、栃木鹿沼線、小山今市線（一部）栃木古河線（一部）】は、栃木県の中心を南北に縦貫し、県南、県北を直結して東京都と東北各県との交流をはかる最短直線道路であり、一般交通はもちろん、沿道地域の諸資源の開発と産業振興に寄与するところは大なるものがあるが、同道路には未整備の個所が少なくなく、危険な状態であり、改良工事は同道路の主要度に比例して激増する利用度の前には自治体財政をも反映してその意に反し、促進が困難な現状である。ついては、同県道を国道に昇格し、その改良と、舗装を早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

県道福島相馬線の国道編入及び整備促進に関する請願（請願者福島市長佐藤実外七名）（木村守江君紹介）（第七〇七九号）及び同（請願者　福島市議会議長三枝利光外七名）（山下春江君紹介）（第七〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島市と相馬市を結ぶ県道は、福島市とその周辺の県北産業地帯と太平洋沿岸の北相地域とをつなぎ、相馬港の整備をまつて将来は太平洋と日本海とを直結することによつて、交通運輸上の不便を除去するとともに、沿線資源の開発を促し、文化の交流、物資の交易の上に寄与するところ大と思われる。ついては、東北地方総合開発の一環として同県道を国道に編入し、全線の舗装を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

富山県八尾町地内県道の改修等に関する請願（請願者　富山県婦負郡八尾町上新町区長長谷川勝治外一名）（内藤隆君紹介）（第七四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県婦負郡八尾町上新町は、県道八尾―富山、八尾―切詰、八尾―西松瀬、青島―八尾および利賀―八尾の各路線の中枢に位し、八尾町における商店街として自然人馬車両の往来繁く、いつも混雑をきわめている。しかるに現在の道幅は明治三十三年同町大火以来のままであまりにも狭まく、交通事故による各種の損害が続発し、関係住民は難渋しており、とくに井田川総合開発の進行に伴つて、大型車両の運行往復が予想される。ついては、県道上新町地内四百十メートル間を現状より二・五〇メートル幅員を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

眉山治山治水に関する請願（請願者　長崎県島原市長奥平広敏外二名）（倉成正君紹介）（第七八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

眉山は約百七十年前に大崩壊し、数万人の犠牲者を出した歴史があり、昭和三十二年七月の大水害後同山の崩壊危険度は急速に長崎県島原市街中心部に迫りつつあるので、市民の不安感は増大している。ついては、治山治水緊急措置法による治山治水事業前期五箇年計画の中に繰り入れ、早急に根本的対策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除し、民心の安定を図る見地から早急に根本対策を樹立する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

野洲川を直轄河川に編入の請願（請願者　滋賀県議会議長奥村悦造）（今井耕君紹介）（第七九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淀川支流の野洲川は洪水時期には年々堤防を欠壊し、流域に多大の被害を与えているが、これは中流部の川幅が二百メートルないし五百メートルであるのに対し、下流部の川幅が二百メートル以下で流水を殺き切れず、しかも天井川であるからである。ついては、現

在施行中の改修工事は遅々として進まず、憂慮にたえないから、同川を直轄河川に編入し、国土保全とこれが維持管理に万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

河川の現況にかんがみ、国土保全の万全を期する見地から促進する必要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

建設委員長　羽田武嗣郎

衆議院議長清瀬一郎殿

科学技術振興対策特別委員会

日本原子力発電株式会社発電施設の安全確保に関する請願（請願者　水戸市北三ノ丸茨城県庁内茨城県農業会議会長石塚峻外一名）（石川次夫君紹介）（第一二四八号）、同（請願者　水戸市北三ノ丸県庁内戸島寛）（石野久男君紹介）（第一二四九号）及び同（請願者　水戸市北三ノ丸県庁内茨城県農業会議副会長市島甚太郎）（久保三郎君紹介）（第一三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡東海村地内に、日本原子力発電株式会社の発電施設工事が進められているが、原子力発電の地域農、畜産業に及ぼす直接、間接の影響については、かねてから農民の重大な関心が寄せられ、その安全性確保を要望する声が高まつているから、次記要項を実施されたいというのである。

（一）原子力委員会原子炉安全審査専門部会の報告書に指摘されている各要望事項の実施について、発電施設の具体的設計、施工の政府認可の段階において、十分検討確認の上万全の措置を講ずるはもちろん、常時周密な監督指導のもとに施設の安全確保をはかること、

（二）発電施設周辺の爆撃演習場の全面的返還の促進策を講ずること、

（三）事故発生による農畜産物の損害に対しては、直接、間接を問わず、原子力事業者の無過失責任の損害賠償および国家補償の制度を確立すること、等。

二、請願の議決理由

日本原子力発電株式会社発電施設の安全確保に関しては、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議員において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

科学技術振興対策特別委員長　村瀬　宣親

衆議院議長清瀬一郎殿

国土総合開発特別委員会

九州地方開発公庫設置促進に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州地方における未利用資源の積極的開発を促進し、それぞれの立地条件に即応せる適種産業の助長振興と、鉱工業の近代化をはかることは、わが国産業経済伸長の一環として、きわめて重要な意義を持つものであるが、これがためには、まず経済基準の培養強化とあわせて、産業資金の確保が先決の要件である。ついては、九州地方を地域対象とする九州地方開発公庫を設置し、出資ならびに長期低利資金の融通につき措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州地方の総合開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

九州、四国地方開発公庫の設置促進に関する請願（請願者　愛媛県議会議長近藤広仲）（關谷勝利君紹介）（第四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州、四国地方の地位的偏在に伴う経済の低位後進性を打破して、これを全国的水準にまで引き上げるため、両地方における未利用資源の積極的開発を促進し、それぞれの立地条件に即応した適種産業の助長振興と、鉱工業の近代化をはかり、地域住民の福祉を増大することは、わが国産業経済伸長の一環として、きわめて重大な意義をもつものである。ついては、九州、四国地方開発公庫を設置し、両地域を対象として、出資ならびに長期低利資金の融通につき措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州、四国地方の総合開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

未開発地域市町村の開発促進に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未開発地域市町村に対する公共事業の開発用資金の付与は、現在の地方交付税の算定の際、わずかに考慮されてはいるが、きわめて微々たるものであるから、今後はこれが未開発県市町村の公共事業の国庫負担率を特別に増率し、公共事業の大幅実施によつて、その開発を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

未開発地域市町村の開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

南九州の産業振興に関する総合的特別措置法制定に関する請願（請願者　鹿児島県市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長会長宮田実）（床次徳二君紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の所得指数は全国平均の六十五パーセントといわれ、全国の最下位にあることは県民ひとしく遺憾とするところである。同県の今日の後進性は、気象、立地、資源等各種の悪条件が山積して、未開発地域として取り残されているのであるが、これらの自然的環境の打破には、国家の立法措置による資金と技術の強力な援助がなくしては開発し得ないので、南九州地方の産業振興を目的とした総合的特別立法を措置し、もつてこの地域住民の所得水準向上を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

南九州の開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十二日

国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎

衆議院議長清瀬一郎殿

未開発地域における建設事業の国庫負担率引上げに関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第二五四六号）及び同（請願者　滋賀県議会議長古川俊一）（今井耕君紹介）（第二六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
未開発地域の行政水準が低く経済力の乏しいゆえんは、その地域の財政力の貧困と、過去における公共投資がきわめて低いことによるものであるから、これが開発促進は、公共投資を増大し、地域の経済力を育成し、あわせて財政基礎を強化することでなければならない。ついては、未開発地域の積極的な開発を促進するため、今国会において、未開発地域における建設事業の国庫負担割合を、当該団体の財政力に応じて逐次に引き上げることについての法制化をはかられたいというのである。
二、請願の議決理由
未開発地域の開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎
衆議院議長清瀬一郎殿

未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法制定に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（木村守江君紹介）（第二七五一号）、同（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四四七号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三九四九号）、同（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第三九五〇号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九五一号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第四一九三号）及び同（請願者　長野県議会議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第七八〇一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
未開発地域の後進県は、財政基盤が弱く、現行制度のような全国一律の国庫負担率のもとでは、その後進性を取り除き、産業基盤の体質改善をはかることはとうてい不可能であるばかりでなく、現状維持すらも困難であることは周知の事実である。ついては、今国会において「未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法（仮称）」を制定し、もつて未開発地域団体の財政力に照応した段階的高率補助制度を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
未開発地域の開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎
衆議院議長清瀬一郎殿

中国地方開発促進に関する請願（請願者　広島市基町一番地広島通商産業局長橋口隆外九名）（足鹿覺君紹介）（第二七五二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
中国地方の産業経済は、いまだ後進性が強く、工鉱業生産指数、住民所得ならびに地方財政力等の各種経済指数は、いずれも全国水準を下回り、開発の立ち遅れは特に顕著なものがあるが、同地方は、阪神、北九州の両工業地帯に近接し、また腹背に海を擁して臨海工業地帯の造成上きわめて好適な地位を占め、用地、用水、交通施設の整備と相待つて、陰陽両地域を一体とする経済基盤の強化をはかるにおいては、その将来性は洋々たるものがある。ついては、中国地方開発促進法（仮称）をすみやかに制定されたいというのである。
二、請願の議決理由
中国地方開発促進のためには、本請願の趣旨は、妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎
衆議院議長清瀬一郎殿

甲信北陸開発公庫法の制定に関する請願（請願者　長野県議会議長羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四四六号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三九四六号）、同（請願者　長野県議会議員広田寛二）（中澤茂一君紹介）（第三九四七号）、同（請願者　長野県議会議員五味穂積）（原茂君紹介）（第三九四八号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三九八二号）、同（請願者　長野県議会議員唐木田稲治郎）（井出一太郎君紹介）（第四一九二号）及び同（請願者　長野県議会議員高橋泰雄）（下平正一君紹介）（第七八〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
甲信北陸地方は自主財源に乏しく、独自の開発事業も積極的に講じ得ない現状であるが、政府資金による開発事業が実施されるならば、豊富な地下資源、森林資源を有効に使用することができ、今後の産業の伸展に及ぼす影響はきわめて大きなものがある。ついては、すでに実施されている北海道、東北開発公庫法のように、長野、山梨、福井、富山、石川の五県を区域とする甲信北陸開発公庫法の法制化をすみやかに措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
甲信北陸地方の開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十二日
国土総合開発特別委員長　寺島隆太郎
衆議院議長清瀬一郎殿

大蔵委員会

たばこ販売手数料引上げに関する請願（請願者　愛媛県越智郡伯方町伯方たばこ販売協同組合理事長田窪甚太郎外九十一名）（井原岸高君紹介）（第三四七号）及び同（請願者　高知県香美郡野市町西野五百三十五番地の一野市町たばこ販売協同組合理事長岡本通外一名）（濱田幸雄君紹介）（第六四一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
たばこ小売業者の受ける販売手数料、現在定価の八分を、戦前通り一割に引き上げるよう要望した請願は、すでに衆参両院において、採択となつているが、本年度は、報償金として、総額二億円を小売業者に交付されたのに止まつているので、改めてたばこ販売手数料を戦前通り一割に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
たばこ小売業者の実情にかんがみ、本年度は若干の措置が講ぜられたが、なお、財政的考慮をも配しつつ、十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

引揚教員の退職手当の通算及び減額方式改善に関する請願（請願者　広島市舟入川口町五百八十五番地松本アパート内河野亮外十三名）（大原亨君紹介）（第四二一号）及び同（請願者　茨城県筑波郡筑波町町立田井小学校飲島清昌外二十五名）（北澤直吉君紹介）（第一九七四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
引揚教員が、戦後の混乱した時代に、困難な復職運動の後、やつと教職員に復職できた時は、すでに勅令第二百八十七号により自然退職となつており、わずかな退職

手当がその意思にかかわらず支給されていた。その後、昭和二十八年国家公務員退職手当暫定措置法が制定され、自然退職後九十日以内に再就職した者のみの通算を認めることとなつたが、これはなお不均衡であるから、次記のように改善されたいというのである。

（一）通算の特例として、勅令第二百八十七号による自然退職後十一箇月以内の再就職者の通算を認めること、（二）当時支給された退職手当相当額の控除について、期間通算方式を、支給された金額相当額を差し引き控除すること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等を勘案しつつ十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

旧満州国政府職員期間の通算に関する請願（請願者　北海道石狩国札幌郡豊中町字月寒五区吉川洋司）（正木清君紹介）（第七八二号）、同外一件（請願者　北海道札幌郡豊平町中の島二区松村悟外一名）（横路節雄君紹介）（第八二六号）、同（請願者　北海道旭川市東四条一丁目橋本勝夫）（横路節雄君紹介）（第一九六六号）、同外一件（請願者　北海道紋別市弁天町高橋ワカ外一名）（正木清君紹介）（第二三九八号）及び同（請願者　北海道紋別市紋別港修築事業所林勇）（正木清君紹介）（第二五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員共済組合法の全面改正により、内地官署に勤務後外国政府職員となり、その後帰国、内地官署に勤務した者は一定の条件の下に全期間を通算することとされているにもかかわらず、前述のように当初より外国政府職員として勤務、帰国した職員に対してはなんら顧りみられないことは、まことに遺憾である。ついては、すみやかに次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）満州国政府に勤務した官吏（各部、省、市、県公署等）に対してはすべて共済組合法上の職員期間として、通算すること、（二）満州国政府招請官吏と招請官吏でないものとは全く同格であるにもかかわらず、差別待遇をしているが、これは即時廃止すること、等。

二、請願の議決理由

当該職員の実情等を十分に研究し、更に検討を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

登録税法の一部改正に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡中島町長堀内博）（關谷勝利君紹介）（第八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

七つの島部三箇町村を合併して新発足した愛媛県温泉郡中島町では、中学校統合に伴う通学船と新町の一体性確保のための渡海船を必要とする段階にあり、これら公共用船舶の取得ないし保存登記にあたり、不動産の場合と同じく非課税とされたいのであるが、現行登録税法第十九条第三号では、不動産に関する場合のみ規定されて同じく公用に供する船舶の場合の明文を欠くのは、はなはだしく不合理であり明らかに法の不備と思われるので、同条同号を次記のように改め、不動産のほか船舶をも非課税対象とされたいというのである。「都道府県市町村其ノ他ノ公共団体ニ於テ公用ニ供スル不動産又ハ船舶ニ関スル登記」

二、請願の議決理由

登録税法全般の見地をも勘案しつつ、研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

外地引揚公務員の退職手当の特例に関する法律制定に関する請願（請願者　水戸市南三の丸百二番地教育会館内茨城県海外引揚教員対策委員長川又汪外五百三十九名）（加藤高蔵君紹介）（第九八六号）、同（請願者　水戸市南三の丸百二番地教育会館内茨城県海外引揚教職員対策委員会森崎敬）（川村継義君紹介）（第一四四〇号）、同（請願者　茨城県石岡市若松町六百七十八番地笹沼光外七十八名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二一六二号）、同（請願者　茨城県東茨城郡茨城町下土師久保田捨吉）（久保三郎君紹介）（第二三九九号）、同（請願者　茨城県東茨城郡大洗町大貫六十九番地渡辺武次）（石川次夫君紹介）（第二四九九号）、同（請願者　茨城県新治郡玉里村大字川中子一丁目三百三十一番地水野栄雄外四十八名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二五六四号）、同（請願者　茨城県新治郡玉里村大字川中子千三百三十一番地水野栄雄）（北澤直吉君紹介）（第二六一九号）、同（請願者　茨城県水海道市中妻町八百四十一番地落合豊治）（風見章君紹介）（第二九二七号）及び同（請願者　茨城県土浦市外西町二十五番地川島ぶん外二百三十四名）（北澤直吉君紹介）（第四一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海外引揚等再就職公務員（特に地方公務員である教職員）の退職手当は、多大の配意により改善されつつあるが、終戦後の思想、社会、経済等の混乱期であつたことと当時の法令が臨時的暫定的なもので幾多の不備があつたこと、海外引揚者等には特別事情があることなどにより、当時生きんがため止むなく退職したものおよび当時支給された金の名が退職手当であるために非常な不利な状態になつている全国の引揚者等のため、次のような特例を制定されたいというのである。（一）昭和二十八年七月三十一日以前の引揚公務員については、退職手当算定の基礎として引揚以前の在職年を通算すること、（二）手当の支給を受けたものは金額で返納し年数は減算しないこと。

二、請願の議決理由

当該者の実情等を十分勘案しつつ研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

大蔵委員長　植木庚子郎

衆議院議長清瀬一郎殿

宮城県角田地区に葉たばこ取扱所設置に関する請願（請願者　宮城県柴田郡柴田町月木菊池晴外五百三十名）（保科善四郎君紹介）（第九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県角田地区葉たばこ取扱所は、角田市、丸森町、山元町の一市二町の区域で、昭和十三年にたばこ耕作地に編入されて以来、二十余年になり、耕作成績も逐年向上し、昭和三十一年度においては、八十五町余ともなつたが、現在の葉たばこ取扱いの建物は、老朽のため危険建築物として、警察当局から善処方警告を受けているものであり、さらにこのたび市当局から、撤去するよう要請されている事情もあるので、早急にこれが新築の必要に迫まられているも、耕作農民の零細な資力をもつては、とうていこれが実現は不可能なことである。ついては、昭和三十五年度の納付時期までに角田地区に葉たばこ取扱所を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地の実情にかんがみ、適切な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

葉たばこ松川葉の収納価格改訂に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長石田真宗）（山下春江君紹介）（第一〇五六号）及び同（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長副会長砂原栄一）（八百板正君紹介）（第一一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
葉たばこ松川葉はその品質優良にして、輸出葉たばことしても相当額の外貨を獲得し、国策的にも重要なる役割を果しているにもかかわらず、第二種の低位価格を採用していることは、生産管理の見地よりして、はなはだ遺憾である。ついては、耕作民に対する生産取得方式の均衡と、その恩恵の平等化のため、松川葉たばこの収納価格を第一種収納価格に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
松川葉のもつ特殊性を考慮して、毎年若干の手当が講ぜられているが、なお、その生産の実態にもかんがみ更に研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

美保航空隊旧駐留軍通信基地の未使用地区払下げに関する請願（請願者　鳥取県境港市新屋町千七百六十五番地永井為栄外七十八名）（足鹿覺君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
航空自衛隊美保輸送航空団西北の旧駐留軍通信基地（P地区）は、昭和十六年に美保海軍航空隊開設のときに強制接収されたところで、終戦後一時は農民の手に返えされたが、昭和二十七年旧駐留軍の通信基地となつた。この時、接収解除後は旧耕作者に返還する旨の確約があつたが、駐留軍後退後、昭和三十四年にこの地区の過半が防衛庁に移管され、再度通信基地として、その施設が計画されている現状である。ついては、この土地は鳥取県下でも随一の人口周密地帯で、過小農は耕地がなくてあえいでいるから、同地区の未使用地帯のP地区西半部ならびに防衛庁所管地東端地区を、地元民に払い下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
管財行政の円滑な運営をはかるため、本請願の趣旨は十分考慮さるべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

輸入クエン酸石灰に関税課税の請願（請願者　鹿児島県加世田市内山田六千三百八十一番地新上村化学工業株式会社代表取締役志風喜美）（床次徳二君紹介）（第一九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国におけるクエン酸石灰の輸入と需要状況ならびに国内生産の現状および将来の見通しより見て、輸入クエン酸石灰に関税の課税措置は急務である。ついては、国内クエン酸石灰生産業者の保護育成のため、輸入クエン酸石灰ならびにクエン酸に最低四割の輸入関税を課せられたいというのである。
二、請願の議決理由
わが国におけるクエン酸石灰の需給状況及び国内生産の現状にかんがみ、関税の課税措置については研究を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

酒の小売販売手数料引上げに関する請願（請願者　名古屋市中区岩井通り二丁目三十二番地愛知県小売酒販組合連合会長岩越徳三郎）（江崎真澄君紹介）（第二一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
酒類統制価格も時代の要求に基づいて近く廃止されることとなり、改めて酒類業組合法による新らしい価格制度、すなわち基準販売価格を中心として、協定価格、制限販売価格ならびに再販売価格等各種の価格制度により大蔵大臣において適切に駆使せられて酒類の取引きを行い、酒税の保全を期することとなつた。ついては、いつも生産、卸売業者の利潤に対して小売販売業者の利潤の比率は少いので、この際酒類の新価格制度においては、小売販売業者の利潤は一割五分獲得できるよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
酒類の統制価格廃止に伴う新価格制度への移行に際しては、酒類の取引きの適正化及び酒税の保全を期するため、検討を要すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

葉たばこ松川葉の収納価格引上げに関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（山下春江君紹介）（第二六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
松川葉たばこは、福島県全域にわたつて耕作され特用農産物として農家経済上重要な位置を占めるとともに、国家経済に対しても大いに寄与しているところであるが、一方これが耕作者は、その収納価格が著しく低額であるため、生産費をも償い得ない悲惨な状態におかれている状態である。すなわち、現行収納価格反当たり四万二千円は、実際生産費五万八千円をはなはだしく下回り、ために耕作農民は他の収益をもつてこれが欠損を補いつつ耕作を続けざるを得ない実情におかれている。ついては、これら耕作農家の経済向上ならびに生産安定を期するため、生産原価を償うに足る適正価格を早急に設定されたいというのである。
二、請願の議決理由
松川葉のもつ特殊性を考慮して、毎年若干の手当が講ぜられているが、なお、その生産の実態にもかんがみ、更に研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

鳥取税務署庁舎改築に関する請願（請願者　鳥取市東町鳥取商工会議所会頭米原章三外七十二名）（足鹿覺君紹介）（第二七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取税務署は、昭和十八年九月十日の稀有の激震に際しては、さいわいに倒壊は免ぬかれたものの、一尺余り傾斜したので補修し、一応外観は旧状に復しているが、本質的には危険建物であり、また老朽もはなはだしく、昼間でも点灯を要するので、事務上からも職員の健康上からも憂慮にたえないである。ついては、現在の敷地では狭いで納税者にとつても不便であるから、鳥取駅に近い適地に移転し、大衆に親しまれる民主的な施設を備えた明るい税務署として、すみやかに新築されたいというのである。
二、請願の議決理由
税務行政の円滑な運営に資するため、適切な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

商工組合中央金庫に対する政府指定預金引揚げに関する請願（請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝）（村瀬宣親君紹介）（第六四二五号）

一、請願の要旨及び目的
政府は今般、商工組合中央金庫に預託されている指定預金を引揚げることとなつたが、中小企業金融ひつぱくの現状にかんがみ、この対策として次記事項をすみやかに講ぜられたいというのである。
（一）政府は指定預金引揚げに伴う商工組合中央金庫の資金減少を補てんするだけでなく、商工債券の即時大幅引受けを行うこと、（二）多年慣行されて来た指定預金引揚げの代案として、商工組合中央金庫に対する資金運用部資金の低利直接貸の方途を開くこと。

二、請願の議決理由
中小企業の金融難の実情にかんがみ、十分研究を要するものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
大蔵委員長　植木庚子郎
衆議院議長清瀬一郎殿

文教委員会

学校給食用小麦粉に対する国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島市住吉町十九番地鹿児島県パン協同組合理事長福谷君貞）（池田清志君紹介）（第三号）及び同（請願者　神戸市兵庫区小物屋町二十七番地兵庫県学校給食パン協同組合川上実）（田中武夫君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
学校給食法が制定実施されて以来、すでに全国小学校児童の六十三パーセントが給食を受けつつあるが、アメリカからの贈与小麦粉の減少によつて今回パンの値上りとなり、かつ贈与協定の完了のため三十五年度はさらにこれが高騰することが予想される。ついては、政府は同法成立の際の参議院の附帯決議の「小麦粉について全額国庫補助の措置を講ずること」の趣旨を尊重され、給食用小麦粉に対しては全額国庫補助されたい。なお、学校給食用牛乳単価は、三十四年度一八〇CC当り三円七十銭と補助金が減額されたが、これを三十二年度実施のとおり四円に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
学校給食は、教育上、国民の体位向上などの観点からきわめて重要であるから、学校給食用小麦粉等に対する国庫補助については、特段の考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
文教委員長　大平　正芳
衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育費国庫負担等に関する請願（請願者　山形県上山市立上山中学校教諭佐藤庄蔵外三名）（櫻井奎夫君紹介）（第六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国家予算緊縮化の情勢は、教育予算面に大きなしわ寄せをみせているが、地方財政の援助も十分でないこととあいまつて学校予算は、PTA会費およびその他の寄付などによる過重な父母負担に依存しなければならない現状であり、幾度にもわたる学校側の懇願要請にもかかわらず、老朽危険校舎は、予算がないためになんら改築、補修の措置が講ぜられないままに放置され、正常な教育の営みに支障をきたしていることは、まことに遺憾である。ついては、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）義務教育費の大幅国庫負担を実現すること、（二）老朽危険校舎の改築および学校諸施設の拡充に対する国庫補助金を大幅に増額すること、（三）地方交付税率の引き上げと、教育単位費用を改正し、教育財政の確立をはかること、等。

二、請願の議決理由
義務教育の重要性にかんがみ、これが財政措置に関し、更に強力な施策を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
文教委員長　大平　正芳
衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正に関する請願（請願者　山形市諏訪町四百三十九番地宮本忠雄外八名）（櫻井奎夫君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十三年四月に義務教育諸学校施設費国庫負担法が制定され、昭和三十四年度から三十八年度までの五箇年間に、すし詰教室の解消統合、学校校舎等の整備、危険建物の改築を重点として公立文教施設の整備をはかるいわゆる五箇年計画が樹立されたことは喜びにたえないが、しかし右の五箇年計画の基礎になる義務教育諸学校施設費国庫負担法に不合理な点があるので、小学校校舎の新築または増築が遅れるなど小学校教育の軽視が現れてくるものと思われる。ついては、該法律を次記諸点にそつて改正されたいというのである。（一）第三条㈠の小学校新築または増築の補助率三分の一とあるのを二分の一とすること、（二）同条㈡の屋内運動場補助の規定中中学校の次に小学校の字句を挿入して小学校屋内運動場の新築または増築にも中学校同様補助できるようにすること。

二、請願の議決理由
去る第二十六回国会において、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案の審議の際、委員会においてなされた附帯決議及び第二十八回国会において、義務教育諸学校施設費国庫負担法案の審議の際、委員会においてなされた要望決議の趣旨に合致するものであるから、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
文教委員長　大平　正芳
衆議院議長清瀬一郎殿

公立義務教育諸学校の教職員定数改訂等に関する請願（請願者　山形市大字上反田二百七十八番地山形市立大曽根小学校山田東輔）（櫻井奎夫君紹介）（第一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
文部省の定数基準による山形県

の現状は、辺地校、分教場の多いことからして、一学級の児童数は非常に差が多く、都市部においては、特にそのしわ寄せのため、すしづめ学級の様相を呈しており、また現行の教員の研修旅費は一人平均三千六百円で、教育効果をあげるに必要な研修が十分になされず、正当に支給さるべき旅費に生活費がさかれたり、ＰＴＡに依存している現状である。ついては、文部省の定数基準を改訂し、教員定数を増加するとともに、教員研修旅費も増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上をはかるため、義務教育諸学校における教職員定数の増員について、有効な措置を講ずる必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

公立義務教育諸学校の学級編成基準適正化等に関する請願（請願者　山形市印役町九百六十五番地佐藤栄外十一名）（櫻井奎夫君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在一学級あたり平均児童数五十五名は教育効果から見て不適当で、教師の指導監督はとうていできず、ますます高度の知識、技能を必要とする社会に、すし詰め学級は、逆行するものであるから、文部省は、この解消に力をそそぐべきであるとともに、教師自身の研修のための旅費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上をはかるため、学級編制の改善に関し、有効な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する請願（請願者　広島県世羅郡世羅町世羅高等学校河内久和）（内海清君紹介）（第一三号）、同（請願者　盛岡市上田西繩手二十七番地岩手県高等学校ＰＴＡ連合会長奥井武次）（小澤佐重喜君紹介）（第一四号）、同外三件（請願者　長野県駒ヶ根市赤穂一万六千三百五十四番地伊那北高等学校ＰＴＡ会長宮沢素夫外三名）（吉川久衛君紹介）（第一五号）、同外五件（請願者　和歌山市吉田百八十二番地向陽高等学校ＰＴＡ会長福島太一外五名）（田中織之進君紹介）（第一六号）、同外九件（請願者　和歌山県西牟婁郡串本町串本高等学校育友会会長神田明次外九名）（辻原弘市君紹介）（第一七号）、同（請願者　広島県豊田郡大崎町広島県大崎高等学校黒木哲之）（中川俊思君紹介）（第一八号）、同（請願者　広島県双三郡三良坂町広島県塩町高等学校ＰＴＡ会長尾関義人）（永山忠則君紹介）（第一九号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡水口町県高校教職員組合甲賀支部長北川憲三）（西村関一君紹介）（第二〇号）、同（請願者　盛岡市上田西繩手二十七番地岩手県高校ＰＴＡ連合会長吉田孤羊）（山中吾郎君紹介）（第二一号）、同（請願者　盛岡市上田西繩手二十七番地奥井武次）（椎名悦三郎君紹介）（第七二号）、同外十一件（請願者　高知市神田九百八十二番地の一高知県立高知工業高等学校ＰＴＡ会長宮地恒治外十一名）（濱田幸雄君紹介）（第一〇八号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡村松町旭町川井善雄）（石田宥全君紹介）（第一二六号）、同（請願者　佐賀県伊万里市脇田町伊万里商業高校内田中勲）（井手以誠君紹介）（第一二七号）、同外二件（請願者　新潟県加茂市新生町三百四十九番地向山猛夫外七十名）（三宅正一君紹介）（第一二八号）、同（請願者　北海道山越郡八雲町八雲高等学校定時制課程ＰＴＡ会長菅原茂一）（館俊三君紹介）（第一二九号）、同（請願者　福島県白河市瀬戸原六丁目一番地福島県立白河農工高等学校ＰＴＡ池沢栄次郎）（八田貞義君紹介）（第二〇四号）、同（請願者　宮崎県議会議長税所篤行）（相川勝六君紹介）（第四二七号）、同（請願者　広島県呉市阿賀町広島県呉ろう学校長大賀俊二）（大原亨君紹介）（第四二八号）、同外二件（請願者　北海道札幌郡広島村字北の里服部吉章外十七名）（横路節雄君紹介）（第四二九号）、同（請願者　甲府市細工町十八番地山梨県高等学校教職員組合分会長丸茂義光）（内田常雄君紹介）（第六四四号）、同外一件（請願者　北海道上川郡当麻町字園別北教組当麻支部長下郡山清外一名）（芳賀貢君紹介）（第七〇二号）、同外二件（請願者　長野県飯田市銀座五丁目一番地飯田長姫高校ＰＴＡ会長小椋章司外二名）（中島巌君紹介）（第七〇三号）、同（請願者　佐賀県佐賀郡大和町尼寺佐賀県立佐賀農芸高等学校長久保正彦）（八木昇君紹介）（第七〇四号）、同（請願者　北海道浦河郡浦河町東町浦河高校定時制ＰＴＡ会長酒井幸比古外一名）（山中日露史君紹介）（第七〇五号）、同外一件（請願者　甲府市三日町県立甲府第一高等学校ＰＴＡ会長小野熊平外一名）（内田常雄君紹介）（第八二七号）、同（請願者　松江市古志原町六百番地松江工業高校内島根県高等学校教職員組合執行委員長立脇春男）（大橋武夫君紹介）（第八二八号）、同外六件（請願者　熊本市春竹町四百七十六番地三島岳志外千百九十六名）（大原亨君紹介）（第八二九号）、同外三件（請願者　香川県観音寺市観音寺町字福留甲三百十五番地の一観音寺高等学校教職員組合長瀬治外三名）（大平正芳君紹介）（第八三〇号）、同外三件（請願者　香川県仲多度郡琴平町県立琴平高等学校横関正外三名）（加藤常太郎君紹介）（第八三一号）、同（請願者　東京都世田谷区粕谷町十九番地都立千歳高等学校ＰＴＡ会長池田秀太郎）（賀屋興宣君紹介）（第八三二号）、同（請願者　山梨県東山梨郡牧岳町窪平二百六十六番地県立山梨高等学校ＰＴＡ会長永田享雄）（田邊國男君紹介）（第八三三号）、同（請願者　松江市母衣町三十五番地島根県高等学校ＰＴＡ連合会長鈴木繁徳外三名）（竹下登君外一名紹介）（第八三四号）、同外三件（請願者　高松市松島町六百七十八番地県立高松商業高等学校長岡本久治外三名）（藤本捨助君紹介）（第八三五号）、同（請願者　山梨県都留市大幡千九百六番地谷村高等学校ＰＴＡ会長奥秋保次）（堀内一雄君紹介）（第八三六号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡水原町大字山口千五百三十九番地水原高等学校ＰＴＡ会長関口喜代次）（渡邊良夫君紹介）（第八三七号）、同外二十八件（請願者　愛知県碧南市字松本三十二番地県立碧南高等学校分会協議会長松井謙三外四千二百四十四名）（山崎始男君紹介）（第八三八号）、同外一件（請願者　佐賀県唐津市城内東唐津東高校教職員組合委員長徳久幸太郎外一名）（保利茂君紹介）（第一一三六号）、同（請願者　北海道釧路郡釧路村昆布森鬼武信広）（永井勝次郎君紹介）（第一四四六号）、同（請願者　熊本市大江町本六百八十五番地熊本高等学校内熊本県公立高等学校ＰＴＡ連合会長林勝）（大久保武雄君紹介）（第一八五四号）、同外一件（請願者　三重県四日市市東阿倉川四日市高校ＰＴＡ会長山本三郎外一名）（小林正美君紹介）（第二七三一号）、同外一件（請願者　茨城県猿島郡境町上小橋二十一番地本島弥一郎外一名）（赤城宗徳君紹介）（第二七七九号）、同（請願者　大分県杵築市大字南杵築二千三百六番地の二植木文蔵）（綾部健太郎君紹介）（第二七八号）、同（請願者　青森市大字沖館字篠田二百十六番地小山敏夫）（島口重次郎君外一名紹介）（第二七九号）、同外三件（請願者　長野県南佐久郡野沢町駒村岡吾外三名）（井出一太郎君紹介）（第二八〇号）、同（請

願者　茨城県那珂郡緒川村上小瀬内田積善）（石川次夫君紹介）（第二七八一号）、同（請願者　茨城県那珂湊市北山ノ上県立那珂湊第一高等学校ＰＴＡ会長土信田正義）（石野久男君紹介）（第二七八二号）、同（請願者　秋田市秋田県立秋田工業高等学校内山方泰文）（石山權作君紹介）（第二七八三号）、同（請願者　滋賀県蒲生郡日野町大窪五百八十二番地東泉一郎）（今井耕君紹介）（第二七八四号）、同（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町県立鉾田第一高等学校後援会長木城晟）（大久保留次郎君紹介）（第二七八五号）、同外二件（請願者　水戸市竹隈町六百四十九番地茨城県立水戸商業高等学校ＰＴＡ奨学会長野上常一郎外二名）（加藤高藏君紹介）（第二七八六号）、同外三件（請願者　茨城県真壁郡真壁町県立真壁高等学校ＰＴＡ会長稲葉一郎外三名）（北澤直吉君紹介）（第二七八七号）、同外五件（請願者　三重県鳥羽市鳥羽町二千九十八番地鳥羽高等学校ＰＴＡ会長加藤正二外五名）（角屋堅次郎君紹介）（第二七八八号）、同（請願者　東京都板橋区本町三十番地の一都立北豊島工業高等学校後援会長増田正男）（木村武雄君紹介）（第二七八九号）、同（請願者　水戸市北三ノ丸茨城県立水戸第三高等学校ＰＴＡ会長仁平あさ）（久保二郎君紹介）（第二七九〇号）、同（請願者　秋田市保戸野金砂町桜田重蔵）（栗林三郎君紹介）（第二七九一号）、同（請願者　茨城県下館市稲荷町宮田市太郎）（佐藤洋之助君紹介）（第二七九二号）、同外一件（請願者　秋田県仙北郡角館町角館高等学校長沖田領之助外一名）（笹山茂太郎君紹介）（第二七九三号）、同外四件（請願者　三重県伊勢市吹上町三百六十番地の三池田淳次外四名）（田村元君紹介）（第二七九四号）、同外七件（請願者　札幌市琴似町駅前通り藤野戸亮吉外七名）（高田富與君紹介）（第二七九五号）、同（請願者　東京都墨田区寺島町五丁目百二十六番地桜井善司）（島村一郎君紹介）（第二七九六号）、同（請願者　大分県中津市高畑松井慶事）（西村英一君紹介）（第二七九七号）、同（請願者　島根県江津市跡市山藤智一）（竹下登君紹介）（第二七九八号）、同（請願者　青森市大字沖館字篠田二百十六番地白鳥愛三）（津島文治君紹介）（第二七九九号）、同（請願者　水戸市旧城址県立水戸第一高等学校奨学会長木村伝兵衛）（塚原俊郎君紹介）（第二八〇〇号）、同（請願者　富山市芝園町二番地県立富山中部高等学校ＰＴＡ連絡協議会長成田政次）（内藤隆君紹介）（第二八〇一号）、同外二件（請願者　三重県上野市大谷八百五十五番地県立上野高等学校ＰＴＡ会長稲住清左衛門外二名）（中井德次郎君紹介）（第二八〇二号）、同外一件（請願者　松江市母衣町三十五番地島根県高等学校ＰＴＡ連合会長鈴木繁德外一名）（中村英男君紹介）（第二八〇三号）、同（請願者　高松市六番町二番地県立高松高等学校ＰＴＡ会長壺井忠彦）（成田知巳君紹介）（第二八〇四号）、同（請願者　茨城県水海道市亀岡町県立水海道第一高等学校ＰＴＡ会長豊島勘一郎）（丹羽喬四郎君紹介）（第二八〇五号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡堅田町大字今堅田県立堅田高等学校ＰＴＡ会長桑野七治郎）（西村関一君紹介）（第二八〇六号）、同（請願者　山形県酒田市今町九十三番地県立酒田西高等学校長松浦謙三）（西村力弥君紹介）（第二八〇七号）、同外七件（請願者　長野県埴科郡坂城町六千七百二十七番地県立坂城高等学校ＰＴＡ会長山本清紀外七名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二八〇八号）、同外二件（請願者　茨城県行方郡潮来町潮来高等学校ＰＴＡ会長高田明外二名）（橋本登美三郎君紹介）（第二八〇九号）、同（請願者　東京都北区滝野川三丁目五十四番地都立王子工業高等学校ＰＴＡ会長阿子島教良）（濱野清吾君紹介）（第二八一〇号）、同外七件（請願者　長野県諏訪市湯之脇二区六百五番地諏訪清陵高等学校ＰＴＡ会長藤森伝衛外七名）（原茂君紹介）（第二八一一号）、同（請願者　高松市川部町三百九十八番地香川高等学校ＰＴＡ会長諏訪義夫）（福家俊一君紹介）（第二八一二号）、同（請願者　東京都目黒区中目黒一丁目六百七十番地都立広尾高等学校ＰＴＡ会長西脇光彦）（福田篤泰君紹介）（第二八一三号）、同（請願者　東京都北多摩郡国立町都立国立高等学校ＰＴＡ会長本田実男）（細田義安君紹介）（第二八一四号）、同（請願者　山形県酒田市今川九十三番地県立酒田西高等学校ＰＴＡ会長本間武治郎）（松澤雄藏君紹介）（第二八一五号）、同（請願者　長野県篠ノ井市布施高田町篠ノ井高等学校ＰＴＡ会長宮崎金治）（松平忠久君紹介）（第二八一六号）、同外一件（請願者　秋田県能代市養蚕百三十一番地の一市立商業高等学校組合長佐々木敏雄外一名）（柳谷清三郎君紹介）（第二八一七号）、同外四件（請願者　三重県立津高等学校ＰＴＡ会長大藪治郎外八名）（山手満男君紹介）（第三二三八号）、同（請願者　札幌市豊原三条二丁目札幌東高等学校ＰＴＡ会長関正義）（高田富與君紹介）（第三三九〇号）、同（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九六一号）及び同外二件（請願者　茨城県結城市大字大木千六百七十一番地の一茨城県立結城第一高等学校ＰＴＡ会長岡田隆一外二名）（丹羽喬四郎君紹介）（第六九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第三条によつて昭和二十三年一月定められた文部省令第一号の高等学校設置基準第七条に「同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。」と書かれているが、大部分の府県は学級定員を五十人としているのが現状で、さらに激増する入学志願者と、地方財政の窮迫を理由に、ほとんどの府県が定員五十人より一割ないし一割五分増しの募集をしている実情である。一方、教職員の定員基準も、規定の甲号基準をはるかに下回る乙号基準のさらに八五・六パーセント（昭和三十三年九月）の充足率で、甲号基準は完全な空文に終つている。地方交付税中に算定されている公立高校の教育費も、いまだ実態経費を下回つており、その差額分は地方自治体と父兄の負担になつている。ついては、高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化について措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校における教育水準の向

上充実をはかるため、学級編制の基準及び教職員配置の基準に関し、合理的な改善措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

学校栄養士配置等に関する請願（請願者　仙台市原町南目字薬師堂北二十番地榴ケ岡住宅七ノ二十三福山泰子外八十七名）（西村力弥君紹介）（第二二号）及び同（請願者　岡山市内山下八十一番地の一岡山県学校栄養士会理事長足立千恵子外六百五十八名）（山崎始男君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学童の体位向上のための学校給食の健全な発達をはかるためには、給食における所定の栄養基準量の適合と完全なる衛生管理にあると思われるので、これが目的達成のために給食実施校に栄養士を設置し、責任ある栄養、衛生管理にあたらせるとともに、その職に対するふさわしい職名と待遇とを与えられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

去る第二十六回国会において、学校給食法の一部を改正する法律案の審議の際、委員会においてなされた附帯決議の趣旨に合致するものであるから、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食に関する請願（請願者　岡山市内山下八十一番地岡山県学校給食会会長井上陸太郎外四名）（山崎始男君紹介）（第二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食は教育活動の重要な役割を果し、その実績を示しつつあるが、普及充実の実情からみれば都市地域に偏在し、農山漁村地域は遅々として普及進展せず、まことに遺憾であるから、次記事項について措置されたいというのである。（一）学校給食開設に要する施設設備ならびに準要保護児童生徒に対する給食費国庫補助を大幅に増額すること、（二）既設の学校給食施設設備についても国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずること、（三）小麦粉の政府売渡価格を小くとも現価にすえ置くよう財政措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、農山漁村地域におけるこれが普及進展をはかるため、給食施設設備、小麦粉等に対する国の補助については、特に考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

へき地教育振興法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

へき地教育振興法の一部改正に伴い、公立小中学校教職員には、へき地手当が増額、増率支給されることになつたが、高等学校教職員が除外されていることは、へき地教育振興上不備な措置と思われる。ついては、同法の対象に高等学校教職員を含められたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地教育の振興をはかるため、公立小中学校教職員に支給されるへき地手当と、同地域の公立高等学校教職員に支給される手当との不均衡を是正する妥当な措置に関し、十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育施策の拡充に関する請願（請願者　高松市八番町香川県ＰＴＡ連絡協議会長河田正典外八名）（大平正芳君紹介）（第二四七号）及び同（請願者　高松市八番丁香川県ＰＴＡ連絡協議会佐野寛外八名）（田万廣文君紹介）（第二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の教育の実態は、その理想とするところからはるかにかけ離れており、直ちに抜本的施策を講じなければ、悔いを千載に残す恐れがあるので、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）教育課程の改訂に伴い、義務教育施設、設備の拡充、（二）全額国庫負担による学校安全会法の法化促進、（三）へき地教育振興のため積極的措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

義務教育水準の向上充実をはかるため、これが施設、設備の拡充整備、へき地教育振興等に関し、国は万全の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食費国庫補助増額等に関する請願（請願者　高松市八番町香川県ＰＴＡ連絡協議会長河田正典外八名）（大平正芳君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年六月学校給食法が公布されて以来、学校給食は画期的な普及をみ、本年二月現在、小学校においては全国平均六十三パーセント、中学校においては十一パーセントが学校給食を実施しており、他に夜間定時制高等学校を加えて、給食実施人員は約九百七十四万人に達しているが、普及の実情からみれば、都市地域に偏在し、農山漁村地域はようやく二十パーセント程度に過ぎず、なかでも中学校は全国的にその実施率はきわめて低調である。ついては、次記諸項を実現されたいというのである。（一）学校給食開設に要する施設設備ならびに準要保護児童生徒に対する給食費国庫補助を大幅に増額すること、（二）既設の学校給食施設設備についても国庫補助の対象とするよう法的措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、これが普及の隘路を打開するために、給食施設設備等の国庫補助については、特段の考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

産業教育に従事する私立高等学校教職員に産業教育手当支給に関する請願（請願者　福岡県立戸畑工業高等学校教頭吉元良行）（伊藤卯四郎君紹介）（第三五〇号）及び同（請願者　東京都荒川区尾久町五丁目八百七十一番地聖橋高等学校長粟野雅夫）（天野公義君紹介）（第六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年四月法律第百三号により、産業教育を行なう国、公

立高等学校（農業、工業、水産、商船）の教職員等に対し、産業教育手当が、支給されることになつたが、その際産業教育の主旨から、私立学校（農業、工業）の教職員に対しても公立と差別することなく、同様の待遇をすべきは当然であるにもかかわらず、当時における財源関係から一応見送りの形となり、その実現を見なかつたことはまことに遺憾であり、衆議院における要望決議において、私立の高等学校の教員および実習助手に対しても、来年度よりひとしく準用されるよう、政府はすみやかに所要の措置を講ずべきであるとしているも、いまだその実現を見ていない。ついては、産業教育に従事する私立高等学校教職員に産業教育手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

去る第二十八回国会において、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案の審議の際、委員会においてなされた要望決議の趣旨に合致するものであるから、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食事業強化による牛乳の供用確保等に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府が乳価安定の緊急対策として昨年来実施した牛乳学校給食事業はきわめて適切な施策であり、酪農経営の安定はもとより、学童の体位向上についても大きな成果をおさめているが、同事業を万一打ち切ることとなれば、せつかく牛乳愛用のよき慣習も停滞され、学童の体位向上に及ぼす影響は大きく、国家の大局よりしてもまことに憂慮にたえない。ついては、補助率の低下を牛乳供給価格の引き下げ、あるいは給食費の増額その他地方費負担等の方法で補充することはきわめて困難な事情にあるので、むしろ積極的な国の施策として該事業の恒久化と補助単価の維持ならびに事業わくの拡大等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の酪農振興の観点から、牛乳給食事業の恒久化等に対する国の施策に関し、十分考慮する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

学校給食用小麦粉代金の半額国庫補助に関する請願（請願者　宮崎県都城市議会議長小野万重郎外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校給食において、小麦粉の占める割合は大きいが、米国余剰農産物としての受け入れが打ち切られ、昭和三十五年度の小麦粉に対する補助が、現状どおりとなるとすれば、給食費は飛躍的に値上りし、学校給食費の父兄負担が限度にあるといわれる今日において、これが値上げは、学校給食に及ぼす影響はまことに大なるものがある。ついては、過去において原麦の半額補助が打ち切りになつたのは、米国余剰農産物受け入れ期間中のみという条件付きであつたよしであるから、同期限の切れる来年度においては、当然昭和三十年度のとおり、学校給食用小麦代金の半額国庫補助を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食は、教育上、国民の体位向上などの観点からきわめて重要であるから、学校給食用小麦粉に対する国庫補助については、特段の考慮を加える必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育遂行に伴う寄宿舎建設費国庫補助に関する請願（請願者　福島市杉妻町十番地福島県町村議会議長会長石田真宗）（八百板正君紹介）（第一一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中学校の統合により、十キロ以上の遠路よりの通学を余儀なくせられる町村の学童は、疲労と通学時間の点で学業に大いなる支障を生じつつある現状で、特に冬季間は学業に至大な影響をきたしている。ついては、この状況にある町村の寄宿舎建設に対し、国庫より助成の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

通学距離等の事情により義務教育遂行上多大の支障を生じつつある学校をもつ地方の実情を調査の上、寄宿舎建設費等に対する国の助成に関し、十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正等に関する請願（請願者　長崎県知事佐藤勝也外七名）（馬場元治君紹介）（第二〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立文教施設の整備については、昭和三十三年第二十八回国会において、義務教育諸学校施設費国庫負担法の成立を見、さらに昭和三十四年度以降における公立文教施設整備五箇年計画が確立され、その実施をみたことは感謝にたえないが、義務教育諸学校施設費国庫負担法および五箇年計画においては、さきの第二十六回国会の衆参両院における附帯決議および第二十八回国会における衆議院の附帯要望を実現する措置が十分でなく、このため設置者は依然として文教施設整備費の財源調達に苦慮している。ついては、現今の地方財政の実情にかんがみ、義務教育費半額国庫負担の制度を確立するため、次記事項を実現されたいというのである。（一）義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を次のように改正すること。(1)第三条第一項第三号「公立の中学校の屋内運動場の」を「公立の小学校及び中学校の屋内運動場の」とすること、(2)第三条第一項第一号及び第六号における国の負担割合「三分の一」を「二分の一」とすること、等。（二）昭和三十五年度公立文教施設費予算は、前項の法律改正に伴う公立文教施設整備五箇年計画の修正分を含み大幅な増額を行うこと。

二、請願の議決理由

去る第二十六回国会において、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案の審議の際、委員会においてなされた附帯決議及び第二十八回国会において、義務教育諸学校施設費国庫負担法案の審議の際、委員会においてなされた要望決議の趣旨に合致するものであるから、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

宗教法人立幼稚園の資格及び権利の認容等に関する請願（請願

者　東京都世田谷区東玉川町百六十二番地真宗大谷派銀の舘幼稚園五島宗宣外九十五名）（臼井荘一君紹介）（第三八二六号）、同外四件（請願者　広島県因島市田熊町日本バプテスト同盟田熊幼稚園鈴木正弘外四名）（灘尾弘吉君紹介）（第六九二七号）及び同外四十五件（請願者　東京都杉並区上荻窪二丁目七番地キリスト教保育連盟中川花代外四十五名）（岡崎英城君紹介）（第六九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国二千余施設の宗教法人立幼稚園は、宗教法人法第六条により、それぞれの宗教々団の認証と各都道府県の許可を得て学校教育の一環としての責務はもちろんのこと、一般社会人の要望に応えて、宗教教育に重点を置き、幼稚園教育実施に全力を傾注しており、学校法人立の幼稚園となんら遜色がないので、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）宗教法人（神、仏、基）の公認幼稚園に対し学校法人幼稚園同様の資格と権利を認容すること、（二）元宗教法人立ですでに学校法人転換の幼稚園が、やむを得ず解散する場合、その残余財産を元の宗教法人に返還するよう立法化すること。

二、請願の議決理由

幼稚園教育の重要性にかんがみ、宗教法人立幼稚園に対しても助成の途を開き、学校法人立幼稚園との均衡を保たれるよう、また、（二）にいう学校法人立幼稚園の解散の場合については、従来の歴史を顧慮する立場において、等しく十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

養護教諭必置に関する請願（請願者　京都府綾部市吉美小学校内服部作三）（川村継義君紹介）（第四六九一号）、同（請願者　滋賀県東浅井郡びわ村曾根千三十六番地牛川澄夫）（大原亨君紹介）（第七七五八号）、同（請願者　岡山県苫田郡加茂町大字塔中百七十六番地岡田武之）（川村継義君紹介）（第七七五九号）、同（請願者　群馬県吾妻郡嬬恋村大字大笹千二百二十五番地小泉ふさ子）（小松幹君紹介）（第七七六〇号）、同（請願者　栃木県真岡市熊倉町四千七百十二番地加藤七蔵外千九百五十四名）（櫻井奎夫君紹介）（第七七六一号）、同（請願者　熊本市横手町北岡千二百四十四番地高石秀夫）（辻原弘市君紹介）（第七七六二号）、同（請願者　静岡市水道町五番地杉山熊男）（西村力弥君紹介）（第七七六三号）、同（請願者　山口県厚狭郡山陽町厚狭藤田寿一）（三鍋義三君紹介）（第七七六四号）、同（請願者　山梨県大月市猿橋町猿橋五百六十七番地志村治男）（山崎始男君紹介）（第七七六五号）、同（請願者　埼玉県与野市大戸七百九十五番地板倉桂子）（山中吾郎君紹介）（第七七六六号）及び同（請願者　三重県四日市市牛起町千八十一番地の六佐藤満江）（横路節雄君紹介）（第七七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

養護教諭のいない学校では、養護教諭の資格のない学級担任教諭がこの重大な責任を負わされており、その努力をもつてしても、児童の衛生養護は満足にできないばかりでなく、教員の負担を過重にし、学校運営、児童教育に支障をきたしている。ついては、学校教育法第二十八条に基づいて、養護教諭を各校必置とされたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性にかんがみ、養護教諭を各校に配置できるよう十分考慮を加える必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

言語障害児の特別学級等施設に関する請願（請願者　千葉市院内町院内小学校内小林咲子）（臼井荘一君紹介）（第五八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

言語障害児の数は全学童の五パーセントにも及んでいるが、これらの子どもたちの言語障害に対する治療や教育は、普通の学級内ではなかなか困難であり、とかく放置されがちなのが実情である。ついては、これら言語障害児を治療、教育するため、公立の相談所を設けるとともに、特別の訓練を受けた教師による治療施設や、特別の学級（治療教室）を広く全国各地に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

言語障害児の教育の特殊事情にかんがみ、これが学童の教育及び治療の両面を目的とする特別施設を設置することに関し、十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

義務教育諸学校施設費国庫負担率引上げ等に関する請願（請願者　東海市議会議長会長立石健）（竹山祐太郎君外二名紹介）（第六九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村が義務教育に投入する経費は、教育施設の近代化と教科内容の充実のため毎年増加の傾向にあり、地方自治体の重大な財政上の負担となつているが、しかるに危険校舎改築に要する経費の国庫負担は三分の一に過ぎず、さらに資格坪数がただちに改築対象とされないのもまことに実情に反している。ついては、危険校舎改築の国庫負担率を二分の一に引き上げ、資格坪数をそのまま対象とするよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

去る第二十六回国会において、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案の審議の際、委員会においてなされた附帯決議及び第二十八回国会において、義務教育諸学校施設費国庫負担法案の審議の際、委員会においてなされた要望決議の趣旨に合致するものであるから、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

各大学に道路工学講座開設に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地社団法人日本道路協会長岩沢忠恭）（灘尾弘吉君紹介）（第七三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
道路が国の経済基盤に及ぼす影響の重大性は、あらためて多言を要しないところであるが、近時わが国における自動車交通需要の激増はまことに目ざましいものがあり、工業国として著しく立ち遅れたわが国の道路の現状は、今後産業、経済、文化の進展に大きな障害となることが深く憂慮される。したがつて近代道路技術の進展はきわめて重大な課題であつて、この技術者の養成は真剣に取り組まねばならぬ問題である。しかるに、わが国の各大学における土木工学各教課中に占める道路工学の比重はきわめて不十分である。ついては、わが国将来の経済基盤を培うべき道路の整備向上に寄与する立場から、全国の各大学に道路工学の講座を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
交通量の急増しつつある現状にかんがみ、道路の整備充実に寄与せしめるため、大学に道路工学関係の講座を設置拡充することに関し、特に考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

定時制教育の振興に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第七五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
定時制教育振興のため昭和二十八年に定時制教育および通信教育振興法が制定されたが、裏付けとなる財政的措置に乏しく、特に近時の地方財政のしわよせが教育財政なかでも定時制教育に向けられがちなため、学校施設として不適当と思われる施設を利用している分校は、施設の整備状態はきわめて劣悪で教員の確保にも困難をきたし、勤労青少年の教育上憂慮にたえぬ実情にある。ついては、定時制教育の水準向上を期するため次記事項を実現するよう、措置されたいというのである。（一）分校施設整備の国庫補助制度を法制化し、補助率を現行の三分の一から二分の一に引き上げるとともに、補助額を大幅に増額すること、（二）合理的な学級編成の基準および教職員配置の基準を法制化して教職員の配置に遺憾のないよう措置すること、（三）理科教育設備の国庫補助は今後数年にわたり継続して実施し、これを除く教科の設備については補助率を現行の三分の一から二分の一に引き上げ、今後数年にわたり継続して実施すること、等。

二、請願の議決理由
勤労青少年教育の重要性にかんがみ、定時制教育水準の向上をはかるため、これが教育施設設備の整備、合理的な学級編制及び教職員の配置に関し、適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

公立高等学校生徒の急増対策に関する請願（請願者　新潟県議会議長山崎和雄）（田中彰治君紹介）（第七五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中学卒業者の急増に伴い、昭和三十八年以降数年にわたり高等学校進学希望者もまた急増することが必至の状況であることに対処して、地方自治体が行なう施設、設備の整備には膨大な経費が必要である。ついては、政府は地方財政の実情を考慮され、高等学校教育水準の確保、向上に関連する諸問題をもあわせた高等学校生徒の急増対策について、特に次記事項に留意して措置されたいというのである。（一）公立高等学校生徒急増対策に伴う、建築費、設備費に対する国庫補助制度を法制化すること、（二）施設、設備整備に要する財源を確保するため、地方債のわくの拡大をはかること、（三）合理的な学級編成の基準および教職員配置の基準を法制化し、教職員の確保につき万全を期すること、（四）現行の公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法に全日制課程の職員費の国庫補助制度を含めた公立高等学校職員費国庫補助法を制定すること。

二、請願の議決理由
近かき将来において、高等学校生徒の急増が予測されるが、その施設設備の現状と地方財政の事情とにかんがみ、国としても前向き（年度開始前に準備することの意）の合理的な諸施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

養護教諭及び事務職員必置に関する請願（請願者　三重県四日市市午起町千八十一番地の六佐藤満江外千六名）（小林正美君紹介）（第七七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
学校保健の拡充強化は国家保健の根本的施策であり、つねに児童生徒の健康生活を医学的立場から観察指導を続けている養護教諭の任務の分野は広く、かつ重大である。ついては、教職員の授業担任以外の過剰勤務を削減して、教育に専念できるよう、小、中学校および高等学校に養護教諭を必置とされたい。また現在事務職員は全国に二十五・七パーセントの配置率で学校事務の渋滞など教育上種々欠陥を生じているから、各校必置とするよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
学校教育上、養護教諭及び事務職員の果たす役割の重要性にかんがみ、小、中、高等学校の各校に配置できるよう、十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

文教委員長　大平　正芳

衆議院議長清瀬一郎殿

逓信委員会

簡易郵便局法の一部改正に関する請願外二件（請願者　大阪府地黄局区内田尻簡易郵便局受託者中井豊外二名）（淺香忠雄君紹介）（第四一号）、同（請願者　鹿児島県加世田市津貫局区内久木野簡易郵便局中山松左衛門）（上林山榮吉君紹介）（第四二号）、同（請願者　熊本県天草郡御所浦村字与一ケ浦御所浦北簡易郵便局長島与一外一名）（園田直君紹介）（第四三号）、同（請願者　岡山県新見市菅生千原簡易郵便局繁田聰明）（橋本龍伍君紹介）（第四四号）、同（請願者　熊本県天草郡大矢

野町中字江後江後簡易郵便局杉田力）（吉田重延君紹介）（第四五号）、同外二件（請願者　鹿児島県加世田市津貫局区内久木野簡易郵便局中山松左衛門外二名）（上林山榮吉君紹介）（第八八号）、同（請願者　熊本県天草郡姫戸村牟田牟田簡易郵便局宮内博）（坂田道太君紹介）（第八九号）、同（請願者　静岡県磐田郡豊田村森下百三十二番地井通簡易郵便局高橋文一郎外一名）（竹山祐太郎君紹介）（第九〇号）、同（請願者　静岡県磐田郡佐久間町長北井三子夫）（中村幸八君紹介）（第九一号）、同（請願者　静岡県榛原郡相良町菅ケ谷千二百四十番地の二高塚素一）（松岡嘉兵衛君紹介）（第九二号）、同（請願者　熊本県天草郡大矢野町維和益田一雄外一名）（吉田重延君紹介）（第九三号）、同外一件（請願者　鹿児島県贈唹郡財部町長谷口治秀外一名）（上林山榮吉君紹介）（第一一四号）、同（請願者　高知県安芸市長岩崎健夫外一名）（濱田幸雄君紹介）（第一一五号）、同（請願者　群馬県多野郡鬼石町大字保美濃山六百七十七番地の一保美濃山簡易郵便局須田日義）（福田赳夫君紹介）（第一一六号）、同（請願者　宮城県加美郡中新田町広原簡易郵便局田中光男）（菊地養之輔君紹介）（第一五六号）、同外二件（請願者　宮崎県都城局区内横市簡易郵便局去川初男外二名）（瀬戸山三男君紹介）（第二二一号）、同外五件（請願者　熊本県牛深市深海町浅海簡易郵便局大田正子外五名）（園田直君紹介）（第三一七号）、同（請願者　静岡県周智郡森町周智飯田簡易郵便局渡辺徳三郎）（足立篤郎君紹介）（第三七八号）、同（請願者　静岡市南藁科簡易郵便局谷津太郎）（西村直己君紹介）（第三七九号）、同（請願者　高知県室戸市室戸岬町全国簡易郵便局連絡協議会吉村安雄）（宇田國榮君紹介）（第六一一号）、同（請願者　宮崎市羽佐間簡易郵便局外山末雄）（川野芳滿君紹介）（第六五七号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡荘内町長東清文）（瀬戸山三男君紹介）（第六五八号）、同（請願者　群馬県多野郡鬼石町大字保美濃山六百七十七番地の一保美濃山簡易郵便局受託者須田日義）（福田赳夫君紹介）（第六五九号）、同外七件（請願者　鹿児島県大口市青木青木簡易郵便局飯塚ノブ子外七名）（中馬辰緒君紹介）（第七一八号）、同（請願者　静岡県湖西局区内知波田簡易郵便局豊田俊助）（竹山祐太郎君紹介）（第七四三号）、同外一件（請願者　高知県高岡郡中土佐町矢井賀簡易郵便局戸田虎已）（濱田正信君紹介）（第七四四号）、同（請願者　高知県室戸市室戸椎名上田茂喜）（吉川久衛君紹介）（第七六六号）、同（請願者　静岡県磐田市大藤簡易郵便局伊藤忠太郎）（竹山祐太郎君紹介）（第七七二号）、同（請願者　千葉県八日市場市千葉県簡易郵便局連絡協議会長伊藤誠）（寺島隆太郎君紹介）（第八四七号）、同（請願者　長野県駒ケ根市赤穂九千三百四十一番地根橋貞一外一名）（原茂君紹介）（第八四八号）、同外一件（請願者　長野県茅野市湖東笹原簡易郵便局今井しづ外三名）（小川平二君紹介）（第一六三五号）、同（請願者　熊本県本渡市志柿町本郷志柿本郷簡易郵便局福田ヤエ）（吉田重延君紹介）（第一七三八号）、同外四件（請願者　北海道沙流郡平取町字川向土良宇簡易郵便局仲山初夫外四名）（南條徳男君紹介）（第二〇三七号）及び同（請願者　鹿児島県大口市青木九百九番地の一青木簡易郵便局飯塚ノブ子）（池田清志君紹介）（第二四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般の特定郵便局制度調査会の答申に基づき、次の諸点につきすみやかに簡易郵便局法を改正されたいというのである。（一）簡易郵便局受託者の範囲を個人にまで拡大すること、（二）各種手数料を大幅に引き上げ、かつ最低保障をすること、（三）取扱当務者の身分を保障すること、（四）簡易郵便局に郵政業務の全般を取り扱わせること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願（請願者　北海道美唄市我路町我路簡易保険加入者の会長我妻倉雄外十三名）（岡田春夫君紹介）（第一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

簡易生命保険ならびに郵便年金の積立金は、地方への還元と公共の福祉のために融資するのを本旨としており、積極的に地方における産業の発展、経済の振興、文化の向上、教育の充実に大きな役割を果しているが、さらに一段と融資の拡大をはかり、余裕金等の管理運用についても郵便大臣の所管に移し、完全なる運用態勢の確立を期するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

長野県下における電話網の整備強化に関する請願（請願者　長野県議会議員長田輝男）（中澤茂一君紹介）（第一五七号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一五八号）、同（請願者　長野県議会議長尾崎秀男）（吉川久衛君紹介）（第三一八号）、同（請願者　長野県議会議員堀忠雄）（小川平二君紹介）（第一六三二号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第二四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下の電話事情のうち、現在長野市と松本市以遠の各都市間においては、通話申込から通話開始までの時間が、特に長時間を要する傾向にあることは、まことに遺憾とするところである。ついては、長野と松本以遠間における通話の即時化および回線増加による能率化について配意されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県下における電話事情にかんがみ、予算等を勘案して、逐次、長野市を中心とする即時通話区間の拡張を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内

閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
　逓信委員長　佐藤洋之助
衆議院議長清瀬一郎殿

指宿湊郵便局の普通局昇格に関する請願（請願者　鹿児島県指宿市長末吉敬治外二名）（宇田國榮君紹介）（第六九〇号）、同（請願者　鹿児島県指宿市長末吉敬治外二名）（床次徳二君紹介）（第九九六号）及び同（請願者　鹿児島県指宿市議会議長南八郎外一名）（上林山榮吉君紹介）（第二五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県指宿市指宿湊郵便局は、特定局として指宿市十二町、十町および東方の一部にわたる郵政業務の円滑な運営をはかりつつ、その使命達成に努力しているが、同市は近代温泉観光都市としての発展を目指して躍進途上にあり、現在の特定局機構では種々不便があるから、同郵便局を普通局に昇格されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の郵便局はできるだけ早い機会に普通局に昇格するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
　逓信委員長　佐藤洋之助
衆議院議長清瀬一郎殿

大牟田郵便局庁舎改築に関する請願（請願者　福岡県大牟田市長細谷治嘉）（田中稔男君外一名紹介）（第七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大牟田郵便局庁舎は、戦災後木造で急造されたものであるが、最近市の復興発展に伴い機構も拡充され、職員も当時より三十七名増加したため、局舎は著しく狭まくなり、事務の執行に多大の支障をきたしているのみならず、市民と密接な関係のある窓口も不足し、多数市民は少なからず不便を感じている状況にある。ついては、該庁舎をすみやかに改築されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の郵便局舎は早期に新築を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
　逓信委員長　佐藤洋之助
衆議院議長清瀬一郎殿

東京都吉原地区に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　東京都台東区浅草新吉原揚屋町十七番地菅野幸一外十一名）（田中榮一君紹介）（第七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都台東区吉原地区には、戦前無集配特定局が置かれていたが、戦時中一時廃局となり、そのままの状態で今日に至つている。しかし、最近では旅館街として衣がえし、修学旅行など学生や団体の来訪が多く同地区に郵便局がないため、これら一般団体宿泊者はつねに不便を感じている一方、隣接の千束、日本堤両特定局はきわめて利用者も少ない状況である。ついては、同吉原地区に無集配特定郵便局を復活設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の地域には将来、適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
　逓信委員長　佐藤洋之助
衆議院議長清瀬一郎殿

放送法の一部改正に関する請願（請願者　盛岡市呉服町二十九番地岩手県農協有線放送連絡協議会長佐藤公一）（山本猛夫君紹介）（第七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
有線放送電話は、またラジオ放送をも聞くことができるという理由から、有線放送電話に加入しておれば、ラジオ受信機を持たなくても、放送法第三十二条の規程によつて、正規のＮＨＫ受信料を徴収されることになつているが、有線放送電話のスピーカーは、自らの意思で放送を選択する自由はなく、一般通話や自主番組の時間中は、聞きたい番組も聞けないこと等の理由から、一般のラジオ受信機と同一とみなすことは妥当でなく、また有線放送電話加入者中、ラジオを持たないものは、いずれも経済的に困窮のため、購入する余裕がないものである。ついては、すみやかに放送法を改正し、有線放送電話加入者中ラジオ受信機をもたないものに対するＮＨＫ受信料の賦課は、相当額の減額ないし全額免除の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
有線放送によるラジオ放送受信局の特殊な事情にかんがみ、その受信料については、減免措置につき考究の必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十五年七月十五日
　逓信委員長　佐藤洋之助
衆議院議長清瀬一郎殿

郵便集配請負人の処遇改善に関する請願（請願者　北海道浜益郡浜益村字送毛三十五番地全国郵便集配請負人組合奥山高記）（浅香忠雄君紹介）（第九九五号）、同（請願者　愛媛県周桑郡小松町石鎚甲九百五十三番地の二全国郵便集配請負人組合黒河通重）（森本靖君紹介）（第一一二五号）及び同（請願者　新潟県十日町市中条戊七百四十七番地全国郵便集配請負人組合橋本亀三郎）（塚田十一郎君紹介）（第一一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在郵政省では全国千四百六十二箇所にわたり（特に山間辺地）郵便集配業務を請負人によつて遂行しているが、そのため同じ国営事業に従事しながら、請負人なるが故に待遇はきわめて劣悪な条件下にあり、しかも最近は郵便物の取扱いも飛躍的に増大し、郵便局の通常区となんら変らない配達を行なつている請負区が多数にのぼつている状態である。ついては、国営事業の本質からも請負によつて集配すべきものでなく、あくまで国の職員として、その身分を確立し、生活の安定を与え、国民大衆の利益を守るため、請負区を通常区に改訂されたいが、当面の問題として次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）請負料を大幅に引き上げること、（二）期末手当を増額すること、（三）年末首繁忙手当を支給すること、等。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨については、政府

において実現方、考究の要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

兵庫県南淡町福良に特定郵便局設置の請願（請願者　兵庫県三原郡南淡町福良乙百九十二番地　岸映志外千三百八十七名）（永田亮一君紹介）（第一七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

既存の福良郵便局が新庁舎に移転した場所は、あまりにも東端に偏したため、一部を除く、住民の大多数は非常に不便を感じており、加うるに老齢年金受給者の増加、また各種年金受給者および商業の中心が同局以西がその大半を占めるため、公的サービスの見地から見ても住民に不便を感じ新局の設置を望んでいる。ついては、旧福良町役場に近隣し、同局との距離八百五十メートルの最適地に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には早急に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

淡路島内市外線の洲本電話局に集中化等に関する請願（請願者　兵庫県洲本市外通町七丁目興国研究会長南担）（永田亮一君紹介）（第二四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県淡路島内の電話施設は、その型式が非常に古く、県下では西脇市でさえすでに自動式に改式されているのに、西脇局より約三倍半の加入数を有する同島内の洲本局が共電式で他の二十七局は皆磁石式となつているため、島内で隣接せる局との通話も呼び出してから通話までに普通でおよそ最低二十分から三十分以上を要しており、まことに不便である。ついては、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）洲本局区内を自動式に改式すること、（二）島内各局はそのままおき、即時通話のできるよう洲本局に島内市外線を集中すること、（三）洲本局と阪神との即時通話ができるように施設を整備すること、等。

二、請願の議決理由

淡路島における電話事情にかんがみ、予算等を勘案して、なるべくすみやかに、洲本電話局の自動化並びに同局と島内各地及び阪神地区との間の市外通話の即時化を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

富山県水橋町中部地区に無集配郵便局設置の請願（請願者　富山県中新川郡水橋町長藤木進外十七名）（鍛冶良作君紹介）（第二五六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年十二月に郵政業務の円滑な運営と利用者サービスの向上のため、富山県中新川郡水橋町中部地区に設置されていた老朽狭あいな局舎を廃し、西部地区の現在地に新局舎の建設を見たのであるが、現局舎の位置は、同町市街中心部より約一・五キロ、市街地北端より二キロ余りを隔ち、付近に民家が少ないため、利用者の大半、特に中部地区七千余名は非常に不便を感じている。ついては、水橋町中部地区に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来、適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

洲本市炬口外二地区内に特定郵便局設置の請願（請願者　兵庫県津名郡津名町志筑二千八百三十二番地の一登日基理外二名）（渡海元三郎君紹介）（第二八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県洲本市を流れる洲本川の北岸に位置する同市炬口、塩屋および宇山の三地区は、人口約六千を擁し、地形上同市内でも独立した地帯であるが、地区内に郵便局が設立されていないため、遠距離にある他地区の郵便局を利用しており、地形の上からもきわめて不便である。ついては、同地区は国道事業等によりさらに一段と発展が約束されているので、洲本市炬口、塩屋ならびに宇山の地区内に特定郵便局をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来、適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

福島民間テレビ放送会社の免許促進に関する請願（請願者　福島県議会議長伊藤幟）（小松信太郎君紹介）（第三三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間テレビ放送については、全国ですでに三十六社が免許を受け、東北六県において免許されないのは福島県のみである。いうまでもなくテレビ放送の近代社会に果す役割は大なるものがあり、福島県産業経済の進展と県民の文化福祉の増進を考えるとき、この現状はまことに遺憾である。ついては、福島県民間テレビ放送免許のすみやかな実現につき、格別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

テレビジョン放送の普及を図るため、同地区に民間テレビ放送をすみやかに開設する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便局舎等の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県議会議

長大坪静夫）（山中貞則君紹介）（第三九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便事業を円滑に処理するためには、郵政省は適正な要員の配置と執務上の施設を完備することが必要であるが、現在の郵便局舎は全国で一四・五五二局設置されている中で、郵政省の所有するものはわずかに一・三五一局で、他の一三・二〇一局は借り上げによる局舎で、しかもその九九パーセントまでが個人所有のものである。これを国有局舎に比較してみると、通風採光等が悪いばかりでなく、老朽かつ狭まく、公衆の利用上においても職員の執務上からも早急に整備する必要がある。ついては、これら老朽局舎を再建、修繕、模様かえ等の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

甲府市上石田町東部に特定郵便局設置の請願（請願者　甲府市上石田町東部自治会長浅利友蔵）（金丸徳重君紹介）（第四七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

甲府市上石田町東部は、新開地的住宅地域であり、人口は最近ようやく増加しており、さらに中学校が開校されると、急激な人口増加が期待されるが、為替、貯金ならびに保険等一連の郵便事務に関しては、同市中心部の郵便局の利用を余儀なくされており、同郵便局へは距離的条件もあつて、その利用はまことに不便で難渋している。ついては、同市上石田町東部に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

郵便局舎の整備促進に関する請願（請願者　高松市議会議長松田和夫）（福家俊一君紹介）（第七〇二〇号）及び同（請願者　高松市議会議長松田和夫）（藤本捨助君紹介）（第七八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在郵便局舎は全国で一万四千五百余局あるとのことであるが、そのうち郵政省が所有するものはわずか一千四百局にも達せず、他は個人所有のものを借り上げているようである。この一万三千余局の個人所有のものの大半は、通風採光等が非常に悪く、老朽化し、利用者の不便はもちろん、職員の執務上にも多大の支障をきたしている。ついては、これら老朽局舎を整理し、早急に新しく設備の完備した郵便局舎の整備をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

栃木市旭町の電々公社所有地の換地及び払下げに関する請願（請願者　栃木県栃木市境町栃木商工会議所会頭片柳弥市）（山口好一君紹介）（第七〇四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県栃木市旭町二百二十八番地所在の電々公社所有の電柱置場は、栃木―小山両市を結ぶ県道に面した、商店街とこれに通ずる住宅街の中にあり、同置場と県道を結ぶ道路は約三・六メートルでトラックの運行はもちろん、電柱のような長大物の運搬は不便かつ危険でもあり、火災その他予期しない災害等の発生の際は大なる被害を招くおそれがある。ついては、地元住民において適当な換地を提供するから現在地の払下げをされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年七月十五日

通信委員長　佐藤洋之助

衆議院議長清瀬一郎殿

（答弁書受領）

山林の所有権に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年七月五日

提出者　石田　宥全

衆議院議長清瀬一郎殿

山林の所有権に関する質問主意書

国有林は、北海道を除き東北地方等積寒地帯に多く偏在している。すなわち全国総計四百四十二万町歩のうち、八一・五パーセントに及んでいる。文化にとり残され、経済的にも恵まれず生活を支えるべき山林が国有であることは在住民の生活を一層窮迫させている原因であると考えられる。

在住民の天賦の資源として、国有林の払下げ等については、山村民の経済的安定と向上のために特に留意すべきである。

現在、新潟県岩船郡朝日村地内の字、相の又・鈴・鳴海・明味沢等の山林約一千町歩について組合有林か国有林かという所有権の紛争が明治四十二年来続けられてきている。

当該、山林は、明治八年地引図の作製に当つて所轄大林区署の許可を得ており、さらに明治二十三年に更生図を作製し、同時に登記を完了している。その名義人は高根合資山林会社である。その後、明治四十一年部落有林に登記変更をなしたのであるが、明治四十二年林野局が所有権に疑義ありとして管理権を侵害してきたのである。その際地元民は猛烈に反対し、その後も数回にわたつて抗議を繰り返し、返還を要求して現在に及んでいるが、この間の事情について可及的詳細に回答されたい。

新潟法務局村上登記署及び村役場の土地台帳では、明治四十一年部落有林に登記変更後、さらに昭和二年旧高根村々有林となり、昭和二十九年町村合併の際に、高根生産森林組合の所有となつている。従つて、従前の地租及び今日の固定資産税は、前記の会社及び組合が納入しているのであるから、当然登記署の登記名義人の所有であると思うが、政府の見解を伺いたい。

さらに、地租及び昭和二十五年以降創設された固定資産税の納税義務者は、原則として固定資産の所有者である。その所有者は土地については、土地台帳または土地補充課税台帳に所有者として登録されているものである。そこで土地所有権と固定資産税の納税義務の規定と前記の問

題との関連について政府の見解を伺いたい。
右質問する。

昭和三十五年七月十九日

内閣総理大臣　岸　信介

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員石田宥全君提出山林の所有権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石田宥全君提出山林の所有権に関する質問に対する答弁書

一　前橋営林局村上営林署管内駒ケ岳三千七百二十九番国有林と高根生産森林組合の所有にかかる新潟県岩船郡朝日村大字高根字スズ三千七百三十三番山林、同小滝百二十七番山林、同松倉百二十九番山林及び同駒ケ岳三千七百二十七番山林との境界について、昭和三十四年九月五日付をもつて円満な解決を求むる旨、また、昭和三十四年五月十五日付及び六月十五日付をもつて村上営林署長に対し、調査されたき旨、同組合代表組合長理事板垣仁左エ門から陳情があつた。

二　以上の陳情に基づく林野庁の調査結果は、次のとおりである。

(1)　陳情者高根生産森林組合の主張は、同組合の所有地たる前記四山林が駒ケ岳国林有に編入されているから、境界を是正してほしいという趣旨である。

(2)　係争国有林の境界査定は、営林局保存の関係書類によれば明治四十一年に旧国有林野法（明治三十二年法律第八十五号）第四条に基づいて境界査定官吏山林属河崎鑿太郎及び井上樽重によりなされ、明治四十二年九月十七日、長野大林区署長から当時の隣接地所有者たる合資山業会社社長遠山金作あて境界査定通告をなし、同法第七条による六十日の出訴期間を経て境界が確定した。

なお、同組合保存の書類によれば、境界査定当時、上記遠山金作から陳情があつた模様であるが、その後は、現在まで陳情ないし紛争はなかつた。

三　以上のとおり本件境界査定処分は、当時の法律の規定によりすでに適法に確定していると認められるので、陳情者の主張を容認することはできなかつた。

四　土地に対する固定資産税については、地方税法上は、いわゆる台帳課税主義がとられており、土地台帳（昭和三十五年三月の不動産登記法の改正に伴い法務大臣の指定期限経過後は、土地登記簿）又は土地補充課税台帳に所有者として登録されている者に対して課税される。したがつて、土地台帳上の所有名義人については、その所有権のいかんをとわないことになつている。

右答弁する。

衆議院会議録第四十一号（その一）中正誤

ページ	段	行	誤	正
六六八	二	三	法律第百七三（第十九号）	法律第百九十七号）
六六九	一	五	（放射線	（放射性
六七〇	四	終りから九	薬局の開設者は	薬局開設者は
六七一	一	九	法律第百九十七号、	法律第百九十七号。
七〇〇	三	五	電々公社の	電々公社

衆議院会議録第四十一号（その二）中正誤

ページ	段	行	誤	正
七七	三	三	（第一〇五九号）	（第一〇五八号）

衆議院会議録第四十一号（その三）中正誤

ページ	段	行	誤	正
七三	三	四	参議院閉会中審査	参議院委員会審査未了

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段（33）五二一―五二九〇（代表）